

# 飯田市教育委員会施設等総合管理計画

策定 令和3年3月

改訂 令和8年5月

飯 田 市

飯田市教育委員会

# 全 体 目 次

第1章 計画の背景・目的等

第2章 学校施設

第3章 飯田市公民館及び地区公民館

第4章 社会体育施設

第5章 文化施設

第5-1 ホール施設

第5-2 図書館施設

第5-3 博物館施設

第5-4 文化財関連施設

第5-5 人形劇関連施設

第5-6 歴史研究所

第6章 学校教育関連施設

第6-1章 学校給食施設

第6-2章 放課後児童クラブ

第6-3章 教職員住宅

第7章 社会教育関連施設

第8章 計画の継続的運用方針等

# 第1章

## 計画の背景・目的等

# 第1章 目 次

|     |                        |      |
|-----|------------------------|------|
| 1-1 | 計画の背景・目的等              | 1-2  |
| 1   | 計画の背景                  | 1-2  |
| 2   | 計画の目的                  | 1-2  |
| 3   | 計画の概要                  | 1-2  |
| (1) | 計画期間                   | 1-2  |
| (2) | 対象施設(全178施設)           | 1-3  |
| (3) | 計画の位置づけ                | 1-3  |
| 1-2 | 教育委員会施設を取り巻く現状と課題      | 1-11 |
| 1   | 飯田市の現状と課題              | 1-11 |
| (1) | 人口の動向                  | 1-11 |
| (2) | 財政状況と今後の見通し            | 1-12 |
| 2   | 教育委員会施設の現状と課題          | 1-15 |
| 1-3 | 施設整備の基本的な方針            | 1-16 |
| 1-4 | 基本的な方針等を踏まえた施設整備の取組等   | 1-17 |
| 1   | 事後保全型の改修から予防保全型の改修への転換 | 1-17 |
| 2   | 時代の変化に対応した施設環境の整備      | 1-19 |
| 3   | 法令等を踏まえた維持管理の徹底        | 1-20 |
| 4   | 工事・修繕等の改修履歴の整備         | 1-21 |
| 5   | 施設量の最適化への取組を実施         | 1-21 |

## 1 - 1 計画の背景・目的等

### 1 計画の背景

飯田市では、平成 28 年 12 月に「飯田市公共施設等総合管理計画」を策定し、全ての公共施設等の今後の整備・管理方針を定めました。この計画に基づき、施設に関する老朽化状況の把握、今後の維持・更新コストの把握を行い、中長期的な整備・管理方針を定めています。

飯田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する施設は、市全体の 50%以上（面積比率による）の割合を占めており、施設の多くが築 30 年以上経過しているため、施設の維持費や更新といった避けられないコストの増加に対して、計画性を持って対応していく必要があります。

これを踏まえ教育委員会では、教育委員会施設の現状や課題を分析し、必要となる改修を計画的に実施するため、令和 3 年 3 月に「飯田市教育委員会施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。本計画は、計画期間を令和 3 年度から令和 12 年度の 10 カ年、各施設の実実施計画は前期 5 カ年の計画とし、各施設の目指すべき姿とその実現に向けた施設整備方針等を定め、計画的な施設整備を進めてきました。

本計画の策定から 5 年目となる今年度、「飯田市公共施設等総合管理計画」の新たな策定、本計画策定以降の状況変化、各施設の劣化状況の調査結果等を踏まえつつ、本計画の内容を一部修正するとともに、令和 8 年度から令和 12 年度の後期 5 カ年の各施設の実実施計画を策定しました。

### 2 計画の目的

本計画は教育委員会施設における現状と課題を分析した上で、計画的な施設改修を実施することで施設の長寿命化を図るとともに、施設利用者のニーズに対応するために必要な改修を計画的に実施することで、施設利用環境の改善を図ることを目的とします。

### 3 計画の概要

#### (1) 計画期間

計画期間は、文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）において、策定が求められている個別施設計画に対応するため、令和 3 年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 10 カ年とし、各施設の実実施計画は 5 カ年の計画を定めます。なお、施設の長寿命化による財政効果には長期的な視点も必要なことから、コストシミュレーション（費用試算）は今後 40 年間を見通すものとします。

また、「飯田市公共施設等総合管理計画」の見直しに伴い、社会情勢や教育環境の変化等への対応を要する場合は、本計画も必要に応じて見直すものとします。

## (2) 対象施設（全 178 施設）

本計画の対象施設は、教育委員会が所管する全ての施設を対象とし、一部他課が所管する施設を含みます。なお、小規模施設等は本計画の対象外とします。

- ・ 学校施設：小学校 19 校、中学校 9 校
- ・ 公民館施設：飯田市公民館 1 館、地区公民館 20 館
- ・ 社会体育施設：屋外：24 施設、屋内：16 施設
- ・ 文化施設：ホール施設（3 施設）、図書館（3 館）、博物館施設（10 施設）、人形劇施設（4 施設）、文化財関連施設（10 施設（指定文化財含む））、歴史研究所（1 施設）
- ・ 学校教育関連施設：調理場（6 施設）、児童クラブ等（23 施設）、教職員住宅（25 施設）
- ・ 社会教育関連施設：4 施設

## (3) 計画の位置づけ

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」、「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」に定められた地方公共団体で策定する「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」に該当します。

飯田市においては、「いいだ未来デザイン 2028」（計画期間：平成 29 年度～令和 10 年度）の下位計画である「飯田市公共施設等総合管理計画」（計画期間：2026 年度～2035 年度）の個別計画のひとつとなる、教育委員会施設における個別計画として位置付けます。

本計画策定に当たっては、「飯田市教育大綱」「第 2 次飯田市教育振興基本計画」及び関連する諸計画との整合を図っています。

また、主な関連計画の概要は下記の通りです。

### ア 国の計画等

#### (ア) インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議

日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）で示された 2030 年のあるべき姿のひとつ「安全で強靱なインフラが低コストで実現されている社会」の実現に向け、国では、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議を設置し、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。

この基本計画に基づき、関係府省庁、自治体レベルの全分野にわたり、インフラ長寿命化計画（行動計画）の策定が進められています。



(イ) 文部科学省「インフラ長寿命化計画（行動計画）」

文部科学省は、国の「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月）に基づき、平成 27 年 3 月に「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定しました（令和 3 年 3 月行動計画の見直し）。

図表 「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」の概要

|        |                                 |   |
|--------|---------------------------------|---|
| 計画の範囲  |                                 | 維持管理等に関する公財政支出があり、多数の国民を受け入れる施設（国公立公民館施設、公立社会教育施設、施設運営型独立行政法人、庁舎等）  |
| 計画期間   |                                 | 令和 3 年度～令和 7 年度（2021 年度～2025 年度）  |
| 目指すべき姿 |                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各設置者における「メンテナンスサイクル」の構築</li> <li>○ これまでの改築中心から長寿命化、事後保全から予防保全への転換を促し、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減、予算の平準化</li> </ul> |
| 取組の方向性 | メンテナンスサイクルの着実な実施                | 点検・診断や必要な修繕等の実施状況を把握、必要な予算の安定的な確保   |
|        | 予防保全型の老朽化対策への転換                 | 国庫補助事業の制度拡充   |
|        | 個別施設計画の内容充実や適時の計画の見直し           | 個別施設計画の策定に関する実態調査の実施  |
|        | 公的ストックの最適化                      | 個別施設計画の内容充実のための見直しや分野横断的実行計画の策定に資する事例集・ガイドラインの作成・周知   |
|        | 維持管理を含めた PPP/PFI などの官民連携手法の導入支援 | 包括的民間委託や維持管理に特化した PFI 等のガイドラインの作成・周知  |
|        | 体制の構築、情報基盤の整備及び活用               | 体制構築、施設の点検・診断結果等の情報の蓄積・共有の有効性の普及啓発  |
|        | 新技術の開発・導入                       | 非破壊診断技術・新材料に関する研究開発、導入段階に至った新技術の周知  |

## イ 本市の計画等

### (ア) いいだ未来デザイン 2028（飯田市総合計画）

「いいだ未来デザイン 2028」は、地域のビジョン実現に向けて市民、地域、事業者、団体、NPO、行政など各々の立場で「飯田の未来づくり」にチャレンジしていくための指針です。

図表 「いいだ未来デザイン 2028」の概要

|        |   |
|--------|---|
| 将来像    | リニアがもたらす大交流時代に「くらし豊かなまち」をデザインする<br>～合言葉はムトス 誰もが主役 飯田未来舞台～   |
| 計画期間   | 平成 29 年度～令和 10 年度（2017 年度～2028 年度）の 12 年間   |
| 未来ビジョン | 目指すまちの姿<br>1 私らしいくらしのスタイルを楽しむまち<br>2 人と人がつながり、安全安心に暮らせるまち<br>3 健やかにいきいきと暮らせるまち<br>4 学びあいにより生きる力と文化を育むまち<br>5 地域の応援で子育ての幸せが実感できるまち<br>6 人と自然が共生する環境のまち<br>7 持続的で力強く自立するまち<br>8 地域の誇りと愛着で 20 地区の個性が輝くまち   |
| 基本目標   | 令和 7 年度（2025 年度）から令和 10 年度（2028 年度）までの 4 カ年の取組の方向性を示す 7 つの基本目標は、次のとおりとします。<br>1 市民が将来にわたり地域に誇りと愛着を持てるまちをつくる<br>2 人がつながり助け合い、社会基盤を強化して安全・安心なまちをつくる<br>3 飯田で育ててよかった・育ててよかったと実感できるまちをつくる<br>4 自然と共に歩む豊かな循環型社会をつくる<br>5 誰もが多様な働き方で活躍でき、次世代につながる魅力ある産業をつくる<br>6 誰もが生涯を通じてその人らしく暮らすまちをつくる<br>7 リニア・三遠南信道時代に向けたまちの基盤をつくる |

## (1) 飯田市公共施設等総合管理計画

「飯田市公共施設等総合管理計画」は、本市が所有する全ての公共施設等について、効率的かつ効果的な適正管理と有効活用を実現するための計画です。

図表 「飯田市公共施設等総合管理計画」の概要

|                     |   |
|---------------------|---|
| 計画期間                | 令和8（2026）年度から令和17（2035）年度まで   |
| 目的                  | <p>本計画は、国の「インフラ長寿命化本計画」における本市の行動計画に該当し、総務省の指針に基づく「公共施設等総合管理計画」として位置付けられます。</p> <p>また、本市の総合計画「いいだ未来デザイン 2028」を施設管理の観点から下支えする計画であり、本計画に基づく改修・更新等に際しては、国の交付金や地方債の対象事業として有利な財源を確保することが可能とするものです。</p> <p>本市が保有する全ての公共施設等の現状と課題、今後の取組方針や縮減目標を定めるとともに、個別施設計画の策定による具体的な取組を進行管理することによって、可能な限り次世代に負担を残さない効率的かつ効果的な公共施設等の最適な維持管理を実現することを目的としています。</p>  |
| 対象施設                | <p>本市が保有する全ての公共施設等を対象とします。</p> <p>過去の経過、施設の特性等から、「建物施設」、「インフラ施設」、「病院施設」に分けて取り扱うこととします。</p>  |
| 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 | <p>(1) 長寿命化の実施方針</p> <p>①建物施設の安全性や機能性を確保しつつ、財政負担の軽減と計画的な財政支出を図るため、計画的かつ効果的な改修を実施し、施設の長寿命化を推進します。</p> <p>②今後、維持していく施設については、定期点検や耐震・劣化調査等に基づき、損傷が著しくなってから対応する「事後保全」から、損傷が軽微なうちに計画的な改修を行う「予防保全」に転換することで施設の長寿命化を図り、利用者の視点に立った改修を進めます。</p> <p>(2) 保有する財産の統合や廃止の推進方針</p> <p>①市民ニーズ、維持管理コストの抑制、利用率の向上、人口推計などを踏まえ、暮らしの豊かさ、より良い市民サービスの向上に向け、既存公共施設等の見直しを行い、統廃合や複合化などにより保有施設の集約化・多機能化を推進します。</p> <p>②各建物施設の利用状況や空きスペースなどを考慮し、既存公共施設等の有効活用を図るため、他の用途への転換を検討します。</p> <p>③建物施設の利用目的が達成され、使用されなくなった施設は、廃止の検討を行います。</p> <p>④既存の遊休財産や将来利用が見込めない財産は、売却を推進し、保有財産の適正化を図るとともに、財源の確保を図ります。</p> |

(3) 多様な主体との連携による管理方針

- ①すべての建物施設を公共で賄うのではなく、サービス内容やコスト等を比較検討した上で、民間活力の活用も視野に入れた建物施設のあり方を検討します。
- ②施設の整備・管理・運営において、指定管理者制度やPFI等のPPP手法を活用するなど、民間活力を活用し、より効果的・効率的なサービスを提供することを検討します。
- ③民間事業者、周辺町村又は広域連合との相互利用を視野に入れ、各施設が連携し、補完しあうことによって、公共サービスが提供できる仕組みを検討します。
- ④施設の管理運営状況により民間での運営が可能な施設については、積極的に民間への譲渡・払下げの検討を行います。

(4) 維持管理・更新・新設等の実施方針

- ①点検・診断等の結果や、修繕、改修等の履歴を集積・蓄積し、本計画（個別施設計画を含む。）の見直しに反映し充実を図るとともに、老朽化対策等に生かします。
- ②安定的な維持管理を継続して行えるように、余剰施設の貸付料、施設使用料の見直し、施設整備時の国や県の補助事業や有利な地方債（交付税措置）の活用等により財源を確保します。
- ③新たな施設整備の検討を行う際には、費用対効果、民間活用、類似施設等を十分に検討し、必要性を慎重に判断します。
- ④新たな施設の建築の際は、ライフサイクルコストの圧縮、利用者の利便性の向上を図るとともに、中長期的な視点で施設の適正規模、内容等の検討を行います。
- ⑤国、県及び他団体からの施設譲渡や移管等については、利用状況や維持管理費用など施設の必要性について十分検討を行い慎重に判断します。

(5) 点検・診断等の実施方針

- ①建物施設については、法令に基づく定期点検と建築物及び設備機器類の日常点検により、施設の劣化・損傷状況に応じ対策を行い、適切な維持管理に努めます。
- ②道路・橋りょうや上下水道管路等のインフラ施設については、定期的な点検や国が定めた基準等を参考に点検・診断等を実施し、更新や修繕など必要な対策を行います。

(6) 耐震化の実施方針と安全性の確保

- ①公共施設等は、日常の利用のほか有事の際には災害対策の拠点や住民の避難場所としても利用されるなど、安全に利用できることが重要です。
- ②公共施設等の耐震化は、平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から、引き続き耐震化を進めます。
- ③道路・橋りょう施設については、大規模災害時においても十分な機能を発揮できるよう、橋りょうの耐震化と適切な道路の維持管理を行い、道路交通の安全性を確保します。

|  |  |
|--|--|
|  | <p>④上下水道施設では、耐震補強や耐震管への布設替えなど災害発生時においても安定した給水を継続し、また、適切な衛生環境を保持することができる体制の整備を進めます。</p> <p>(7) ユニバーサルデザイン化の推進方針</p> <p>①公共施設等の改修、更新等にあたっては、誰もが利用しやすく暮らしやすいまちづくりを目指し、バリアフリー、ユニバーサルデザインに対応した施設整備を推進します。</p> <p>(8) 脱炭素化の推進方針</p> <p>①公共施設等の改修、更新等にあたっては、断熱性能の高い材料の使用、省エネルギー性能に優れた機器や太陽光発電施設の導入など、消費エネルギーの省力化及び再生可能エネルギーの導入を推進し、計画的な脱炭素化に努めます。</p> |
|--|--|

## (ウ) 第2次飯田市教育振興基本計画

第2次飯田市教育振興基本計画は、法第17条第2項の規定に基づく、飯田市の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

図表 「第2次飯田市教育振興基本計画」の概要

|      |  |
|------|--|
| 基本理念 | <p>第2次飯田市教育振興基本計画においては、この飯田の強みをさらに伸ばすとともに、最大限に生かし、飯田で学び、飯田で育ち、飯田に暮らすことが自信と誇りになるよう、飯田らしい愛情あふれる教育・学習環境をつくることを目指しています。</p> <p>こうした基本認識から、第2次教育振興基本計画では、第1次計画の目指す姿である「地育力による ころ豊かな人づくり」の理念を継承し、同時に、変化の激しいこれからの時代に向かって、グローバル（地球規模的）な視野と感性、ふるさと飯田への誇りと愛着をもって、自らの力で未来を切り拓いていける力を育むことを加え、教育ビジョンを次のように掲げました。</p> <p>＜飯田市の教育ビジョン＞<br/>『地育力による 未来をひらく 心豊かな人づくり』<br/>～ムトスの学びで未来をつくる～</p> |
| 計画期間 | 平成29年度～令和10年度（2017年度～2028年度）の12年間  |
| 重点目標 | <p>重点目標1<br/>「ムトスの学び」を実践し、豊かな心とこれからの生きる力を育む</p> <p>学習指導要領では、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持</p>  |

続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められています。そして、令和3（2021）年に中央教育審議会が取りまとめた答申では、目指すべき新しい時代の学校教育の姿として「全ての児童生徒の可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現」が提言されています。これらを受けて、重点目標1に2つの分野を設け、相互に連動させながら取組を進めます。

1-1 一人一人が主体的に学ぶ、「児童生徒」が主語になる学びを進める

1-2 多様性を包み込み、誰もが安心して学べる環境をつくる

## 重点目標2

多様な学びや交流を通じて、共感の輪を広げ、輝きやうるおいのある地域をつくる人を育む

新型コロナウイルス感染症により学習交流活動は大きな影響を受け、市民意識も大きく変化しました。このことに代表されるように将来の予測が困難な時代においては、心や生活に輝きやうるおいがある社会の実現を進めていくことが大切であり、そのためには市民一人一人が自分にとっての幸せに気付けるように、地域では多様な学習交流活動が展開され、市民はこれらに主体的に参加し学びを深めていく学びの循環を構築していくことが求められます。これらを受けて、重点目標2に2つの分野を設けて、相互に連携させながら取組を進めます。

2-1 「地育力」により、自治を担い、地域を支え、可能性を広げられる人材を育む

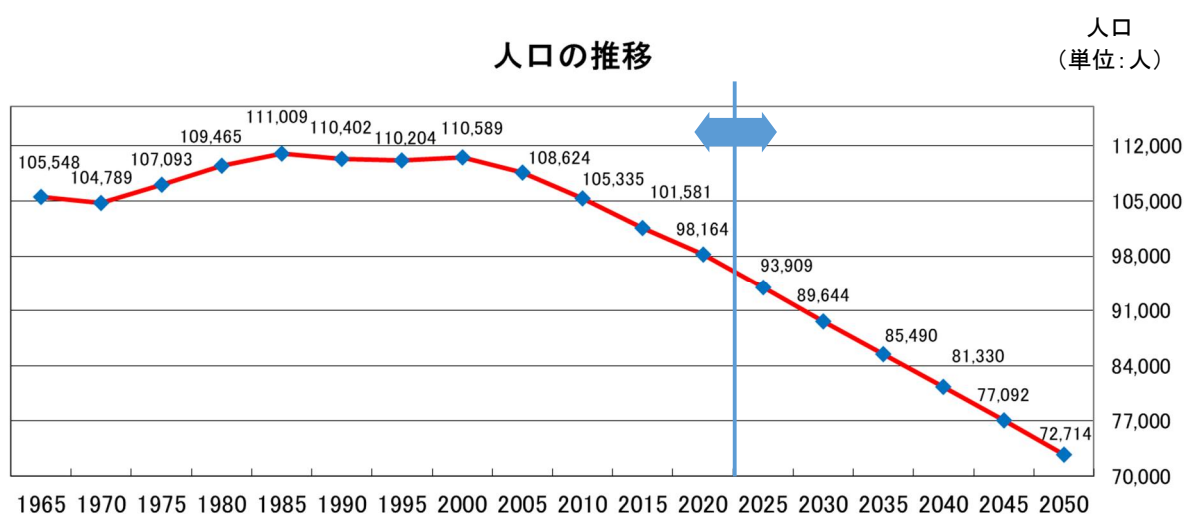
2-2 文化芸術や市民スポーツを振興し、人と地域の輝きやうるおいをつくる

## 1-2 教育委員会施設を取り巻く現状と課題

### 1 飯田市の現状と課題

#### (1) 人口の動向

本市の人口は、1985年（昭和60年国勢調査）をピークに減少が続いており、2020年（令和2年国勢調査）の人口は98,164人となっていますが、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、人口の減少は今後も進み、2050（令和32）年には72,714人にまで減少すると推計されています。

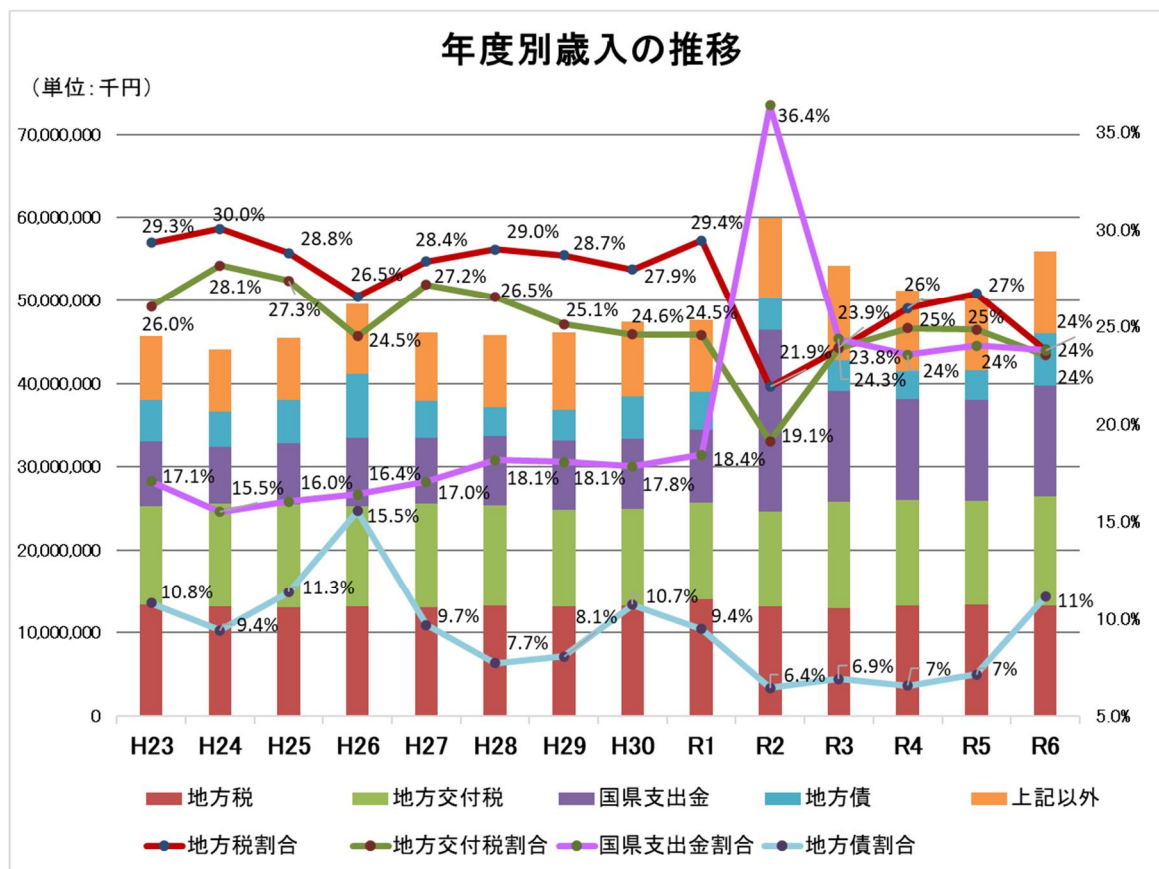


## (2) 財政状況と今後の見通し

### ア 歳入の状況

本市の普通会計の歳入決算額を性質別に見ると、少子高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響により、市税の歳入全体の構成比は、平成23年には29.3%でしたが、令和6年度には24.0%となり、自主財源の割合は減少傾向にあります。

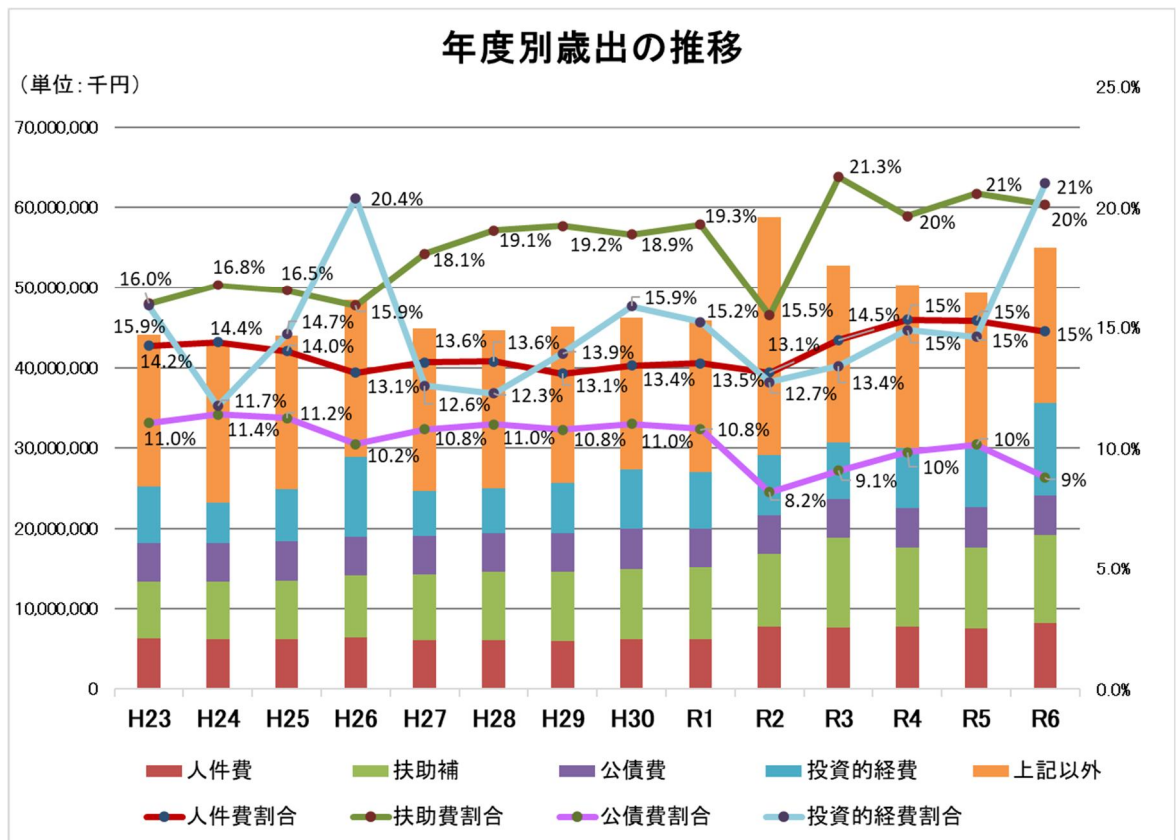
なお、平成26年度の地方債の構成比の増は、新庁舎建設事業に充てるための借入れによるもので、令和2年度の国県支出金の構成比の増は、特別定額給付金などの新型コロナウイルス感染症対策事業により歳入決算額を大きく押し上げるものとなりました。



## イ 歳出の状況

本市の普通会計の歳出決算額を性質別に見ると、人件費の歳出全体の構成比は平成23年度には15.9%でしたが、令和6年度には15.0%となり、会計年度任用職員制度の導入に伴う給与制度の変動を考慮しても、人件費は抑制傾向にあります。

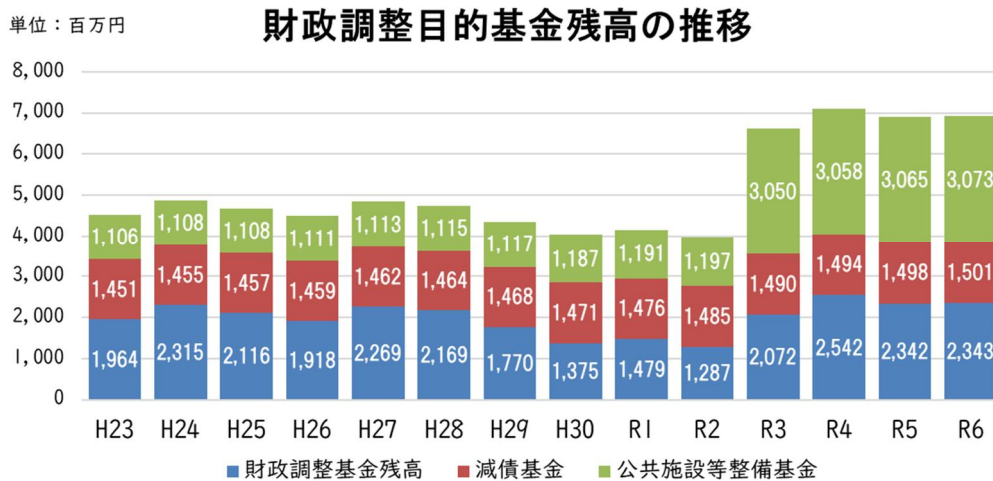
扶助費は、平成23年度には16.0%でしたが、令和6年度には20.0%となり、少子高齢化等によって増加傾向が続いています。これは、平成26年度の新庁舎建設事業による普通建設事業費や、令和2年度の特別定額給付金などの新型コロナウイルス感染症対策事業による歳出決算額の増が見られるため、扶助費の構成比が一時減少している年度がありますが、通常の歳出規模における扶助費の構成比は、今後も伸びていくと予想されます。



## ウ 基金の状況

基金には、年度間の財源の調整を図り、大規模災害などの不測の事態に対応するために積み立てる「財政調整基金」のほか、特定の目的のために積み立てる「特定目的基金」などがあり、いわゆる家計における預貯金に相当するものです。

本市では、財政調整基金、減債基金及び公共施設等整備基金を「財政調整目的基金」と位置付け、令和10年度末時点の残高を27億円程度確保することを目標としています。

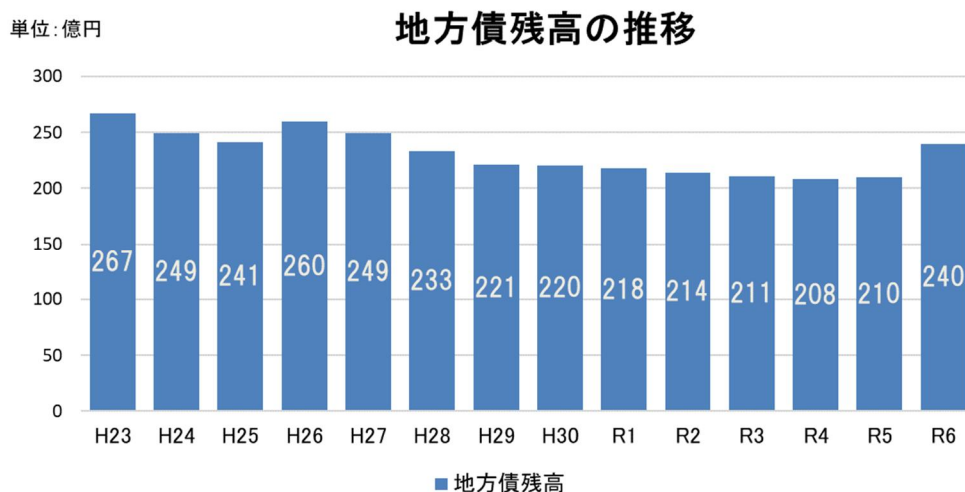


- 平成23年度末の残高45.2億円から令和6年度末の残高69.2億円となり、24億円（53.1%）増加しました。
- 令和3年度の公共施設等整備基金の増額は、庁舎建設基金から積み換えたことによるものです。

## エ 地方債残高

地方債は、地方公共団体の資金調達のための借入れで、行政サービスの利益を受ける現世代の市民と後世代の市民との間で負担を分かちことを目的とするものです。

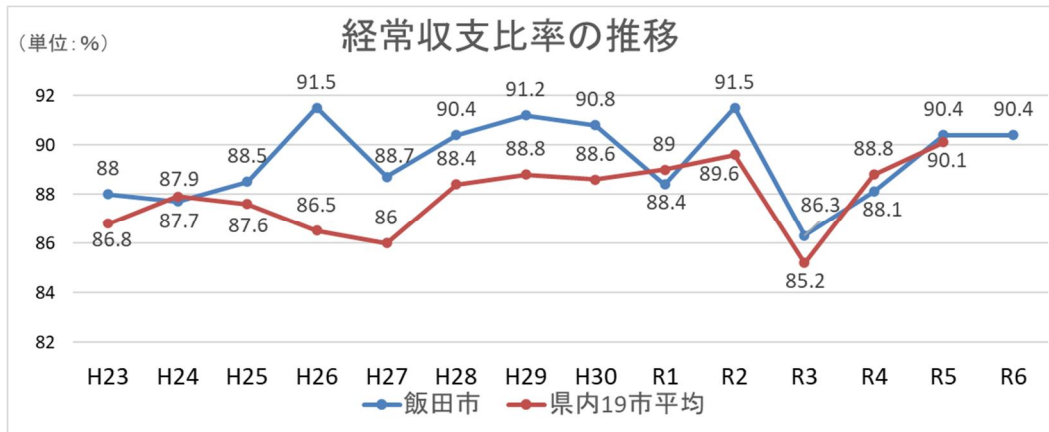
本市では、一般会計地方債残高（臨時財政対策債を除く）を令和10年度末時点で300億円以内に抑制することを目標にしています。



- 平成23年度末の残高267億円から令和6年度末の残高240億円となり、27億円（△10.1%）減少しました。

## オ 経常収支比率

経常収支比率は、毎年度経常的に支出される経費（人件費、扶助費、公債費等）に充当された一般財源が、経常的に収入される一般財源（市税、地方交付税等）にどの程度占めるかを表す割合のことで、この数値が高いほど、「財政構造が硬直化している」といわれ、投資的経費等の臨時的経費や新たな事業に使える財源が少ない状態を示しています。



- 本市の経常収支比率は、平成23年度末以降、90%前後の高い水準が続いており、県内19市平均と比較すると、財政の硬直化が進んでいる状態です。

## 2 教育委員会施設の現状と課題

教育委員会施設は学校施設や公民館施設、社会体育施設、文化施設などこどもから大人まで多くの市民が利用する施設で、その施設量は、飯田市全体の約50%以上（面積割合）を占め、非常に多くの施設を管理しています。

多くの施設を維持するなか、阪神大震災以降、施設の耐震化（構造部材及び非構造部材）を重要課題として捉え、緊急的に整備を進めてきました。現在では、学校施設や公民館施設、社会体育施設など大半の施設で耐震化を完了しています。また、屋根や外壁の改修工事、給水配管などの老朽化する設備の更新など大規模な改修を実施するとともに、雨漏れや漏水など緊急的に対処が必要となった施設を対象として改修を実施しています。

しかし、施設の多くが建設から30年以上経過し、老朽化が進む中では緊急的な対処工事ではなく予防的な工事を実施し、施設を安全・安心な状態に維持していくことが必要となっています。

また、施設利用者が快適に過ごすための環境整備においてはユニバーサルデザインへの対応など時代の変化に沿った利用者目線での施設整備や脱炭素社会（ゼロカーボン）への取組といった新たな視点を踏まえた改修など早期に取り組むべき課題があります。

## 1-3 施設整備の基本的な方針

本計画に位置付けた施設整備にあたっては、人口減少、厳しい財政状況と今後の見通し、施設の老朽化の進行といった、教育委員会施設を取り巻く現状と課題を踏まえた対応が求められます。本計画に位置付けた事業は、期間内の着手を予定していますが、事業実施にあたっては施設の状況、優先度、財政状況などを総合的、長期的な視点で検討し、必要によっては計画の一部変更や実施時期を遅らせるなど、持続可能な計画として運用します。

また、施設の整備にあたり、いいだ未来デザイン 2028 や第2次教育振興基本計画を踏まえ、教育委員会施設における施設整備の基本方針を次のように定めます。

### 方針1 事後保全型の改修から予防保全型の改修への転換

施設の老朽化を定期（5年に1度）的に調査することで、事後保全型の改修から予防保全型の改修に切り替え、施設を長く大事に利用していくための整備を計画的に実施します。

### 方針2 時代の変化に対応した施設環境の整備

ユニバーサルデザインへの対応など時代の変化に合わせた利用者目線での施設整備を進めます。また、ゼロカーボンへの取組など新たな視点を含めた施設整備をします。

### 方針3 法令等を踏まえた維持管理の徹底

施設が法令等に適合した状態を維持するために、法定点検等を的確に実施するとともに、日常的な維持管理を徹底します。

### 方針4 工事・修繕等の改修履歴の整備

個別施設ごと工事・修繕履歴(施設カルテ)を整備し、施設管理者や施工業者と共有することで、効率的かつ効果的な施設維持に役立てます。

### 方針5 施設量の最適化への取組を実施

飯田市公共施設等総合管理計画等に合わせ施設量の最適化を検討し、実施していきます。

## 1-4 基本的な方針等を踏まえた施設整備の取組等

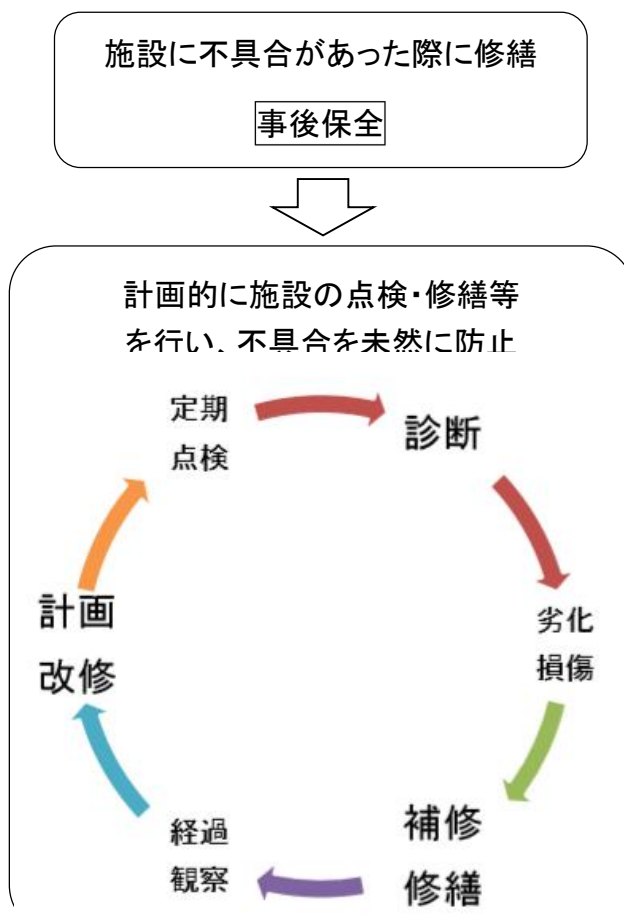
### 1 事後保全型の改修から予防保全型の改修への転換

施設を安全・安心に長く使うためには、施設状況の適切な把握と対応が重要です。そのため、老朽化による劣化・破損等の大規模な不具合が生じた後に修繕等を行う「事後保全」型の管理から、計画的に施設の点検・修繕等を行い、不具合を未然に防止する「予防保全」型の管理へと転換を図ります。

「予防保全」を行うことにより、突発的な事故や費用の発生を減少させることができ、施設の不具合による被害のリスクを緩和することや改修・日常的な維持管理の費用を平準化し、中長期的なトータルコストを下げる事が可能となります。そこで、予防保全型の改修を実施していくため、5年に1度の定期的な劣化状況調査を実施し、その結果について重要度と緊急度を判断し、計画的な改修を実施します。また、長寿命化に資する工事等も合わせて実施し、長期の施設利用（法定耐用年数+20年以上）を目指した維持管理を実施します。

なお、施設ごとの詳細な整備方針は各章において示します。

図表：予防保全のサイクル



## (1) 定期的な劣化状況調査の概要

現地調査票を作成し、次に掲げる施設の部位ごとに目視及び経過年数による調査を実施します。

- ① 屋根・屋上
- ② 外壁
- ③ 内部仕上げ
- ④ 電気設備
- ⑤ 機械設備

## (2) 調査結果の評価基準

屋根・屋上、外壁は目視状況により、内部仕上げ、電気設備、機械設備は部位の全面的な改修年からの経過年数を基本に次の評価基準に基づいてA、B、C、Dの4段階で評価を行います。

### 評 価 基 準

#### ●目視による評価（屋根・屋上、外壁）

| 評価 | 基準  |
|----|---|
| A  | 概ね良好  |
| B  | 部分的に劣化（安全上・機能上・問題なし）  |
| C  | 広範囲に劣化（安全上・機能上・不具合発生の兆し）  |
| D  | 早急に対応する必要がある<br>（安全上・機能上・問題あり）<br>（躯体の耐久性に影響を与えている）<br>（施設が故障し施設運営に支障を与えている）等 |

良好  
劣化

#### ●経過年数による評価（内部仕上げ、電気設備、機械設備）

| 評価 | 基準                    |
|----|-----------------------|
| A  | 20年未満                 |
| B  | 20年～40年               |
| C  | 40年以上                 |
| D  | 経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合 |

良好  
劣化

（参考）：学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書（文部科学省）より

## 2 時代の変化に対応した施設環境の整備

教育委員会施設は建設後 30 年以上を経過した施設が多く、建設当時は一般的な整備水準であった施設も、省エネルギー性、バリアフリー等の社会的要求への対応も難しくなっています。

そのため、老朽化した設備を現代の技術水準で更新することで設備の機能向上を図り、現代の社会的要求に対応できるよう、「機能面」「環境面」の2つの視点に基づき、施設改修（環境改善事業）を実施します。

図表：これからの施設整備において配慮すべき事項

| 項目  | 概要  | 整備項目(例)   |
|-----|---|---|
| 機能面 | 老朽化したトイレの改修による衛生面の改善や、障害者の利用しやすいバリアフリー化への対応など、機能的な施設づくりに配慮します。また、施設ごとに必要な情報機器等の整備・更新を行い、施設利用環境の向上を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>多様な学習内容、学習形態へ対応した教室等整備</li> <li>トイレ改修（洋式化、乾式化）</li> <li>バリアフリー対応（段差の解消）</li> <li>空調換気、給排水管等の更新</li> <li>施設ごとに必要な情報機器等の整備・更新 等</li> </ul> |
| 環境面 | 壁や窓等の断熱化による冷暖房の効率化や、照明機器等の省エネルギー化による使用電力量の抑制、二酸化炭素排出量の削減など、エコ改修の推進により環境面に配慮します。                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>断熱性の向上（壁、開口部）</li> <li>遮音性の向上（壁、開口部）</li> <li>設備の高効率化（LED化、人感センサー等）</li> <li>太陽光発電設備など、自然エネルギーの活用 等</li> </ul>                           |

### ○環境改善事業の整備方針と対象施設

|                |   |
|----------------|---|
| 空調設備整備事業       | ① 冷暖房設備を整備<br>→ 小中学校屋内運動場、中学校武道場、空調未整備の公民館調理室   |
| トイレ洋式化改修事業     | ① 1ブース(男女別)に最低1箇所の洋式トイレを整備（教育委員会全施設）<br>→ 黒田人形浄瑠璃伝承館、南信濃学習交流センター<br>② 洋式トイレの整備（給水管改修と合わせて実施する分を含む）<br>→ 川路小学校、龍江小学校、旭ヶ丘中学校、緑ヶ丘中学校、山本公民館、橋北公民館、飯田文化会館（人形劇場含む）、飯田市鼎文化センター、丸山児童センター、松尾児童クラブ、伊賀良児童クラブ |
| ユニバーサルデザイン推進事業 | ① 多目的トイレの設置<br>→ 未整備の学校、鼎弓道場<br>② スロープ、階段手摺等の整備   |
| ゼロカーボン対応への取組   | ① 照明器具LED化改修事業<br>→ 未整備施設及び箇所を可能な限り早期に実施  |

### 3 法令等を踏まえた維持管理の徹底

施設における点検や調査には法令で義務付けられているもののほか、日常的に必要となる点検などがあります。これら点検・調査について、その内容や担当を明確にして実施していくことで施設を適切な状態に維持していきます。

図表 維持管理項目・手法例

| 維持管理区分 | 項目   | 内容   | 頻度                     | 主な担当者                  |
|--------|------|--|------------------------|------------------------|
| 日常的な点検 | 日常点検 | 機器及び設備について、異常の有無、兆候を発見する。                  | 毎日                     | 施設管理者<br>(指定管理者含む)     |
| 清掃     | 清掃   | 快適な環境を維持しながら建物の仕上げ材や機器の寿命を延ばすため、塵や汚れを除去する。 | 毎日<br>各点検に合わせて随時実施     | 専門業者<br>施設管理者          |
| 定期的な点検 | 自主点検 | 機器及び設備の破損、腐食状況を把握し、修理・修繕等の保全化計画を立てる。       | 1週、1か月、半年、1年等<br>周期を設定 | 施設管理者<br>教育委員会         |
|        | 法定点検 | 自主点検では確認できない箇所や法的に定められた箇所に関して専門業者により点検する。  |                        | 専門業者<br>教育委員会          |
| 臨時的な点検 | 臨時点検 | 日常、定期点検以外に行う臨時点検                           | 故障警報、気象情報等により、随時実施     | 専門業者<br>施設管理者<br>教育委員会 |

調査、点検等における準拠すべき主たる法令・基準等

- ・ 建築基準法（第12条 定期点検）
- ・ 消防法（第17条 消防用設備等の点検）
- ・ 電気事業法（第42条 自主点検）
- ・ 水道法（第34条の2 定期点検）
- ・ 浄化槽法（第10条 保守点検及び清掃、第11条 定期検査）
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 学校保健安全法
- ・ 食品安全衛生法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 都市公園法（施行規則第3条）
- ・ 遊泳用プールの衛生基準について
- ・ プールの安全標準指針
- ・ フロン排出抑制法

## 4 工事・修繕等の改修履歴の整備

---

教育委員会施設は多岐にわたり、施設数も多いため、個別施設ごと工事・修繕等の改修履歴（施設カルテ）を整備します。なお、施設カルテは作成後、順次公開し、施設管理者や施工業者と共有することで、効率的かつ効果的な施設維持に役立てます。

## 5 施設量の最適化への取組を実施

---

飯田市の公共施設の一人当たり延床面積は4.74 m<sup>2</sup>/人であり、長野県の平均（5.56 m<sup>2</sup>/人）よりも低い水準です。公共施設保有量の最適化は、県内の他自治体と比べて進んでいると言えます。

一方、飯田市公共施設等総合管理計画策定当時（平成26年度末 4.44 m<sup>2</sup>/人）と比較すると増加しています。これは、10年間で延べ床面積を4%ほど削減したのに対して、市の人口が8%ほど減少しており、施設の削減が人口減に追いついていないためです。そのため飯田市公共施設等総合管理計画等に合わせ、施設量の最適化を継続的に検討し、実施していきます。

# 第2章

## 学校施設

## 第2章 目次

|      |                              |      |
|------|------------------------------|------|
| 2-1  | 学校施設の目指すべき姿                  | 2-2  |
| 1    | 教育環境の質的向上                    | 2-2  |
| (1)  | 快適な学習環境                      | 2-2  |
| (2)  | 環境との共生                       | 2-2  |
| (3)  | 災害・防犯対策                      | 2-2  |
| 2    | 地域とともにある施設                   | 2-3  |
| 2-2  | 学校施設の実態                      | 2-5  |
| 1    | 対象施設                         | 2-5  |
| 2    | 学校施設の運営状況・活用状況               | 2-10 |
| (1)  | 児童生徒数及び学級数の推移                | 2-10 |
| 3    | 学校施設の老朽化状況                   | 2-12 |
| (1)  | 整備状況                         | 2-12 |
| (2)  | 劣化状況の現地調査結果                  | 2-13 |
| 4    | 維持・更新コスト                     | 2-20 |
| (1)  | 維持管理コストの現状                   | 2-20 |
| (2)  | 今後の維持・更新コスト(文部科学省提供ソフトによる試算) | 2-21 |
| 2-3  | 目指すべき姿を実現するための施設整備方針等        | 2-22 |
| 1    | 予防保全型の改修と長寿命化型改修             | 2-22 |
| (1)  | 大規模改修事業(計画的改修)               | 2-22 |
| (2)  | 長寿命化型改修の実施                   | 2-22 |
| (参考) | 長寿命化型改修と計画的改修によるコスト試算        | 2-22 |
| 2    | 時代の変化に対応した施設環境の整備            | 2-24 |
| (1)  | 空調設備の整備                      | 2-24 |
| (2)  | ゼロカーボン対応への取組                 | 2-24 |
| (3)  | プール授業における民間プール施設の活用          | 2-24 |
| (4)  | 教育環境の防犯対策                    | 2-24 |
| 3    | 法令等を踏まえた維持管理の徹底              | 2-25 |
| 4    | 工事・修繕等の改修履歴の整備               | 2-25 |
| 5    | 人口減少・少子化時代における教育環境の充実に向けた取組  | 2-25 |
| 2-4  | 学校施設における実施計画(5年間)            | 2-27 |

## 2-1 学校施設の目指すべき姿

学校施設は、児童生徒が日々の生活や学習のために過ごす教育施設であり、安心・安全・快適な教育環境が求められます。さらには保護者や地域住民が集う場やスポーツの場として親しまれる地域コミュニティの拠点であるとともに、災害発生時には避難所としての役割を果たす防災拠点機能も期待されます。こうした認識の下、次の視点を踏まえて学校施設の整備を進めます。

### 1 教育環境の質的向上

児童生徒が安心・安全・快適な学校生活を過ごせるよう、施設の安全性・快適性・防犯等に配慮した施設整備を進めます。

#### (1) 快適な学習環境

- ・適切な室内環境及び学習環境を確保する施設整備を進めます。
- ・障がいや医療的ケアなどの配慮を必要とする児童生徒の教育環境を保障する施設整備を進めます。
- ・児童生徒の実態に応じた学習活動の効果を高めるICT環境、生涯学習を含めた多様な学習を展開するための施設・設備の整備を進めます。

#### (2) 環境との共生

- ・LED照明等、省エネルギー性能の高い機器類の導入、太陽光など自然エネルギーの活用等、環境に配慮した施設整備を進めます。

#### (3) 災害・防犯対策

- ・自然災害等における災害被害を最小限にとどめ、学校生活の早期再開が可能となる施設とします。
- ・各学校において避難所対応マニュアルを整備します。
- ・不審者等の対策として、地域住民の見守り等と連携した防犯対策の強化を検討します。

## 2 地域とともにある施設

---

学校・家庭・地域のネットワーク形成や、コミュニティスクールの推進等、地域に開かれた学校とするため、保護者や地域住民の利用を念頭に置いた施設整備を進めます。また、配慮を必要とする児童生徒をはじめ、就学前のこども、高齢者、障がい者、外国にルーツを持つ人等、誰もが安心して施設を利用できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れた施設整備を進めます。

図表 学校施設の目指すべき姿の例

|   |  |
|---|--|
| <p><b>1. 安全性</b></p> <p><b>○災害対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震に強い学校施設</li> <li>・津波・洪水に強い学校施設</li> <li>・防災機能を備えた学校施設</li> </ul> <p><b>○防犯・事故対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全で安心な学校施設</li> </ul>  | <p><b>3. 学習活動への適応性（続き）</b></p> <p><b>○理数教育の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・充実した観察・実験を行うための環境</li> </ul> <p><b>○運動環境の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・充実した運動ができる環境</li> </ul> <p><b>○伝統や文化に関する教育の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統や文化に関する教育を行うための環境</li> </ul> <p><b>○外国語教育の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国語活動等におけるジェスチャーゲームなどの体を動かす活動や、ペアやグループでの活動など、児童生徒が積極的にコミュニケーションを図ることができるような空間</li> </ul> <p><b>○学校図書館の活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちの自発的な学習や読書活動を促すための環境</li> <li>・調べ学習や習熟度別学習、ティームティーチングなどの多様な学習集団・学習形態を展開するための空間</li> <li>・各教科等の授業の中での調べ学習や協働学習、観察・実験のまとめや児童生徒の成果発表などに活用して学習効果を高めるためのICT環境</li> <li>・地域に開かれた学校とするための環境</li> <li>・地域の生涯学習の拠点となる学校施設</li> </ul> <p><b>○キャリア教育・進路指導の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・充実したキャリア教育・進路指導を行うための環境</li> </ul> <p><b>○食育の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食育のための空間</li> </ul> <p><b>○特別支援教育の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリーに配慮した環境</li> <li>・自閉症、情緒障害又はADHD等のある児童生徒に配慮した学校施設</li> </ul> <p><b>○環境教育の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球環境問題への関心を高めるためのエコスクール</li> </ul> |
| <p><b>2. 快適性</b></p> <p><b>○快適な学習環境</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習能率の向上に資する快適な学校環境</li> <li>・児童生徒の学校への愛着や思い出につながり、また、地域の人々が誇りや愛着をもつことができる学校</li> </ul> <p><b>○教職員に配慮した環境</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員に配慮した空間</li> <li>・教職員等の事務負担軽減などのための校務の情報化に必要なICT環境</li> </ul>   | <p><b>4. 環境への適応性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境を考慮した学校施設（エコスクール）</li> </ul>  |
| <p><b>3. 学習活動への適応性</b></p> <p><b>○主体性を養う空間の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちの自発的な学習や読書活動を促すための環境</li> <li>・子どもたちの教育等に対する興味関心を引き、自ら学ぶ主体的な行動を促すための空間</li> <li>・子どもたちや保護者等が教員を訪れやすい空間</li> <li>・社会性を身につけるための空間</li> </ul> <p><b>○効果的・効率的な施設整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・習熟度別指導や少人数指導などの、きめ細かい個に応じた指導を行うための空間</li> <li>・調べ学習や習熟度別学習、ティームティーチングなどの多様な学習集団・学習形態を展開するための空間</li> <li>・各教科等の授業の中での調べ学習や協働学習、観察・実験のまとめや児童生徒の成果発表などに活用して学習効果を高めるためのICT環境</li> <li>・各教科等の授業を充実させるための環境</li> </ul> <p><b>○言語活動の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各教科等における発表・討論などの教育活動を行うための空間</li> <li>・子どもたちの自発的な学習や読書活動を促すための環境</li> <li>・各教科等の授業の中での調べ学習や協働学習、観察・実験のまとめや児童生徒の結果発表などに活用して学習効果を高めるためのICT環境</li> </ul> | <p><b>5. 地域の拠点化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全で安心な学校施設</li> <li>・バリアフリーに配慮した環境</li> <li>・地域に開かれた学校とするための環境</li> <li>・地域の生涯学習の拠点となる学校施設</li> </ul>  |

資料：文部科学省「学校施設整備基本構想の在り方について」（平成25年3月）

## 2-2 学校施設の実態

### 1 対象施設

本計画における学校施設の対象施設は、小学校 19 校、中学校 9 校の合計 28 施設です。  
なお、小規模施設等、その他の施設は、本計画の対象外とします。

図表 対象施設一覧

| 施設名      | 建物名       | 構造 | 階数 | 延床面積(m <sup>2</sup> ) | 建築年度 | 年数※ |
|----------|-----------|----|----|-----------------------|------|-----|
| 1 丸山小学校  | 普通教室棟 1   | RC | 4  | 1,374                 | 1972 | 54  |
|          | 普通教室棟 2   | RC | 4  | 2,048                 | 1973 | 53  |
|          | 管理教室棟 1   | RC | 4  | 1,579                 | 1974 | 52  |
|          | 管理教室棟 2   | RC | 4  | 1,911                 | 1974 | 52  |
|          | 昇降口棟      | RC | 2  | 520                   | 1974 | 52  |
|          | 体育館       | S  | 1  | 1,353                 | 1988 | 38  |
| 2 追手町小学校 | 管理教室棟     | RC | 3  | 3,764                 | 1929 | 97  |
|          | 体育館       | S  | 1  | 848                   | 1931 | 95  |
|          | 体育館器具庫    | W  | 1  | 50                    | 1931 | 95  |
|          | 昇降口棟      | W  | 1  | 175                   | 2001 | 25  |
| 3 浜井場小学校 | 管理教室棟     | RC | 3  | 1,862                 | 1959 | 67  |
|          | 教室棟(円筒校舎) | RC | 4  | 2,230                 | 1955 | 71  |
|          | 昇降口棟      | RC | 1  | 448                   | 1959 | 67  |
|          | 体育館       | RC | 1  | 826                   | 1959 | 67  |
| 4 座光寺小学校 | 教室棟       | RC | 2  | 2,049                 | 1982 | 44  |
|          | 管理教室棟     | RC | 3  | 1,618                 | 1983 | 43  |
|          | 玄関棟       | RC | 2  | 496                   | 1983 | 43  |
|          | 体育館       | S  | 1  | 986                   | 1983 | 43  |
| 5 松尾小学校  | 北校舎棟      | RC | 3  | 2,675                 | 1977 | 49  |
|          | 体育館       | S  | 1  | 1,200                 | 1980 | 46  |
|          | 南校舎棟      | RC | 3  | 2,838                 | 1982 | 44  |
|          | 階段室棟      | S  | 2  | 135                   | 2004 | 22  |
|          | 中校舎棟      | RC | 2  | 534                   | 2004 | 22  |
| 6 下久堅小学校 | 体育館       | S  | 1  | 655                   | 1968 | 58  |
|          | 管理教室棟     | RC | 3  | 2,365                 | 1981 | 45  |
|          | 特別教室棟     | RC | 2  | 1,045                 | 1981 | 45  |
|          | 体育館(小)    | S  | 1  | 418                   | 1987 | 39  |
| 7 上久堅小学校 | 管理教室棟 1   | RC | 2  | 700                   | 1975 | 51  |

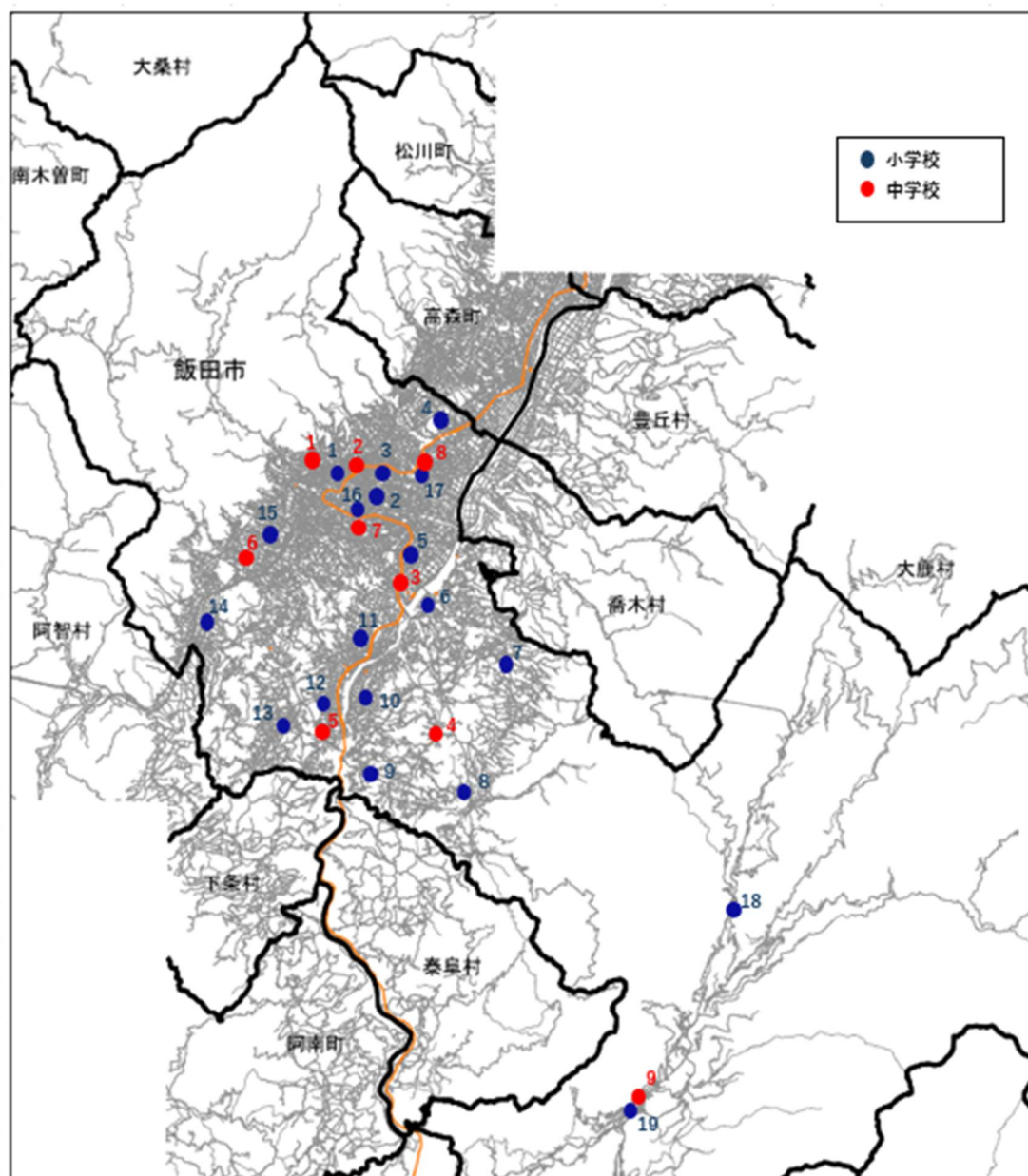
| 施設名       | 建物名           | 構造 | 階数 | 延床面積(m <sup>2</sup> ) | 建築年度 | 年数※ |
|-----------|---------------|----|----|-----------------------|------|-----|
| 7 上久堅小学校  | 管理教室棟 2       | RC | 2  | 622                   | 1976 | 50  |
|           | 特別教室棟         | RC | 2  | 615                   | 1978 | 48  |
|           | 体育館           | S  | 1  | 780                   | 1978 | 48  |
| 8 千代小学校   | 体育館           | S  | 1  | 780                   | 1977 | 49  |
|           | 管理教室棟         | RC | 2  | 1,001                 | 1980 | 46  |
|           | 特別教室棟         | RC | 2  | 974                   | 1980 | 46  |
| 9 千栄小学校   | 特別教室棟         | W  | 1  | 162                   | 1968 | 58  |
|           | 管理教室棟         | RC | 2  | 913                   | 1979 | 47  |
|           | 管理教室棟(職員更衣室他) | S  | 1  | 8                     | 2000 | 26  |
|           | 体育館           | S  | 1  | 486                   | 1984 | 42  |
| 10 龍江小学校  | 体育館           | S  | 1  | 756                   | 1976 | 50  |
|           | 管理教室棟         | RC | 3  | 2,306                 | 1980 | 46  |
|           | 特別教室棟         | RC | 2  | 1,080                 | 1980 | 46  |
| 11 竜丘小学校  | 管理教室棟         | RC | 3  | 1,405                 | 1975 | 51  |
|           | 昇降口棟          | RC | 3  | 924                   | 1976 | 50  |
|           | 体育館           | S  | 1  | 938                   | 1979 | 47  |
|           | 教室棟           | RC | 3  | 2,196                 | 1982 | 44  |
|           | プレイルーム棟       | S  | 2  | 201                   | 1982 | 44  |
| 12 川路小学校  | 体育館           | S  | 1  | 626                   | 1962 | 64  |
|           | 南校舎棟          | RC | 2  | 1,025                 | 1986 | 40  |
|           | 管理校舎棟         | RC | 2  | 1,022                 | 1986 | 40  |
| 13 三穂小学校  | 教室棟           | RC | 2  | 1,832                 | 1978 | 48  |
|           | 昇降口棟          | RC | 2  | 152                   | 1978 | 48  |
|           | 体育館           | S  | 1  | 949                   | 1988 | 38  |
| 14 山本小学校  | 普通教室棟         | RC | 3  | 2,228                 | 1978 | 48  |
|           | 昇降口棟          | RC | 1  | 34                    | 1978 | 48  |
|           | 管理教室棟 1       | RC | 3  | 536                   | 1978 | 48  |
|           | 管理教室棟 2       | RC | 3  | 1,704                 | 1979 | 47  |
|           | 体育館           | S  | 1  | 966                   | 1979 | 47  |
| 15 伊賀良小学校 | 普通教室棟(北)      | RC | 3  | 2,196                 | 1978 | 48  |
|           | 普通教室棟(中)      | RC | 2  | 2,318                 | 1979 | 47  |
|           | 管理教室棟(南)      | RC | 3  | 2,423                 | 1980 | 46  |
|           | 体育館           | S  | 1  | 1,309                 | 1985 | 41  |
|           | 特別教室棟         | RC | 2  | 494                   | 2009 | 17  |

| 施設名       | 建物名        | 構造 | 階数 | 延床面積(m <sup>2</sup> ) | 建築年度 | 年数※ |
|-----------|------------|----|----|-----------------------|------|-----|
| 15 伊賀良小学校 | 第2 体育館     | S  | 1  | 748                   | 2015 | 11  |
| 16 鼎小学校   | 管理教室棟      | RC | 4  | 2,904                 | 1968 | 58  |
|           | 普通教室棟 1    | RC | 3  | 1,248                 | 1968 | 58  |
|           | 普通教室棟 2    | RC | 3  | 518                   | 1969 | 57  |
|           | プレイルーム棟    | RC | 2  | 614                   | 1969 | 57  |
|           | 体育館        | S  | 1  | 597                   | 1983 | 43  |
|           | 体育館        | S  | 1  | 897                   | 2007 | 19  |
| 17 上郷小学校  | 体育館        | RC | 2  | 1,553                 | 1978 | 48  |
|           | 管理教室棟      | RC | 3  | 2,980                 | 1971 | 55  |
|           | 昇降口棟       | RC | 2  | 486                   | 1971 | 55  |
|           | 特別教室棟      | RC | 3  | 3,084                 | 1972 | 54  |
|           | 特別教室棟(増築棟) | RC | 3  | 416                   | 1980 | 46  |
|           | 渡り廊下       | RC | 1  | 82                    | 1972 | 54  |
| 18 上村小学校  | 体育館        | RC | 2  | 1,474                 | 1987 | 39  |
|           | 校舎         | RC | 3  | 1,358                 | 1989 | 37  |
| 19 和田小学校  | 管理教室棟      | RC | 2  | 1,053                 | 1965 | 61  |
|           | 体育館        | S  | 2  | 593                   | 1971 | 55  |
|           | 教室棟        | RC | 2  | 883                   | 1983 | 43  |
| 1 飯田西中学校  | 技術科教室棟     | RC | 2  | 700                   | 1981 | 45  |
|           | 管理教室棟 1    | RC | 4  | 1,674                 | 1982 | 44  |
|           | 管理教室棟 2    | RC | 4  | 2,881                 | 1983 | 43  |
|           | 武道場        | S  | 1  | 467                   | 1996 | 30  |
|           | 体育館        | S  | 3  | 1,330                 | 2011 | 15  |
| 2 飯田東中学校  | 体育館        | RC | 2  | 1,217                 | 1961 | 65  |
|           | 特別教室棟 1    | S  | 1  | 188                   | 1965 | 61  |
|           | 特別教室棟 2    | W  | 1  | 38                    | 1965 | 61  |
|           | 教室棟 1      | RC | 4  | 2,681                 | 1978 | 48  |
|           | 教室棟 2      | RC | 4  | 29                    | 1979 | 47  |
|           | 管理教室棟      | RC | 3  | 2,542                 | 1979 | 47  |
|           | 昇降口棟       | RC | 2  | 634                   | 1979 | 47  |
|           | 特別教室棟      | S  | 2  | 345                   | 1979 | 47  |
| 3 緑ヶ丘中学校  | 管理教室棟      | RC | 4  | 3,495                 | 1996 | 30  |
|           | 普通教室棟      | RC | 3  | 3,211                 | 1996 | 30  |
|           | 体育館        | S  | 2  | 1,766                 | 1997 | 29  |

| 施設名      | 建物名      | 構造 | 階数 | 延床面積(m <sup>2</sup> ) | 建築年度 | 年数※ |
|----------|----------|----|----|-----------------------|------|-----|
| 3 緑ヶ丘中学校 | 武道場      | S  | 2  | 442                   | 1997 | 29  |
|          | 特別教室棟    | RC | 4  | 2,030                 | 1997 | 29  |
| 4 竜東中学校  | 管理教室棟 1  | RC | 3  | 1,580                 | 1970 | 56  |
|          | 管理教室棟 2  | RC | 3  | 676                   | 1971 | 55  |
|          | 特別教室棟    | RC | 2  | 1,269                 | 1971 | 55  |
|          | 昇降口棟     | RC | 1  | 88                    | 1971 | 55  |
|          | 体育館      | S  | 1  | 858                   | 1972 | 54  |
| 5 竜峡中学校  | 管理教室棟    | RC | 3  | 2,272                 | 1963 | 63  |
|          | 昇降口棟     | S  | 1  | 98                    | 1963 | 63  |
|          | 特別教室棟    | RC | 2  | 828                   | 1964 | 62  |
|          | 技術科教室棟   | S  | 1  | 402                   | 1967 | 59  |
|          | 体育館      | S  | 1  | 875                   | 1964 | 62  |
| 6 旭ヶ丘中学校 | 教室棟(北)   | RC | 3  | 2,743                 | 1983 | 43  |
|          | 管理棟(中)   | RC | 2  | 1,521                 | 1983 | 43  |
|          | 教室棟(南)   | RC | 3  | 2,939                 | 1984 | 42  |
|          | 体育館      | S  | 1  | 1,662                 | 1984 | 42  |
|          | 武道場      | S  | 1  | 463                   | 1999 | 27  |
| 7 鼎中学校   | 管理教室棟    | RC | 3  | 2,206                 | 1974 | 52  |
|          | 渡り廊下     | RC | 1  | 95                    | 1974 | 52  |
|          | 昇降口棟     | RC | 2  | 814                   | 1974 | 52  |
|          | 金工木工室    | S  | 1  | 450                   | 1974 | 52  |
|          | 特別教室棟 1  | RC | 3  | 1,543                 | 1972 | 54  |
|          | 特別教室棟 2  | RC | 3  | 1,092                 | 1973 | 53  |
|          | 体育館      | S  | 1  | 1,019                 | 1984 | 42  |
|          | 武道場      | S  | 2  | 924                   | 2011 | 15  |
| 8 高陵中学校  | 普通教室棟(中) | RC | 3  | 3,131                 | 1982 | 44  |
|          | 普通教室棟(南) | RC | 4  | 3,105                 | 1983 | 43  |
|          | 管理教室棟(北) | RC | 2  | 876                   | 1983 | 43  |
|          | 昇降口棟     | RC | 2  | 555                   | 1983 | 43  |
|          | 体育館      | RC | 2  | 1,416                 | 1983 | 43  |
| 9 遠山中学校  | 管理教室棟    | RC | 3  | 2,701                 | 1966 | 60  |
|          | 特別教室棟    | S  | 1  | 227                   | 1966 | 60  |
|          | 昇降口棟     | RC | 1  | 42                    | 1966 | 60  |
|          | 体育館      | S  | 1  | 738                   | 1966 | 60  |

注) 年数は、令和 8 年 (2026 年) 12 月 31 日時点での建築年からの経過年数を示す。

図表 対象施設の配置状況（令和7年10月1日現在）



## 2 学校施設の運営状況・活用状況

### (1) 児童生徒数及び学級数の推移

小学校の児童数は年々減少しており、平成 27 年度の 5,644 人から令和 7 年度には 4,594 人と、この 10 年間で 1,050 人減少しています。

中学校の生徒数も同様に減少傾向にあり、平成 27 年度の 3,086 人から令和 7 年度には 2,579 人となっており、この 10 年間で 507 人減少しています。

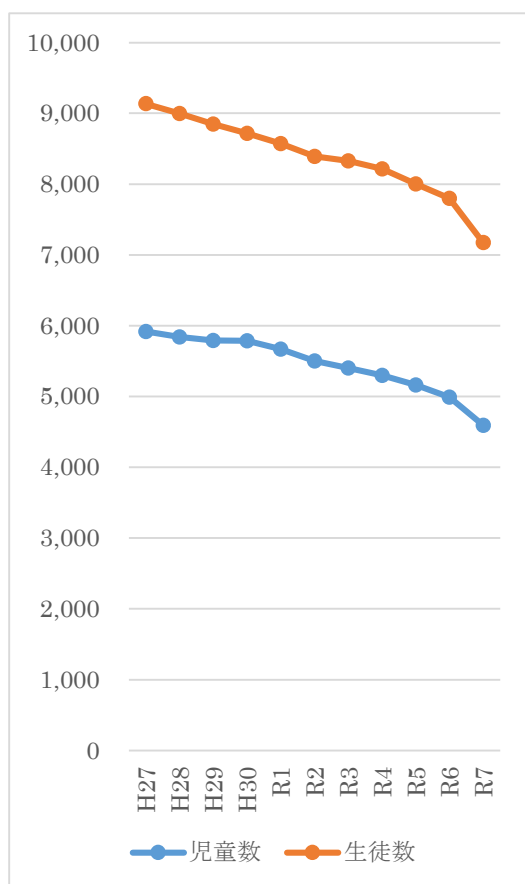
小中学校合計では、平成 27 年度の 8,730 人から令和 7 年度には 7,173 人となり、1,557 人の減少となっています。

また、普通学級数は、小学校は平成 27 年度の 213 学級から令和 7 年度の 185 学級へ 28 学級減少、中学校は平成 27 年度の 96 学級から令和 7 年度の 82 学級へ 14 学級減少しています。

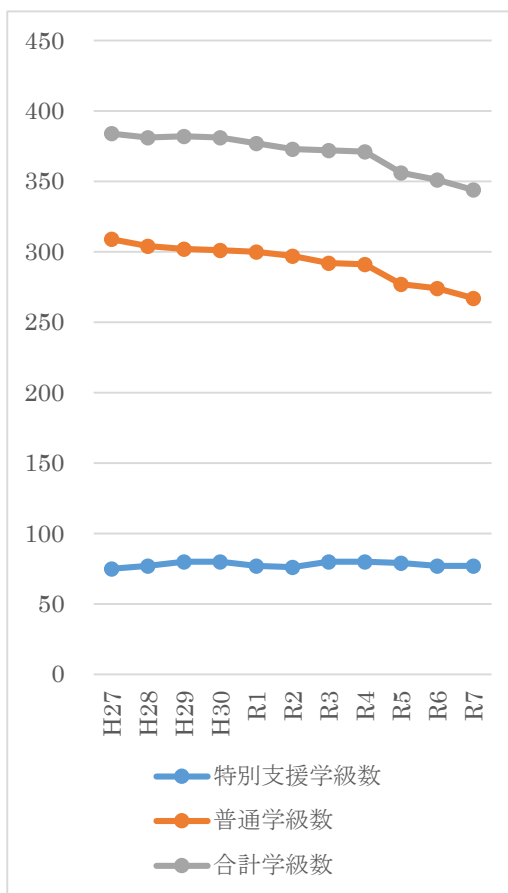
特別支援学級数は、小学校で 51 学級から 45 学級へと減少する一方、中学校では 24 学級から 32 学級へと増加しています。

今後も児童生徒数の減少に伴い学級数も減少していくことが見込まれます。

図表 児童・生徒数の推移



図表 学級数の推移



図表 学校別児童生徒数の推移（各年度5月1日現在）

上段の数字は特別支援学級の児童・生徒数を示す。

|            | 平成27年度 |                | 平成28年度 |                | 平成29年度 |                | 平成30年度 |                | 令和元年度 |                | 令和2年度 |                | 令和3年度 |                | 令和4年度 |                | 令和5年度 |                | 令和6年度 |                | 令和7年度 |                |
|------------|--------|----------------|--------|----------------|--------|----------------|--------|----------------|-------|----------------|-------|----------------|-------|----------------|-------|----------------|-------|----------------|-------|----------------|-------|----------------|
|            | 数      | 学級<br>生徒<br>児童 | 数      | 学級<br>生徒<br>児童 | 数      | 学級<br>生徒<br>児童 | 数      | 学級<br>生徒<br>児童 | 数     | 学級<br>生徒<br>児童 | 数     | 学級<br>生徒<br>児童 | 数     | 学級<br>生徒<br>児童 | 数     | 学級<br>生徒<br>児童 | 数     | 学級<br>生徒<br>児童 | 数     | 学級<br>生徒<br>児童 | 数     | 学級<br>生徒<br>児童 |
| 丸山<br>小学校  | 4      | 23             | 4      | 25             | 6      | 30             | 6      | 30             | 5     | 29             | 5     | 25             | 4     | 19             | 4     | 16             | 4     | 15             | 3     | 14             | 3     | 11             |
| 追手町<br>小学校 | 2      | 6              | 2      | 6              | 2      | 6              | 2      | 4              | 2     | 4              | 2     | 6              | 2     | 7              | 2     | 6              | 2     | 5              | 2     | 3              | 2     | 4              |
| 浜井場<br>小学校 | 6      | 162            | 6      | 158            | 6      | 149            | 6      | 152            | 6     | 147            | 6     | 139            | 6     | 143            | 6     | 137            | 6     | 145            | 6     | 145            | 6     | 146            |
| 座光寺<br>小学校 | 2      | 10             | 2      | 9              | 2      | 8              | 2      | 8              | 2     | 5              | 2     | 6              | 2     | 5              | 2     | 6              | 2     | 7              | 2     | 9              | 2     | 9              |
| 松尾<br>小学校  | 9      | 244            | 9      | 244            | 9      | 240            | 10     | 252            | 11    | 241            | 11    | 245            | 10    | 223            | 11    | 235            | 9     | 214            | 8     | 209            | 8     | 193            |
| 下久堅<br>小学校 | 7      | 164            | 7      | 169            | 7      | 169            | 7      | 167            | 7     | 159            | 6     | 141            | 6     | 139            | 6     | 124            | 6     | 111            | 6     | 116            | 6     | 109            |
| 上久堅<br>小学校 | 1      | 3              | 1      | 2              | 1      | 1              | 1      | 1              | 0     | 0              | 0     | 0              | 0     | 0              | 0     | 0              | 0     | 0              | 0     | 0              | 0     | 0              |
| 千代<br>小学校  | 6      | 51             | 6      | 47             | 6      | 48             | 6      | 47             | 6     | 45             | 6     | 44             | 6     | 33             | 6     | 30             | 5     | 35             | 6     | 35             | 5     | 34             |
| 千栄<br>小学校  | 0      | 0              | 0      | 0              | 0      | 0              | 0      | 0              | 0     | 0              | 0     | 0              | 0     | 0              | 0     | 0              | 0     | 0              | 0     | 0              | 0     | 0              |
| 龍江<br>小学校  | 6      | 31             | 6      | 31             | 6      | 28             | 5      | 27             | 6     | 33             | 6     | 36             | 6     | 39             | 6     | 31             | 5     | 28             | 5     | 23             | 5     | 23             |
| 竜江<br>小学校  | 3      | 12             | 3      | 13             | 3      | 13             | 3      | 10             | 2     | 8              | 2     | 6              | 2     | 4              | 2     | 4              | 2     | 5              | 2     | 4              | 2     | 5              |
| 竜丘<br>小学校  | 6      | 131            | 6      | 131            | 6      | 128            | 6      | 127            | 6     | 124            | 6     | 119            | 6     | 116            | 6     | 110            | 6     | 109            | 6     | 105            | 6     | 97             |
| 竜丘<br>小学校  | 2      | 10             | 3      | 16             | 3      | 19             | 3      | 20             | 3     | 22             | 3     | 22             | 4     | 19             | 3     | 19             | 3     | 21             | 3     | 19             | 4     | 21             |
| 川路<br>小学校  | 14     | 400            | 13     | 386            | 13     | 393            | 13     | 386            | 13    | 381            | 13    | 360            | 13    | 379            | 12    | 348            | 12    | 337            | 12    | 312            | 12    | 308            |
| 三穂<br>小学校  | 2      | 3              | 2      | 5              | 2      | 4              | 2      | 5              | 2     | 4              | 1     | 3              | 1     | 3              | 1     | 3              | 1     | 2              | 1     | 4              | 1     | 4              |
| 山本<br>小学校  | 1      | 2              | 2      | 3              | 2      | 3              | 2      | 4              | 1     | 4              | 1     | 3              | 1     | 3              | 1     | 3              | 1     | 1              | 1     | 1              | 1     | 1              |
| 伊賀良<br>小学校 | 6      | 61             | 6      | 65             | 6      | 69             | 6      | 74             | 6     | 76             | 6     | 77             | 6     | 82             | 6     | 73             | 6     | 72             | 6     | 69             | 6     | 65             |
| 山本<br>小学校  | 3      | 14             | 2      | 10             | 2      | 10             | 2      | 10             | 2     | 9              | 2     | 10             | 2     | 9              | 2     | 12             | 2     | 9              | 2     | 11             | 2     | 9              |
| 伊賀良<br>小学校 | 10     | 248            | 9      | 228            | 9      | 220            | 10     | 233            | 10    | 243            | 9     | 233            | 9     | 227            | 10    | 237            | 9     | 225            | 8     | 209            | 7     | 188            |
| 伊賀良<br>小学校 | 28     | 967            | 27     | 935            | 26     | 900            | 26     | 900            | 26    | 854            | 26    | 844            | 26    | 821            | 26    | 812            | 25    | 796            | 25    | 774            | 24    | 763            |
| 鼎<br>小学校   | 5      | 34             | 6      | 37             | 5      | 36             | 7      | 43             | 6     | 39             | 5     | 38             | 6     | 40             | 6     | 41             | 7     | 48             | 6     | 44             | 6     | 39             |
| 上郷<br>小学校  | 24     | 730            | 24     | 736            | 24     | 721            | 22     | 706            | 22    | 699            | 22    | 681            | 21    | 663            | 21    | 679            | 20    | 669            | 21    | 678            | 21    | 660            |
| 上村<br>小学校  | 5      | 38             | 5      | 37             | 5      | 37             | 6      | 40             | 6     | 44             | 6     | 39             | 5     | 37             | 5     | 34             | 5     | 38             | 6     | 40             | 5     | 38             |
| 和田<br>小学校  | 23     | 747            | 23     | 752            | 23     | 765            | 24     | 807            | 24    | 798            | 24    | 773            | 24    | 773            | 23    | 734            | 22    | 694            | 20    | 642            | 19    | 599            |
| 和泉<br>小学校  | 0      | 0              | 0      | 0              | 0      | 0              | 0      | 0              | 0     | 0              | 0     | 0              | 0     | 0              | 0     | 0              | 0     | 0              | 0     | 0              | 0     | 0              |
| 和泉<br>小学校  | 2      | 10             | 3      | 11             | 3      | 9              | 3      | 9              | 3     | 15             | 4     | 19             | 3     | 18             | 3     | 19             | 3     | 19             | 5     | 24             | 3     | 24             |
| 和泉<br>小学校  | 0      | 0              | 0      | 0              | 0      | 0              | 0      | 0              | 0     | 0              | 0     | 0              | 0     | 0              | 0     | 0              | 0     | 0              | 0     | 0              | 0     | 0              |
| 和泉<br>小学校  | 6      | 52             | 6      | 50             | 6      | 46             | 6      | 45             | 5     | 38             | 5     | 28             | 4     | 26             | 5     | 32             | 3     | 23             | 3     | 15             | 3     | 17             |
| 計          | 51     | 276            | 53     | 287            | 54     | 292            | 54     | 285            | 48    | 273            | 47    | 258            | 48    | 254            | 47    | 245            | 45    | 244            | 45    | 249            | 45    | 241            |
|            | 213    | 5,644          | 210    | 5,554          | 209    | 5,499          | 210    | 5,503          | 211   | 5,397          | 208   | 5,243          | 204   | 5,149          | 205   | 5,055          | 194   | 4,920          | 192   | 4,741          | 185   | 4,594          |
| 飯田東<br>中学校 | 2      | 12             | 2      | 10             | 2      | 10             | 2      | 13             | 3     | 15             | 3     | 12             | 3     | 15             | 3     | 21             | 4     | 22             | 3     | 17             | 3     | 13             |
| 飯田西<br>中学校 | 9      | 263            | 8      | 239            | 7      | 223            | 6      | 202            | 6     | 203            | 6     | 200            | 6     | 196            | 6     | 199            | 6     | 190            | 6     | 197            | 6     | 183            |
| 緑ヶ丘<br>中学校 | 4      | 22             | 2      | 17             | 2      | 11             | 2      | 9              | 2     | 8              | 2     | 9              | 3     | 15             | 3     | 17             | 4     | 20             | 3     | 13             | 3     | 15             |
| 竜東<br>中学校  | 9      | 282            | 9      | 267            | 9      | 248            | 9      | 237            | 8     | 229            | 8     | 229            | 7     | 226            | 7     | 225            | 6     | 209            | 6     | 195            | 6     | 184            |
| 竜東<br>中学校  | 4      | 26             | 5      | 35             | 6      | 34             | 6      | 39             | 6     | 34             | 5     | 26             | 6     | 29             | 7     | 39             | 7     | 41             | 8     | 49             | 8     | 46             |
| 竜東<br>中学校  | 20     | 701            | 20     | 704            | 20     | 689            | 21     | 704            | 20    | 665            | 20    | 656            | 19    | 632            | 19    | 642            | 19    | 653            | 19    | 650            | 19    | 633            |
| 竜東<br>中学校  | 2      | 4              | 2      | 3              | 2      | 6              | 2      | 2              | 2     | 5              | 2     | 4              | 2     | 5              | 2     | 4              | 2     | 4              | 2     | 3              | 2     | 4              |
| 竜東<br>中学校  | 3      | 76             | 3      | 72             | 3      | 69             | 3      | 66             | 3     | 57             | 3     | 63             | 3     | 64             | 3     | 71             | 3     | 67             | 3     | 67             | 3     | 69             |
| 竜東<br>中学校  | 2      | 5              | 2      | 3              | 2      | 8              | 2      | 5              | 3     | 12             | 3     | 14             | 3     | 12             | 3     | 10             | 2     | 9              | 2     | 9              | 2     | 7              |
| 旭ヶ丘<br>中学校 | 6      | 165            | 6      | 168            | 6      | 147            | 6      | 139            | 6     | 150            | 6     | 147            | 6     | 146            | 6     | 143            | 6     | 145            | 6     | 142            | 6     | 141            |
| 高陵<br>中学校  | 4      | 32             | 5      | 39             | 6      | 47             | 6      | 39             | 6     | 36             | 5     | 30             | 5     | 28             | 5     | 36             | 6     | 37             | 5     | 32             | 5     | 33             |
| 高陵<br>中学校  | 19     | 649            | 18     | 652            | 18     | 656            | 17     | 612            | 17    | 605            | 17    | 590            | 17    | 599            | 16    | 560            | 15    | 527            | 15    | 525            | 15    | 527            |
| 高陵<br>中学校  | 2      | 12             | 2      | 9              | 2      | 9              | 2      | 9              | 3     | 14             | 4     | 24             | 5     | 31             | 5     | 32             | 4     | 25             | 4     | 28             | 4     | 25             |
| 高陵<br>中学校  | 12     | 402            | 12     | 375            | 12     | 350            | 12     | 349            | 12    | 351            | 12    | 360            | 12    | 360            | 11    | 348            | 10    | 327            | 9     | 315            | 9     | 322            |
| 高陵<br>中学校  | 3      | 15             | 3      | 20             | 4      | 20             | 3      | 16             | 3     | 16             | 4     | 23             | 4     | 27             | 4     | 29             | 4     | 26             | 4     | 29             | 4     | 29             |
| 遠山<br>中学校  | 15     | 515            | 15     | 509            | 15     | 500            | 14     | 452            | 14    | 460            | 14    | 465            | 15    | 508            | 15    | 513            | 15    | 511            | 15    | 517            | 15    | 499            |
| 遠山<br>中学校  | 1      | 2              | 1      | 2              | 0      | 0              | 1      | 1              | 1     | 1              | 1     | 1              | 1     | 1              | 1     | 1              | 1     | 1              | 1     | 1              | 1     | 1              |
| 遠山<br>中学校  | 3      | 33             | 3      | 32             | 3      | 32             | 3      | 33             | 3     | 40             | 3     | 37             | 3     | 33             | 3     | 27             | 3     | 25             | 3     | 19             | 3     | 21             |
| 遠山<br>中学校  | 24     | 130            | 24     | 138            | 26     | 145            | 26     | 133            | 29    | 141            | 29    | 143            | 32    | 163            | 33    | 189            | 34    | 185            | 32    | 181            | 32    | 173            |
| 遠山<br>中学校  | 96     | 3,086          | 94     | 3,018          | 93     | 2,914          | 91     | 2,794          | 89    | 2,760          | 89    | 2,747          | 88    | 2,764          | 86    | 2,728          | 83    | 2,654          | 82    | 2,627          | 82    | 2,579          |
| 計          | 75     | 406            | 77     | 425            | 80     | 437            | 80     | 418            | 77    | 414            | 76    | 401            | 80    | 417            | 80    | 434            | 79    | 429            | 77    | 430            | 77    | 414            |
| 合計         | 309    | 8,730          | 304    | 8,572          | 302    | 8,413          | 301    | 8,297          | 300   | 8,157          | 297   | 7,990          | 292   | 7,913          | 291   | 7,783          | 277   | 7,574          | 274   | 7,368          | 267   | 7,173          |

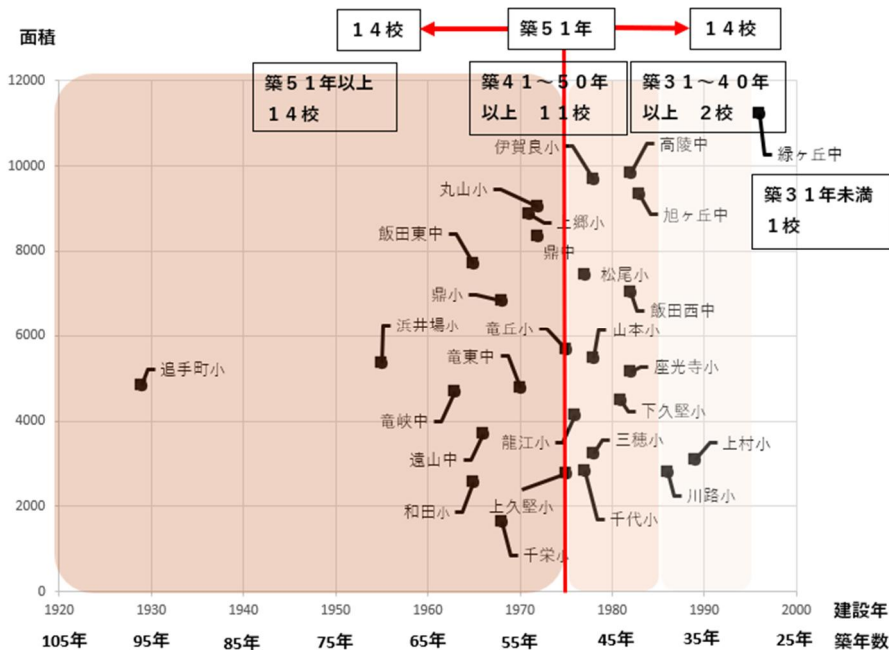
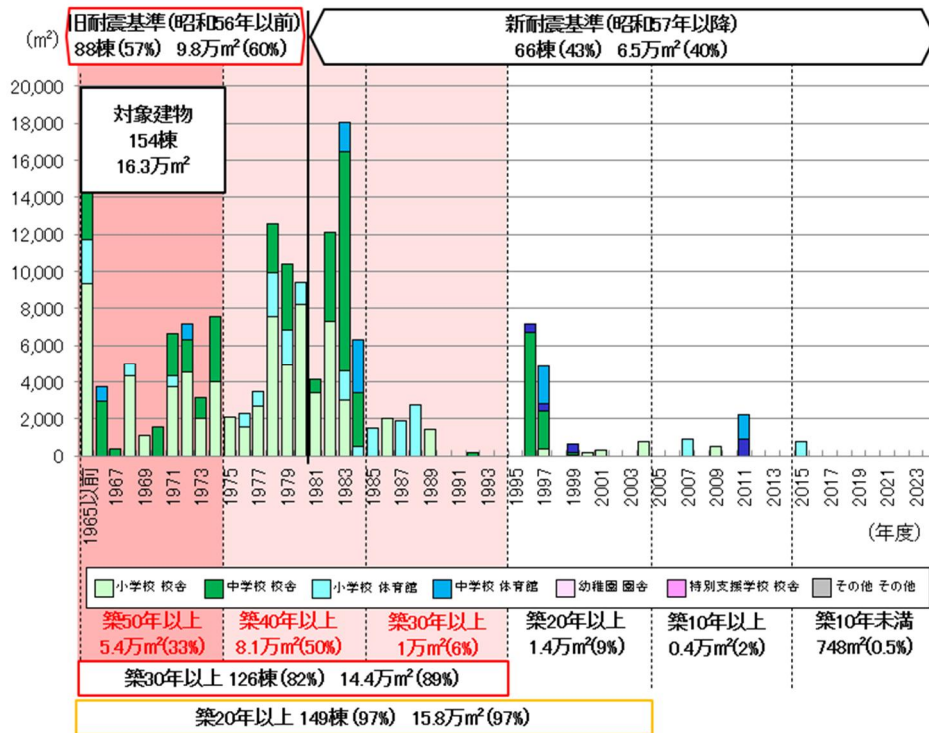
### 3 学校施設の老朽化状況

#### (1) 整備状況

対象施設の建築年をみると、築51年以上14校、築50～41年11校、築40～31年2校、築31年未満1校となっており、築31年以上の建物は約96%を占めています。

旧耐震基準(昭和56年以前)により、建築された建物もありますが、本市においては平成24年までに耐震改修工事を完了しているため、今後は老朽化対策が課題となっています。

図表 対象施設の築年別整備状況（令和6年度現在）



## (2) 劣化状況の現地調査結果

学校施設における劣化状況調査結果は次のとおりです。なお、全ての学校施設において調査を実施していますが、小規模施設等は本計画からは除外しています。

図表 学校施設等劣化調査対象施設一覧

| 施設名         | 建物名       | 劣化判定結果 |    |      |      |      |
|-------------|-----------|--------|----|------|------|------|
|             |           | 屋根・屋上  | 外壁 | 内部仕上 | 電気設備 | 機械設備 |
| 1 丸山小学校     | 普通教室棟 1   | B      | B  | C    | C    | A    |
|             | 普通教室棟 2   | B      | B  | C    | C    | A    |
|             | 管理教室棟 1   | B      | B  | C    | C    | A    |
|             | 管理教室棟 2   | B      | B  | C    | C    | A    |
|             | 昇降口棟      | C      | B  | C    | C    | A    |
|             | 体育館       | B      | B  | B    | B    | C    |
| 2 追手町小学校 ※1 | 管理教室棟     | -      | -  | -    | -    | -    |
|             | 体育館       | -      | -  | -    | -    | -    |
|             | 体育館器具庫    | -      | -  | -    | -    | -    |
|             | 昇降口棟      | A      | B  | C    | A    | B    |
| 3 浜井場小学校    | 管理教室棟     | B      | B  | C    | C    | C    |
|             | 教室棟(円筒校舎) | B      | B  | C    | C    | C    |
|             | 昇降口棟      | B      | B  | C    | C    | C    |
|             | 体育館       | A      | B  | C    | D    | C    |
| 4 座光寺小学校    | 教室棟       | B      | B  | C    | C    | A    |
|             | 管理教室棟     | B      | B  | C    | C    | A    |
|             | 玄関棟       | B      | B  | C    | C    | A    |
|             | 体育館       | C      | B  | C    | D    | A    |

| 施設名      | 建物名      | 劣化判定結果 |    |      |      |      |
|----------|----------|--------|----|------|------|------|
|          |          | 屋根・屋上  | 外壁 | 内部仕上 | 電気設備 | 機械設備 |
| 5 松尾小学校  | 北校舎棟     | C      | D  | C    | C    | A    |
|          | 体育館      | A      | A  | B    | A    | A    |
|          | 南校舎棟     | C      | C  | C    | C    | A    |
|          | 階段室棟     | B      | B  | B    | B    | B    |
|          | 中校舎棟     | B      | B  | B    | B    | B    |
|          | コンテナプール  | B      | B  | B    | B    | B    |
| 6 竜丘小学校  | 管理教室棟    | D      | C  | C    | C    | A    |
|          | 昇降口棟     | D      | C  | C    | C    | -    |
|          | 体育館      | A      | B  | C    | A    | A    |
|          | 教室棟      | D      | C  | C    | C    | A    |
|          | プレイルーム棟  | C      | C  | C    | C    | A    |
| 7 三穂小学校  | 教室棟      | B      | B  | C    | C    | A    |
|          | 昇降口棟     | B      | B  | C    | C    | C    |
|          | 職員便所     | B      | B  | B    | B    | B    |
|          | コンテナプール  | B      | B  | B    | B    | B    |
|          | 体育館      | B      | B  | B    | D    | A    |
|          | 地域連携施設   | B      | B  | B    | B    | A    |
| 8 伊賀良小学校 | 普通教室棟(北) | B      | D  | C    | C    | B    |
|          | 普通教室棟(中) | B      | C  | C    | C    | B    |
|          | 管理教室棟(南) | C      | C  | D    | C    | A    |
|          | 地域連携施設   | B      | B  | C    | C    | C    |
|          | 体育館      | D      | B  | C    | D    | D    |

| 施設名       | 建物名          | 劣化判定結果 |    |      |      |      |
|-----------|--------------|--------|----|------|------|------|
|           |              | 屋根・屋上  | 外壁 | 内部仕上 | 電気設備 | 機械設備 |
| 8 伊賀良小学校  | 特別教室棟        | A      | A  | A    | C    | A    |
|           | 第2 体育館       | A      | A  | A    | A    | A    |
| 9 山本小学校   | 普通教室棟        | B      | B  | C    | C    | A    |
|           | 昇降口棟         | B      | B  | C    | C    | A    |
|           | 管理教室棟 1      | B      | B  | C    | C    | A    |
|           | 管理教室棟 2      | B      | B  | C    | C    | A    |
|           | 体育館          | C      | B  | C    | D    | A    |
| 10 下久堅小学校 | 体育館          | A      | B  | B    | A    | A    |
|           | 管理教室棟        | B      | B  | C    | C    | A    |
|           | 特別教室棟        | B      | B  | C    | C    | A    |
|           | 体育館(小)       | B      | B  | A    | A    | A    |
| 11 川路小学校  | 体育館          | A      | A  | A    | A    | B    |
|           | 資料館          | A      | C  | C    | C    | -    |
|           | 南校舎棟         | C      | B  | B    | B    | C    |
|           | 管理校舎棟        | C      | B  | B    | B    | C    |
|           | 図書・コンピュータ一教室 | B      | B  | B    | B    | B    |
| 12 千代小学校  | 体育館          | B      | B  | C    | D    | C    |
|           | 管理教室棟        | B      | B  | C    | C    | C    |
|           | 特別教室棟        | B      | B  | C    | C    | C    |
| 13 千栄小学校  | 特別教室棟        | B      | B  | C    | C    | C    |
|           | 管理教室棟        | B      | B  | C    | C    | C    |

| 施設名         | 建物名           | 劣化判定結果 |    |      |      |      |
|-------------|---------------|--------|----|------|------|------|
|             |               | 屋根・屋上  | 外壁 | 内部仕上 | 電気設備 | 機械設備 |
| 13 千栄小学校    | 管理教室棟(職員更衣室他) | B      | B  | B    | B    | B    |
|             | 体育館           | B      | B  | C    | D    | A    |
| 14 龍江小学校    | 体育館           | C      | B  | C    | D    | C    |
|             | 管理教室棟         | C      | B  | C    | C    | C    |
|             | 特別教室棟         | C      | C  | C    | C    | C    |
| 15 上久堅小学校   | 管理教室棟 1       | B      | B  | C    | C    | B    |
|             | 管理教室棟 2       | B      | B  | C    | C    | B    |
|             | 特別教室棟         | B      | B  | C    | C    | B    |
|             | 体育館           | B      | B  | C    | D    | B    |
| 16 鼎小学校     | 管理教室棟         | B      | C  | B    | B    | B    |
|             | 普通教室棟 1       | B      | B  | B    | B    | B    |
|             | 普通教室棟 2       | B      | B  | B    | B    | B    |
|             | プレイルーム棟       | B      | B  | B    | B    | B    |
|             | 体育館           | A      | B  | C    | D    | C    |
|             | コンテナプール       | B      | B  | B    | B    | B    |
|             | 体育館           | B      | B  | A    | D    | B    |
| 17 上郷小学校 ※2 | 体育館           | A      | B  | A    | A    | A    |
| 18 上村小学校    | 体育館           | C      | B  | B    | D    | B    |
|             | 校舎            | B      | C  | B    | B    | B    |
|             | 地域連携施設        | B      | B  | B    | B    | B    |
| 19 和田小学校    | 管理教室棟         | B      | C  | C    | C    | C    |
|             | 体育館           | B      | B  | C    | B    | C    |

| 施設名      | 建物名     | 劣化判定結果 |    |      |      |      |
|----------|---------|--------|----|------|------|------|
|          |         | 屋根・屋上  | 外壁 | 内部仕上 | 電気設備 | 機械設備 |
| 19 和田小学校 | 教室棟     | B      | B  | C    | C    | C    |
|          | トイレ     | C      | B  | B    | B    | B    |
| 1 飯田西中学校 | 技術科教室棟  | B      | B  | C    | C    | C    |
|          | 管理教室棟 1 | B      | B  | C    | C    | C    |
|          | 管理教室棟 2 | B      | B  | C    | C    | C    |
|          | 武道場     | B      | B  | B    | A    | B    |
|          | 体育館     | A      | A  | A    | A    | A    |
| 2 飯田東中学校 | 体育館     | C      | B  | C    | A    | C    |
|          | 体育館器具庫  | C      | B  | C    | C    | -    |
|          | 特別教室棟 1 | C      | B  | C    | C    | B    |
|          | 特別教室棟 2 | C      | B  | C    | C    | B    |
|          | 教室棟 1   | C      | B  | C    | C    | B    |
|          | 教室棟 2   | C      | B  | C    | C    | B    |
|          | 管理教室棟   | B      | A  | C    | C    | B    |
|          | 昇降口棟    | B      | B  | C    | C    | B    |
|          | コンテナプール | B      | B  | C    | C    | B    |
|          | 特別教室棟   | B      | B  | C    | C    | B    |
| 3 緑ヶ丘中学校 | 管理教室棟   | A      | A  | B    | B    | D    |
|          | 普通教室棟   | A      | A  | B    | B    | C    |
|          | 体育館     | C      | C  | B    | A    | C    |
|          | 地域連携施設  | C      | C  | B    | A    | C    |
|          | 武道場     | C      | C  | B    | A    | C    |

| 施設名      | 建物名     | 劣化判定結果 |    |      |      |      |
|----------|---------|--------|----|------|------|------|
|          |         | 屋根・屋上  | 外壁 | 内部仕上 | 電気設備 | 機械設備 |
| 3 緑ヶ丘中学校 | 特別教室棟   | A      | A  | B    | B    | C    |
| 4 竜峡中学校  | 管理教室棟   | B      | B  | C    | C    | D    |
|          | 昇降口棟    | B      | B  | C    | C    | C    |
|          | 特別教室棟   | B      | B  | C    | C    | C    |
|          | 用務員室棟   | B      | B  | C    | C    | C    |
|          | 技術科教室棟  | B      | B  | C    | C    | C    |
|          | 体育館     | A      | A  | C    | A    | C    |
|          | 外便所     | B      | B  | B    | B    | B    |
|          | 敬愛館     | B      | B  | B    | A    | B    |
| 5 竜東中学校  | 管理教室棟 1 | B      | B  | C    | C    | C    |
|          | 管理教室棟 2 | B      | B  | C    | C    | C    |
|          | 特別教室棟   | B      | B  | C    | C    | C    |
|          | 昇降口棟    | B      | B  | C    | C    | C    |
|          | 宿直行使棟   | B      | C  | C    | C    | C    |
|          | 技術科教室棟  | B      | C  | C    | C    | C    |
|          | 体育館     | C      | C  | C    | A    | C    |
| 6 旭ヶ丘中学校 | 教室棟(北)  | A      | A  | C    | C    | D    |
|          | 管理棟(中)  | A      | A  | C    | C    | D    |
|          | 教室棟(南)  | A      | A  | C    | C    | D    |
|          | 体育館     | A      | A  | B    | A    | D    |
|          | 武道場     | B      | B  | B    | A    | B    |
| 7 鼎中学校   | 管理教室棟   | B      | B  | C    | C    | C    |

| 施設名     | 建物名       | 劣化判定結果 |    |      |      |      |
|---------|-----------|--------|----|------|------|------|
|         |           | 屋根・屋上  | 外壁 | 内部仕上 | 電気設備 | 機械設備 |
| 7 鼎中学校  | 渡り廊下      | B      | B  | C    | C    | C    |
|         | 昇降口棟      | B      | B  | C    | C    | C    |
|         | 用務員室      | B      | B  | C    | C    | C    |
|         | 金工木工室     | B      | B  | C    | C    | C    |
|         | 特別教室棟 1   | B      | B  | C    | C    | C    |
|         | 特別教室棟 2   | B      | B  | C    | C    | C    |
|         | 体育館       | C      | C  | C    | A    | C    |
|         | 地域連携施設    | B      | B  | C    | A    | C    |
|         | 武道場       | A      | B  | A    | A    | A    |
| 8 高陵中学校 | 普通教室棟(中)  | A      | A  | C    | C    | A    |
|         | 普通教室棟(南)  | D      | D  | C    | C    | C    |
|         | 管理教室棟(北)  | D      | D  | C    | C    | A    |
|         | 昇降口棟      | D      | D  | C    | C    | C    |
|         | 体育館       | C      | B  | C    | A    | A    |
|         | 地域連携施設    | B      | B  | C    | A    | C    |
|         | コンピューター教室 | B      | B  | B    | B    | B    |
| 9 遠山中学校 | 管理教室棟     | C      | B  | C    | C    | C    |
|         | 特別教室棟     | C      | B  | C    | C    | C    |
|         | 昇降口棟      | B      | B  | C    | C    | C    |
|         | 体育館       | B      | B  | C    | A    | C    |

※1 追手町小学校の管理教室棟、体育館、体育館器具庫は、竣工から90年以上が経過し、本計画において想定している大規模改修事業や長寿命化型改修の対象期間を大きく超過しているため、評価の対象外としています。

※2 上郷小学校(校舎)は長寿命化改良事業を実施中であるため、対象外としています。

## 4 維持・更新コスト

### (1) 維持管理コストの現状

飯田市における学校教育施設関連経費は、直近5カ年のデータをみると、約4.5～11.9億円程度を推移しています。なお、2020、2021年度は、小中学校の特別教室や中間教室等へ空調設備を整備したため事業費が多くなっています。また、2024年度は上郷小学校長寿命化改良工事を実施したため、突出した施設整備費となっています。

関連経費のうち、各学校等で実施している小規模の維持修繕費を除く、施設整備に係る費用は平均すると年約6.8億円程度となっています。

今後、施設の老朽化が進むなか、施設整備に係る費用が増加していくことが予想されますが、市の財政状況を踏まえると、大幅な整備費の増加への対応は困難であるため、交付金等を効果的に活用しながらより効果の高い施設整備を実施していく必要があります。

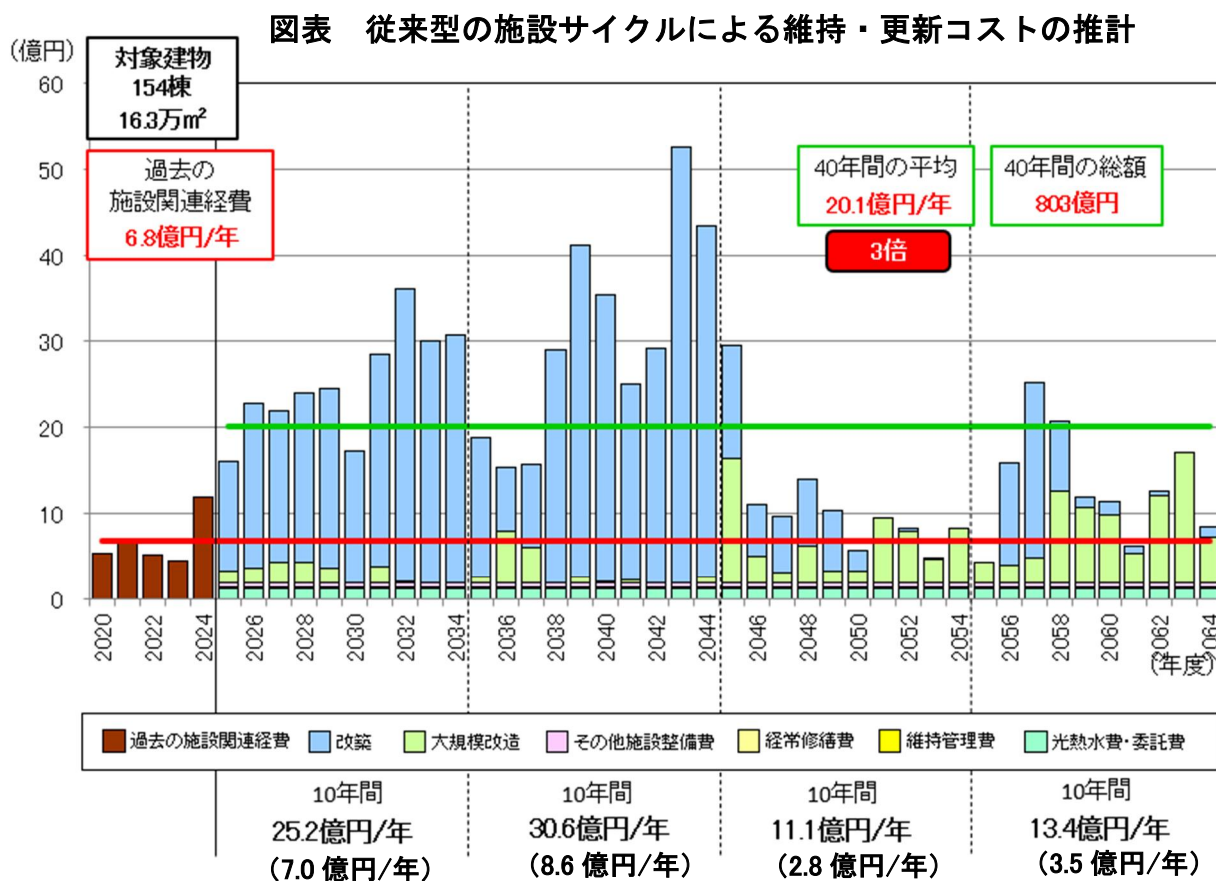
図表 学校施設の維持管理コストの推移（単位：円）

|          | 2020年度      | 2021年度      | 2022年度      | 2023年度      | 2024年度        |
|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------------|
| 施設整備費    | 360,954,990 | 494,237,710 | 295,355,100 | 253,193,300 | 983,585,900   |
| その他施設整備費 | 58,855,499  | 52,700,210  | 62,737,400  | 56,850,584  | 52,513,560    |
| 維持修繕費    | 15,045,540  | 10,408,745  | 16,055,596  | 14,849,570  | 11,594,330    |
| 小計       | 434,856,029 | 557,346,665 | 374,148,096 | 324,893,454 | 1,047,693,790 |
| 光熱水費・委託費 | 105,204,416 | 116,317,272 | 142,823,142 | 128,644,496 | 147,612,722   |
| 合計       | 540,060,445 | 673,663,937 | 516,971,238 | 453,537,950 | 1,195,306,512 |

## (2) 今後の維持・更新コスト (文部科学省提供ソフトによる試算)

文部科学省提供ソフトを用いて試算される従来型の整備方法（築 20 年で大規模改造、築 60 年で改築）による今後の維持・更新コストは、今後 40 年間の事業費総額で約 803 億円です。年間平均は約 20.1 億円になり、過去の年間平均 6.8 億円の約 3.0 倍になります。

現在の校舎における改築のピークが今後 20 年間に到来する見込みであり、年平均約 7.8 億円の支出が想定されます。



### ◇コスト試算条件

|       |  |
|-------|--|
| 基準年度  | 2024年（令和6年）  |
| 試算期間  | 基準年の翌年度から40年間  |
| 改築    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○更新周期 60年</li> <li>○改築単価 42.0万円/㎡</li> <li>○改築後面積 現在の面積の8割と仮定（児童数の減少を考慮）</li> <li>○工事期間 2か年</li> <li>○実施年数より古い建物改築を5年以内に実施</li> </ul> |
| 大規模改造 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○実施年数 20年周期</li> <li>○工事期間 1年</li> </ul>  |

出典：文部科学省提供 学校施設の維持・更新コストの試算ソフト

## 2-3 目指すべき姿を実現するための施設整備方針等

### 1 予防保全型の改修と長寿命化型改修

老朽化による劣化・破損等の不具合が生じた後に修繕等を行う事後保全型の施設管理方法から、定期的な劣化状況調査の結果に基づき、計画的な改修を実施する予防保全型の施設管理方法に転換を図ります。予防保全型の改修として、下記に示す施設整備を進めます。

#### (1) 大規模改修事業（計画的改修）

5年毎の劣化状況調査結果に基づき、計画的な改修を実施します。改修においては劣化評価におけるD評価の箇所とC評価のうち、優先度が高い箇所を優先的に実施します。

#### (2) 長寿命化型改修の実施

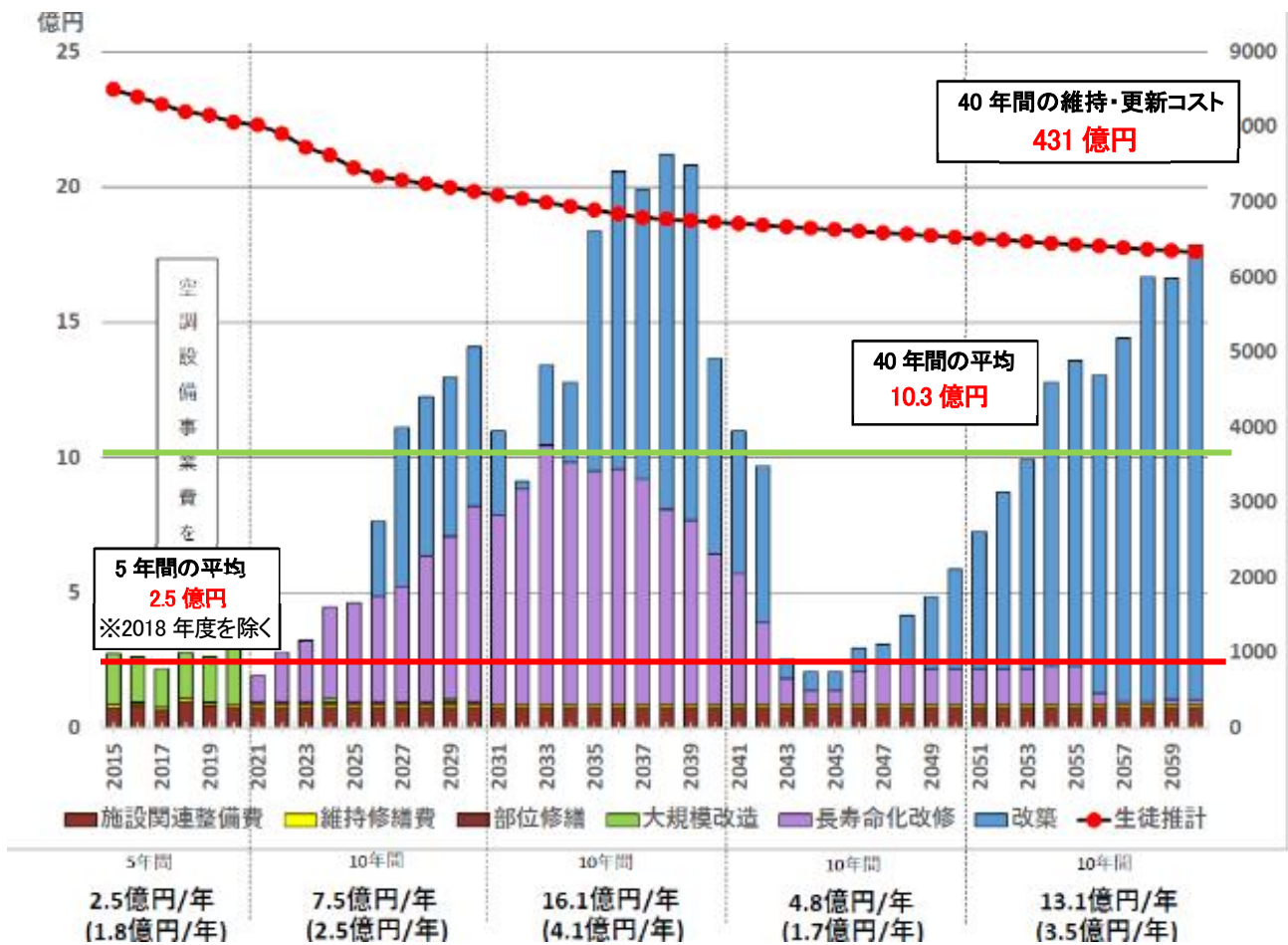
長寿命化改良工事の効果が高いとされる築50年以下の学校において、築60年までの間にコンクリートの中性を防止する改修を実施することでコンクリートの強度低下を防ぎ、施設を長期に渡って使い続けるようにします。また、同時に全面的な改修工事を実施することで、教育環境を現在の学校施設に求められている水準に引き上げます。

#### (参考)長寿命化型改修と計画的改修によるコスト試算

上記(1)、(2)による整備方針を基にコスト試算を実施しました。なお、試算においては築20～25年で劣化状況がC、D評価となると想定し、大規模改修事業（計画的改修）を実施するものとし、改築周期は70～80年程度で実施するものとししました。

生徒数の推計値は住民票の登録数から今後6年間の生徒数を推計した後に、直近の生徒数の平均減少量を見込んだ数値としています。

図表 長寿命化型改修と計画的改修によるコスト試算



上段は概算事業費、下段は概算一般財源費

※上記の試算は、令和3年の本計画策定時の算定結果を示しています。

現在、学校の配置枠組みのあり方について検討中であり、今後方針が決まった段階で、40年間の長期財政見通しを作成するものとします。

## 2 時代の変化に対応した施設環境の整備

### (1) 空調設備の整備

記録的な猛暑等により、学校の教育活動や生徒の健康面に影響が生じています。児童生徒が夏季でも安全安心な環境で、体育の授業や学校の行事など教育活動が実施できるよう、小中学校の屋内運動場への空調設備の導入を計画的に進めていきます。

### (2) ゼロカーボン対応への取組

ゼロカーボン対応への取組として、太陽光発電などの再生可能エネルギー資源の活用や地域新電力の活用といった取組を実施しています。

LED化が完了していない倉庫等も早期に改修を進めていきます。

### (3) プール授業における民間プール施設の活用

学校のプール施設は老朽化が進行し、多くの学校で多額の費用を伴う建替えが必要な状況となっています。また、天候や猛暑などの影響もあり、屋外プールでの水泳の授業時間の確保が年々困難になる中、現在18の小中学校が民間プール施設や市の屋内プール施設を活用し水泳の授業を実施しています。

今後も、プール施設の老朽化により建替えが必要な学校については、民間プール施設等を活用した水泳の授業を検討するとともに、利用していない学校プール施設については、地域の防災設備（防火水槽）としての役割や学校からの跡地利用の要望などを踏まえ、個別に方針を検討していきます。



H30 竜東中プールの状況



R6 駐車場として整備した追手町小プール跡地

### (4) 教育環境の防犯対策

近年の全国的な事例等を考慮し、外部から学校内へ進入できる箇所へ防犯カメラを設置するなど防犯対策を進めます。

### 3 法令等を踏まえた維持管理の徹底

学校と教育委員会事務局がそれぞれの担当において、各種点検を実施し、学校施設を適正な状態に維持します。なお、点検等において、新たに確認された不具合等は早期に応急修繕を実施します。

図表 学校施設における主な調査・点検等

| 調査・点検              | 内容            | 頻度                       |
|--------------------|---------------|--------------------------|
| 建築基準法 第 12 条       | 施設の定期点検       | 建築設備は毎年<br>建築物は 3 年に 1 度 |
| 消防法 第 17 条         | 消防用設備等の点検・報告  | 年 2 回の点検<br>報告は毎年        |
| 電気事業法 第 42 条       | 自家用電気工作物の定期点検 | 受電容量による                  |
| 水道法 第 34 条の 2      | 貯水槽の定期清掃・点検   | 毎年 1 回以上                 |
| 浄化槽法 第 10 条        | 浄化槽の定期清掃・点検   | 毎年 1 回以上                 |
| 都市公園法<br>施工規則第 3 条 | 遊具点検          | 日常点検<br>定期点検 毎年          |
| 学校保健安全法            | 学校施設における安全点検  | 毎日                       |

### 4 工事・修繕等の改修履歴の整備

学校施設における修繕・工事記録を個別施設ごとに施設カルテとして整理し、改修サイクルや改修方法の見直しなどに役立てます。また、図面データの CAD データ化を推進し、修繕・工事履歴と合わせてデジタル化を実施し、学校や工事施工業者等とデータの共有をします。

### 5 人口減少・少子化時代における教育環境の充実に向けた取組

当市では、近年、人口減少と人口構造の少子化が急激に進んでいます。また、時々の状況に合わせて設置してきた学校施設は、経年劣化により老朽化が進んでいます。

こうした状況下、令和 2 年に「飯田市少子化における児童生徒の教育環境の充実に向けた取組研究会」を要綱設置し研究を進め、令和 5 年度からはこの研究会を発展させた「飯田市これからの学校のあり方審議会」を条例設置し審議を進めてきました。

審議会では、目指す教育の姿の変化、進む少子化、学校施設の老朽化など教育を取り巻く環境変化を捉えつつ、これからの時代の教育に対応したより良い教育環境づくりに向けたこれからの学校のあり方について、①飯田市立小・中学校のこれからの配置・枠組みのあり方について、②特色と魅力ある教育活動のあり方についての 2 点を飯田市教育委員会から諮問し、②について令和 6 年 10 月に一次答申をいただきました。

令和7年度からは、審議会からいただいた「飯田市の学校を取り巻く教育環境の変化への対応に必要な方策について(一次答申)」を基本に、広く市民からの意見も踏まえて策定した「飯田市立小中学校の今後のあり方に関する方針～第1次～」に基づき、各中学校区内の小中学校を「学園」として9年間の小中一貫教育を推進する「飯田学園構想」がスタートしており、小中一貫教育を強力に進める態勢、教育環境の整備に注力しています。

今後は、令和8年度末までには一定の方向性を提示することを目標に、飯田学園構想を着実に実施し小中一貫教育の充実を図り、特色があり魅力的な教育を進めるにあたり、小中学校の配置・枠組みはどうあるべきかという視点から、諮問事項①飯田市立小・中学校のこれからの配置・枠組みのあり方についての審議を進め、以降、定めた方針に基づき、人口減少・少子化時代における教育環境の充実に向けた取組を推進していきます。

## 2-4 学校施設における実施計画（5年間）

2-3で示した施設整備方針（1、2）における5カ年の実施計画は下記のとおり。

計画期間：令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)

| 施設整備項目    |                    | 施設整備内容と対象校   |             |
|-----------|--------------------|--|-------------|
| 予防保全型改修事業 | 長寿命化改良工事           | ・上郷小学校      ・竜丘小学校      ・松尾小学校   |             |
|           | 大規模改修事業<br>(計画的改修) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学園再編事業<br/>上村小学校</li> <li>・屋根外壁改修工事<br/>屋内運動場：座光寺小学校、下久堅小学校、龍江小学校、山本小学校、伊賀良小学校、<br/>飯田東中学校、緑ヶ丘中学校、竜東中学校、鼎中学校、高陵中学校、遠山中学校<br/>校舎：伊賀良小学校、高陵中学校</li> <li>・給水配管改修工事<br/>川路小学校、龍江小学校、旭ヶ丘中学校、緑ヶ丘中学校</li> <li>・機器更新工事<br/>緑ヶ丘中学校空調設備</li> </ul> |             |
| 環境改善事業    | 空調設備設置<br>(屋内運動場)  | 小学校 19校<br>中学校 9校  | 令和8年度から順次整備 |
|           | 防犯対策               | 防犯カメラの設置   |             |
|           | 再生可能エネルギー資源の活用     | 太陽光発電や地域産再生可能エネルギーの活用を推進   |             |

※上記事業は、計画期間内の事業着手を予定していますが、施設の状況、優先度、財政状況等を踏まえ、計画を一部変更する場合も想定されます。

# 第3章

## 飯田市公民館及び 地区公民館

## 第3章 目次

|     |                        |      |
|-----|------------------------|------|
| 3-1 | 公民館の目指すべき姿             | 3-2  |
| 1   | 学習交流、自治活動を行うための地域の拠点施設 | 3-2  |
| 2   | 老若男女、外国人住民誰もが使いやすい施設   | 3-2  |
| 3   | 地域とともに運営する施設           | 3-2  |
| 3-2 | 公民館施設の実態               | 3-3  |
| 1   | 対象施設                   | 3-3  |
| 2   | 公民館施設の運営状況・活用状況等       | 3-5  |
| (1) | 公民館利用者数の推移             | 3-5  |
| 3   | 公民館施設の老朽化状況            | 3-6  |
| (1) | 整備状況                   | 3-6  |
| (2) | 劣化状況の現地調査結果            | 3-7  |
| 4   | 今後の維持・更新コスト            | 3-8  |
| 3-3 | 目指すべき姿を実現するための施設整備方針等  | 3-10 |
| 1   | 予防保全型の改修               | 3-10 |
| 2   | 時代の変化に対応した施設環境の整備      | 3-10 |
| (1) | 空調設備の整備                | 3-10 |
| (2) | トイレの洋式化を推進             | 3-10 |
| (3) | ゼロカーボン対応への取組           | 3-10 |
| (4) | バリアフリー化を推進             | 3-10 |
| 3   | 法令等を踏まえた維持管理の徹底        | 3-11 |
| 4   | 工事・修繕等の改修履歴の整備         | 3-11 |
| 5   | 施設整備の考え方               | 3-11 |
| 3-4 | 公民館施設における実施計画（5年間）     | 3-12 |

## 3-1 公民館の目指すべき姿

この地域は、歴史的、風土的な教育の土壌や戦後の青年会や婦人会の自主的な学習活動などを背景に全国に先駆けて公民館が設置されてきました。飯田市では、昭和12年に飯田町と上飯田町が合併して市が誕生した以降、町村合併ごと旧町村単位に公民館（地区公民館）を配置してきました。

現在は、中央館の役割を担う飯田市公民館と20の地区公民館の合計21館が設置されています。また、自治振興センターを併設している地区公民館が14施設あり、図書館が併設又は隣接している地区公民館は16施設あります。

飯田市の公民館は、地域の社会教育活動の拠点であるだけでなく、まちづくりや防災の機能を持つ地域自治活動の拠点施設です。

地域住民と共に歩んできた公民館が今後も地域の拠点施設としての機能を果たせるよう、次のような姿を目指して施設整備に取り組んでいきます。

### 1 学習交流、自治活動を行うための地域の拠点施設

公民館は、学び、交流、自治、防災など地域の皆さんの活動の核となる拠点施設です。これらの活動が将来にわたって継続的に安心して行えるよう現在の施設を健全な状態で長く使えるよう取り組みます。

### 2 老若男女、外国人住民誰もが使いやすい施設

高齢者、乳幼児、障がい者、外国人住民など地域で暮らす多様な世代や人々誰もが使いやすい公民館を目指して、ユニバーサルデザインを取り入れたトイレの洋式化などを進めます。

### 3 地域とともに運営する施設

地域に密着した施設であることから、公民館整備においては、地域住民と市が十分に議論を重ねて内容を決めていきます。この過程を行ってから、躯体を中心とした基本的な建設費用を市が担い、備品や周辺環境整備費用を地元が担ってきました。

整備後の運営においても、光熱水費の負担や機械設備点検を市が行い、清掃などの日常管理は地区が行ってきたことが特徴です。今後も地域住民と行政が一体となって整備を進めていきます。

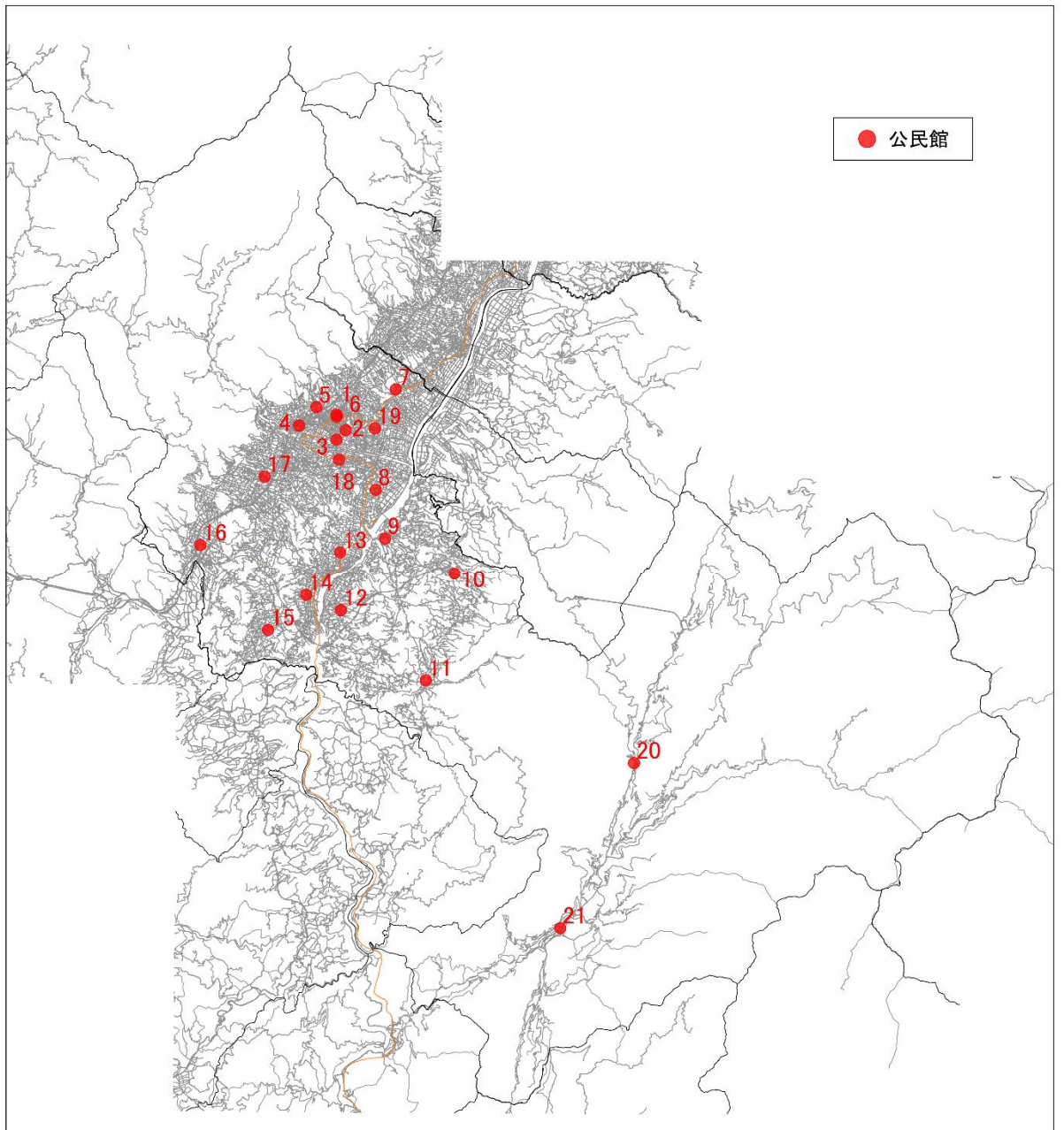
## 3-2 公民館施設の実態

### 1 対象施設

| No. | 施設名    | 構造    | 延床面積<br>(㎡) | 建築年度 |      | 年数 | 耐震<br>基準 | 備考                  |
|-----|--------|-------|-------------|------|------|----|----------|---------------------|
|     |        |       |             | 西暦   | 和暦   |    |          |                     |
| 1   | 飯田市公民館 | R C   | 3,059.80    | 1976 | S 51 | 50 | 旧耐震      | R 4年4月閉館            |
| 2   | 橋北公民館  | S     | 580.96      | 1979 | S 54 | 47 | 旧耐震      | 診断実施 改修不要           |
| 3   | 橋南公民館  | R C   | 902.02      | 2001 | H 13 | 25 | 新耐震      | R 4年5月移転<br>りんご庁舎2階 |
| 4   | 羽場公民館  | S     | 931.41      | 1978 | S 53 | 48 | 旧耐震      | 診断実施 改修不要           |
| 5   | 丸山公民館  | S     | 896.04      | 1979 | S 54 | 47 | 旧耐震      | H26年度耐震改修           |
| 6   | 東野公民館  | S     | 642.16      | 1985 | S 60 | 41 | 新耐震      |                     |
| 7   | 座光寺公民館 | S     | 921.46      | 1986 | S 61 | 40 | 新耐震      |                     |
| 8   | 松尾公民館  | S     | 2,114.66    | 1990 | H 2  | 36 | 新耐震      |                     |
| 9   | 下久堅公民館 | W     | 1,000.60    | 2014 | H26  | 12 | 新耐震      | H26.12.22 移転新築      |
| 10  | 上久堅公民館 | S     | 817.54      | 1980 | S 55 | 46 | 旧耐震      | H26年度耐震改修           |
| 11  | 千代公民館  | W     | 797.15      | 2014 | H26  | 12 | 新耐震      | H26.7.11 移転新築       |
| 12  | 龍江公民館  | S     | 940.81      | 1983 | S 58 | 43 | 新耐震      |                     |
| 13  | 竜丘公民館  | S     | 1,699.08    | 2000 | H12  | 26 | 新耐震      |                     |
| 14  | 川路公民館  | S     | 837.35      | 1981 | S 56 | 45 | 新耐震      |                     |
| 15  | 三穂公民館  | S     | 730.11      | 1983 | S 58 | 43 | 新耐震      |                     |
| 16  | 山本公民館  | S     | 1,263.57    | 1994 | H 6  | 32 | 新耐震      |                     |
| 17  | 伊賀良公民館 | S     | 1,697.42    | 1987 | S 62 | 39 | 新耐震      |                     |
| 18  | 鼎公民館   | R C   | 3,666.72    | 1979 | S 54 | 47 | 旧耐震      | 診断実施 改修不要           |
| 19  | 上郷公民館  | S R C | 2,217.82    | 2019 | H31  | 7  | 新耐震      | H31.4.1 現地建替え       |
| 20  | 上村公民館  | R C   | 500.88      | 1990 | H 2  | 36 | 新耐震      | H28年度改修             |
| 21  | 南信濃公民館 | R C   | 1,548.44    | 2007 | H19  | 19 | 新耐震      |                     |

※自治振興センターが併設されている公民館（No.7～No.17、No.19～No.21）については、  
公民館及び自治振興センター合計の延床面積です。

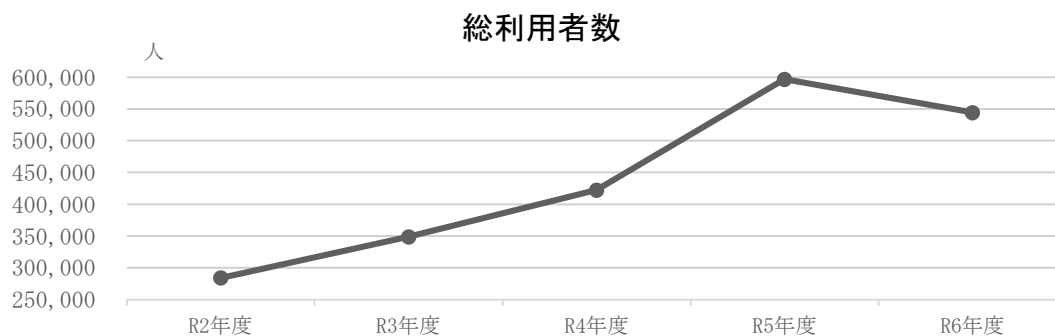
図表 公民館の配置状況（令和7年10月1日現在）



## 2 公民館施設の運営状況・活用状況等

### (1) 公民館利用者数の推移

直近5年間の利用者数の推移は、コロナ禍の令和2年度に28.4万人だった利用者が、令和6年度は54.4万人と、コロナ禍以前の利用者数に回復してきました。

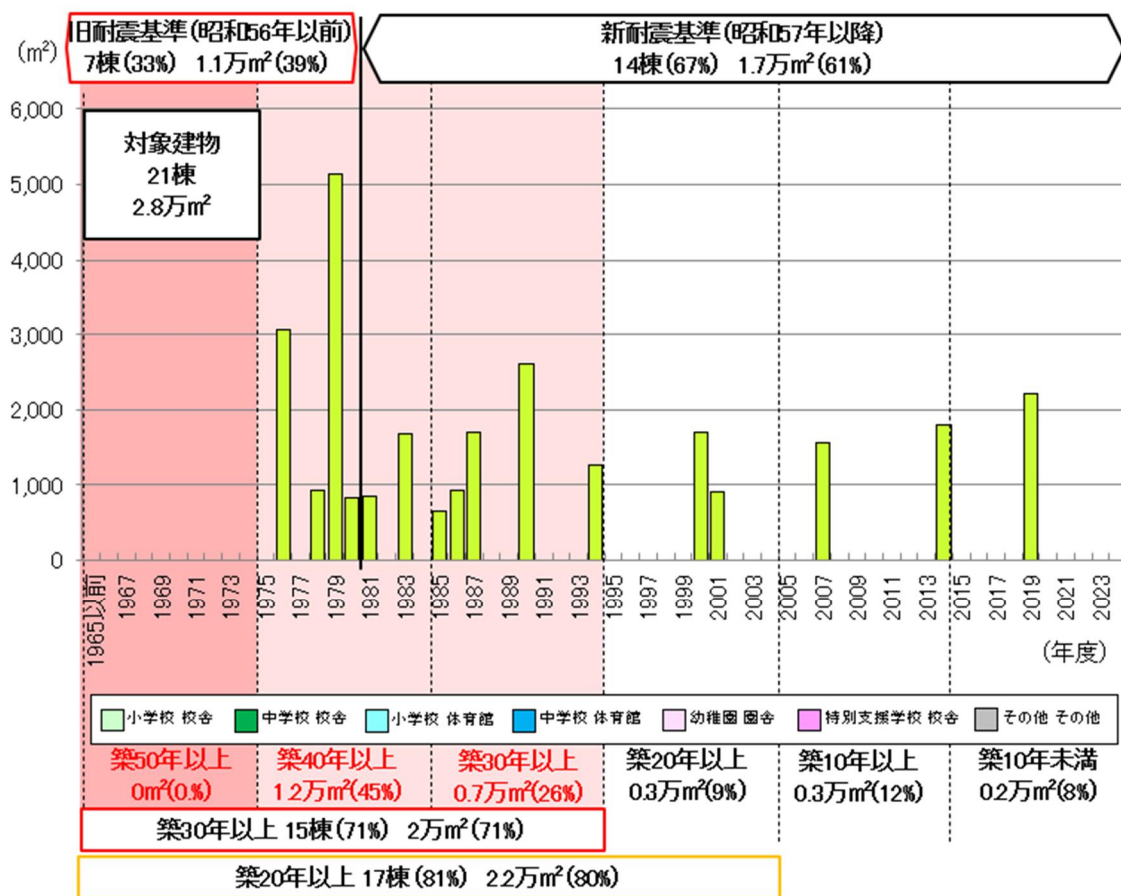


図表 各公民館年度別利用者数

| 施設名                     | R 2 年度  | R 3 年度  | R 4 年度  | R 5 年度  | R 6 年度  | 5 年平均   |
|-------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 飯田市公民館<br>R 4 年 5 月 移 転 | 29,654  | 46,598  | 44,236  | 54,795  | 42,156  | 43,488  |
| 橋北公民館                   | 9,842   | 11,164  | 13,210  | 14,854  | 14,906  | 12,795  |
| 橋南公民館<br>R 4 年 5 月 移 転  | 4,703   | 6,307   | 12,581  | 18,873  | 21,112  | 12,715  |
| 羽場公民館                   | 18,855  | 24,016  | 22,460  | 26,216  | 30,195  | 24,348  |
| 丸山公民館                   | 9,924   | 11,321  | 13,814  | 16,400  | 16,541  | 13,600  |
| 東野公民館                   | 14,792  | 14,410  | 16,246  | 29,949  | 21,455  | 19,370  |
| 座光寺公民館                  | 12,017  | 6,600   | 18,702  | 22,076  | 21,524  | 16,184  |
| 松尾公民館                   | 23,273  | 26,372  | 32,264  | 47,023  | 53,525  | 36,491  |
| 下久堅公民館                  | 12,221  | 15,739  | 16,880  | 21,986  | 23,129  | 17,991  |
| 上久堅公民館                  | 2,728   | 3,573   | 6,314   | 9,545   | 7,192   | 5,870   |
| 千代公民館                   | 1,646   | 1,909   | 2,456   | 7,130   | 7,760   | 4,180   |
| 龍江公民館                   | 7,237   | 6,515   | 5,852   | 15,244  | 11,631  | 9,296   |
| 竜丘公民館                   | 26,044  | 26,765  | 28,854  | 32,639  | 44,434  | 31,747  |
| 川路公民館                   | 8,718   | 8,372   | 9,735   | 13,957  | 14,467  | 11,050  |
| 三穂公民館                   | 3,068   | 3,400   | 6,246   | 10,033  | 10,886  | 6,727   |
| 山本公民館                   | 15,975  | 12,931  | 17,415  | 21,909  | 22,207  | 18,087  |
| 伊賀良公民館                  | 30,084  | 32,206  | 49,370  | 65,336  | 56,034  | 46,606  |
| 鼎公民館                    | 11,441  | 34,547  | 40,305  | 54,205  | 49,541  | 38,008  |
| 上郷公民館                   | 34,619  | 48,871  | 57,267  | 105,874 | 67,959  | 62,918  |
| 上村公民館                   | 1,608   | 1,948   | 3,118   | 3,029   | 3,123   | 2,565   |
| 南信濃公民館                  | 6,073   | 5,543   | 5,018   | 5,701   | 4,782   | 5,423   |
| 合 計                     | 284,522 | 349,107 | 422,343 | 596,774 | 544,559 | 439,461 |

### 3 公民館施設の老朽化状況

#### (1) 整備状況



対象施設の建築年を見ると、築40年以上の建物が全体の約5割、築30年以上の建物が全体の7割を占めています。

公民館は、地震や風水害などの災害時において地域の拠点施設になることから施設の耐震化に優先して取り組んできました。

平成26年度に丸山公民館、千代公民館、下久堅公民館、平成28年度に上村公民館、平成30年度に上郷公民館の耐震整備事業を行い、耐震基準を満たさない公民館の整備を終えました。

以降、令和4年度には、橋南公民館をりんご庁舎(地域交流センター)へ、飯田市公民館は、民間施設(飯田駅前プラザ)丘の上結いスクエア:2階・3階(ムトスぷらざ)へ、機能を移転しました。なお、昭和51年建築の旧飯田市公民館は除却します。

今後も、老朽化の進む施設の改修やバリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れた施設整備を計画的に進める必要があります。

## (2) 劣化状況の現地調査結果

対象となる公民館の劣化調査による評価結果は、次のとおりです。

| 施設名    | 建築年度 |      | 劣化判定結果    |    |          |          |          | 備考                                 |
|--------|------|------|-----------|----|----------|----------|----------|------------------------------------|
|        | 西暦   | 和暦   | 屋根・<br>屋上 | 外壁 | 内部<br>仕上 | 電気<br>設備 | 機械<br>設備 |                                    |
| 飯田市公民館 | 1976 | S 51 | -         | -  | -        | -        | -        | R 4 年 4 月 閉館                       |
| 橋北公民館  | 1979 | S 54 | A         | A  | C        | A        | D        |                                    |
| 橋南公民館  | 2001 | H13  | -         | -  | A        | A        | C        | R 4 年 5 月<br>りんご庁舎(地域交流セ<br>ンター)移転 |
| 羽場公民館  | 1978 | S 53 | B         | C  | C        | A        | B        |                                    |
| 丸山公民館  | 1979 | S 54 | C         | B  | B        | A        | B        | H26 年度耐震改修                         |
| 東野公民館  | 1985 | S 60 | B         | C  | C        | A        | B        |                                    |
| 座光寺公民館 | 1986 | S 61 | B         | B  | C        | A        | C        |                                    |
| 松尾公民館  | 1990 | H 2  | D         | D  | C        | A        | A        |                                    |
| 下久堅公民館 | 2014 | H26  | A         | B  | B        | A        | B        | H26. 12. 22 移転新築                   |
| 上久堅公民館 | 1980 | S 55 | A         | B  | B        | A        | C        | H26 年度耐震改修                         |
| 千代公民館  | 2014 | H26  | A         | B  | A        | A        | A        | H26. 7. 11 移転新築                    |
| 龍江公民館  | 1983 | S 58 | A         | A  | C        | A        | B        |                                    |
| 竜丘公民館  | 2000 | H12  | C         | C  | B        | A        | B        |                                    |
| 川路公民館  | 1981 | S 56 | A         | A  | C        | A        | B        |                                    |
| 三穂公民館  | 1983 | S 58 | A         | A  | C        | A        | C        |                                    |
| 山本公民館  | 1994 | H 6  | D         | D  | B        | A        | C        |                                    |
| 伊賀良公民館 | 1987 | S 62 | C         | D  | C        | A        | C        |                                    |
| 鼎公民館   | 1979 | S 54 | D         | D  | D        | D        | D        |                                    |
| 上郷公民館  | 2019 | H31  | A         | A  | A        | A        | A        | H31. 4. 1 現地建替え                    |
| 上村公民館  | 1990 | H 2  | A         | B  | A        | A        | A        | H28 年度改修                           |
| 南信濃公民館 | 2007 | H19  | B         | B  | B        | D        | B        |                                    |

## 4 今後の維持・更新コスト

### (1) 維持管理コストの現状

2018年度は、公民館の耐震化整備事業として上郷公民館の改築を行ったため施設整備費が大きく増加しました。その他にも空調設備の更新などがあり、年度間での維持管理コストの増減がありました。

図表 公民館の維持管理コストの推移（単位：円）

|          | 2015年度     | 2016年度     | 2017年度      | 2018年度        | 2019年度      |
|----------|------------|------------|-------------|---------------|-------------|
| 施設整備費    | 27,096,939 | 23,060,000 | 60,184,576  | 968,042,960   | 63,821,737  |
| 維持修繕費    | 6,388,167  | 12,338,907 | 6,480,874   | 9,704,720     | 9,233,003   |
| 小計       | 33,485,106 | 35,398,907 | 66,665,450  | 977,747,680   | 73,054,740  |
| 光熱水費・委託費 | 48,378,331 | 53,764,803 | 55,277,553  | 56,421,548    | 63,594,776  |
| 合計       | 81,863,377 | 89,163,710 | 121,943,003 | 1,034,169,228 | 136,649,516 |

2021年度は、公民館整備事業としてりんご庁舎（地域交流センター3階）へ、橋南公民館の移転改修を行ったため施設整備費が大きく増加しました。その他、照明器具LED化、トイレ洋式化、屋根外壁改修を順次施工しました。

2022年度からは、橋南公民館、飯田市公民館の機能が移転し、燃料費高騰や賃金上昇の影響から、光熱水費・委託費の管理コストが増加してきています。

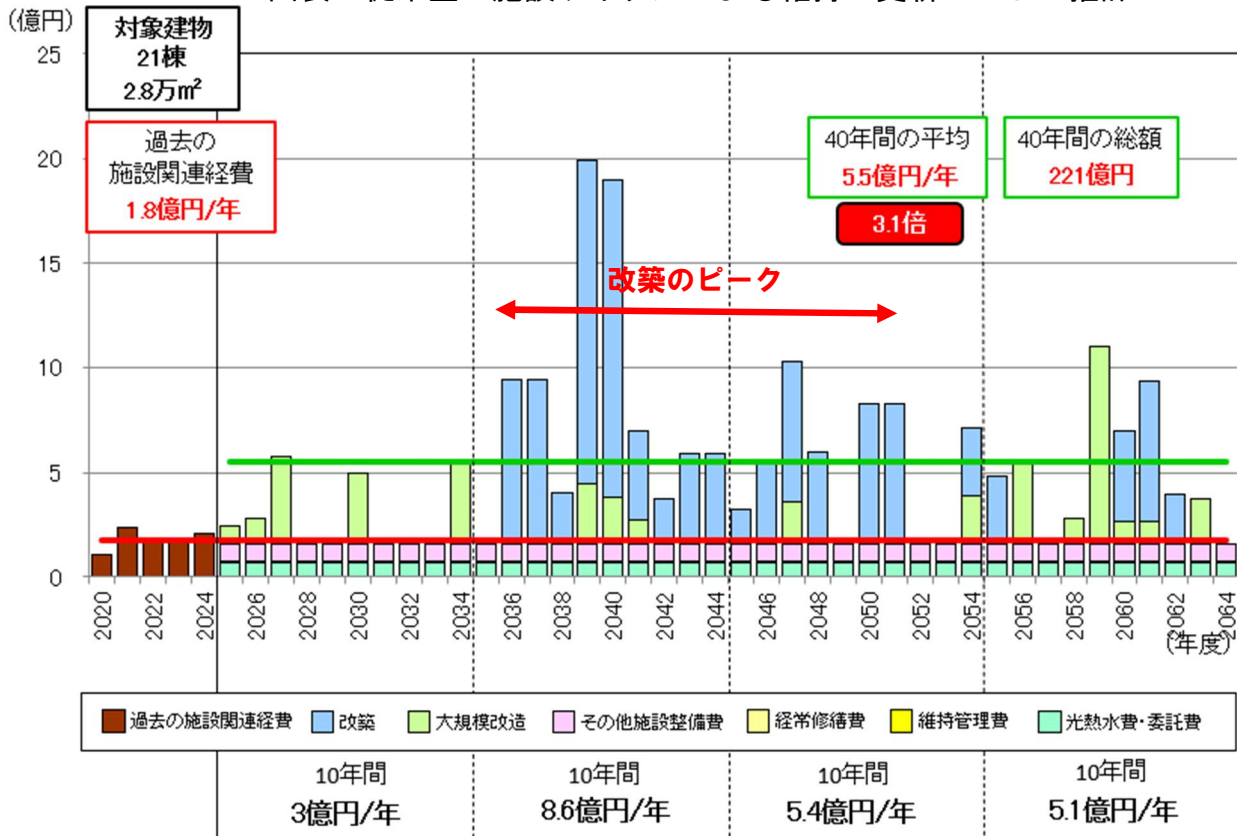
図表 公民館の維持管理コストの推移（単位：円）

|          | 2020年度      | 2021年度      | 2022年度      | 2023年度      | 2024年度      |
|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 施設整備費    | 36,089,174  | 164,660,219 | 64,603,660  | 67,538,174  | 99,823,130  |
| 維持修繕費    | 12,901,140  | 10,281,602  | 7,478,820   | 8,111,289   | 7,236,295   |
| 小計       | 48,990,314  | 174,941,821 | 72,082,480  | 75,649,463  | 107,059,425 |
| 光熱水費・委託費 | 62,219,331  | 62,578,736  | 87,304,687  | 86,585,202  | 95,415,074  |
| 合計       | 111,209,645 | 237,520,557 | 159,387,167 | 162,234,665 | 202,474,499 |

(2) 今後の維持・更新コスト (文部科学省ソフトによる試算)

文部科学省提供ソフトを用いて試算される従来型の整備方法（築20年で大規模改造、築60年で改築）による今後の維持・更新コストは、改築費用も含めた今後40年間の事業費総額で約221億円です。年間平均は約5.5億円という結果となっています。

図表 従来型の施設サイクルによる維持・更新コストの推計



◇コスト試算条件【従来型】

|       |  |
|-------|--|
| 基準年度  | 2024年（令和6年）  |
| 試算期間  | 基準年の翌年度から40年間  |
| 改築    | ○更新周期 60年<br>○改築単価 51.0万円/㎡<br>○工事期間 2カ年<br>○実施年数より古い建物改修を5年以内実施 |
| 大規模改造 | ○実施年数 20年周期<br>○工事期間 1年  |

出典：文部科学省提供 学校施設の維持・更新コストの試算ソフト

## 3-3 目指すべき姿を実現するための施設整備方針等

公民館は、地域における社会教育、コミュニティー、防災の拠点施設として現在の施設数を維持します。

他の施設と複合化するなどの特殊な場合を除き、現在の施設を計画的に改修して施設を最大限有効活用します。目指すべき姿を実現するための「安心・安全・快適」な施設整備方針は以下のとおりです。

### 1 予防保全型の改修

老朽化による劣化・破損等の不具合が生じた後に修繕等を行う事後保全型の施設管理方法から、5年に1度の定期的な劣化状況調査の結果に基づく、計画的な改修を実施する予防保全型の施設管理方法に転換を図ります。また、改修においては劣化評価におけるD評価の箇所とC評価の内、優先度が高い箇所を優先的に実施します。

### 2 時代の変化に対応した施設環境の整備

#### (1) 空調設備の整備

地域住民が快適に学ぶことができる環境整備として、会議室等への空調設備の整備を進めます。空調設備の設置対象は、市民が利用する全ての会議室です。

さらに、設備の更新、未整備となっている調理室への設置を進めます。

#### (2) トイレの洋式化を推進

子どもから高齢者まで、衛生的で快適に利用できるよう整備します。洋式化率の低い公民館から給水管改修工事と合わせて計画的な整備を進めます。

#### (3) ゼロカーボン対応への取組

ゼロカーボン対応への取組として、太陽光発電などの再生可能エネルギー資源の活用や地域新電力の活用といった取組を実施しています。

LED照明器具の整備も取組の一環として進めます。利用頻度の高い大会議室を優先的に整備し、その後、全ての照明器具を計画的にLED照明へ更新します。

#### (4) バリアフリー化を推進

2階以上にある大会議室等の利用状況を踏まえ、子どもから高齢者まで、誰もが利用しやすい環境整備を進めます。

### 3 法令等を踏まえた維持管理の徹底

---

日常点検、定期点検、法定点検を行い施設を適正な状態に維持します。なお、点検等において、新たに確認された不具合等は早期に修繕を実施します。

図表 公民館施設における主な調査・点検等

| 法令            | 内容            | 頻度                       |
|---------------|---------------|--------------------------|
| 建築基準法 第 12 条  | 施設の定期点検       | 建築設備は毎年<br>建築物は 3 年に 1 度 |
| 消防法 第 17 条    | 消防用設備等の点検・報告  | 年 2 回の点検<br>報告は毎年        |
| 電気事業法 第 42 条  | 自家用電気工作物の定期点検 | 受電容量による                  |
| 水道法 第 34 条の 2 | 貯水槽の定期清掃・点検   | 毎年 1 回以上                 |
| 浄化槽法 第 10 条   | 浄化槽の定期清掃・点検   | 毎年 1 回以上                 |

### 4 工事・修繕等の改修履歴の整備

---

施設における修繕・工事記録を個別施設ごとに施設カルテとして整理し、改修サイクルや改修方法の見直しなどに役立てます。また、図面データの CAD データ化を推進し、修繕・工事履歴と合わせてデジタル化を実施し、工事施工業者等とデータの共有をします。

### 5 施設整備の考え方

---

鼎公民館

- ・ 鼎地区の公共施設を統合した複合施設について、地元と検討を進めます。

### 3-4 公民館施設における実施計画（5年間）

3-3で示した施設整備方針（1、2）における5カ年の実施計画は下記のとおり。

計画期間：令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)

| 施設整備項目    |                | 施設整備内容  |
|-----------|----------------|---|
| 予防保全型改修事業 |                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根外壁改修工事<br/>（丸山公民館、竜丘公民館、伊賀良公民館、鼎公民館）</li> <li>・機械設備、電気設備改修工事<br/>（橋北公民館、橋南公民館、羽場公民館、丸山公民館、東野公民館、座光寺公民館、松尾公民館、上久堅公民館、龍江公民館、竜丘公民館、川路公民館、三穂公民館、山本公民館、伊賀良公民館、鼎公民館）</li> <li>・内部工事<br/>（橋北公民館、羽場公民館、丸山公民館、東野公民館、座光寺公民館、松尾公民館、龍江公民館、川路公民館、三穂公民館、山本公民館、伊賀良公民館、鼎公民館）</li> </ul> <p>※旧飯田市公民館（飯田市教育文化センター）は解体</p> |
| 環境改善事業    | 冷暖房設備設置        | 調理室への空調設備が未整備となっている公民館へ整備を進める   |
|           | 照明器具LED化       | 鼎公民館  |
|           | バリアフリー対応       | エレベーターが設置されていない公民館を対象に、設置の可否及び必要性を検討し、整備方針を定める。方針に基づき、整備を進める。   |
|           | 再生可能エネルギー資源の活用 | 太陽光発電や地域産再生可能エネルギーの活用を推進  |

※上記事業は、計画期間内の事業着手を予定していますが、施設の状況、優先度、財政状況等を踏まえ、計画を一部変更する場合も想定されます。



# 第4章

## 社会体育施設

## 第4章 目次

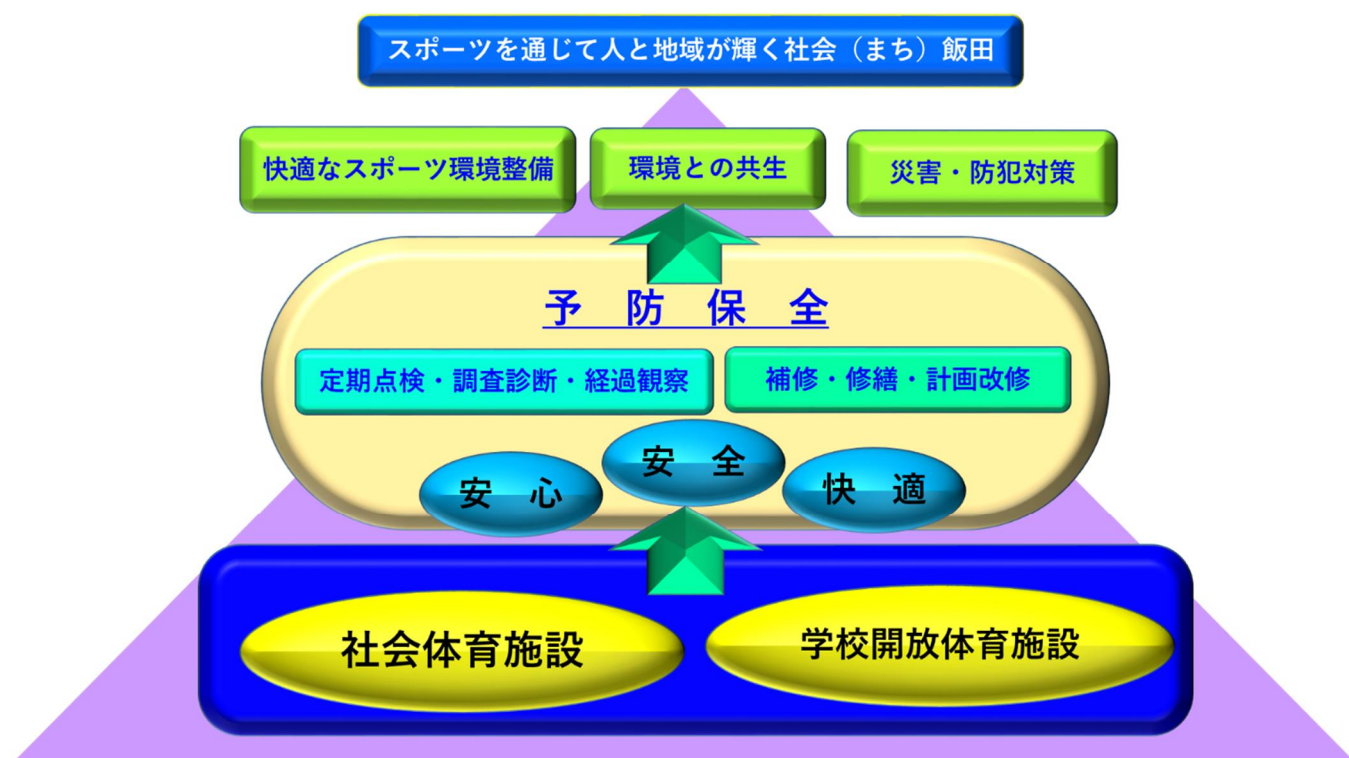
|     |                            |      |
|-----|----------------------------|------|
| 4-1 | 社会体育施設の目指すべき姿              | 4-2  |
| 1   | 誰もがスポーツに親しめる環境整備           | 4-3  |
| (1) | 快適なスポーツ環境整備                | 4-3  |
| (2) | 環境との共生                     | 4-3  |
| (3) | 災害・防犯対策                    | 4-3  |
| 4-2 | 社会体育施設・学校開放体育施設の実態         | 4-4  |
| 1   | 対象施設                       | 4-4  |
| 2   | 社会体育館施設・学校開放体育施設の運営状況・活用状況 | 4-16 |
| (1) | 社会体育施設利用者数の推移              | 4-16 |
| (2) | 学校開放体育施設利用者数の推移            | 4-18 |
| (3) | 社会体育施設及び学校開放体育施設使用料等の推移    | 4-19 |
| 3   | 社会体育施設の老朽化状況               | 4-21 |
| (1) | 社会体育施設の整備状況                | 4-21 |
| (2) | 劣化状況の現地調査結果                | 4-22 |
| 4   | 維持・更新コスト                   | 4-23 |
| (1) | 維持管理コストの現状                 | 4-23 |
| (2) | 今後の維持・更新コスト（文部科学省ソフトによる試算） | 4-24 |
| 4-3 | 目指すべき姿を実現するための施設整備方針等      | 4-25 |
| 1   | 予防保全型の改修                   | 4-25 |
| 2   | 時代の変化に対応した施設環境の整備          | 4-25 |
| (1) | 施設の安全性の確保                  | 4-25 |
| (2) | ゼロカーボン対応への取組               | 4-25 |
| (3) | 施設利用団体等からの要望に対する対応         | 4-25 |
| 3   | 法令等を踏まえた維持管理の徹底            | 4-26 |
| 4   | 工事・修繕等の改修履歴の整備             | 4-26 |
| 5   | 施設量の最適化への取組                | 4-27 |
| 4-4 | 社会体育施設における実施計画（5年間）        | 4-28 |

## 4-1 社会体育施設の目指すべき姿

飯田市スポーツ推進計画では「スポーツを通じて人と地域が輝く社会（まち）飯田」を理念に掲げており、市民一人ひとりが健康で潤いのある生活を営むために、体力や年齢、技術、目的に応じて、いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも、日常的にウォーキングやスポーツ活動に親しむことができる生涯スポーツ活動の環境づくりと、スポーツ振興の担い手の育成を推進することが、施設の面からも求められています。

スポーツ振興計画の6つの柱も念頭に置き、年少者から高齢者までの全ての世代が、体力の維持・向上ができるように指導者の育成と、スポーツに親しむ市民の増加を図るために体育施設を今後も適切に維持管理するとともに、予防保全型改修により施設の機能及び性能の向上を図っていきます。また、災害発生時には応急避難施設・物資拠点・防災機関の活動拠点等としての役割を担う施設については、大規模災害に備えるため、防災拠点としての機能の強化も必要となります。

飯田市の社会体育は、社会体育施設と学校開放体育施設が適切に維持管理されることで、飯田市のスポーツ振興が支えられます。本計画は、こうした観点を踏まえ、誰もがスポーツに親しめる環境整備として、市民の皆さんが安全・安心・快適に体育施設を利用できる環境を提供できるよう次の視点を踏まえて社会体育施設の整備を進めます。



## 1 誰もがスポーツに親しめる環境整備

---

### (1) 快適なスポーツ環境整備

- ・いつでも・どこでも・だれでも・いつまでもスポーツのできる環境を維持するよう飯田市スポーツ推進計画に沿って運用及び環境づくりを図ります。
- ・利用者のニーズに沿った施設の改修・整備をします。
- ・予約受付システムにより、利用者の予約に関する負担を軽減するとともに、土日祝祭日でも施設利用予約が可能な運用を進めます。

### (2) 環境との共生

- ・LED照明等、省エネ性能の高い機器類の導入、自然エネルギーの活用等、環境に配慮した施設整備を進めます。

### (3) 災害・防犯対策

- ・自然災害等における災害被害を最小限にとどめ、地域の防災拠点、応急避難施設としての役割を担う体育施設は、防災機能を強化し災害時の対応に配慮した施設とします。
- ・社会体育施設全体の施設点検マニュアル・危機管理事案対応ガイドラインに基づいて日常点検を行い、予見できる危険の回避に努めるとともに、万一の事故の際に適切に対応するため、非常時災害時を想定した訓練を実施し、緊急対応能力の向上を図ります。

## 4-2 社会体育施設・学校開放体育施設の実態

### 1 対象施設

本計画で対象となる施設は、屋外 24 施設と屋内 16 施設の合計 40 施設です。内訳は体育館 7 施設・武道場 7 施設・プール 2 施設・運動場 16 施設・テニスコート 6 施設・野球場 1 施設・ゲートボール場 1 施設となっています。なお、管理している施設として県営施設が 4 施設ありますが、本計画の対象外です。

#### 【体育館】

市内には 7 つの体育館(勤労者体育センター第 1、勤労者体育センター第 2、県、上郷、山田、切石、B & G 体育館)があり、各競技大会をはじめとしたスポーツ団体の利用や、プロスポーツの競技や観戦、地域のスポーツ活動等多くの方に利用されています(利用者数：P 4-17「図表 各社会体育施設年度別利用者数」参照)。また、山田体育館・切石体育館の 2 つの体育館ではフットサルでの利用もありました。

飯田勤労者体育センターについては、隣接する飯田市総合運動場・勤労青少年ホームを一体とした管理を行い施設の有効活用と利用者のサービス向上等を図るため、平成 30 年 4 月から指定管理制度を導入し、管理運営しています。なお、県体育館・上郷体育館・飯田勤労者体育センターでは平成 22、23 年に地域活性化・経済危機対策臨時交付金補助事業により耐震工事を実施しました。また、災害時には応急避難施設となるため防災面でも重要な施設となっています。



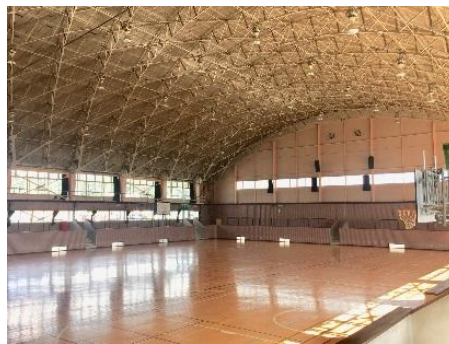
■県体育館アリーナ



■上郷体育館アリーナ



■山田体育館アリーナ



■勤労者体育センターアリーナ

図表 対象施設一覧

| No. | 施設名                      | 照明有無      | 建設年月   | 所在地                 | 規模     |  |
|-----|--------------------------|-----------|--------|---------------------|--------|--|
|     |                          | 休館日       |        |                     | 競技面積㎡  | フロア・競技種目                                     |
| 1   | 飯田勤労者<br>体育センター<br>第1体育館 | 有         | S52.3  | 飯田市松尾明7444-2        | 983.25 | バレー 2面                                       |
|     |                          | 12/29~1/3 |        |                     |        | バドミントン 6面<br>バスケットボール 2面<br>テニス 1面           |
| 2   | 飯田勤労者<br>体育センター<br>第2体育館 | 有         | S60.2  | 飯田市松尾明7444-2        | 392    | バレー 1面                                       |
|     |                          | 12/29~1/3 |        |                     |        | バドミントン 2面                                    |
| 3   | 飯田市鼎体育館                  | 有         | S53.10 | 飯田市鼎中平1339-5        | 3,336  | バレー 3面                                       |
|     |                          | 12/29~1/3 |        |                     |        | バドミントン 6面<br>バスケットボール 2面<br>柔道(3F) 1面・卓球(3F) |
| 4   | 飯田市切石体育館                 | 有         | H3.3   | 飯田市鼎切石4633-1        | 615.06 | バレー 1面                                       |
|     |                          | 12/29~1/3 |        |                     |        | バドミントン 2面<br>バスケットボール 1面                     |
| 5   | 飯田市上郷体育館                 | 有         | S52.3  | 飯田市上郷黒田<br>1614-1   | 2,226  | バレー 2面                                       |
|     |                          | 12/29~1/3 |        |                     |        | バドミントン 6面<br>バスケットボール 2面<br>卓球(2F)           |
| 6   | 飯田市山田体育館                 | 有         | S59.4  | 飯田市上郷黒田<br>3840-312 | 1,198  | バレー 2面                                       |
|     |                          | 12/29~1/3 |        |                     |        | バドミントン 3面<br>バスケットボール 1面<br>ソフトテニス 1面        |
| 7   | 飯田市南信濃B&G<br>海洋センター      | 有         | S62.5  | 飯田市南信濃八重河内<br>204-1 | 1,181  | バレーボール 2面                                    |
|     |                          | 12/29~1/3 |        |                     |        | バドミントン 4面<br>バスケットボール 1面<br>柔道(2F) 卓球(2F) 剣道 |

【武道場】（武道館、弓道・柔道場）

飯田市武道館は1階が柔道場、2階が剣道場で飯田市内の大会をはじめ下伊那大会や南信大会が開催され、主として地元クラブが利用している武道場です。上郷柔剣道場は上郷体育館に隣接する武道場です。竜丘柔道場は地域密着型施設で地元クラブや児童クラブの利用施設にもなっています。飯田市営弓道場は飯田下伊那大会が開催されていますが、それ以外の弓道場は主に練習に使用されています。また、耐震性がないため早急な対応が求められています。鼎弓道場はアーチェリーが可能な施設となっています。南信濃地区にある木沢弓道場と和田弓道場は地域密着型の弓道場で地元弓道愛好者の利用が主な施設です。

弓道場の利用者数は近年を見る限りほぼ横ばいで推移していますが、この地域は国民スポーツ大会優勝者等の優秀な競技者を排出してきた実績があり、弓道は、地域にとっての競技スポーツ・コミュニティスポーツの中心となっています。



■飯田市営弓道場

図表 対象施設一覧

| No. | 施設名           | 照明有無                 | 建設年月             | 所在地                | 規模    |                        |
|-----|---------------|----------------------|------------------|--------------------|-------|------------------------|
|     |               | 休場日                  |                  |                    | 競技面積㎡ | フロア・競技種目               |
| 8   | 飯田市武道館        | 有<br>月曜<br>12/29～1/3 | S57.4            | 飯田市宮の前<br>4439-2   | 2,184 | 柔道(1F) 3面<br>剣道(2F) 3面 |
| 9   | 飯田市宮弓道場       | 有<br>月曜<br>12/29～1/3 | S55.3            | 飯田市宮の前<br>4439-2   | 1,562 | 6人立                    |
| 10  | 飯田市鼎弓道場       | 有<br>12/29～1/3       | S57.12<br>(61.6) | 飯田市鼎名古屋<br>2423-6  | 110   | 6人立<br>アーチェリー(3人立)30m  |
| 11  | 飯田市<br>上郷柔剣道場 | 有<br>12/29～1/3       | S60.3            | 飯田市上郷黒田<br>1271-3  | 403   | 柔道 2面                  |
| 12  | 飯田市竜丘柔道場      | 有<br>12/29～1/3       | S62.3            | 飯田市桐林245-1         | 299   | 柔道 1面                  |
| 13  | 飯田市和田弓道場      | 有<br>12/29～1/3       | S58.             | 飯田市南信濃和田<br>2596   | 87    | 4人立                    |
| 14  | 飯田市木沢弓道場      | 有<br>12/29～1/3       | S62.3            | 飯田市南信濃木沢<br>1008-1 | 68    | 4人立                    |

【プール】

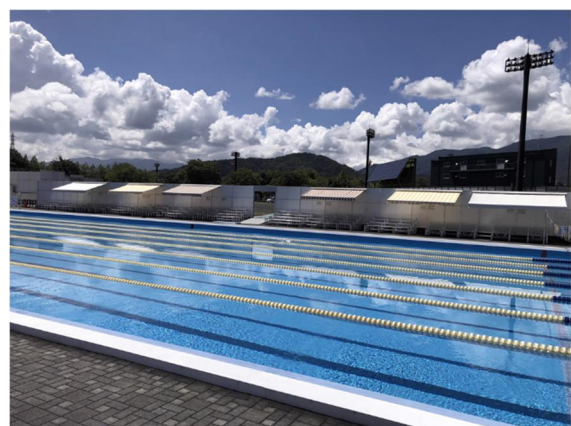
プールは飯田運動公園プール(通称:アクアパーク I I D A)、B&G海洋センタープールの2施設があり、年間で約20,000人の利用があります。

利用者数が最多の飯田運動公園プールは、レジャープールと競技用プールが1つのエリア内に整備されており、レジャープールにはウォータースライダーをはじめ、りんごプール、ファミリープール、流水プールなど様々なプールが整備されています。特に、全長113m・104m・川下り62m・曲線23mの4本を保有するウォータースライダーは、県内でも有数の施設です。令和6～7年度には2基のウォータースライダーの塗装修繕を行いました。競技用の50mプールは、中体連、高体連、各記録会等が行われる公認プールで、大会時には最大で400人程度の選手・関係者・観客が集まります。また、公認基準を満たした50mプールは県内でも数少なく、国民スポーツ大会や全国大会に出場する選手を輩出している当地域の競技者にとって重要な役割を担っている施設です。令和2年度には250人の収容が可能な観覧席の整備を行い飯伊地区水泳競技大会・飯伊学童泳力テストが行われました。

B&G海洋センタープール(屋内25m)は、市民の健康増進、体力向上を目的に利用されています。



■ 飯田運動公園プールウォータースライダー



■ 観覧席を整備した飯田運動公園50mプール

図表 対象施設一覧

| No. | 施設名                                  | 開場期間                            | 建設年月  | 所在地                 | 規模     |   |
|-----|--------------------------------------|---------------------------------|-------|---------------------|--------|---|
|     |                                      |                                 |       |                     | 競技面積㎡  | フロア・競技種目  |
| 15  | 飯田運動公園<br>プール<br>(アクアパーク<br>I I D A) | 7月<br>第1土曜日<br>～<br>9月<br>第1日曜日 | H7.7  | 飯田市三日市場<br>1986     | 15,000 | 50m公認(8コース)<br>25m変形 流水213m<br>スライダー2基<br>ファミリープール<br>りんごプール他 |
| 16  | 飯田市南信濃<br>B & G 海洋センター<br>(プール)      | 7月<br>第1土曜日<br>～9月<br>第1日曜日     | S62.5 | 飯田市南信濃<br>八重河内204-1 | 385    | 25m(6コース)<br>小プール 10m×6m                                      |

### 【運動場】

市内には 17 の運動場があり、その多くが、形状や規模から野球・ソフトボール向きのグラウンドです。飯田市総合運動場は陸上第 2 種公認を受けた運動場で、陸上競技、サッカー、ラグビー競技に利用されています。また令和 6 年度には陸上第 2 種公認更新のため改修工事等を実施しました。

座光寺河川敷グラウンドと川路多目的広場は主にサッカーで利用されており、国（天竜川上流河川事務所）より無償で借用しているグラウンドです。

下久堅、上久堅、千代の運動場は、農村広場として整備され現在は地域体育施設のグラウンドで地域密着型の施設として利用されています。

山本運動場は旧山本中学校のグラウンドで、山本地区の早起き野球等で利用されている地域密着型グラウンドです。

南信濃運動場も地域体育施設で地元市民のスポーツをはじめ夏期には合宿会場としても利用されている運動場です。

桐林運動場は、桐林クリーンセンターの建設に併せて建設したグラウンドで、夜間照明があり、主に野球やソフトボールで利用されています。併設する桐林屋根付き多目的グラウンドは、市内で唯一の屋内運動場で屋内テニスコートとしての利用が多い施設となっています。

上郷運動場は小規模ですが、女子ソフト・少年野球の利用が多いグラウンドです。

山田運動場は昭和 59 年度に旧上郷町が農村地域農業構造回線事業で整備した運動場です。現在は少年野球や地元のソフトボールクラブの利用がされています。

令和 3 年 4 月から松尾天竜グラウンドを社会体育施設として位置づけ、指定管理制度を導入し地域のスポーツ振興及び健康増進の拠点施設として利活用を進めています。

県民飯田運動広場運動場は通称「押洞運動場」と呼ばれ昭和 47 年に長野県が整備した運動場です。当時は第 4 種公認の陸上競技場でありましたが、令和 7 年度に県から市へ無償譲渡され、現在は主にソフトボールや野球で使用されています。

県営多目的グラウンドは、三日市場の運動公園内の中央にあるグラウンドで、市が長野県より指定管理を受け運営している施設であり、大規模大会やイベントなどに利用されています。



■飯田市総合運動場



■川路多目的広場

図表 対象施設一覧

| No. | 施設名                                | 照明有無      | 建設年月    | 所在地                | 規模                   |                           |
|-----|------------------------------------|-----------|---------|--------------------|----------------------|---------------------------|
|     |                                    | 休場期間      |         |                    | 競技面積㎡                | フロア・競技種目                  |
| 17  | 飯田市座光寺<br>河川敷運動場                   | 無         | H6. 9   | 飯田市座光寺<br>6565-ハ-6 | 9,828<br>106         | サッカー 1面                   |
|     |                                    | 12/29~1/3 |         |                    |                      | 多目的広場 0.5面                |
| 18  | 飯田市総合運動場<br>第1グラウンド                | 有         | S52. 4  | 飯田市松尾明7445         | 20,127               | 陸上(第2種公認)<br>400m 8レーン    |
|     |                                    | 12/29~1/3 |         |                    |                      | サッカー 1面<br>ラグビー 1面        |
| 19  | 飯田市総合運動場<br>第2グラウンド                | 無         | S52. 4  | 飯田市松尾明7445         | 5,100                | サッカー 1面                   |
|     |                                    | 12/29~1/3 |         |                    |                      | ラグビー 1面                   |
| 20  | 飯田市<br>下久堅運動場                      | 無         | H3. 4   | 飯田市虎岩528           | 8,000                | 野球 2面                     |
|     |                                    | 12/1~3/31 |         |                    |                      | ソフトボール 2面<br>サッカー 1面      |
| 21  | 飯田市<br>上久堅運動場<br>(上久堅農村広場)         | 無         | S62. 4  | 飯田市上久堅4510         | 9,000                | 野球 2面                     |
|     |                                    | 12/1~3/31 |         |                    |                      | ソフトボール 2面<br>サッカー 1面      |
| 22  | 飯田市千代運動場<br>(千代山村広場)               | 無         | S62. 4  | 飯田市千代952           | 10,000               | 野球 2面                     |
|     |                                    | 12/1~3/31 |         |                    |                      | ソフトボール 2面                 |
| 23  | 飯田市<br>松尾天童グラウンド                   | 有         | H3. 4   | 飯田市松尾寺所<br>7305番地1 | 8,932                | 野球 2面                     |
|     |                                    | 12/29~1/3 |         |                    |                      | ソフトボール 2面                 |
| 24  | 飯田市桐林運動場                           | 有         | H1. 4   | 飯田市桐林<br>2254-109  | 13,235               | 野球 2面                     |
|     |                                    | 12/1~3/31 |         |                    |                      | ソフトボール 2面                 |
| 25  | 飯田市桐林屋根付<br>多目的グラウンド<br>(ドームサンヒルズ) | 有         | H15. 3  | 飯田市桐林<br>2254-25   | 1,152                | テニス(クレー) 2面               |
|     |                                    | 12/29~1/3 |         |                    |                      | ゲートボール 2面<br>(緑色スクリーニングス) |
| 26  | 飯田市<br>川路多目的広場                     | 無         | H23. 11 | 飯田市川路2500          | 23,421.3<br>18,061.2 | サッカー 大人 1面                |
|     |                                    | 12/29~1/3 |         |                    |                      | サッカー 小人 2面                |
| 27  | 飯田市山本運動場<br>(杵原運動場)                | 有         | S60. 4  | 飯田市竹佐377           | 12,284               | 野球 2面                     |
|     |                                    | 12/1~3/31 |         |                    |                      | ソフトボール 2面                 |

| No. | 施設名                | 照明有無      | 建設年月   | 所在地             | 規模     |                      |
|-----|--------------------|-----------|--------|-----------------|--------|----------------------|
|     |                    | 休場期間      |        |                 | 競技面積㎡  | フロア・競技種目             |
| 28  | 飯田市矢高運動場           | 有         | S56.11 | 飯田市鼎下山1429      | 7,800  | 野球 2面                |
|     |                    | 12/1~3/31 |        |                 |        | ソフトボール 2面<br>サッカー 1面 |
| 29  | 飯田市上郷運動場           | 無         | S51.3  | 飯田市上郷黒田579-1    | 6,876  | 野球 1面                |
|     |                    | 12/1~3/31 |        |                 |        | ソフトボール 1面            |
| 30  | 飯田市山田運動場           | 無         | S57.10 | 飯田市上郷黒田3840-312 | 9,869  | 野球 2面                |
|     |                    | 12/1~3/31 |        |                 |        | ソフトボール 2面            |
| 31  | 飯田市南信濃運動場          | 有         | S62.10 | 飯田市南信濃八重河内160   | 10,000 | 野球 1面                |
|     |                    | 12/1~3/31 |        |                 |        | ソフトボール 2面            |
| 32  | 県民飯田運動広場運動場(押洞運動場) | 無         | S47.3  | 飯田市丸山町4丁目5518-1 | 15,322 | 野球 2面                |
|     |                    | 12/1~3/31 |        |                 |        | ソフトボール 4面            |

### 【テニスコート】

市内にテニスコートは6施設あり人工芝6面、ハード4面、クレー18面の計28面（桐林屋根付き多目的グラウンドを含む）あり、小学生から高齢者まで幅広く利用されています。

天龍峡テニスコートは平成24年に建設した人工芝コートで、硬式・軟式ともに可能な施設で、利用者が年々増加しています。令和5年度には夜間照明設備を整備しました。

押洞テニスコートはクレーコートを10面保有しており特に軟式テニスの大会会場として利用されることが多い施設です。矢高テニスコートはクレーの4面で高校生や地元クラブの利用が多く小規模大会も行われています。山田テニスコート、南信濃テニスコートは、地元テニス愛好家やクラブが利用しているテニスコートです。



■ 砂入人工芝の天龍峡テニスコート

図表 対象施設一覧

| No. | 施設名                              | 照明有無      | 建設年月   | 所在地                  | 規模                 |                             |
|-----|----------------------------------|-----------|--------|----------------------|--------------------|-----------------------------|
|     |                                  | 休場期間      |        |                      | 競技面積㎡              | フロア・競技種目                    |
| 33  | 飯田市矢高<br>テニスコート                  | 無         | S54.4  | 飯田市鼎下山1440           | 3,700              | テニス(クレー) 4面                 |
|     |                                  | 12/1~3/31 |        |                      |                    |                             |
| 34  | 飯田市桐林<br>テニスコート                  | 無         | H2.4   | 飯田市桐林<br>2254-109    | 1,600              | テニス(クレー) 2面<br>(緑色スクリーニングス) |
|     |                                  | 12/1~3/31 |        |                      |                    |                             |
| 35  | 飯田市山田<br>テニスコート                  | 無         | S57.10 | 飯田市上郷黒田<br>3840-312  | 2,730              | テニス(ハード) 3面                 |
|     |                                  | 12/29~1/3 |        |                      |                    |                             |
| 36  | 飯田市天龍峡<br>テニスコート                 | 無         | H24.4  | 飯田市川路5093-5          | 3,750              | テニス(砂入人工芝)6面                |
|     |                                  | 12/29~1/3 |        |                      |                    |                             |
| 37  | 飯田市南信濃<br>テニスコート                 | 有         | S62.12 | 飯田市南信濃<br>八重河内202-11 | 924                | テニス(ハード) 1面                 |
|     |                                  | 12/29~1/3 |        |                      |                    |                             |
| 38  | 県民飯田運動広場<br>テニスコート<br>(押洞テニスコート) | 無         | S47.5  | 飯田市丸山町<br>4-5518     | 6,874<br>管理棟<br>89 | テニス(クレー) 10面                |
|     |                                  | 12/1~3/31 |        |                      |                    |                             |

【野 球】

市内野球場は県営飯田野球場と今宮野球場の2施設があります。市営の今宮野球場は昭和27年4月に整備された野球場で高校野球の練習で主に利用されています。また、夏期には地元神社の祭典の会場としても利用されています。県営飯田野球場と今宮野球場の2施設を併用し野球の大規模大会のトーナメントやリーグ戦が開催され、多くの競技者が利用しています。

また、防災の拠点施設でもあり、地域の催事も行われるコミュニティ性のある施設でもあります。

図表 対象施設一覧

| No. | 施設名      | 照明有無      | 建設年月  | 所在地<br>申込先電話番号    | 規模     |  |
|-----|----------|-----------|-------|-------------------|--------|--|
|     |          | 休館日       |       |                   | 競技面積㎡  | フロア・競技種目                               |
| 39  | 飯田市今宮野球場 | 無         | S27.4 | 飯田市今宮町<br>4丁目8183 | 18,477 | 野球 1面<br>スタンド 3,500人<br>両翼90m センター120m |
|     |          | 12/1~3/31 |       |                   |        |  |

【ゲートボール場】

本来のゲートボールとしての利用は少なく、地元団体やクラブ活動、消防訓練活動、綱引き等、多目的での利用が多い施設です。

図表 対象施設一覧

| No. | 施設名                      | 照明有無      | 建設年月 | 所在地                 | 規模    |           |
|-----|--------------------------|-----------|------|---------------------|-------|-----------|
|     |                          | 休場日       |      |                     | 競技面積㎡ | フロア・競技種目  |
| 40  | 飯田市八重河内<br>屋内ゲート<br>ボール場 | 有         | S60. | 飯田市南信濃<br>八重河内575-2 | 830   | ゲートボール 2面 |
|     |                          | 12/29~1/3 |      |                     |       |           |

## 参考 飯田市が管理する県施設(計画対象外)

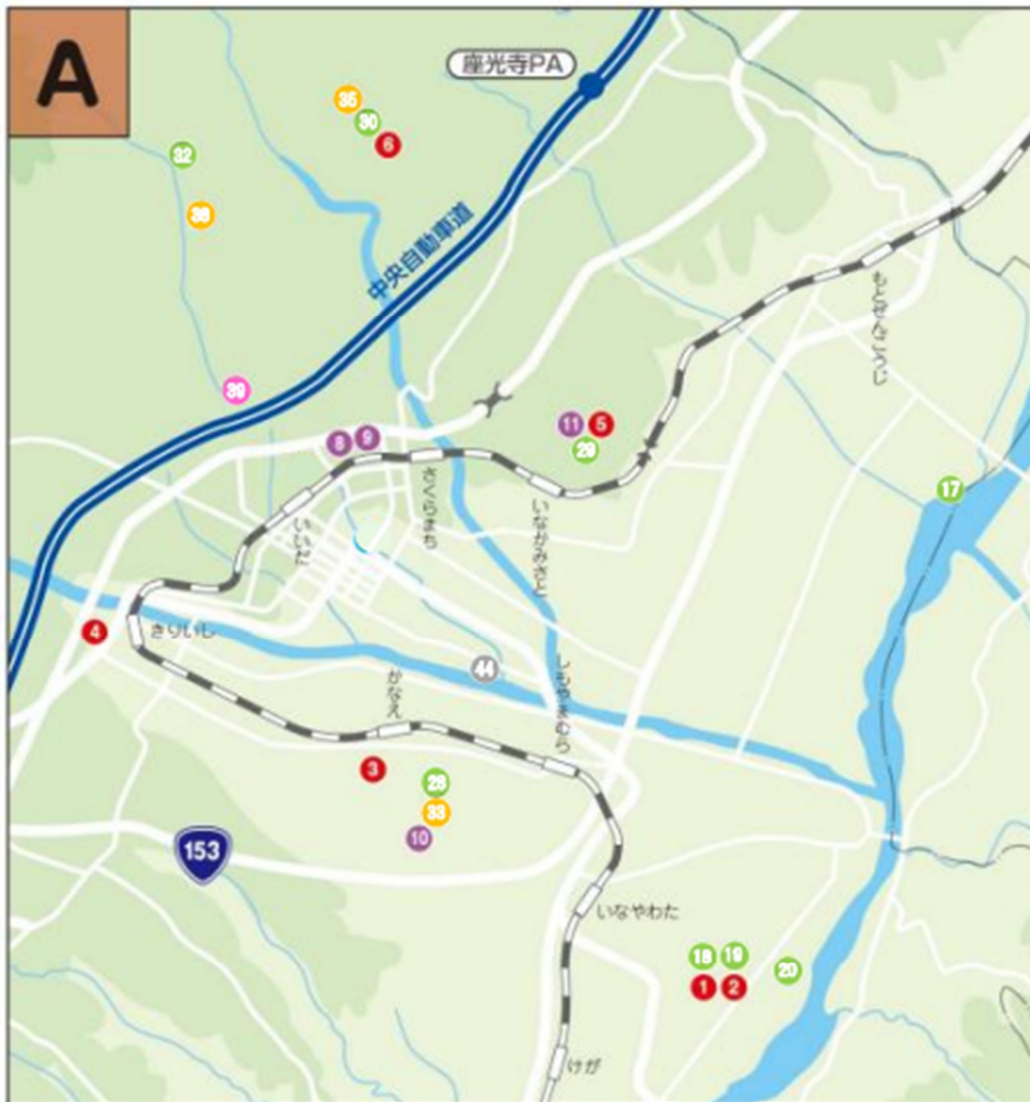
県営飯田野球場・県営多目的グラウンド・県営飯田弓道場は、飯田市が長野県から指定管理を受け管理運営を行っています。

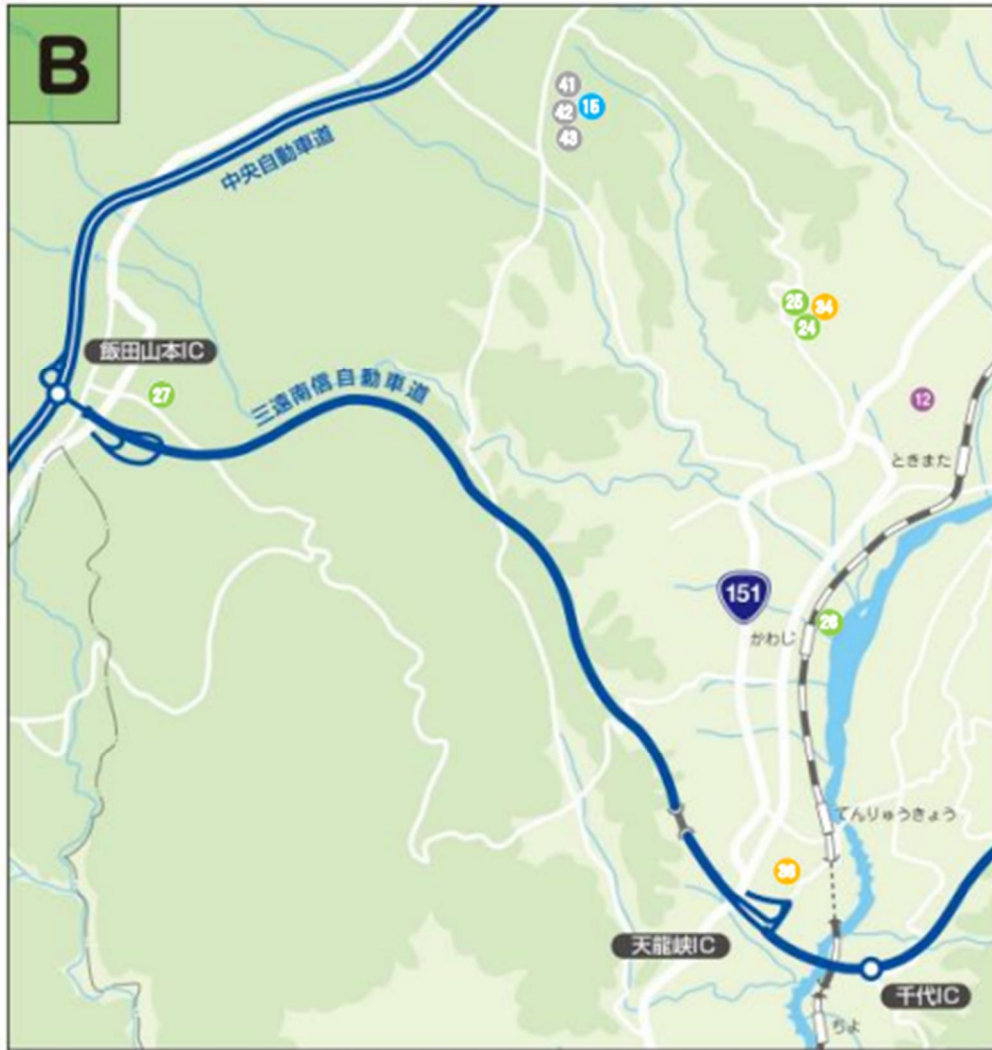
城下グラウンドは長野県から使用許可を得て利用しているグラウンドです。

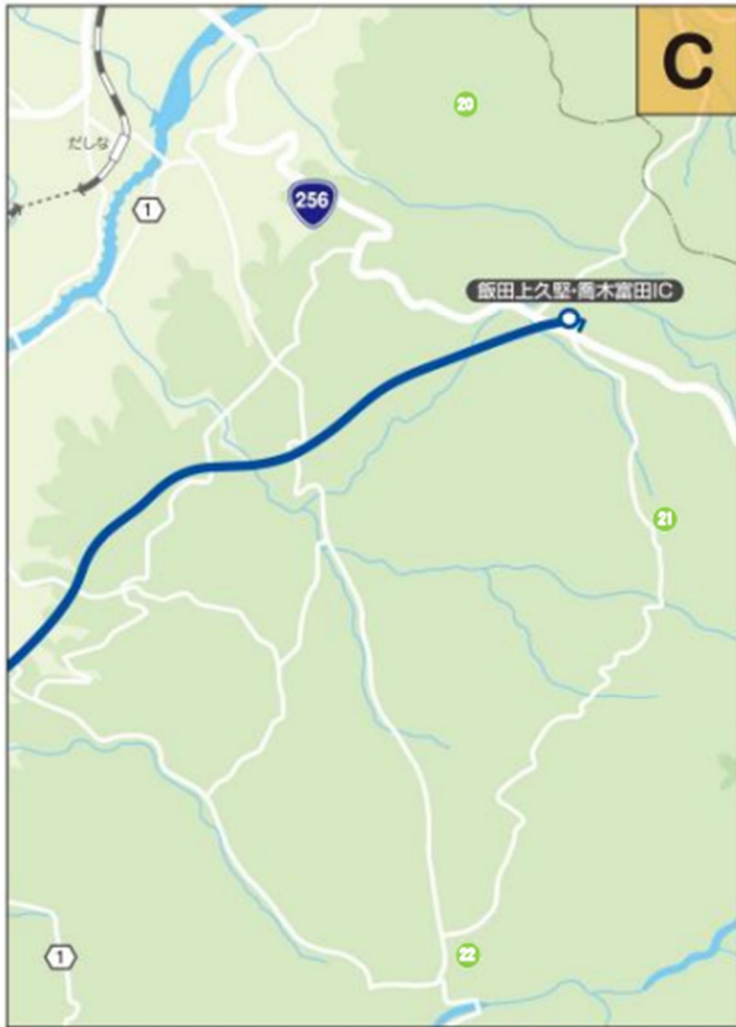
図表 施設一覧

| No. | 施設名                   | 照明有無                     | 建設年月 | 所在地             | 規模     |  |
|-----|-----------------------|--------------------------|------|-----------------|--------|--|
|     |                       | 休場日                      |      |                 | 競技面積㎡  | フロア・競技種目   |
| 41  | 県営飯田野球場               | 有                        | H1.4 | 飯田市三日市場<br>1986 | 23,398 | 野球 1面<br>メインスタンド 3,084人<br>芝生スタンド 5,819人<br>両翼95m センター120m |
|     |                       | 月曜<br>休日の翌日<br>12/29～1/3 |      |                 |        |  |
| 42  | 県営多目的<br>グラウンド        | 有                        | H2.5 | 飯田市三日市場<br>1986 | 16,121 | 野球 2面<br>ソフトボール 4面<br>サッカー 1面                              |
|     |                       | 月曜<br>休日の翌日<br>12/29～1/3 |      |                 |        |  |
| 43  | 県営飯田弓道場               | 有                        | H4.4 | 飯田市三日市場<br>1986 | 1,908  | 近的 10人立<br>遠的 6人立<br>アーチェリー 50m                            |
|     |                       | 月曜<br>休日の翌日<br>12/29～1/3 |      |                 |        |  |
| 44  | 城下グラウンド<br>(県営住宅城下団地) | 無                        |      | 飯田市水の手町<br>3000 | 6,955  | 野球 1面<br>ソフトボール 1面   |
|     |                       | 12/29～1/3                |      |                 |        |  |

図表 対象施設の配置状況（令和7年10月1日現在）







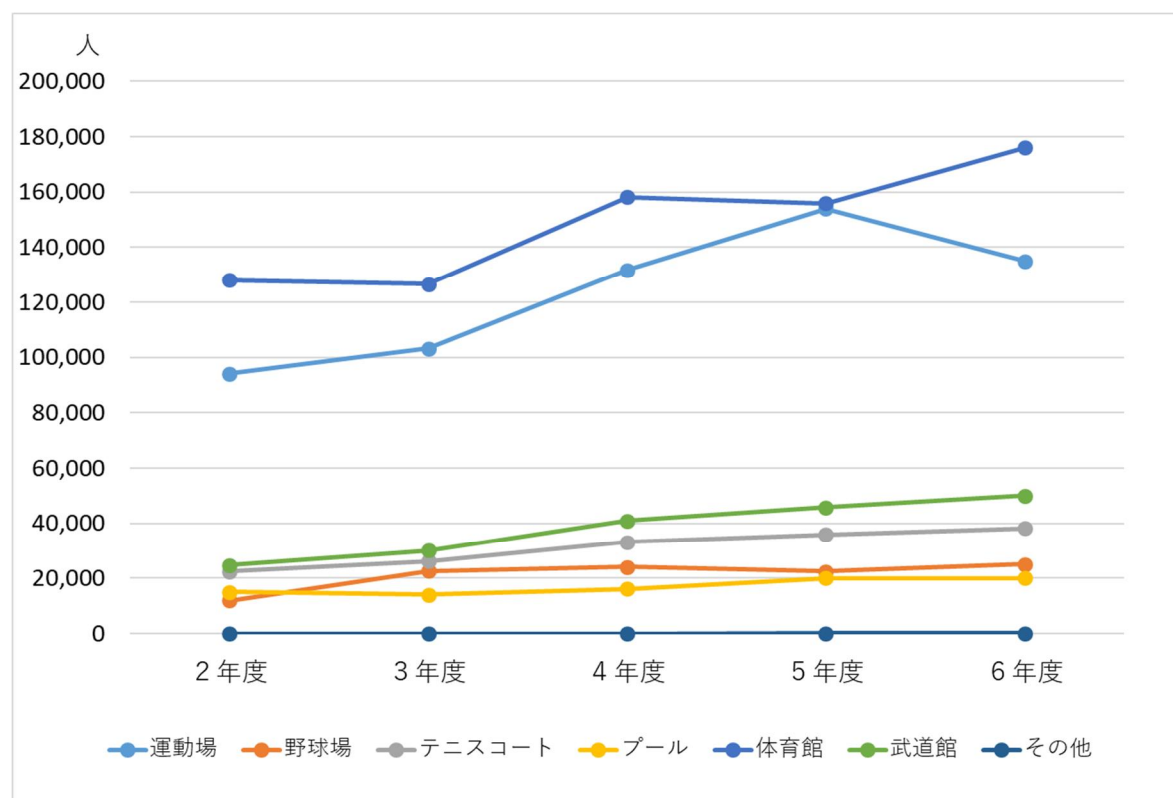


## 2 社会体育館施設・学校開放体育施設の運営状況・活用状況

### (1) 社会体育施設利用者数の推移

社会体育施設全体の利用人数を年度別に比較すると、令和2年度から令和4年度は新型コロナウイルスによる施設の利用停止や活動の自粛もあり利用人数が大きく減少しましたが、その後は徐々にコロナ前の利用状況に戻りつつあります。体育施設の立地環境・利用用途・規模・夜間利用が可能かどうかによる差を背景として、利用率が高く予約が集中する施設と、利用率が低い施設が混在しています。

図表 社会体育施設利用者数の推移（施設別）



図表 各社会体育施設年度別利用者数（単位：人）

| No. | 施設名              | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  | 5年間平均利用者数 |
|-----|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------|
| 1   | 飯田勤労者体育センター第1体育館 | 16,234 | 10,965 | 16,637 | 17,748 | 21,348 | 16,586    |
| 2   | 飯田勤労者体育センター第2体育館 | 6,385  | 6,424  | 6,764  | 6,178  | 5,648  | 6,280     |
| 3   | 県体育館             | 33,456 | 39,541 | 48,828 | 49,278 | 58,676 | 45,956    |
| 4   | 切石体育館            | 13,887 | 13,733 | 17,751 | 13,903 | 14,793 | 14,813    |
| 5   | 上郷体育館            | 45,791 | 43,970 | 54,164 | 53,037 | 56,226 | 50,638    |
| 6   | 山田体育館            | 7,980  | 8,191  | 10,448 | 12,118 | 15,897 | 10,927    |
| 7   | 南信濃 B&G 海洋センター   | 4,250  | 3,762  | 3,536  | 3,667  | 3,357  | 3,714     |
| 8   | 飯田市武道館           | 14,863 | 17,235 | 25,393 | 28,701 | 28,559 | 22,950    |

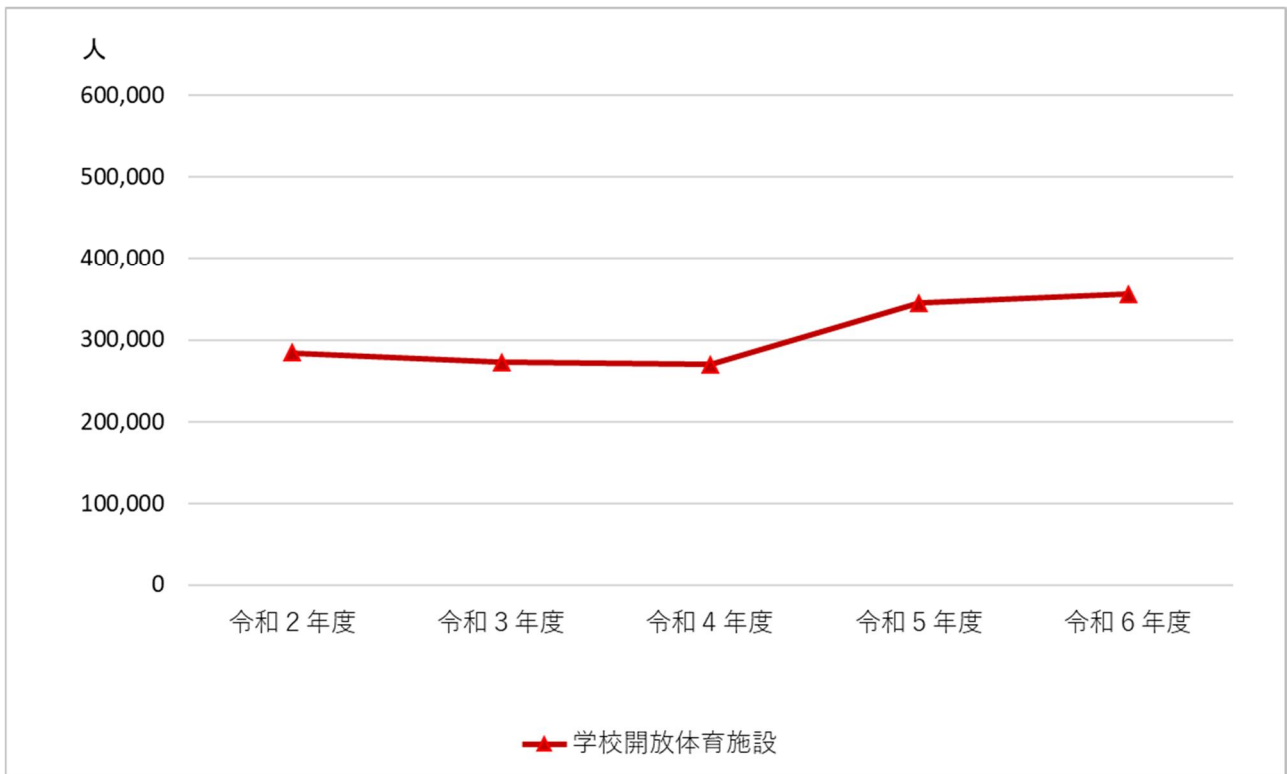
| No. | 施設名                | 令和<br>2年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 | 5年間平均<br>利用者数 |
|-----|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------------|
| 9   | 飯田市弓道場             | 2,905     | 4,138     | 4,479     | 4,747     | 5,158     | 4,285         |
| 10  | 鼎弓道場               | 468       | 496       | 211       | 688       | 1,444     | 661           |
| 11  | 上郷柔剣道場             | 3,479     | 4,109     | 5,462     | 5,436     | 7,989     | 5,295         |
| 12  | 竜丘柔道場              | 347       | 452       | 551       | 822       | 709       | 576.2         |
| 13  | 和田弓道場              | 3         | 8         | 38        | 1         | 1         | 10.2          |
| 14  | 木沢弓道場              | 103       | 98        | 156       | 244       | 221       | 164.4         |
| 15  | 市営市民プール(4年度末用途廃止)  | 3,591     | 3,448     | 2,690     | -         | -         | 1,946         |
| 16  | 飯田運動公園プール          | 10,545    | 9,400     | 12,268    | 18,942    | 19,037    | 14,038        |
| 17  | 海洋センタープール          | 855       | 1,136     | 1,200     | 1,063     | 1,067     | 1,064         |
| 18  | 座光寺河川敷運動場          | 5,130     | 3,770     | 5,923     | 5,925     | 6,510     | 5,452         |
| 19  | 総合運動場(第1・第2)       | 20,714    | 35,608    | 38,420    | 39,740    | 37,957    | 34,488        |
| 20  | 下久堅運動場             | 606       | 1,380     | 1,170     | 1,093     | 1,545     | 1,159         |
| 21  | 上久堅運動場             | 210       | 327       | 1,190     | 1,821     | 1,244     | 958           |
| 22  | 千代運動場              | 530       | 400       | 260       | 975       | 1,982     | 829           |
| 23  | 桐林運動場              | 6,363     | 6,165     | 9,275     | 9,036     | 13,418    | 8,851         |
| 24  | 桐林屋根付多目的運動場        | 9,530     | 9,532     | 13,168    | 14,557    | 12,787    | 11,915        |
| 25  | 川路多目的広場            | 11,742    | 7,682     | 9,910     | 15,585    | 14,611    | 11,906        |
| 26  | 山本運動場(杵原)          | 9,718     | 7,331     | 11,294    | 16,989    | 6,484     | 10,363        |
| 27  | 矢高運動場              | 9,368     | 8,642     | 12,144    | 11,661    | 12,618    | 10,887        |
| 28  | 上郷運動場              | 4,376     | 3,114     | 4,960     | 6,197     | 3,345     | 4,398         |
| 29  | 山田運動場              | 1,894     | 2,015     | 2,689     | 5,675     | 2,675     | 2,990         |
| 30  | 南信濃運動場             | 631       | 598       | 565       | 748       | 636       | 636           |
| 31  | 押洞運動場              | 2,325     | 2,715     | 4,038     | 5,243     | 3,688     | 3,602         |
| 32  | 高羽テニスコート(3年度末用途廃止) | 313       | 462       | -         | -         | -         | 155           |
| 33  | 矢高テニスコート           | 3,590     | 4,222     | 8,212     | 10,065    | 8,918     | 7,001         |
| 34  | 桐林テニスコート           | 306       | 419       | 620       | 128       | 219       | 338           |
| 35  | 山田テニスコート           | 3,436     | 2,463     | 3,312     | 4,073     | 2,907     | 3,238         |
| 36  | 天龍峡テニスコート          | 11,657    | 14,053    | 16,636    | 15,260    | 21,730    | 15,867        |
| 37  | 南信濃テニスコート          | 54        | 17        | 34        | 36        | 8         | 29.8          |
| 38  | 押洞テニスコート           | 3,165     | 4,593     | 4,328     | 6,437     | 4,482     | 4,601         |
| 39  | 今宮野球場              | 4,619     | 7,058     | 8,349     | 7,720     | 7,739     | 7,097         |
| 40  | 八重河内屋内ゲートボール場      | 0         | 10        | 13        | 81        | 95        | 39.8          |
| 41  | 飯田運動公園野球場          | 7,290     | 15,561    | 15,810    | 14,794    | 17,282    | 14,147        |
| 42  | 飯田運動公園多目的運動場       | 9,345     | 12,350    | 14,113    | 16,388    | 13,452    | 13,130        |
| 43  | 飯田運動公園弓道場          | 2,561     | 3,511     | 4,644     | 5,117     | 5,992     | 4,365         |
| 44  | 城下グラウンド            | 1,640     | 1,580     | 2,605     | 2,385     | 2,044     | 2,051         |

| No. | 施設名 | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   | 令和6年度   | 5年間平均利用者数 |
|-----|-----|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
|     | 合計  | 296,255 | 322,684 | 404,258 | 434,302 | 444,498 | 380,399   |

## (2) 学校開放体育施設利用者数の推移

市民一人ひとりが、各々の関心、適性に応じて安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しむ、スポーツを支える活動に参画する機会や場所が確保されなければなりません。そのために、社会体育施設に加えて学校の体育施設も開放し、効率的に活用しています。現在、市内の学校体育施設は小学校18校、中学校8校において校庭26、体育館26、武道場4の計56の施設を、地域の社会体育のために開放しており、公民館を中心としたコミュニティスポーツや児童生徒の社会体育活動が活発に行われています。

図表 学校開放体育施設利用者数の推移



(人)

|          | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   | 令和6年度   |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 学校開放体育施設 | 284,445 | 272,748 | 269,541 | 345,054 | 355,526 |

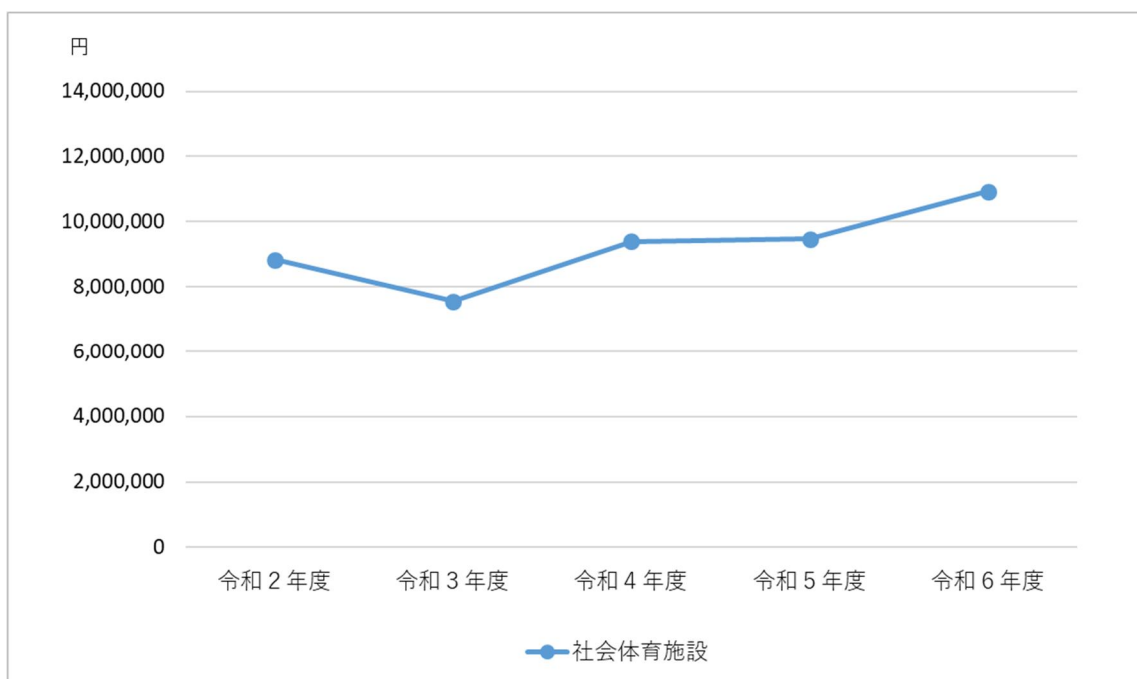
### (3) 社会体育施設及び学校開放体育施設使用料等の推移

体育施設の使用料については、平成 10 年度の見直し以降据え置いておりましたが、平成 21 年度に体育施設ごとのコスト分析を実施し、平成 26 年度には一部料金の改定を行いました。

また、使用料の減免制度等についても、平成 25 年度に見直しがなされ、教育委員会の所管する施設全体として統一的な基準によって運用されることとなりました。令和 2 年度には全体のバランスを考慮し一部修正が加わり、一層多くの市民に施設を利用していただけるよう減免適用範囲を見直しました。

今後も、施設の維持管理や新たな整備に合わせ、必要なコストと受益者負担とのバランスを考慮しながら適切な料金体系に向けての検討や見直しを実施します。

図表 社会体育施設使用料収入の推移

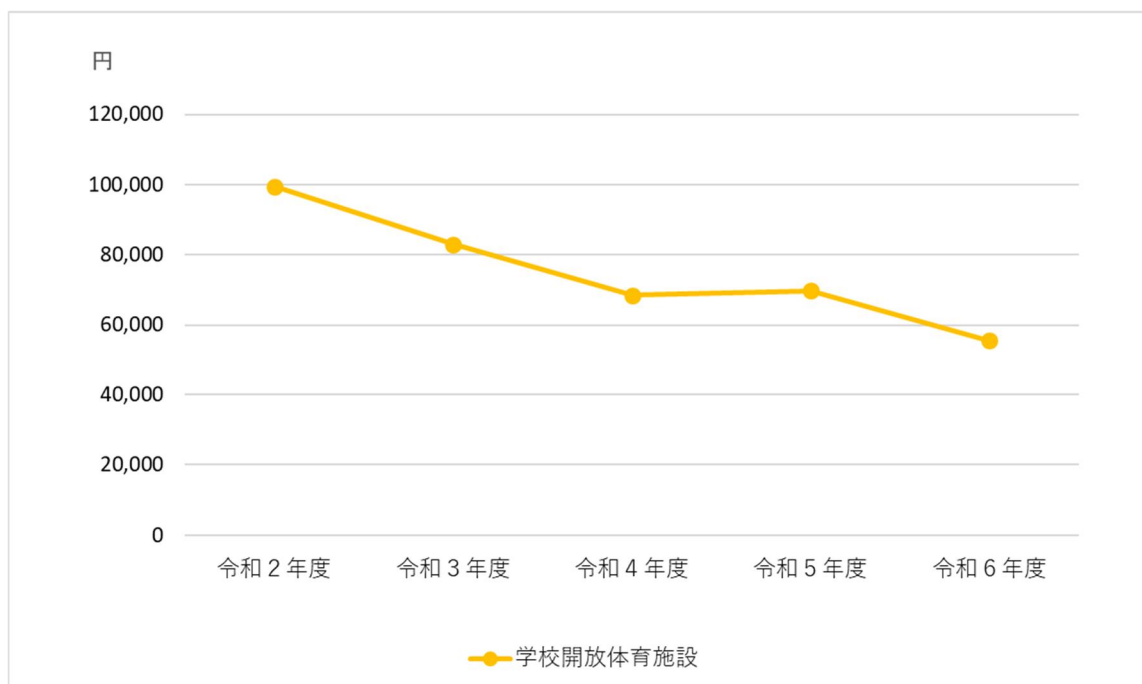


円

| 科目     | 令和2年度     | 令和3年度     | 令和4年度     | 令和5年度     | 令和6年度      |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 社会体育施設 | 8,827,845 | 7,555,885 | 9,397,910 | 9,466,905 | 10,919,235 |

※指定管理制度導入施設の使用料は含まれていません。

図表 学校開放育施設使用料収入



円

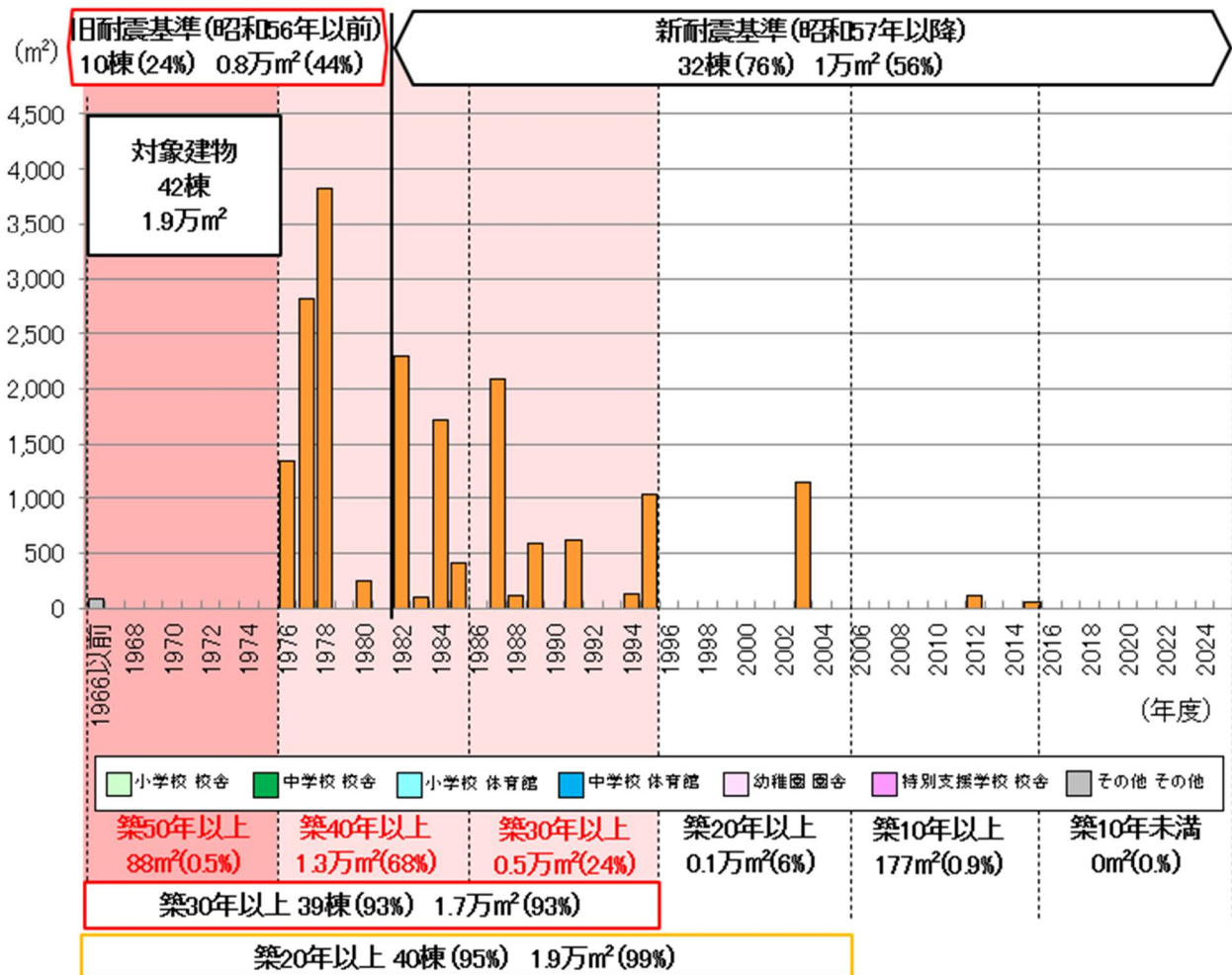
|          | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 学校開放体育施設 | 99,500 | 83,000 | 68,500 | 69,700 | 55,500 |

### 3 社会体育施設の老朽化状況

#### (1) 社会体育施設の整備状況

市内40施設のうち、床面積が200㎡以上となる14施設について築年別に整備状況をまとめると下図のようになります。80%以上の施設が30年以上前に整備されたものであり、屋外、屋内施設とも経年経過による老朽化が進んでいます。

図表 対象施設の築年別整備状況（平成31年度現在）



(2) 劣化状況の現地調査結果

(1) で示した社会体育施設における劣化状況調査結果は次のとおりです。

図表 社会体育施設等劣化調査対象施設一覧

| 施設名               | 建築年度 |     | 劣化判定結果      |          |            |            |            |
|-------------------|------|-----|-------------|----------|------------|------------|------------|
|                   | 西暦   | 和暦  | 1.<br>屋根・屋上 | 2.<br>外壁 | 3.<br>内部仕上 | 4.<br>電気設備 | 5.<br>機械設備 |
| 勤労者体育センター第1体育館    | 1977 | S52 | A           | C        | D          | A          | B          |
| 勤労者体育センター第2体育館    | 1985 | S60 | A           | C        | C          | A          | B          |
| 勤労者体育センター（管理棟）    | 1977 | S52 | C           | D        | C          | C          | B          |
| 上郷体育館             | 1977 | S52 | B           | C        | C          | A          | B          |
| 鼎体育館              | 1978 | S53 | A           | C        | D          | D          | D          |
| 山田体育館             | 1984 | S59 | A           | A        | C          | A          | B          |
| 切石体育館             | 1991 | H3  | B           | C        | C          | D          | B          |
| 南信濃B&G海洋センター      | 1987 | S62 | C           | C        | C          | D          | B          |
| 飯田市武道館            | 1982 | S57 | A           | A        | C          | A          | A          |
| 飯田市竜丘柔道場          | 1987 | S62 | A           | A        | B          | A          | B          |
| 飯田市上郷柔剣道場         | 1985 | S60 | C           | C        | C          | D          | A          |
| 飯田運動公園プール（管理棟）    | 1995 | H7  | A           | A        | C          | A          | A          |
| 飯田市総合運動場（メインスタンド） | 1988 | H元  | C           | C        | C          | A          | C          |
| 飯田市総合運動場（写真判定棟）   |      |     | C           | C        | C          | A          | C          |
| 飯田市桐林屋根付多目的グラウンド  | 2003 | H15 | B           | B        | C          | A          | A          |
| 飯田市弓道場            |      |     | C           | C        | D          | D          | C          |
| 鼎弓道場              |      |     | C           | D        | D          | D          | D          |
| 天竜峡テニスコート         |      |     | B           | B        | B          | A          | B          |

## 4 維持・更新コスト

### (1) 維持管理コストの現状

飯田市における社会体育施設関連経費は、直近5カ年のデータを見ると夜間照明設備の設置やトイレ、外壁工事等工事、総合運動場陸上2種公認更新（6年度）への対応など、大規模改修工事の実施が相次ぎ130万円以上の施設整備費が大きくなっています。

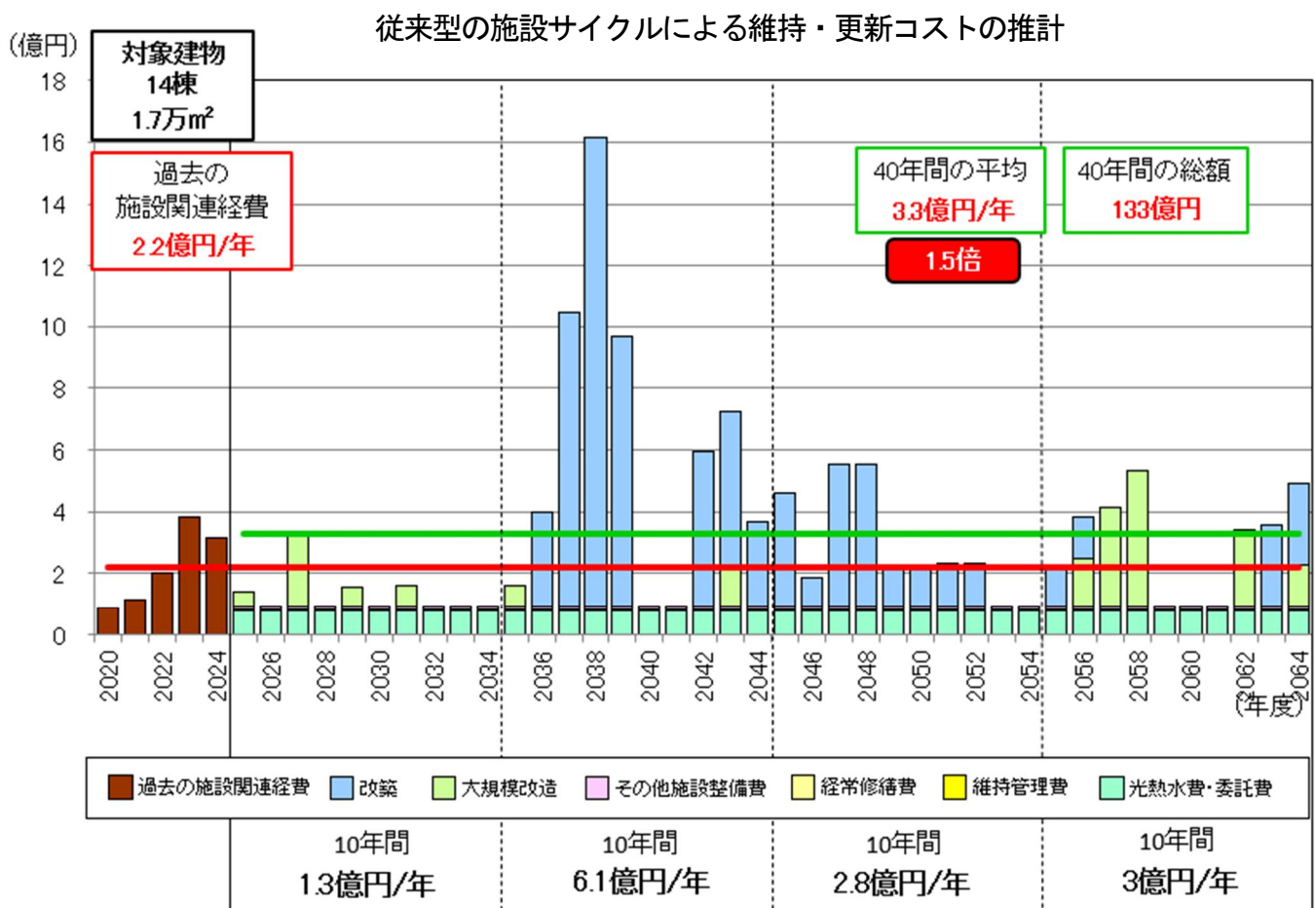
今後、施設の老朽化が進むなか、施設整備に係る費用が増加していくことが予想されますが、市の財政状況を踏まえると、大幅な整備費の増加は困難であるため、補助金等の効果的な活用などをするなかで、より効果の高い施設整備を実施していく必要があります。

図表 社会体育施設の維持管理コストの推移（単位：円）

|          | 令和2年度      | 令和3年度       | 令和4年度       | 令和5年度       | 令和6年度       |
|----------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 施設整備費    | 0          | 13,552,000  | 91,091,000  | 278,619,000 | 209,363,000 |
| その他施設整備費 | 6,963,110  | 9,679,230   | 12,332,100  | 5,029,200   | 3,361,600   |
| 維持修繕費    | 2,929,634  | 4,697,471   | 3,699,463   | 3,691,135   | 7,243,698   |
| 小計       | 9,892,744  | 27,928,701  | 107,122,563 | 287,339,335 | 219,968,298 |
| 光熱水費     | 20,672,755 | 21,550,077  | 28,761,911  | 26,050,807  | 29,660,127  |
| 委託料      | 59,244,612 | 68,752,534  | 68,518,420  | 70,232,550  | 71,800,707  |
| 合計       | 89,810,111 | 118,231,312 | 204,402,894 | 383,622,692 | 321,429,132 |

(2) 今後の維持・更新コスト (文部科学省ソフトによる試算)

市内 40 施設のうち、床面積が 200 m<sup>2</sup>以上となる 14 施設について、文部科学省提供ソフトを用いて試算される従来型の整備方法（築 20 年で大規模改造、築 60 年で改築）による今後の維持・更新コストは、改築費用も含めて今後 40 年間の事業費総額で約 133 億円です。年間平均は約 3.3 億円という結果となっています。



◇コスト試算条件【従来型】

|      |                 |
|------|-----------------|
| 基準年度 | 2024 年(令和6年)    |
| 試算期間 | 基準年の翌年度から 40 年間 |

|       |  |
|-------|--|
| 改築    | ○更新周期 60年<br>○改築単価 46.0万円/m <sup>2</sup><br>○工事期間 2カ年<br>○実施年数より古い建物改修を5年以内に実施 |
| 大規模改造 | ○実施年数 20年周期<br>○工事期間 1年  |

出典：文部科学省提供 学校施設の維持・更新コストの試算ソフト

## 4-3 目指すべき姿を実現するための施設整備方針等

### 1 予防保全型の改修

老朽化による劣化・破損等の不具合が生じた後に修繕等を行う事後保全型の施設管理方法から、5年に1度の定期的な劣化状況調査の結果に基づく、計画的な改修を実施する予防保全型の施設管理方法に転換を図ります。また、改修においては劣化評価におけるD評価の箇所とC評価の内、優先度が高い箇所を優先的に実施します。

### 2 時代の変化に対応した施設環境の整備

#### (1) 施設の安全性の確保

勤労青少年ホーム及び勤労者体育センター管理棟については耐震性が確保されていないため、早急な方針の決定と対応が必要となっています。また、市営弓道場は旧耐震基準の施設であり、現在、事後保全型の施設となっているため、施設方針と合わせて早急な対応が必要となっています。

劣化状況調査の結果、いくつかの体育館の床材において、経年劣化によるささくれが発生しており、都度、応急的な対応を実施していますが、劣化が広範囲にわたっており、大規模な修繕など早急な対応が求められています。

#### (2) ゼロカーボン対応への取組

照明器具について引き続き、ゼロカーボン対応への取組の一環として、LED照明器具の整備を進めます。屋内外体育施設及び学校体育施設の照明器具をLED照明に交換し、維持管理コストを削減するとともに、環境への負荷を軽減します。

#### (3) 施設利用団体等からの要望に対する対応

##### ア テニスコートの夜間照明設備

テニスコートへの照明設備の設置については、飯田市スポーツ協会をはじめ競技団体からの要望を踏まえ、設置場所などの検討を進めます。また、中学校テニスコートは学校開放体育施設としての利用を見込んでい

るため、社会体育施設と合わせて検討を進めます。

#### イ 体育館等への空調設備設置

夏季におけるスポーツ活動や大規模災害時の避難所として利用する体育施設の環境改善を目的に、当該施設へ空調設備を設置することについて検討を進めます。

#### ウ 部活動の地域展開に伴う施設整備

地域クラブにおける活動場所の確保を図るため、学校体育施設を中心に必要な整備について検討していきます。

### 3 法令等を踏まえた維持管理の徹底

施設管理人、生涯学習・スポーツ課、教育政策課がそれぞれの担当において、各種点検を実施し、社会体育施設を適正な状態に維持します。なお、点検等において、新たに確認された不具合等は早期に応急修繕を実施します。

表 社会体育施設における主な調査・点検等

| 調査・点検               | 内容                 | 頻度                   |
|---------------------|--------------------|----------------------|
| 建築基準法 第12条          | 施設の定期点検            | 建築設備は毎年<br>建築物は3年に1度 |
| 消防法 第17条            | 消防用設備等の点検・報告       | 年2回の点検<br>報告は毎年      |
| 電気事業法 第42条          | 自家用電気工作物の定期点検      | 受電容量による              |
| 水道法 第34条の2          | 貯水槽の定期清掃・点検        | 毎年1回以上               |
| 浄化槽法 第10条           | 浄化槽の定期清掃・点検        | 毎年1回以上               |
| 都市公園法<br>施工規則第3条    | 遊具点検               | 日常点検<br>定期点検 毎年      |
| 遊泳用プールの衛生基準<br>について | 遊泳用プールの水質管理        | 開場期間中                |
| プールの安全標準指針          | 遊泳用プールの運用及び施設の安全管理 | 開場期間中                |

### 4 工事・修繕等の改修履歴の整備

社会体育施設における修繕・工事記録を個別施設ごとに施設カルテとして整理し、改修サイクルや改修方法の見直しなどに役立っています。また、図面データのCADデータ化を推進し、修繕・工事履歴と合わせてデジタル化を実施し、工事施工業者等とデータの共有をします。

## 5 施設量の最適化への取組

---

- (1) 老朽化した体育施設が多くあるため、利用実態等を踏まえたスポーツ施設全体のあり方を飯田市スポーツ協会をはじめ、関係する団体等と検討していきます。
- (2) 「アリーナ機能を中心とした複合施設」については南信州広域連合の取組に参画していくほか、飯田市スポーツ協会及び下伊那体育協会とも連携して検討していきます。
- (3) 市営弓道場、県弓道場、和田弓道場、木沢弓道場について、利用状況や今後の維持経費等を踏まえ、その配置等について検討をしていきます。また、今後、学校開放体育施設のテニスコートが増えることを踏まえ、市全体のテニスコートのあり方についても検討していきます。

## 4-4 社会体育施設における実施計画（5年間）

4-3で示した施設整備方針（1、2）における5カ年の実施計画は下記のとおり。

計画期間：令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)

| 施設整備項目                                    |                 | 施設整備内容と対象施設  |
|---|-----------------|--|
| 予<br>防<br>保<br>全<br>型<br>改<br>修<br>事<br>業 |                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根外壁改修工事（B&amp;G海洋センター）</li> <li>・設備の更新<br/>アクアパーク（プールろ過装置）</li> <li>・安全性の確保（床の張替え）（県体育館、勤労者体育センター第1）</li> </ul>   |
| 環境改善事業                                    | 照明器具LED化        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・体育館照明LED化<br/>B&amp;G海洋センター</li> <li>・グラウンド照明LED化<br/>矢高運動場、南信濃運動場、山本運動場<br/>学校開放体育施設（丸山小学校、追手町小学校、座光寺小学校、上久堅小学校、千代小学校、千栄小学校、龍江小学校、三穂小学校、県小学校、上村小学校、飯田西中学校、竜東中学校、竜峡中学校）</li> </ul> |
|   | 体育館等への空調設備設置    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急避難施設となる体育館、武道館等への空調設備設置について検討を進める。</li> </ul>  |
|   | 部活動の地域展開に伴う施設整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑ヶ丘中学校特別教室棟、飯田西中学校特別教室棟</li> </ul>   |
|   | 再生可能エネルギー資源の活用  | 太陽光発電や地域産再生可能エネルギーの活用を推進   |

※上記事業は、計画期間内の事業着手を予定していますが、施設の状況、優先度、財政状況等を踏まえ、計画を一部変更する場合も想定されます。



# 第5章

## 5-1

# ホール施設

## 5-1 目次

|       |                       |       |
|-------|-----------------------|-------|
| 5-1-1 | ホール施設の目指すべき姿          | 5-1-2 |
| 1     | 快適な鑑賞環境の整備            | 5-1-2 |
| 2     | 市民ニーズに対応した機能整備        | 5-1-2 |
| 5-1-2 | ホール施設の実態              | 5-1-3 |
| 1     | 対象施設                  | 5-1-3 |
| 2     | 運営状況・活用状況             | 5-1-3 |
| (1)   | 文化施設利用者数及び使用料の推移      | 5-1-3 |
| 3     | ホール施設の老朽化状況           | 5-1-4 |
| (1)   | 整備状況                  | 5-1-4 |
| (2)   | 劣化状況の現地調査結果           | 5-1-4 |
| 4     | 維持、管理コスト              | 5-1-5 |
| (1)   | 維持管理コストの現状            | 5-1-5 |
| 5-1-3 | 目指すべき姿を実現するための施設整備方針等 | 5-1-6 |
| 1     | 各施設の整備の考え方            | 5-1-6 |
| (1)   | 飯田文化会館（飯田人形劇場を含む）     | 5-1-6 |
| (2)   | 飯田市教育文化センター（飯田市公民館）   | 5-1-6 |
| (3)   | 飯田市鼎文化センター（鼎公民館）      | 5-1-6 |
| 2     | 時代の変化に対応した施設環境の整備     | 5-1-6 |
| (1)   | トイレの洋式化を推進            | 5-1-6 |
| (2)   | ゼロカーボン対応への取組          | 5-1-6 |
| 3     | 法令等を踏まえた維持管理の徹底       | 5-1-7 |
| 4     | 工事・修繕等の改修履歴の整備        | 5-1-7 |
| 5-1-4 | ホール施設における実施計画（5年間）    | 5-1-8 |

## 5-1-1 ホール施設の目指すべき姿

ホール施設等は、伝統文化をはじめとした文化芸術を鑑賞、継承、創造及び発信する場です。また、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成できるよう、市民による多様な活動が行われる施設であることが求められます。

こうした認識の下、ホール施設は次の視点を踏まえて整備を進めます。

### 1 快適な鑑賞環境の整備

---

質の高い文化・芸術の表現や文化芸術活動を支援する施設として、市民の要望に沿った文化振興に資するためには、舞台装置、照明や音響機材などの専門的な設備から座席やホワイエの環境まで、時代の要望にかなう機能を整備できるよう、さまざまな施設設備の維持管理及び更新が必須です。

### 2 市民ニーズに対応した機能整備

---

乳幼児、高齢者、障がい者、外国人等配慮を必要とする利用者が使いやすい施設を目指して、トイレの洋式化等、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れた計画的な施設整備を進めます。

## 5-1-2 ホール施設の実態

### 1 対象施設

本計画の対象施設は、次の3施設です。

図表 対象施設一覧

| No. | 施設名             | 所在地           |
|-----|-----------------|---------------|
| 1   | 飯田文化会館（人形劇場を含む） | 飯田市高羽町5丁目5番地1 |
| 2   | 飯田市教育文化センター     | 飯田市吾妻町139番地   |
| 3   | 飯田市鼎文化センター      | 飯田市鼎中平1339番地5 |

### 2 運営状況・活用状況

#### (1) 文化施設利用者数及び使用料の推移

令和2年度から令和6年度までの5年間の利用者数及び使用料の推移をみると、その年のイベント内容等によって多少の増減がみられます。

図表 利用者数の推移

(人)

|                 | R2<br>2020年 | R3<br>2021年 | R4<br>2022年 | R5<br>2023年 | R6<br>2024年 |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 飯田文化会館（人形劇場を含む） | 27,177      | 37,898      | 74,452      | 87,766      | 84,331      |
| 飯田市教育文化センター     | 16,199      | 17,716      | 2,274       | —           | —           |
| 飯田市鼎文化センター      | 5,302       | 10,597      | 14,411      | 27,563      | 22,301      |

図表 使用料収入額の推移

(円)

|                 | R2<br>2020年 | R3<br>2021年 | R4<br>2022年 | R5<br>2023年 | R6<br>2024年 |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 飯田文化会館（人形劇場を含む） | 6,157,373   | 4,427,552   | 10,907,712  | 12,625,185  | 14,839,116  |
| 飯田市教育文化センター     | 1,409,339   | 1,357,258   | 133,437     | —           | —           |
| 飯田市鼎文化センター      | 1,246,080   | 1,176,030   | 2,877,736   | 3,297,285   | 3,095,291   |

### 3 ホール施設の老朽化状況

#### (1) 整備状況

対象施設の建築年をみると、全ての施設が築30年以上です。

| 施設名             | 構造 | 延床面積<br>(㎡) | 建築年度 |     | 築年数<br>2026年<br>時点 | 耐震基準 |
|-----------------|----|-------------|------|-----|--------------------|------|
|                 |    |             | 西暦   | 和暦  |                    |      |
| 飯田文化会館（ホール、会館棟） | RC | 5,294.05    | 1972 | S47 | 54                 | 旧耐震  |
| （人形劇場）          | RC | 588.40      | 1988 | S63 | 38                 | 新耐震  |
| 飯田市教育文化センター     | RC | 3,059.80    | 1976 | S51 | 50                 | 旧耐震  |
| 飯田市鼎文化センター      | RC | 3,666.72    | 1979 | S54 | 47                 | 旧耐震  |

#### (2) 劣化状況の現地調査結果

対象となる文化施設の劣化調査による評価結果は次のとおりです。

図表 文化施設施設等劣化調査対象施設一覧

| 施設名             | 建築年度 |     | 劣化判定結果    |    |          |          |          |
|-----------------|------|-----|-----------|----|----------|----------|----------|
|                 | 西暦   | 和暦  | 屋根・<br>屋上 | 外壁 | 内部<br>仕上 | 電気<br>設備 | 機械<br>設備 |
| 飯田文化会館（ホール、会館棟） | 1972 | S47 | D         | C  | C        | D        | D        |
| （人形劇場）          | 1988 | S63 | C         | B  | B        | B        | B        |
| 飯田市教育文化センター     | 1976 | S51 | -         | -  | -        | -        | -        |
| 飯田市鼎文化センター      | 1979 | S54 | D         | D  | D        | D        | D        |

## 4 維持、管理コスト

### (1) 維持管理コストの現状

施設整備費が年度によって増減しているため、年度間での維持管理コストも変動しています。

図表 飯田文化会館の維持管理コストの推移（単位：円）

|          | 2020年度     | 2021年度      | 2022年度     | 2023年度     | 2024年度     |
|----------|------------|-------------|------------|------------|------------|
| 施設整備費    | 49,129,300 | 71,872,900  | 4,526,500  | 7,820,340  | 12,611,720 |
| その他施設整備費 | 0          | 0           | 0          | 0          | 0          |
| 維持修繕費    | 2,596,638  | 2,004,200   | 1,414,160  | 2,753,135  | 3,031,270  |
| 光熱水費・委託費 | 25,773,592 | 26,782,006  | 32,313,156 | 31,907,625 | 33,927,209 |
| 合計       | 77,499,530 | 100,659,106 | 38,253,816 | 42,481,100 | 49,570,199 |

図表 飯田市教育文化センターの維持管理コストの推移（単位：円）

|          | 2020年度    | 2021年度    | 2022年度    | 2023年度  | 2024年度  |
|----------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|
| 施設整備費    | 0         | 0         | 1,654,180 | 0       | 0       |
| その他施設整備費 | 0         | 0         | 0         | 0       | 0       |
| 維持修繕費    | 305,753   | 816,112   | 0         | 26,400  | 0       |
| 光熱水費・委託費 | 3,006,738 | 3,340,717 | 1,728,478 | 852,286 | 633,546 |
| 合計       | 3,312,491 | 4,156,829 | 3,382,658 | 878,686 | 633,546 |

図表 飯田市鼎文化センターの維持管理コストの推移（単位：円）

|          | 2020年度     | 2021年度    | 2022年度     | 2023年度    | 2024年度     |
|----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|
| 施設整備費    | 23,522,400 | 230,000   | 9,772,400  | 0         | 4,356,000  |
| その他施設整備費 | 0          | 0         | 0          | 0         | 0          |
| 維持修繕費    | 2,085,457  | 2,611,268 | 2,026,200  | 741,488   | 1,687,950  |
| 光熱水費・委託費 | 3,104,214  | 3,183,383 | 5,337,574  | 4,783,168 | 5,531,424  |
| 合計       | 28,712,071 | 6,024,651 | 17,136,174 | 5,524,656 | 11,575,374 |

## 5-1-3 目指すべき姿を実現するための施設整備方針等

### 1 各施設の整備の考え方

#### (1) 飯田文化会館（飯田人形劇場を含む）

- ・法令に準拠した施設管理を徹底します。
- ・施設及び設備の予防保全型改修及び環境改善を進めます。
- ・施設自主点検マニュアル、危機管理マニュアルに基づく定期的な点検を実施します。
- ・現飯田文化会館の長寿命化事業を進めると同時に、新文化会館のあり方について、引き続き検討していきます。

#### (2) 飯田市教育文化センター（旧飯田市公民館）

- ・民間施設（飯田駅前プラザ）丘の上結いスクエア：2階・3階（ムトスぷらざ）へ、機能を移転しました。昭和51年建築の飯田市教育文化センター（旧飯田市公民館）は除却します。

#### (3) 飯田市鼎文化センター（鼎公民館）

- ・法令に準拠した施設管理を徹底します。
- ・施設自主点検マニュアル、危機管理マニュアルに基づく定期的な点検を実施します。
- ・鼎地区の公共施設を統合した複合施設について、地元と検討を進めます。

### 2 時代の変化に対応した施設環境の整備

#### (1) トイレの洋式化を推進

利用者が衛生的で快適に利用できるよう、飯田文化会館と飯田市鼎文化センターについて、使用頻度等から判断し必要箇所へのトイレ洋式化を推進します。

#### (2) ゼロカーボン対応への取組

ゼロカーボン対応への取組として、太陽光発電などの再生可能エネルギー資源の活用や地域新電力の活用といった取組を実施しています。

LED照明器具の整備も取組の一環として進めます。

### 3 法令等を踏まえた維持管理の徹底

日常点検、定期点検、法定点検を行い施設を適正な状態に維持します。なお、点検等において、新たに確認された不具合等は早期に修繕を実施します。

図表 ホール施設における主な調査・点検等

| 法令                       | 内容            | 頻度                   |
|--------------------------|---------------|----------------------|
| 建築基準法 第 12 条             | 施設の定期点検       | 建築設備は毎年<br>建築物は3年に1度 |
| 消防法 第 17 条               | 消防用設備等の点検・報告  | 年 2 回の点検<br>報告は毎年    |
| 電気事業法 第 42 条             | 自家用電気工作物の定期点検 | 受電容量による              |
| 水道法 第 34 条の 2            | 貯水槽の定期清掃・点検   | 毎年 1 回以上             |
| 浄化槽法 第 10 条              | 浄化槽の定期清掃・点検   | 毎年 1 回以上             |
| ボイラー及び圧力容器安全規則 第 32・38 条 | ボイラー・圧力容器の検査  | 毎年 1 回以上             |
| クレーン等安全規則第 154 条         | エレベーターの性能検査   | 毎年 1 回               |
| ビル管理法 第 4 条              | 特定建築物の清掃・点検   | 2 カ月に 1 回以上          |
| 事務所衛生基準規則 第 7 条          | 事務所の作業環境測定等   | 2 カ月に 1 回以上          |

### 4 工事・修繕等の改修履歴の整備

施設における修繕・工事記録を個別施設ごとに整理し、改修サイクルや改修方法の見直しなどに役立てます。また、図面データのCADデータ化を推進し、修繕・工事履歴と合わせてデジタル化を実施します。

## 5-1-4 ホール施設における実施計画（5年間）

5-1-3で示した施設整備方針（1、2）における5カ年の実施計画は下記のとおり。

計画期間：令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)

| 施設整備項目                                    |                                      | 施設整備内容と対象施設   |
|---|--------------------------------------|---|
| 予<br>防<br>保<br>全<br>型<br>改<br>修<br>事<br>業 |                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・飯田文化会館<br/>屋上防水／外壁改修／駐車場改修<br/>設備更新－舞台設備／受変電設備／空調設備／給排水設備</li> <li>・飯田市県文化センター<br/>屋根外壁改修工事、内部工事、機械・電気設備改修工事</li> </ul> <p>※飯田市教育文化センター（旧飯田市公民館）は解体</p> |
| 環<br>境<br>改<br>善<br>事<br>業                | トイ<br>レ<br>洋<br>式<br>化               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・飯田文化会館</li> <li>・飯田市県文化センター</li> </ul>  |
|   | 照<br>明<br>器<br>具<br>L<br>E<br>D<br>化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・飯田文化会館（人形劇場含む）</li> <li>・飯田市県文化センター</li> </ul>  |

※上記事業は、計画期間内の事業着手を予定していますが、施設の状況、優先度、財政状況等を踏まえ、計画を一部変更する場合も想定されます。



5-2

図書館施設

## 5-2 目次

|       |                              |      |
|-------|------------------------------|------|
| 5-2-1 | 図書館施設の目指すべき姿                 | 5-2  |
| 1     | 市民一人一人の生涯学習や課題解決を支援する地域の情報拠点 | 5-2  |
| 2     | 乳幼児から高齢者まで誰もが使いやすい施設         | 5-2  |
| 5-2-2 | 図書館施設の実態                     | 5-3  |
| 1     | 対象施設                         | 5-3  |
| 2     | 図書館施設の運営状況・活用状況等             | 5-5  |
| (1)   | 貸出利用者数の推移                    | 5-5  |
| (2)   | 貸出冊数の推移                      | 5-6  |
| 3     | 図書館施設の老朽化状況                  | 5-7  |
| (1)   | 整備状況                         | 5-7  |
| (2)   | 劣化状況の現地調査結果                  | 5-8  |
| 4     | 維持・更新コスト                     | 5-8  |
| (1)   | 維持管理コストの現状                   | 5-8  |
| (2)   | 今後の維持・更新コスト（文部科学省ソフトによる試算）   | 5-9  |
| 5-2-3 | 目指すべき姿を実現するための施設整備方針等        | 5-10 |
| 1     | 予防保全型の改修                     | 5-10 |
| 2     | 時代の変化に対応した施設環境の整備            | 5-10 |
| (1)   | 施設環境の質的向上                    | 5-10 |
| 3     | 法令等を踏まえた維持管理の徹底              | 5-10 |
| 4     | 工事・修繕等の改修履歴の整備               | 5-10 |
| 5-2-4 | 図書館施設における実施計画（5年間）           | 5-11 |

## 5-2-1 図書館施設の目指すべき姿

飯田市の図書館は、「だれでも・どこでも・いつでも利用できる市民の図書館」を基本方針に、中央図書館1館・1分室、地域館2館、16分館・1分室のネットワークにより飯田市全域へのサービスを行っています。貸出・予約・レファレンスに力を入れ、また蓄積してきた資料を生かした学びの機会を提供することで、市民の読書や研究活動を支援し、人間形成や自己確立の場であるとともに地域を支える情報拠点となることを目指してサービスの提供を行っています。

郷土資料をはじめとした本や資料を地域の財産として保存し提供するためには、適切な環境で保管管理することが必要です。

そこで、図書館としての機能を保持し、施設を安心・安全かつ快適に使っていただくために、次の視点を踏まえて図書館施設の整備を進めます。

### 1 市民一人一人の生涯学習や課題解決を支援する地域の情報拠点

市民一人一人が、生涯にわたって読みたい本や知りたい情報を得て主体的に学び実践することができるよう、適切に資料を保存し提供することができる施設整備を進めます。

### 2 乳幼児から高齢者まで誰もが使いやすい施設

図書館は、乳幼児から高齢者まですべての年代の方に利用される施設です。利用される方が安心して施設を使い本を借りたり学んだりすることができるよう、各図書館において、施設の使いやすさや安全性に配慮した施設整備を進めます。

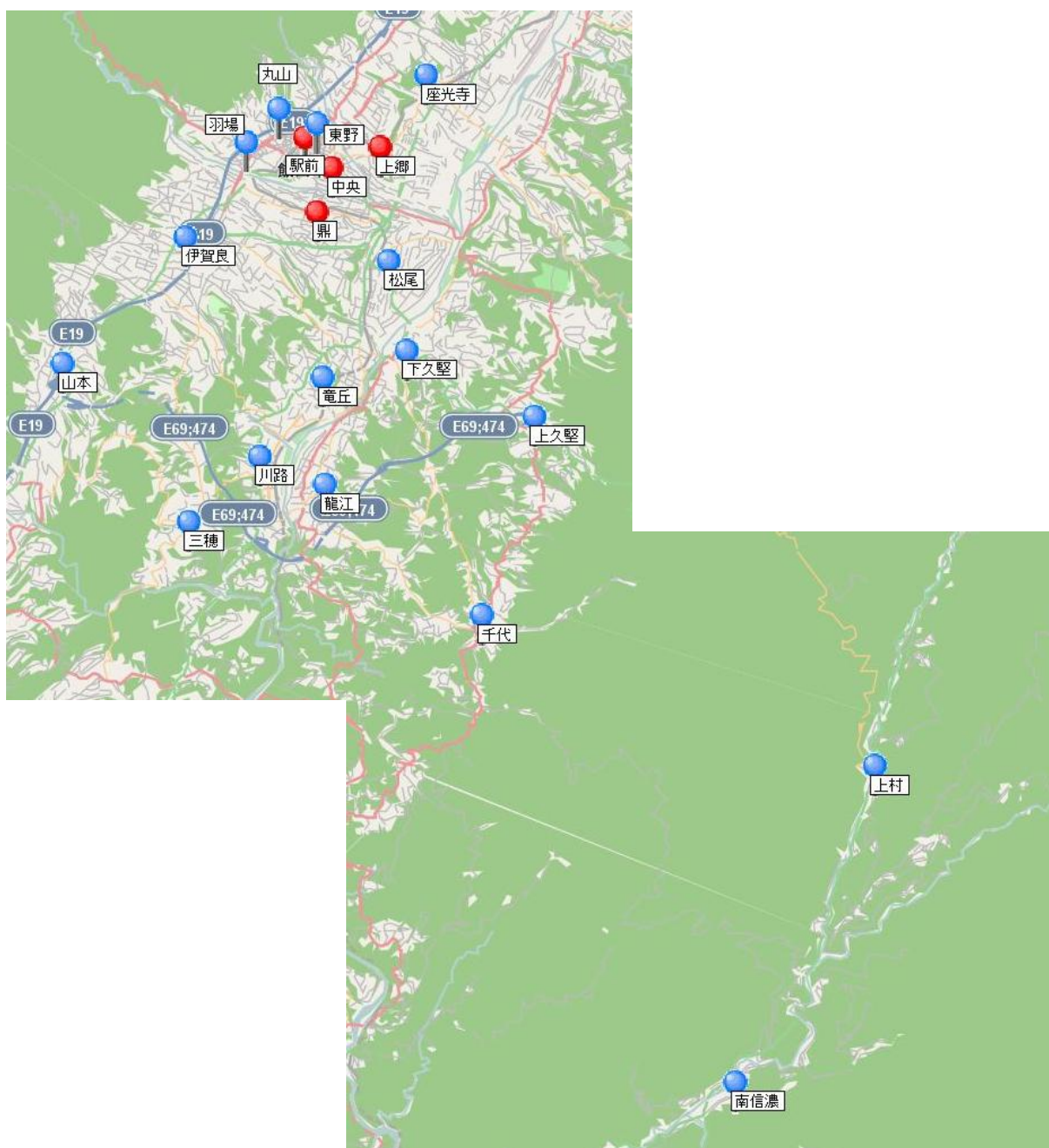
## 5-2-2 図書館施設の実態

### 1 対象施設

飯田市には、中央図書館、飯田駅前分室、地域館として県図書館、上郷図書館の2館と、地区の公民館内等に設置している16の分館と1分室があり、これらの図書館のネットワークにより市内全域へのサービスを行っています。

各施設の配置状況は次のとおりです。

図表 対象施設の配置状況（令和7年10月1日現在）



中央図書館は、飯田市立図書館全館の中心館として、資料の収集・保存・提供を行っています。特に、飯田市の歴史や文化の記録である郷土資料については、開館当初から重点的に収集してきており、適切に保存・提供していく役割を担っています。また、飯田市域全体に配置されている分館サービスをはじめ、全市の読書活動推進に向けて図書館サービスの充実を図っています。

令和3年3月に鼎自治振興センターの3階へ移転した鼎図書館は、身近な地域の図書館として、こどもの本や読みものを中心に利用されています。

上郷図書館は、地域館として周辺地区へ図書館サービスを行うとともに、こどもに関わる機関と協力しながら、飯田市のこどもの読書活動推進の中心的な役割を担っています。

令和4年5月に飯田駅前のムトスぷらざ内に開館した飯田駅前分室は、高校生を主な対象として、気軽に本に親しむためのサービスを展開しています。

分館は、市域の広い飯田市において、図書館サービスを身近な場所で受けられる施設として、市内に16館1分室設置しています。開館日数はおおよそ週に2日～3日ですが、本の貸出や読みきかせ活動などを中心に、地区の状況に合わせて関係機関と連携して事業を行い、地区の読書活動推進を担っています。

伊賀良学習交流センターは、伊賀良分館として地域の読書活動を推進しています。施設は地域産木材を使った木造建築で、環境に配慮したペレットストーブの配置なども行っています。

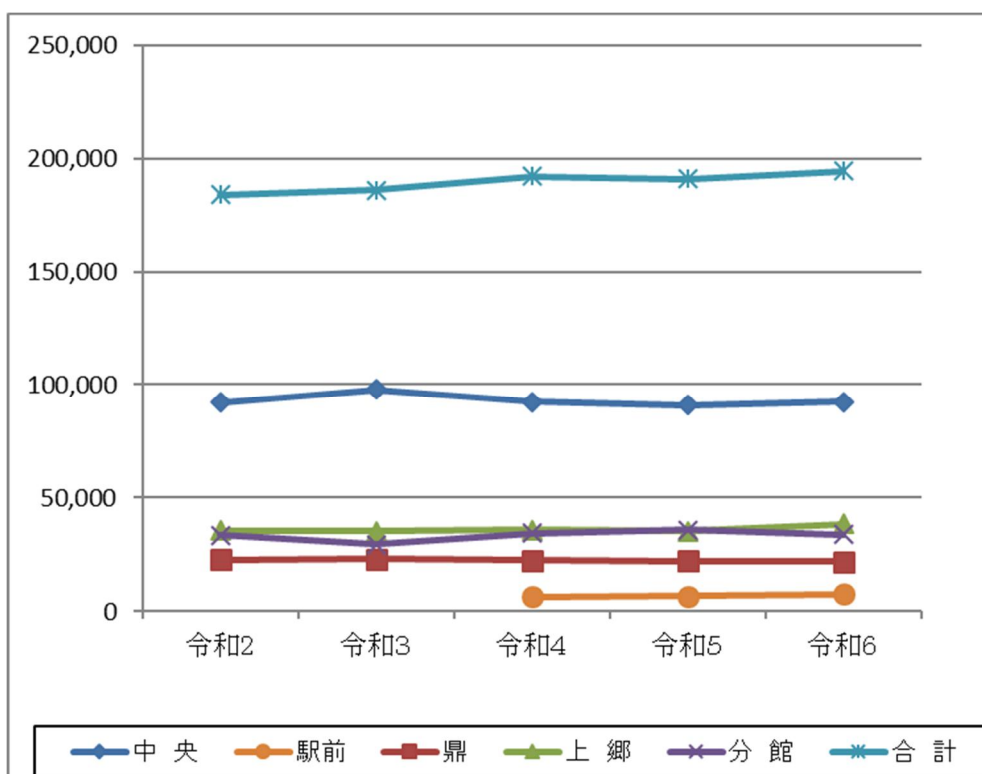
なお、本計画では施設として独立している中央図書館、上郷図書館、伊賀良学習交流センターを対象とします。

## 2 図書館施設の運営状況・活用状況等

### (1) 貸出利用者数の推移

令和2年度から令和6年度までの貸出利用者数の推移を見ると、コロナ禍の影響により令和2年度は約18.4万人と減少しましたが、令和6年度には約19.4万人と徐々に増加しつつあります。

図表 貸出利用者数の推移



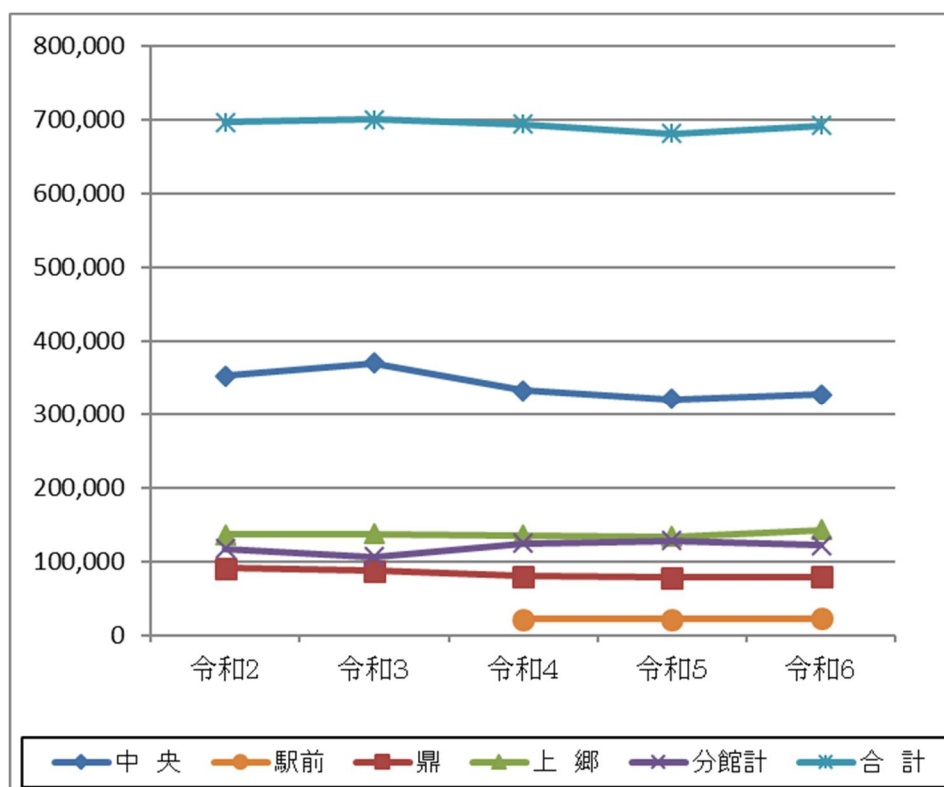
(単位：人)

|    | 令和2     | 令和3     | 令和4     | 令和5     | 令和6     | 前年比    |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 中央 | 91,888  | 97,821  | 92,337  | 90,688  | 92,354  | 101.8% |
| 県  | 22,901  | 22,969  | 22,379  | 22,089  | 21,951  | 99.4%  |
| 上郷 | 35,722  | 35,422  | 35,991  | 35,430  | 38,590  | 108.9% |
| 駅前 |         |         | 6,609   | 6,743   | 7,602   | 112.7% |
| 分館 | 33,425  | 29,589  | 34,557  | 35,872  | 33,971  | 94.7%  |
| 合計 | 183,936 | 185,801 | 191,873 | 190,822 | 194,468 | 101.9% |

## (2) 貸出冊数の推移

令和2年度から令和6年度までの貸出冊数の推移を見ると、令和2年度は約69.7万冊で令和6年度は約69.2万冊であり、コロナ禍の影響により多少の増減はありつつも全体ではほぼ横ばいに推移しています。

図表 貸出冊数の推移



(単位：冊)

|    | 令和2     | 令和3     | 令和4     | 令和5     | 令和6     | 前年比    |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 中央 | 353,170 | 369,821 | 332,644 | 321,204 | 327,658 | 102.0% |
| 県  | 90,563  | 87,307  | 79,691  | 77,408  | 78,347  | 101.2% |
| 上郷 | 136,057 | 137,104 | 135,486 | 133,265 | 142,658 | 107.0% |
| 駅前 |         |         | 21,834  | 21,147  | 22,172  | 104.8% |
| 分館 | 116,883 | 106,261 | 124,424 | 128,268 | 121,556 | 94.8%  |
| 合計 | 696,673 | 700,493 | 694,079 | 681,292 | 692,391 | 101.6% |

### 3 図書館施設の老朽化状況

#### (1) 整備状況

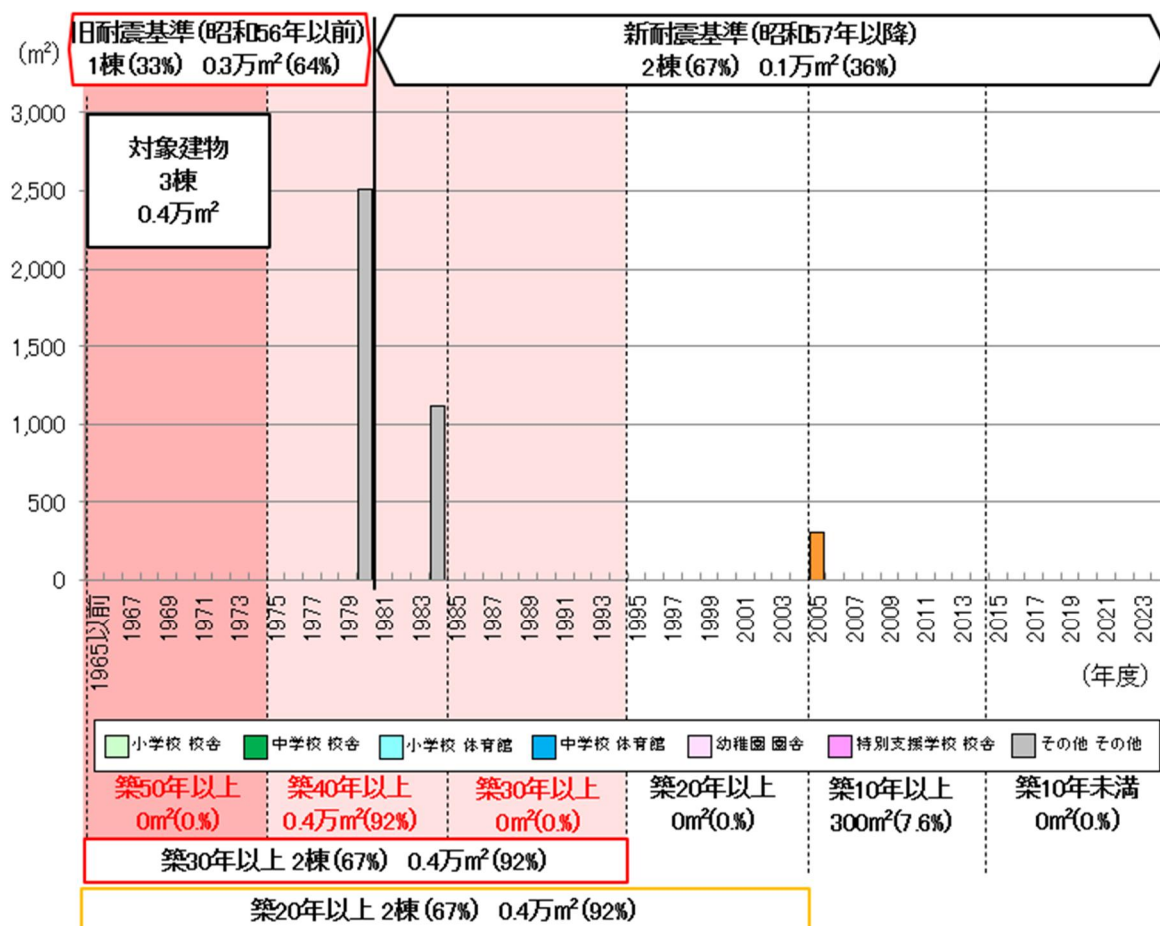
本計画の対象とする3施設の延床面積は、約3,825㎡です。

このうち、昭和57年(1982年)以降の新耐震基準の施設は2施設、延床面積は1,418㎡であり、また、築30年以上経過した建物は2施設、延床面積は3,625㎡になります。

建物の老朽化に伴い、順次、耐震改修や施設修繕を実施しています。中央図書館は平成22年度に耐震改修工事を実施しました。この耐震改修工事では、構造体の耐震対策、外壁一部改修、下屋屋根改修を実施しました。

| No. | 施設名         | 構造 | 延床面積<br>(㎡) | 建築年度 |     | 年数 | 耐震<br>基準 | 備考        |
|-----|-------------|----|-------------|------|-----|----|----------|-----------|
|     |             |    |             | 西暦   | 和暦  |    |          |           |
| 1   | 飯田市立中央図書館   | RC | 2,507.63    | 1981 | S56 | 45 | 旧基準      | H22 耐震改修済 |
| 2   | 飯田市立上郷図書館   | RC | 1,117.31    | 1985 | S60 | 41 | 新基準      |           |
| 3   | 伊賀良学習交流センター | W  | 299.95      | 2006 | H18 | 20 | 新基準      |           |

図表 対象施設の築年別整備状況 (令和7年度現在)



## (2) 劣化状況の現地調査結果

対象となる図書館の劣化調査による評価結果は次のとおりです。

図表 劣化状況調査結果

| 施設名         | 建築年度 | 築年数 | 劣化状況      |    |      |      |      |
|-------------|------|-----|-----------|----|------|------|------|
|             |      |     | 屋根・<br>屋上 | 外壁 | 内部仕上 | 電気設備 | 機械設備 |
| 飯田市立中央図書館   | 1981 | 45  | A         | A  | C    | A    | B    |
| 飯田市立上郷図書館   | 1985 | 41  | C         | C  | C    | D    | C    |
| 伊賀良学習交流センター | 2006 | 20  | B         | B  | C    | A    | C    |

## 4 維持・更新コスト

### (1) 維持管理コストの現状

図書館施設関連経費は、施設整備費が整備内容によって増減し、その影響で年度間での維持管理コストも変動しています。

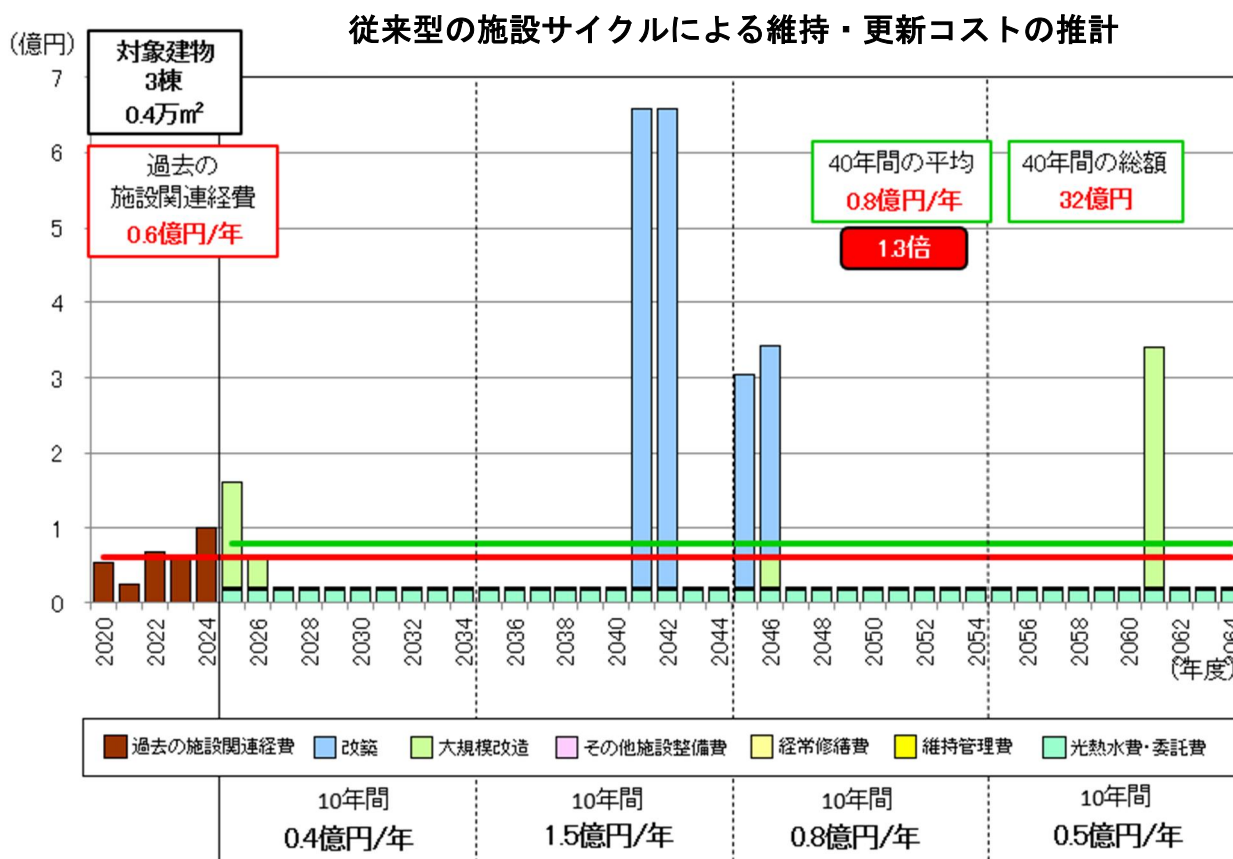
主な整備としては、2020年度に鼎図書館移転に伴う工事、2022年度に中央図書館エレベーター更新工事、2023年度に中央図書館空調更新工事、上郷図書館トイレ洋式化工事、2024年度に中央図書館屋根及び外壁改修工事、中央図書館照明LED化工事、伊賀良学習交流センター照明LED化工事を行いました。

図表 図書館施設の維持管理コストの推移（単位：円）

|          | 2020年度     | 2021年度     | 2022年度     | 2023年度     | 2024年度      |
|----------|------------|------------|------------|------------|-------------|
| 施設整備費    | 33,624,800 | 7,579,000  | 46,677,840 | 41,391,130 | 81,763,000  |
| その他施設整備費 | 748,000    | 368,830    | 986,260    | 2,001,780  | 1,073,820   |
| 維持修繕費    | 2,397,919  | 2,854,390  | 881,093    | 1,512,390  | 1,197,584   |
| 小計       | 36,770,719 | 10,802,220 | 48,545,193 | 44,905,300 | 84,034,404  |
| 光熱水費・委託費 | 17,827,644 | 15,036,677 | 18,624,313 | 16,175,254 | 16,027,753  |
| 合計       | 54,598,363 | 25,838,897 | 67,169,506 | 61,080,554 | 100,062,157 |

## (2) 今後の維持・更新コスト（文部科学省ソフトによる試算）

文部科学省提供ソフトを用いて試算される従来型の整備方法（築 20 年で大規模改造、築 60 年で改築）による今後の維持・更新コストは、改築費用も含めて今後 40 年間の事業費総額で約 32 億円です。年間平均は約 8 千万円という結果となっています。



### ◇コスト試算条件【従来型】

|       |   |
|-------|---|
| 基準年度  | 2024年（令和6年）   |
| 試算期間  | 基準年の翌年度から40年間   |
| 改築    | ○更新周期 60年<br>○改築単価 51.0万円/㎡<br>○工事期間 2カ年<br>○実施年数より古い建物改修を5年以内に実施 |
| 大規模改造 | ○実施年数 20年周期<br>○工事期間 1年   |

出典：文部科学省提供 学校施設の維持・更新コストの試算ソフト

## 5-2-3 目指すべき姿を実現するための施設整備方針等

### 1 予防保全型の改修

---

老朽化による劣化・破損等の不具合が生じた後に修繕等を行う事後保全型の施設管理方法から、5年に1度の定期的な劣化状況調査の結果に基づく、計画的な改修を実施する予防保全型の施設管理方法に転換を図ります。また、改修においては劣化評価におけるD評価の箇所とC評価の内、優先度が高い箇所を優先的に実施します。

### 2 時代の変化に対応した施設環境の整備

---

#### (1) 施設環境の質的向上

夏季の暑さ対策を踏まえ、上郷図書館、伊賀良学習交流センターの空調設備を計画的に更新します。

### 3 法令等を踏まえた維持管理の徹底

---

日常点検、定期点検、法定点検を行い施設を適正な状態に維持します。なお、点検等において、新たに確認された不具合等は早期に修繕を実施します。

### 4 工事・修繕等の改修履歴の整備

---

施設における修繕・工事記録を個別施設ごとに施設カルテとして整理し、改修サイクルや改修方法の見直しなどに役立てます。また、図面データのCADデータ化を推進し、修繕・工事履歴と合わせてデジタル化を実施します。

## 5-2-4 図書館施設における実施計画（5年間）

5-2-3で示した施設整備方針（1、2）における5カ年の実施計画は下記のとおり。

計画期間：令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)

| 施設整備項目   | 施設整備内容   |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">予<br/>防<br/>保<br/>全<br/>型<br/>改<br/>修<br/>事<br/>業</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の更新<br/>上郷図書館、伊賀良学習交流センター（空調設備）</li> </ul> |
| <p style="text-align: center;">環<br/>境<br/>改<br/>善<br/>事<br/>業</p>                   |  |

※上記事業は、計画期間内の事業着手を予定していますが、施設の状況、優先度、財政状況等を踏まえ、計画を一部変更する場合も想定されます。

5—3

博物館施設

## 5-3 目次

|       |                              |        |
|-------|------------------------------|--------|
| 5-3-1 | 博物館施設の目指すべき姿                 | 5-3-2  |
| 1     | 博物館機能の質的向上                   | 5-3-2  |
| 2     | 学習文化活動の拠点                    | 5-3-2  |
| 5-3-2 | 博物館施設の実態                     | 5-3-3  |
| 1     | 対象施設                         | 5-3-3  |
| (1)   | 対象施設                         | 5-3-3  |
| (2)   | 施設の配置状況                      | 5-3-5  |
| 2     | 博物館施設の運営状況・活用状況等             | 5-3-6  |
| (1)   | 利用者数の推移                      | 5-3-6  |
| (2)   | 観覧料及び使用料収入の推移                | 5-3-7  |
| 3     | 博物館施設の老朽化状況                  | 5-3-9  |
| (1)   | 整備状況                         | 5-3-9  |
| (2)   | 劣化状況の現地調査結果                  | 5-3-10 |
| 4     | 博物館施設の維持、管理コスト               | 5-3-10 |
| (1)   | 維持管理コストの現状                   | 5-3-10 |
| (2)   | 今後の維持・管理コスト（文部科学省提供ソフトによる試算） | 5-3-11 |
| 5-3-3 | 目指すべき姿を実現するための施設整備方針等        | 5-3-12 |
| 1     | 予防保全型の改修                     | 5-3-12 |
| 2     | 時代の変化に対応した施設環境の整備            | 5-3-12 |
| (1)   | ゼロカーボン対応への取組                 | 5-3-12 |
| (2)   | 展示観覧・資料保全等博物館環境の質的向上         | 5-3-12 |
| 3     | 法令等を踏まえた維持管理の徹底              | 5-3-12 |
| 4     | 工事・修繕等の改修履歴の整備               | 5-3-13 |
| 5     | 施設量の最適化への取組                  | 5-3-13 |
| 5-3-4 | 博物館施設における実施計画（5年間）           | 5-3-14 |

## 5-3-1 博物館施設の目指すべき姿

飯田市の博物館施設は、博物館法に基づく登録博物館及びその附属施設、博物館類似施設の3つに大きく分けられます。

登録博物館である飯田市美術博物館・飯田市考古博物館及びその附属施設は、博物館法に基づく社会教育機関として美術・自然・人文（考古含む）・プラネタリウムの4部門を有し、「伊那谷の自然と文化」から「自然と人間のフュージョン（融合）」を探求することを基本テーマとして掲げ、「伊那谷の自然と文化」を対象とした調査研究、収集・保存及び資料センターとしての情報発信、展示公開、市民向け講座等の開催などによる教育普及や実物資料を通じて人々の学習・創作活動を支援する施設として重要な役割を果たしています。また、博物館類似施設である上村・南信濃地区の施設では、地域の祭りや伝統文化を伝える展示を行っています。

このような博物館施設は、学習文化活動の拠点として利用者にとって安全・安心・快適な環境を提供することと同時に、展示・収蔵資料や文化財の保全のために適切な環境を維持することが求められています。

こうした認識の下、次の視点を踏まえて博物館施設の整備を進めます。

### 1 博物館機能の質的向上

- ・博物館の持つ、調査研究、収集・保存及び資料センターとしての機能を生かし、博物館資料及び文化財を活用した展示観覧施設として、地域の文化を発信する機能を高めるとともに、利用者が必要とする資料等の活用ができる施設を目指します。
- ・所蔵する貴重な博物館資料や文化財のほか、市民から寄託された博物館資料等を常に適切な環境で保存管理するための施設環境の改善を図り、環境の維持に努めます。
- ・照明のLED化に取り組むなど、環境に配慮した施設を目指します。
- ・博物館施設を訪れる利用者の利便性を図るとともに、安心・安全・快適に利用できるために、建物内のバリアフリーをはじめ施設環境の改善を図ります。

### 2 学習文化活動の拠点

- ・地域住民の生涯学習や社会教育の場として親しまれる地域コミュニティの拠点を目指します。

## 5-3-2 博物館施設の実態

### 1 対象施設

#### (1) 対象施設

本計画の対象施設は、登録博物館施設 2 施設、附属施設 3 施設、博物館類似施設 3 施設です。

#### ア 登録博物館（飯田市美術博物館・飯田市考古博物館）

飯田市美術博物館は、原広司氏とアトリエファイの設計による建物で、「南アルプスと山並み」をイメージした建物となっています。施設の改修においては、建物意匠を考慮し、必要に応じて設計者との事前協議を行うことが求められます。また、飯田市考古博物館は文化財の保護・活用の拠点としての役割を担っています。

#### 【登録博物館】

| No. | 施設名      | 構造 | 延床面積<br>(㎡) | 建築年度 |     | 備考 |
|-----|----------|----|-------------|------|-----|----|
|     |          |    |             | 西暦   | 和暦  |    |
| 1   | 飯田市美術博物館 | RC | 4,938.16    | 1988 | S63 |    |
| 2   | 飯田市考古博物館 | RC | 1,156.50    | 1991 | H3  |    |

#### イ 附属施設（柳田國男館・日夏耿之介記念館・秀水美人画美術館）

##### (ア) 柳田國男館

柳田國男の書斎「喜談書屋」を移築した柳田國男館は、建物自体が登録有形文化財です。移築後 37 年以上が経過しており、外観・内装を保持し建造物の価値を損なうことのないように、適切な時期に適切な修繕を行うことが必要です。

##### (イ) 日夏耿之介記念館

日夏耿之介の旧宅を復元した日夏耿之介記念館は、建物自体が展示物としての側面を持っています。観覧のための環境整備として令和元年(2019年)にエアコン設置を行っています。

##### (ウ) 秀水美人画美術館

飯田市考古博物館に併設された秀水美人画美術館は、浅井秀水寄贈による美人画を常設展示しています。作品展示に適した環境保全が求められます。

【付属施設】

| No. | 施設名      | 構造 | 延床面積   | 建築年度 |     | 備考    |
|-----|----------|----|--------|------|-----|-------|
|     |          |    | (㎡)    | 西暦   | 和暦  |       |
| 3   | 柳田國男館    | W  | 245.40 | 1988 | S63 | 登録文化財 |
| 4   | 日夏耿之介記念館 | W  | 62.94  | 1988 | S63 | 復元家屋  |
| 5   | 秀水美人画美術館 | W  | 173.90 | 1991 | H3  |       |

ウ 博物館類似施設

(上村まつり伝承館「天伯」・上村山村ふるさと保存館「ねぎや」・遠山郷土館)

遠山郷の霜月祭りをはじめとした文化伝承のための展示を行っていますが、年々来館者数は減少傾向にあります。

今後は、施設の劣化に対応しながら、施設の有効な活用について地域の活性化にもつながるよう地域や関係団体とも検討していく必要があります。

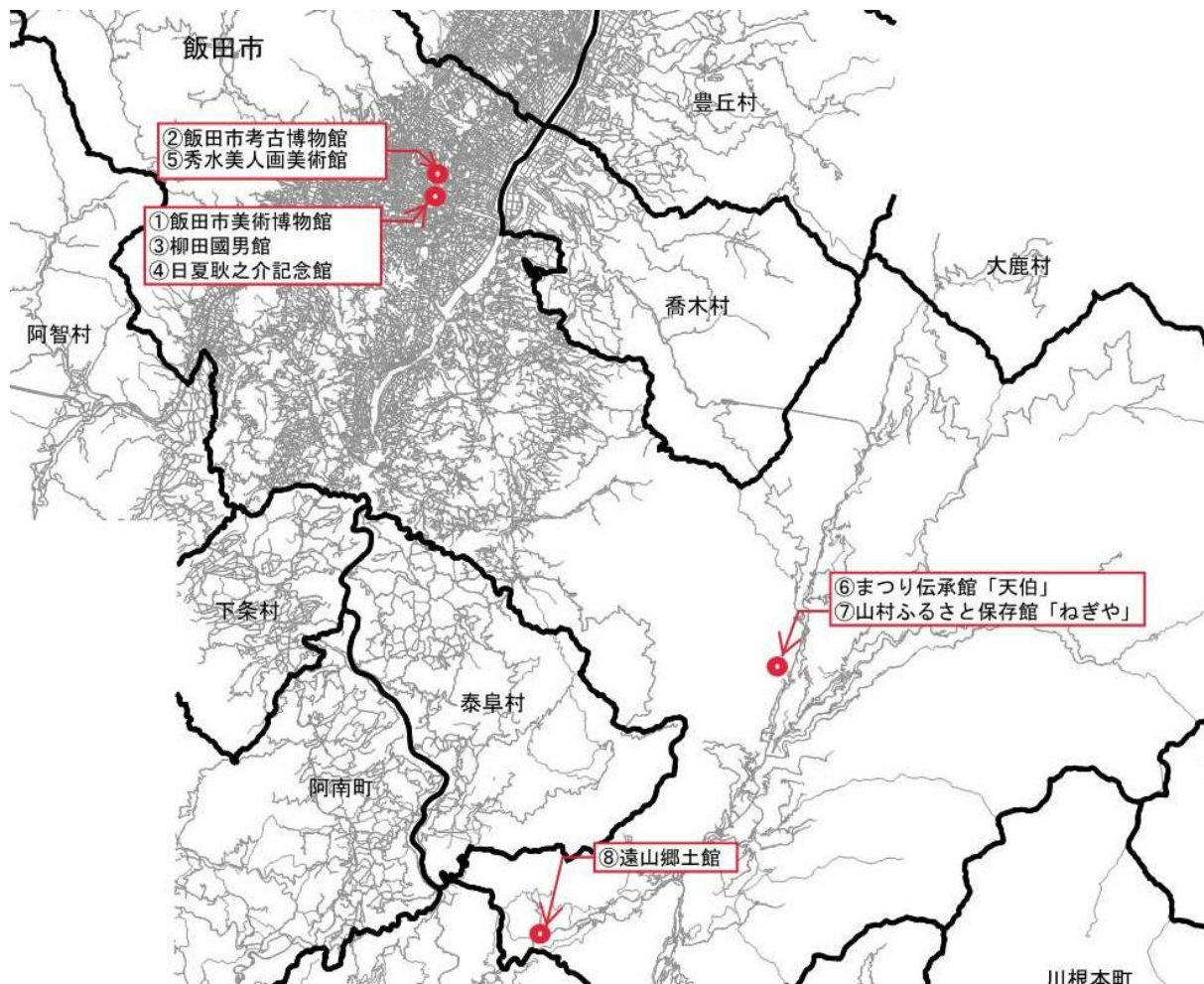
【博物館類似施設】

| No. | 施設名              | 構造 | 延床面積   | 建築年度 |     | 備考   |
|-----|------------------|----|--------|------|-----|------|
|     |                  |    | (㎡)    | 西暦   | 和暦  |      |
| 6   | 上村まつり伝承館「天伯」     | S  | 485.19 | 1997 | H9  |      |
| 7   | 上村山村ふるさと保存館「ねぎや」 | W  | 311.00 | 2001 | H13 | 復元家屋 |
| 8   | 遠山郷土館            | S  | 735.05 | 1990 | H2  |      |

## (2) 施設の配置状況

博物館施設の配置状況は次のとおりです。

図表 対象施設の配置状況（令和7年10月1日現在）

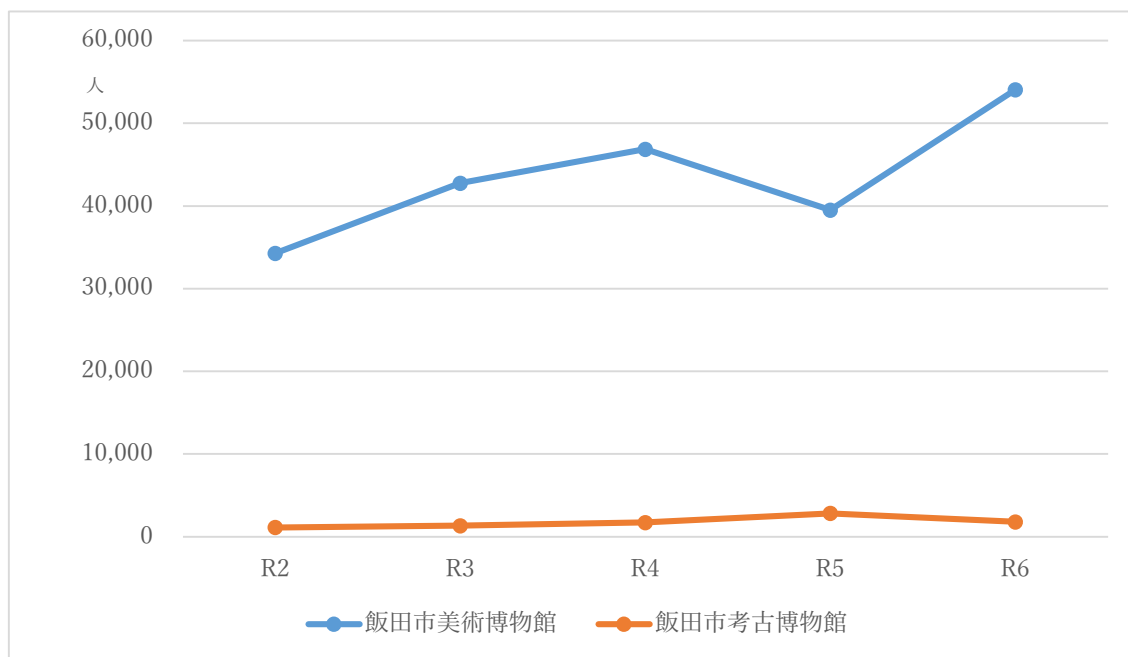


## 2 博物館施設の運営状況・活用状況等

### (1) 利用者数の推移

令和4年度まではコロナ禍の影響があり、令和5年度は飯田市美術博物館で約5カ月工事休館があったため、利用者が減少しました。

図表 施設利用者数の推移



(人)

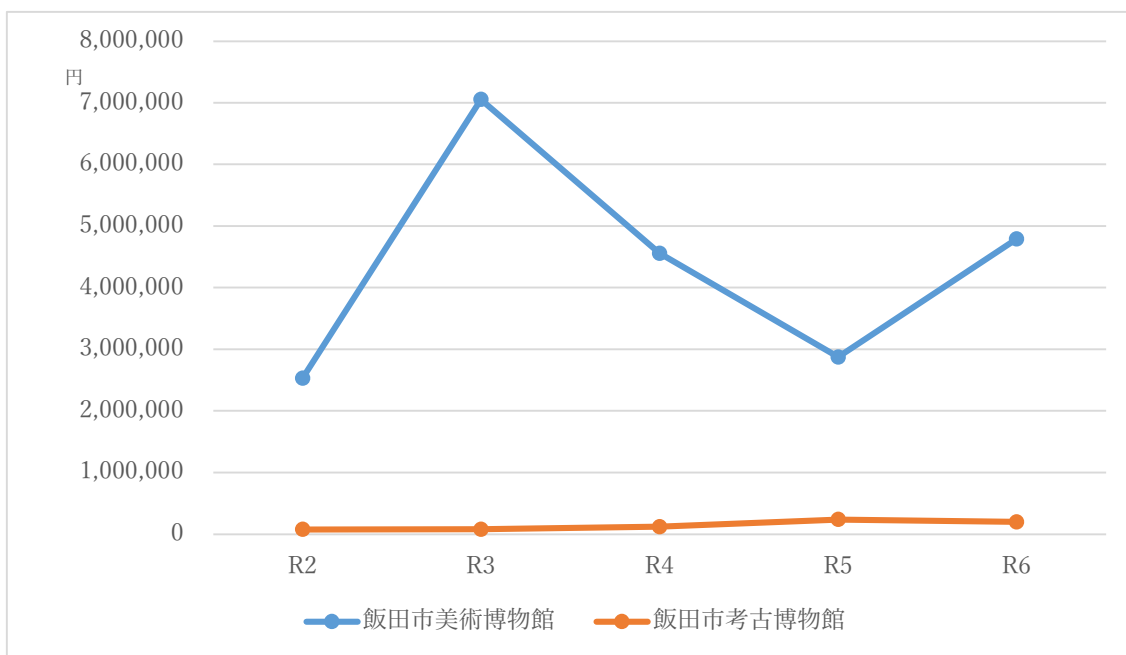
| 施設       | 令和2年度<br>2020年度 | 令和3年度<br>2021年度 | 令和4年度<br>2022年度 | 令和5年度<br>2023年度 | 令和6年度<br>2024年度 |
|----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 飯田市美術博物館 | 34,306          | 42,756          | 46,880          | 39,508          | 54,084          |
| 展示観覧     | 22,863          | 32,106          | 31,237          | 23,130          | 29,149          |
| プラネタリウム  | 4,812           | 4,684           | 6,040           | 7,808           | 9,916           |
| 市民ギャラリー  | 6,631           | 5,966           | 9,603           | 8,570           | 15,019          |
| 飯田市考古博物館 | 1,145           | 1,358           | 1,716           | 2,853           | 1,796           |
| 計        | 35,451          | 44,114          | 48,596          | 42,361          | 55,880          |

## (2) 観覧料および使用料収入の推移

### ア 観覧料

令和4年度まではコロナ禍の影響があり、令和5年度は飯田市美術博物館で約5カ月工事休館があったため、観覧者が減少しましたが、令和3年度は、春草特別展開催により増加となりました。

図表 観覧料の推移



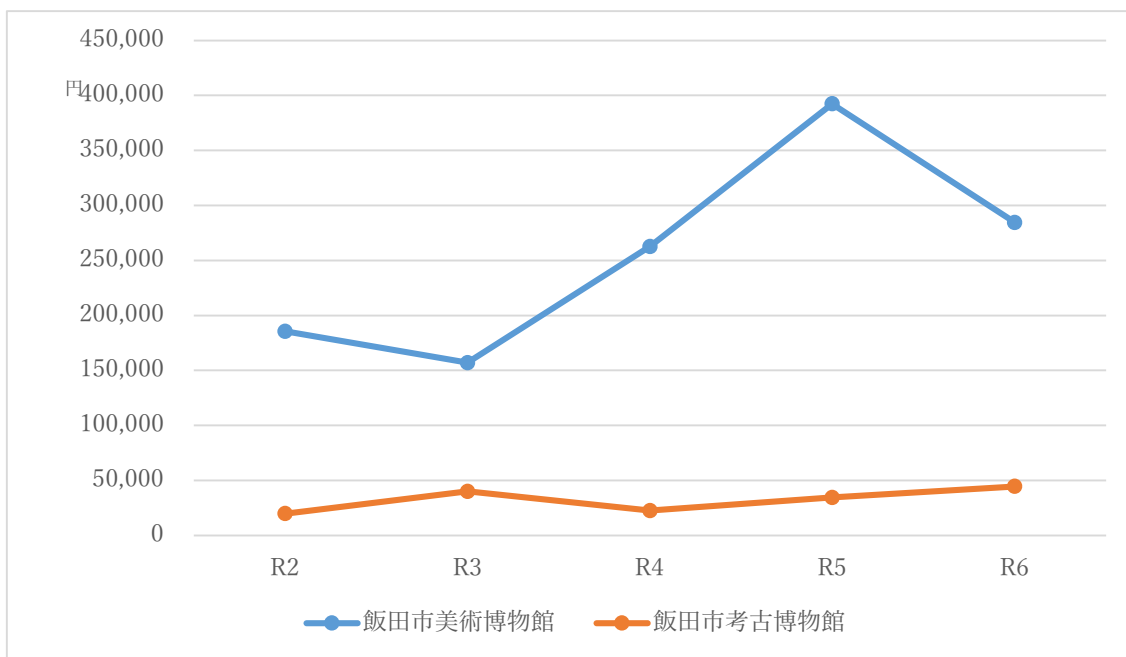
(円)

| 施設       | 令和2年度<br>2020年度 | 令和3年度<br>2021年度 | 令和4年度<br>2022年度 | 令和5年度<br>2023年度 | 令和6年度<br>2024年度 |
|----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 飯田市美術博物館 | 2,533,670       | 7,054,690       | 4,556,010       | 2,875,490       | 4,789,540       |
| 展示観覧     | 2,161,960       | 6,658,020       | 3,892,000       | 2,066,100       | 3,750,930       |
| プラネタリウム  | 371,710         | 396,670         | 664,010         | 809,390         | 1,038,610       |
| 飯田市考古博物館 | 79,370          | 80,560          | 123,900         | 239,710         | 201,000         |
| 計        | 2,613,040       | 7,135,250       | 4,679,910       | 3,115,200       | 4,990,540       |

イ 施設使用料

令和4年度まではコロナ禍の影響があり、令和5年度は飯田市美術博物館で約5カ月工事休館があったため、観覧者が減少しましたが、令和5年度は、第75回県展開催により増加となりました。

図表 施設使用料の推移



(円)

| 施設       | 令和2年度<br>2020年度 | 令和3年度<br>2021年度 | 令和4年度<br>2022年度 | 令和5年度<br>2023年度 | 令和6年度<br>2024年度 |
|----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 飯田市美術博物館 | 185,750         | 157,250         | 262,860         | 392,505         | 284,647         |
| 飯田市考古博物館 | 20,010          | 40,100          | 22,740          | 34,590          | 44,700          |
| 計        | 205,760         | 197,350         | 285,600         | 427,095         | 329,347         |

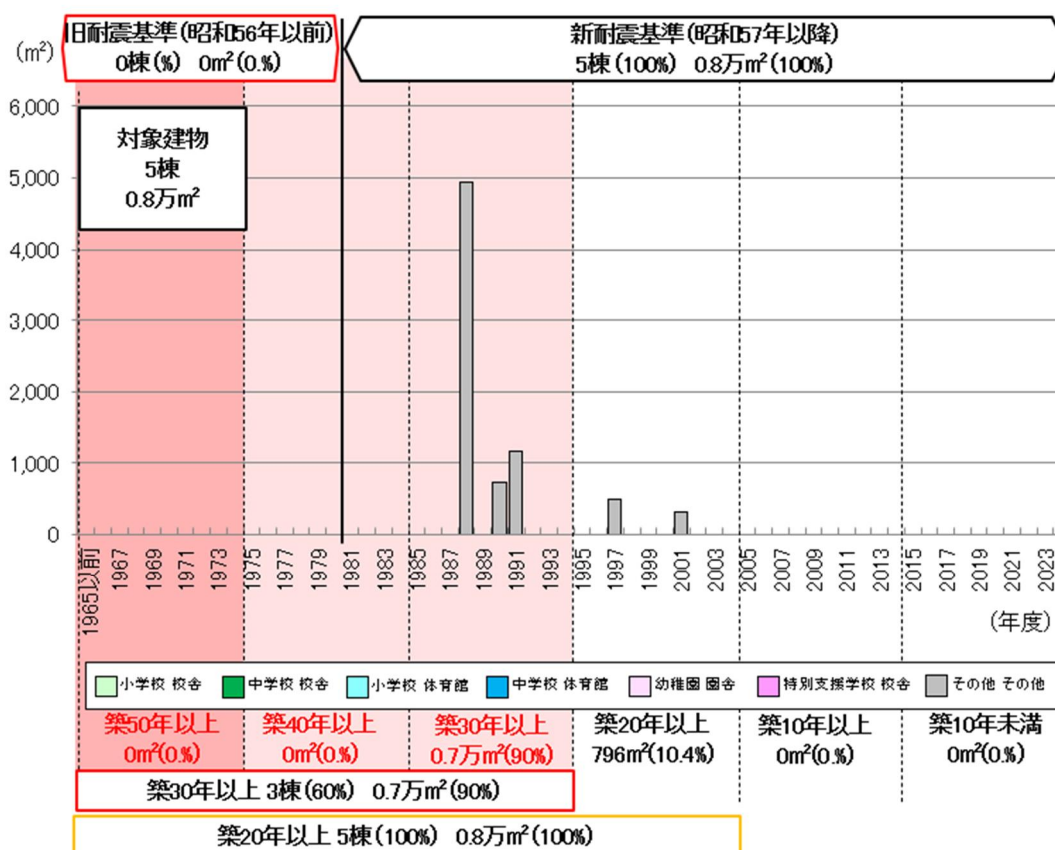
### 3 博物館施設の老朽化状況

#### (1) 整備状況

本計画の対象とする施設としては、8施設（登録博物館2施設、附属施設3施設、博物館類似施設3施設）、延床面積8,108㎡（登録博物館6,094㎡、附属施設482㎡、博物館類似施設1,531㎡）です。

8施設全てが昭和57年（1982年）以降の新耐震基準の施設で、延床面積は8,108㎡であり、そのうち、築30年以上経過した建物は4施設（登録博物館1施設、附属施設2施設、類似施設1施設）、延床面積は3,625㎡（登録博物館4,938㎡、附属施設308㎡、博物館類似施設735㎡）になります。

これらの施設については、建物の老朽化に伴い、必要に応じてこれまで空調設備や外壁・屋根の修繕等比較的大規模な修繕も実施してきました。



## (2) 劣化状況の現地調査結果

対象となる登録博物館の劣化調査による評価結果及び健全度は次のとおりです。

図表 博物館施設等劣化調査対象施設一覧

| 施設名            | 建築年度 |     | 劣化判定結果 |    |      |      |      |
|----------------|------|-----|--------|----|------|------|------|
|                | 西暦   | 和暦  | 屋根・屋上  | 外壁 | 内部仕上 | 電気設備 | 機械設備 |
| 飯田市美術博物館       | 1988 | S63 | C      | C  | C    | A    | D    |
| 飯田市考古博物館       | 1991 | H3  | B      | B  | C    | C    | A    |
| まつり伝承館「天伯」     | 1997 | H9  | A      | C  | B    | D    | C    |
| 山村ふるさと保存館「ねぎや」 | 2001 | H13 | -      | -  | -    | -    | -    |
| 遠山郷土館          | 1990 | H2  | B      | C  | C    | D    | C    |

## 4 博物館施設の維持、管理コスト

### (1) 維持管理コストの現状

博物館施設関連経費は、施設整備費が年度によって増減し、その影響で年度間での維持管理コストも大きく変動しています。

2023・2024年度には、飯田市美術博物館の特定天井耐震工事、照明器具LED化工事、熱源チラー更新工事を行ったため、施設整備費が突出しています。また、施設の老朽化に伴い比較的小規模な維持修繕費が増加傾向にあります。

図表 飯田市美術博物館・飯田市考古博物館施設の維持管理コストの推移

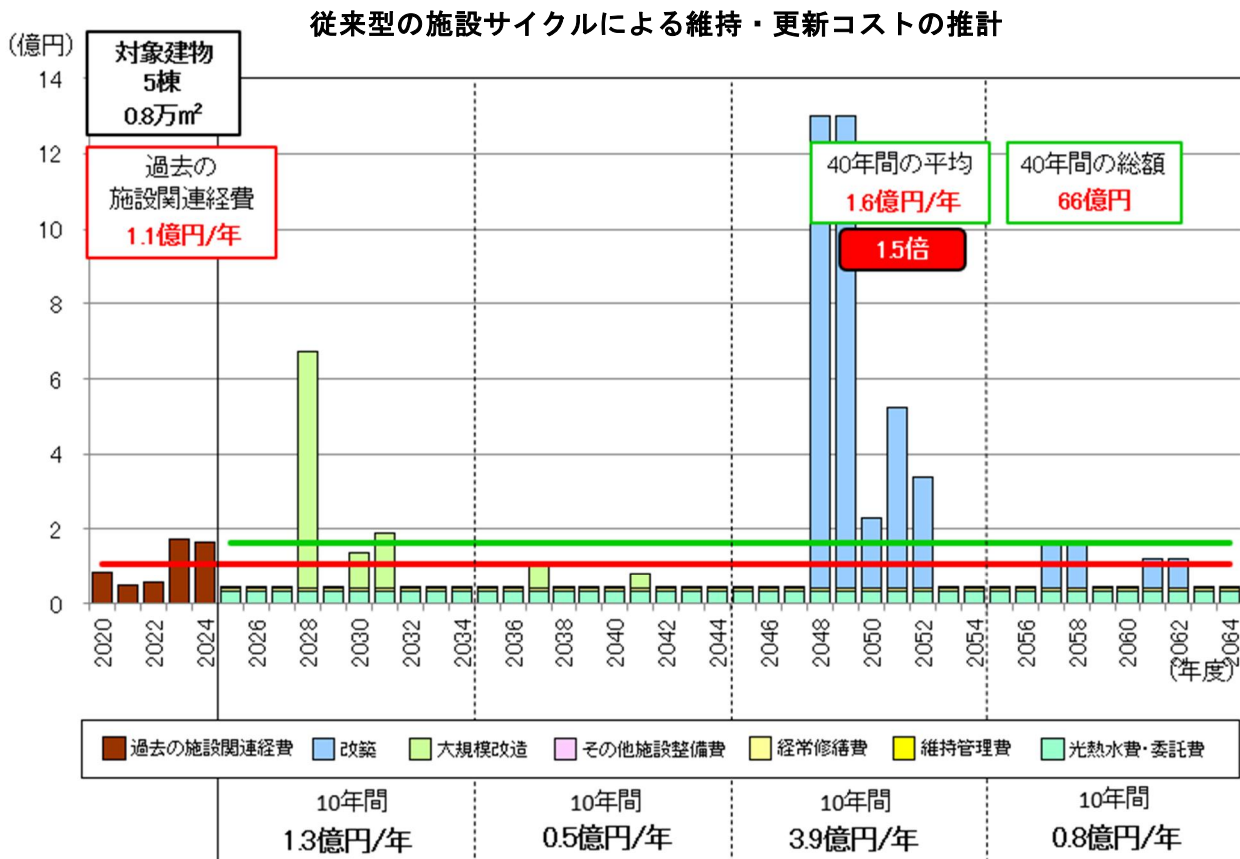
(単位：円)

|          | 令和2年度<br>2020年度 | 令和3年度<br>2021年度 | 令和4年度<br>2022年度 | 令和5年度<br>2023年度 | 令和6年度<br>2024年度 |
|----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 施設整備費    | 46,706,000      | 5,500,000       | 3,278,000       | 129,261,000     | 119,141,000     |
| その他施設整備費 | 0               | 2,922,700       | 1,512,500       | 787,754         | 1,430,000       |
| 維持修繕費    | 10,367,700      | 8,660,669       | 5,966,412       | 7,114,585       | 10,022,203      |
| 小計       | 57,073,700      | 17,083,369      | 10,756,912      | 137,163,339     | 130,593,203     |
| 光熱水費・委託費 | 27,019,219      | 29,120,374      | 41,329,957      | 32,917,461      | 34,780,508      |
| 合計       | 84,092,919      | 46,203,743      | 52,086,869      | 170,080,800     | 165,373,711     |

## (2) 今後の維持・管理コスト（文部科学省提供ソフトによる試算）

文部科学省提供ソフトを用いて試算される従来型の整備方法（築 20 年で大規模改造、築 60 年で改築）による今後の維持・更新コストは、今後 40 年間の事業費総額で約 66 億円です。年間平均は約 1.6 億円になり、過去の年間平均 1.1 億円の約 1.5 倍になります。

現在の施設における改築のピークが今後 30 年間に到来する見込みですが、現在の整備費の 7 倍近くの支出は困難であることから、整備手法のあり方を検討する必要があります。



### ◇コスト試算条件【従来型】

|       |  |
|-------|--|
| 基準年度  | 2024 年（令和 6 年）   |
| 試算期間  | 基準年の翌年度から 40 年間  |
| 改築    | ○更新周期 60 年<br>○改築単価 51.0 万円/㎡<br>○工事期間 2 カ年<br>○実施年数より古い建物改修を 5 年以内に実施 |
| 大規模改造 | ○実施年数 20 年周期<br>○工事期間 1 年  |

出典：文部科学省提供 学校施設の維持・更新コストの試算ソフト

## 5-3-3 目指すべき姿を実現するための施設整備方針等

### 1 予防保全型の改修

老朽化による劣化・破損等の不具合が生じた後に修繕等を行う事後保全型の施設管理方法から、5年に1度の定期的な劣化状況調査の結果に基づく、計画的な改修を実施する予防保全型の施設管理方法に転換を図ります。また、改修においては、劣化評価におけるD評価とC評価のうち、優先度が高い箇所を優先的に実施します。

### 2 時代の変化に対応した施設環境の整備

快適な施設環境の確保や収蔵品等の適切な保管環境維持など、博物館施設として求められる施設環境の整備を行います。施設整備にあたっては、ユニバーサルデザインを取り入れ、博物館施設を訪れる利用者の利便性を図ります。

#### (1) ゼロカーボン対応への取組

博物館施設の全施設について、照明器具をLED照明器具に交換します。

#### (2) 展示観覧・資料保全等博物館環境の質的向上

空調設備の改修を順次行っていきます。

新たな収蔵スペースの確保について検討を行います。

### 3 法令等を踏まえた維持管理の徹底

日常点検、定期点検、法定点検を行い、施設を適正な状態に維持します。なお、点検等において、新たに確認された不具合等は早期に修繕を実施します。

図表 博物館施設における主な調査・点検等

| 調査・点検       | 内 容           | 頻 度                  |
|-------------|---------------|----------------------|
| 建築基準法 第12条  | 施設の定期点検       | 建築設備は毎年<br>建築物は3年に1度 |
| 消防法 第17条    | 消防用設備等の点検・報告  | 年1回の点検<br>報告は毎年      |
| 電気事業法 第42条  | 自家用電気工作物の定期点検 | 年1回の点検               |
| 文化財保護法 第31条 | 重要文化財の管理      | 通年                   |
| 文化財保護法 第33条 | き損の場合の届出      | 発生時                  |
| 文化財保護法 第43条 | 重要文化財の修理の届出   | 発生時                  |

## 4 工事・修繕等の改修履歴の整備

---

博物館施設における修繕・工事記録を個別施設ごとに施設カルテとして整理し、改修サイクルや改修方法の見直しなどに役立てます。また、図面データのCADデータを推進し、修繕・工事履歴と合わせてデジタル化を実施し、工事施工業者等とデータの共有をします。

## 5 施設量の最適化への取組

---

博物館類似施設については、飯田市公共施設マネジメントに基づく施設量の最適化に取り組めます。

## 5-3-4 博物館施設における実施計画（5年間）

5-3-3で示した施設整備方針（1、2）における5カ年の実施計画は下記のとおり。

計画期間：令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)

| 施設整備項目    |          | 施設整備内容と対象施設  |
|-----------|----------|--|
| 予防保全型改修事業 |          | <p>飯田市美術博物館</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受電設備の改修</li> <li>・ 消火設備の改修</li> <li>・ 空調設備の更新</li> </ul> <p>飯田市考古博物館</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エレベーター更新</li> <li>・ プラネタリウム更新</li> <li>・ 屋根外壁の改修</li> </ul> |
| 環境改善事業    | 照明器具LED化 | <p>照明器具をLED照明器具へ改修（美術博物館屋外照明）</p> <p>照明器具をLED照明器具へ改修（考古博物館収蔵庫、研究室、誘導灯等）</p>  |

※上記事業は、計画期間内の事業着手を予定していますが、施設の状況、優先度、財政状況等を踏まえ、計画を一部変更する場合も想定されます。



5-4

文化財関連施設

## 5-4 目次

|       |                        |        |
|-------|------------------------|--------|
| 5-4-1 | 文化財関連施設の目指す姿           | 5-4-2  |
| 1     | 貴重な歴史資料の確実な保存と活用       | 5-4-2  |
| 2     | 指定(登録)文化財建造物の保存継承      | 5-4-2  |
| 3     | 地域の魅力となり、地域づくりの拠点となる施設 | 5-4-2  |
| 5-4-2 | 文化財関連施設の実態             | 5-4-3  |
| 1     | 対象施設の現状と課題             | 5-4-3  |
| (1)   | 文化財等学習・活用施設            | 5-4-3  |
| (2)   | 文化財等整理保管施設             | 5-4-4  |
| (3)   | 指定文化財建造物               | 5-4-4  |
| (4)   | 施設の配置状況                | 5-4-6  |
| 2     | 文化財関連施設の老朽化状況          | 5-4-7  |
| 3     | 維持・管理コスト               | 5-4-7  |
| 5-4-3 | 目指すべき姿を実現するための施設整備方針等  | 5-4-8  |
| 1     | 予防保全型の改修               | 5-4-8  |
| 2     | 時代の変化に対応した施設環境の整備      | 5-4-8  |
| 3     | 法令等を踏まえた維持管理の徹底        | 5-4-8  |
| 4     | 工事・修繕等の改修履歴の整備         | 5-4-9  |
| 5     | 施設量の最適化への取組を実施         | 5-4-9  |
| 5-4-4 | 文化財関連施設における実施計画(5年間)   | 5-4-10 |

## 5-4-1 文化財関連施設の目指す姿

文化財関連施設は大きく分けて、文化財等学習・活用施設、文化財等整理保管施設、市有の指定文化財建造物の3つがあります。

文化財等学習・活用施設には飯田市小笠原資料館、北田遺跡公園、菱田春草生誕地記念公園、ごんが歴史交流館があり、所在する地域の方々によって施設を活用した様々な取組が行われています。

文化財等整理保管施設には飯田市考古資料館、歴史民俗資料館、竜丘民俗資料館があり、市内の遺跡から出土した貴重な遺物や市民からの寄附による民具等の保管・整理等が行われています。

市所有の指定(登録)文化財建造物には重要文化財「旧小笠原家書院」と長野県宝「旧座光寺麻績学校校舎」、国登録有形文化財「旧飯田測候所庁舎」があり、一般公開に供されるとともに所在地域による学習活動や文化財の特性を生かした様々な活用が進んでいます。

このように、文化財関連施設は、貴重な歴史資料や文化財建造物を将来にわたって保存継承する役割と地域活動の拠点としての役割を担っています。

文化財等の保存管理に適切な環境を維持するとともに、地域活動の拠点として活用できる環境を提供するため、次の視点を踏まえて文化財関連施設の整備を進めます。

### 1 貴重な歴史資料の確実な保存と活用

郷土に残る貴重な歴史資料を現状を損なうことなく適切に保存管理するとともに、広く価値を周知し活用するための拠点となる施設整備を進めます。

### 2 指定(登録)文化財建造物の保存継承

地域の歴史や文化を今に伝える貴重な建造物を将来にわたって保存継承していくために、文化庁や長野県等の関連機関と連携し維持管理をしていきます。

### 3 地域の魅力となり、地域づくりの拠点となる施設

地域住民による様々な活用が進み、地域の魅力となり、地域づくりの拠点となる施設になるように整備を進めます。

## 5-4-2 文化財関連施設の実態

### 1 対象施設の現状と課題

#### (1) 文化財等学習・活用施設

小笠原資料館、北田遺跡公園、菱田春草生誕地記念公園、ごんが歴史交流館が該当します。

小笠原資料館は、重要文化財「旧小笠原家書院」に隣接し、小笠原家や地域から寄贈・寄託された伊豆木小笠原家関係の文書や道具類等を保管・展示しています。施設は指定管理制度を導入し、一般公開のほか、地域に所在する小学校の学習活動やプロジェクションマッピングを用いたイベントなど地域主体の活用が進んでいます。平成11年建築で、耐震性やバリアフリー等は確保されており、継続的に比較的大きな修繕を実施しているため、施設の保全状況は良好です。

北田遺跡公園は、市内でも唯一の復元家屋のある公園で、縄文時代中期の復元家屋1棟と、その他の小規模な施設が付帯しています。施設は指定管理制度を導入し、一般公開のほか、公園を利用したコンサート、まつり等の地域主体の活用が進んでいます。老朽化が課題であった復元家屋は、地域との協議を経て令和3年に古墳時代家屋を解体し、令和4年に縄文時代家屋の改修工事を行いました。公園や復元家屋等の施設は地域の管理により良好に保全されています。

菱田春草生誕地記念公園は飯田出身の日本画家の菱田春草の生誕地に作られた公園で、公園内には四阿等の小規模な施設が所在します。公園は所在地域に管理委託しており、まち歩きや春草に関するイベント等の拠点として地域と協働して活用しています。公園や公園内の施設は地域の管理により良好に保全されています。

ごんが歴史交流館は、史跡恒川官衙遺跡のガイダンス施設で、建物は令和6年度に竣工しました。令和7～8年にかけて内部の展示や施設の管理体制を整備し、令和9年に開館予定です。開館後は、遺跡の価値を伝える展示や解説等を行い、遺跡の保存管理や活用の拠点、ガイド等による地域活動の拠点として地域と協働して施設の活用を進めていきます。

今後も、これらの施設を地域住民がまちづくりに活用し、地域の魅力として発信できるように、適切な時期に適切な修繕や改修を行うことが必要です。

図表 文化財等学習・活用施設一覧

| 地<br>図<br>No. | 施設名              | 構造 | 延床<br>面積<br>(㎡) | 建築年度 |     | 備考   |
|---------------|------------------|----|-----------------|------|-----|------|
|               |                  |    |                 | 西暦   | 和暦  |      |
| 1             | 飯田市小笠原資料館        | S  | 508.98          | 1999 | H11 |      |
| 2             | 北田遺跡公園           | W  | 縄文 30           | 1988 | S63 | 復元家屋 |
| 3             | 菱田春草生誕地記念公園      | W  | 10.65           | 2015 | H27 | 四阿   |
| 4             | ごんが歴史交流館         | W  | 279.48          | 2024 | R6  |      |
| ※             | 上村まつり伝承館「天伯」     | S  | 485.19          | 1997 | H9  | 参考   |
| ※             | 上村山村ふるさと保存館「ねぎや」 | W  | 311.00          | 2001 | H13 | 〃    |
| ※             | よって館天龍峡          | W  | 114.10          | 2019 | R1  | 〃    |
| ※             | 杵原学校             | W  | 1431.62         | 1949 | S24 | 〃    |

※参考：文化財保護活用課所管以外の文化財等学習・活用施設

## (2) 文化財等整理保管施設

飯田市考古資料館、歴史民俗資料館、竜丘民俗資料館が該当します。

飯田市考古資料館は市内出土品を展示する施設で、収蔵庫や作業棟等の小規模な施設が付帯します。資料館は平成 30 年に通常観覧を停止しており、リニア関連事業の埋蔵文化財調査期間中の整理・保管施設としての利用後に取壊しを予定しています。

歴史民俗資料館は、上郷小学校の改修事業に伴い、その機能を小学校の中へ移管し、施設の取壊しを予定しています。

竜丘民俗資料館は、竜丘小学校内にある土蔵です。竜丘小学校の改修事業に伴い、その機能を小学校の中へ移管し、施設の取壊しを予定しています。

図表 文化財等保整理管施設一覧

| 地<br>図<br>No. | 施設名      | 構造 | 延床<br>面積<br>(㎡) | 建築年度 |     | 備考 |
|---------------|----------|----|-----------------|------|-----|----|
|               |          |    |                 | 西暦   | 和暦  |    |
| 5             | 飯田市考古資料館 | S  | 388.80          | 1974 | S49 |    |
| 6             | 歴史民俗資料館  | RC | 1165.14         | 1978 | S53 |    |
| 7             | 竜丘民俗資料館  | W  | 39.74           | 不詳   | 不詳  | 土蔵 |

## (3) 指定文化財建造物

重要文化財「旧小笠原家書院」、長野県宝「旧座光寺麻績学校校舎」、登録有形文化財「旧飯田測候所庁舎」があります。

小笠原家書院は寛永（1624年～1643年）初期に建築された伊豆木小笠原家の書院で、昭和 27 年に重要文化財に指定されました。昭和 45 年に解体修理を実施し、平成 21 年に屋根のこけら葺きの葺き替え工事を実施しており、施設の保全状況は良好ですが、それ以前の

葺き替えが昭和 45 年であることから、施工後約 40 年程度で屋根の葺き替えが必要とみられます。

旧座光寺麻績学校校舎は昭和 60 年に長野県宝に指定された学校校舎で、平成 11 年に大規模修繕を実施していますが、小規模な雨漏り等も発生しているため、日常的な点検を行い、異常を発見した場合は必要な修繕等を行う必要があります。

旧飯田測候所庁舎は平成 24 年に国登録有形文化財に登録された長野県に唯一残る大正時代の測候所の建造物です。平成 25 年に耐震改修工事を行い、指定管理者等が常駐して施設を管理しています。小規模な修繕は随時発生していますが、施設の保全状況は良好です。

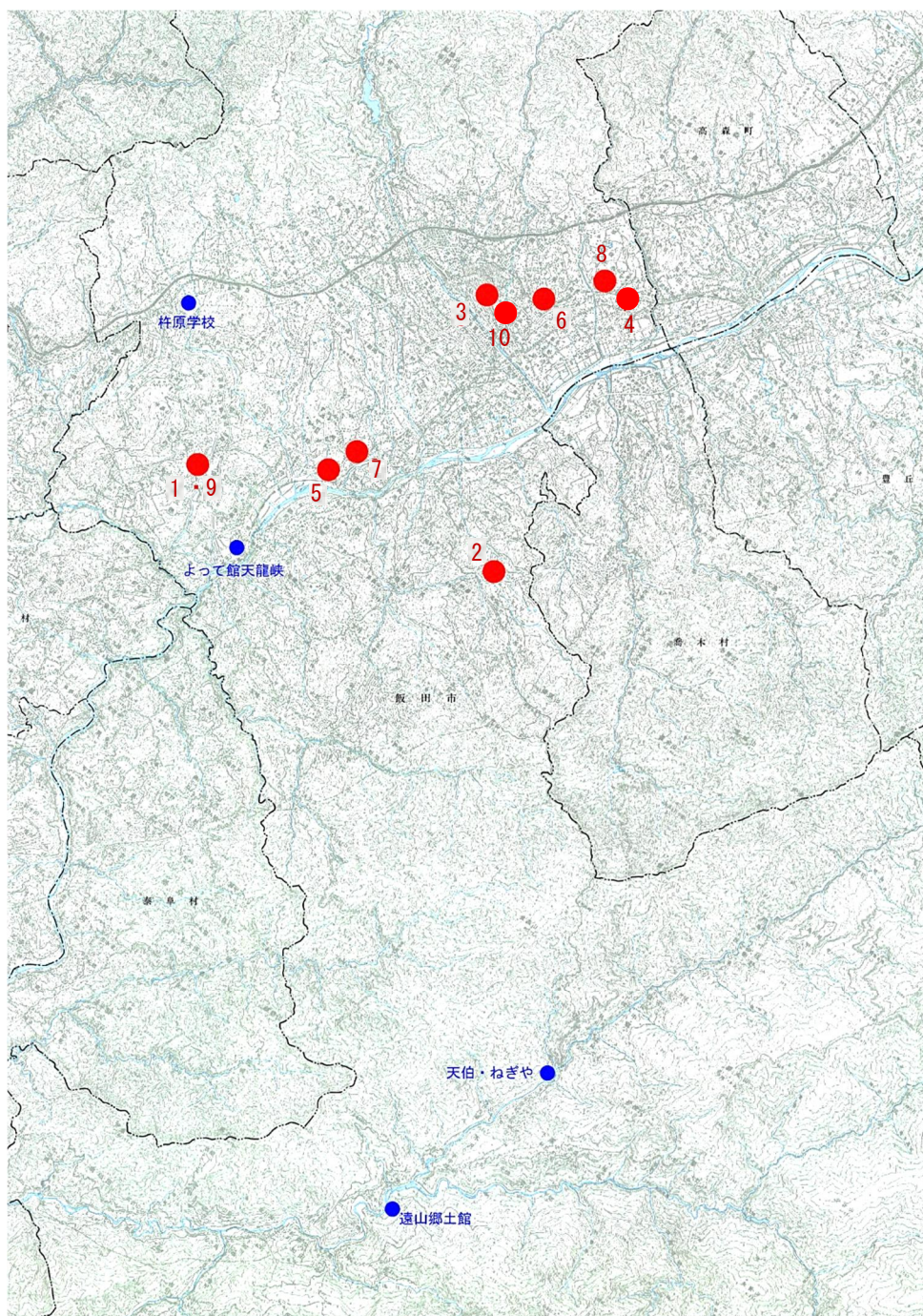
指定文化財の建造物は、将来にわたって保存継承する責務があるため、文化庁や長野県等の関連機関と連携し、建造物の価値を損なうことのないように、適切な時期に適切な修繕を行うことが必要です。

図表 指定(登録)文化財建造物一覧

| 地<br>図<br>No. | 施設名        | 構造 | 延床<br>面積<br>(㎡) | 建築年度    |      | 備考    |
|---------------|------------|----|-----------------|---------|------|-------|
|               |            |    |                 | 西暦      | 和暦   |       |
| 8             | 旧座光寺麻績学校校舎 | W  | 463.72          | 1873    | M6   | 長野県宝  |
| 9             | 旧小笠原家書院    | W  | 222.15          | 1620 年代 | 寛永初期 | 重要文化財 |
| 10            | 旧飯田測候所庁舎   | W  | 251.74          | 1922    | T11  | 国登録有形 |

#### (4) 施設の配置状況

文化財関連施設の配置は下図のとおりです。



図表 文化財関連施設の配置状況（令和7年10月1日現在）

## 2 文化財関連施設の老朽化状況

文化財関連施設のうち、小規模施設と定期的に点検を実施している指定文化財建造物は調査から除外しています。ここでは小笠原資料館の劣化調査による評価結果を以下に示します。

図表 小笠原資料館の劣化調査結果

| 施設名       | 建築年度 |     | 劣化判定結果 |    |      |      |      |
|-----------|------|-----|--------|----|------|------|------|
|           | 西暦   | 和暦  | 屋根・屋上  | 外壁 | 内部仕上 | 電気設備 | 機械設備 |
| 飯田市小笠原資料館 | 1999 | H11 | D      | B  | B    | A    | C    |

## 3 維持・管理コスト

文化財関連施設の維持管理コストは、公開活用のための委託料や光熱水費が主たるもので、その他施設整備費が年度によって増減することで大きく変動しています。また、維持修繕費は事後の修繕等のため年度によって異なります。令和4年度は北田遺跡公園の復元家屋改修工事、令和6年度は小笠原資料館の照明器具LED化工事を行っており、施設整備費が増加しています。

施設のうち、小笠原資料館では、平成11年（1999年）建築で、築25年が経過しています。この間、設備機器の修繕等を実施し、施設の維持に努めてきました。また、設計者からの指導と寄附により、床面修繕等の比較的規模の大きな修繕を実施しています。

図表 全文化財施設の維持管理コストの推移（単位：円）

|          | 令和2年度<br>2020年度 | 令和3年度<br>2021年度 | 令和4年度<br>2022年度 | 令和5年度<br>2023年度 | 令和6年度<br>2024年度 |
|----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 施設整備費    | 0               | 0               | 8,144,880       | 0               | 7,700,000       |
| その他施設整備費 | 0               | 654,500         | 0               | 0               | 0               |
| 維持修繕費    | 1,620,080       | 796,125         | 914,760         | 855,030         | 4,619,054       |
| 小計       | 1,620,080       | 1,450,625       | 9,059,640       | 855,030         | 12,319,054      |
| 光熱水費・委託費 | 5,753,543       | 6,129,460       | 7,195,356       | 8,622,977       | 8,173,825       |
| 合計       | 7,373,623       | 7,580,085       | 16,254,996      | 9,478,007       | 20,492,879      |

## 5-4-3 目指すべき姿を実現するための施設整備方針等

### 1 予防保全型の改修

老朽化による劣化・破損等の不具合が生じた後に修繕等を行う事後保全型の施設管理方法から、5年に1度の定期的な劣化状況調査の結果に基づく、計画的な改修を実施する予防保全型の施設管理方法に転換を図ります。また、改修においては劣化評価におけるD評価の箇所とC評価のうち、優先度が高い箇所を優先的に実施します。

### 2 時代の変化に対応した施設環境の整備

ゼロカーボン対応への取組の一環として、小笠原資料館における照明器具のLED化を令和6年に実施しました。LED照明は蛍光灯に比し、展示物への影響が少ないとされており、資料の保全の観点からも照明のLED化は有効といえます。今後も関連施設における照明器具のLED化を進めます。また、指定(登録)文化財建造物については、文化財の保存継承に適した新たな技術や素材を用い修復等を実施することとします。

### 3 法令等を踏まえた維持管理の徹底

貴重な資料を保管するとともに、不特定多数が利用する文化財関連施設は、施設の安全性や運営に支障をきたすことのないように法令に義務付けられた点検や調査を確実に実施し、施設を適切な状態に維持していきます。また、施設ごと作成している自主点検マニュアル、危機管理マニュアルに基づいて、定期的な点検を実施します。特に、指定文化財の建造物については、定期的な点検も実施するとともに、関係機関の指導を受けつつ、その価値を損なうことのないように維持管理に努めます。なお、点検等で大規模な修繕の必要性が確認された場合、関係機関と連携して取り組むこととします。

図表 文化財関連施設における主な調査・点検・管理等に係る法令

| 調査・点検       | 内容           | 頻度等             |
|-------------|--------------|-----------------|
| 消防法 第17条    | 消防用設備等の点検・報告 | 年1回の点検<br>報告は毎年 |
| 浄化槽法 第10条   | 浄化槽の保守点検及び清掃 | 年1回以上           |
| 文化財保護法 第31条 | 重要文化財の管理     | 通年              |
| 文化財保護法 第33条 | き損の場合の届出     | 発生時             |
| 文化財保護法 第43条 | 重要文化財の修理の届出  | 発生時             |

## 4 工事・修繕等の改修履歴の整備

---

文化財関連施設の修繕・工事記録を個別施設ごとに施設カルテとして整理し、改修サイクルや改修方法の見直しなどに役立てます。特に、指定文化財に関する修繕等の記録は、将来行われる修繕にあたって、材料や技法等を検証・検討するうえで貴重な資料となります。

## 5 施設量の最適化への取組を実施

---

飯田市考古資料館、歴史民俗資料館、竜丘民俗資料館については、飯田市公共施設マネジメント基本方針に沿った施設のあり方検討の結果に基づき、整理を進めていきます。

## 5-4-4 文化財関連施設における実施計画（5年間）

5-4-3で示した施設整備方針（1，2）における5カ年の実施計画は下記のとおり。

計画期間：令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)

| 施設整備項目                                       | 施設整備内容と対象施設   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">予防保全型改修事業</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飯田市小笠原資料館空調設備の改修</li> <li>・ 飯田市小笠原資料館屋根改修</li> <br/> <li>・ 指定文化財建造物については、点検等で保存に影響を及ぼす異常が確認された場合、文化庁や県教育委員会と協議して大規模改修等を実施</li> </ul> |
| <p style="text-align: center;">環境改善事業</p>    | <p style="text-align: center;">照明器具<br/>LED化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旧小笠原家書院の照明器具をLED照明へ交換</li> <li>・ 旧座光寺麻績学校校舎の照明器具をLED照明へ交換</li> </ul>                |

※上記事業は、計画期間内の事業着手を予定していますが、施設の状況、優先度、財政状況等を踏まえ、計画を一部変更する場合も想定されます。



5-5

人形劇関連施設

## 5-5 目次

|              |  |              |
|--------------|--|--------------|
| <b>5-5-1</b> | <b>人形劇関連施設の目指すべき姿</b> .....              | <b>5-5-2</b> |
| 1            | 人形劇関連施設環境の質的向上 .....                     | 5-5-2        |
| 2            | 人形劇活動の拠点となる施設 .....                      | 5-5-2        |
| <b>5-5-2</b> | <b>人形劇関連施設の実態</b> .....                  | <b>5-5-3</b> |
| 1            | 対象施設 .....                               | 5-5-3        |
| 2            | 人形劇関連施設の運営状況、活用状況 .....                  | 5-5-3        |
|              | (1) 利用者数の推移 .....                        | 5-5-3        |
|              | (2) 使用料等の推移 .....                        | 5-5-3        |
| 3            | 人形劇関連施設の老朽化状況 .....                      | 5-5-4        |
|              | (1) 整備状況 .....                           | 5-5-4        |
|              | (2) 劣化状況の現地調査結果 .....                    | 5-5-4        |
| 4            | 維持、管理コスト .....                           | 5-5-5        |
|              | (1) 維持管理コストの現状 .....                     | 5-5-5        |
|              | (2) 維持管理コストの試算（文部科学省ソフトによる試算） .....      | 5-5-6        |
| <b>5-5-3</b> | <b>目指すべき姿を実現するための施設整備方針等</b> ..          | <b>5-5-7</b> |
| 1            | 予防保全型の改修 .....                           | 5-5-7        |
| 2            | 時代の変化に対応した施設環境の整備 .....                  | 5-5-7        |
|              | (1) 空調設備の整備 · 5-5-エラー! ブックマークが定義されていません。 |              |
|              | (2) ゼロカーボン対応への取組 .....                   | 5-5-7        |
| 3            | 法令等を踏まえた維持管理の徹底 .....                    | 5-5-7        |
| 4            | 工事・修繕等の改修履歴の整備 .....                     | 5-5-8        |
| <b>5-5-4</b> | <b>人形劇関連施設における実施計画（5年間）</b> .....        | <b>5-5-9</b> |

## 5-5-1 人形劇関連施設の目指すべき姿

人形劇関連施設は、伝統人形劇に触れることができる施設、日本を代表するような人形美術を堪能できる施設として建設されました。

これらの施設は、伝統文化の振興を図り、市民の教養及び文化の向上とともに、多様な市民活動の拠点として、施設機能を維持しつつ今後も活用していくために、誰もが安心・安全・快適に利用できる施設整備を進めます。

### 1 人形劇関連施設環境の質的向上

- ・いつでも素晴らしい人形劇や人形美術に触れ、感動できる施設を目指し、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れた計画的な施設整備を進めます。

### 2 人形劇活動の拠点となる施設

- ・人形劇関連施設は、さまざまな年齢層（若者・高齢者）、障がい者、外国人等が、日本を代表するような人形美術を堪能できる施設、伝統人形劇に触れることができる施設であり、市民による多様な活動が行われる施設です。これらの施設を将来にわたって継続的に行えるよう、計画的な改修を施しながら、施設を最大限有効活用していきます。

## 5-5-2 人形劇関連施設の実態

### 1 対象施設

本計画の対象施設は、次の4施設です。

図表 対象施設一覧

| No. | 施設名             | 所在地               |
|-----|-----------------|-------------------|
| 1   | 竹田扇之助記念国際糸操り人形館 | 飯田市座光寺 2535 番地    |
| 2   | 今天人形の館          | 飯田市龍江 3453 番地 2   |
| 3   | 黒田人形浄瑠璃伝承館      | 飯田市上郷黒田 2344 番地 2 |
| 4   | 川本喜八郎人形美術館      | 飯田市本町 1 丁目 2 番地   |

### 2 人形劇関連施設の運営状況、活用状況

#### (1) 利用者数の推移

令和2～4年はコロナ禍の影響により利用者が減少しています（令和4年は竹田人形館は元善光寺の御開帳の年で増加しています）。コロナ禍後、徐々に利用者は増えつつあります。

図表 人形劇関連施設の利用者数 (人)

|                 | R2<br>2020年 | R3<br>2021年 | R4<br>2022年 | R5<br>2023年 | R6<br>2024年 |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 竹田扇之助記念国際糸操り人形館 | 1,484       | 1,655       | 2,428       | 2,101       | 3,029       |
| 今天人形の館          | 818         | 1,274       | 1,243       | 1,539       | 1,611       |
| 黒田人形浄瑠璃伝承館      | 552         | 1,172       | 814         | 1,973       | 1,540       |
| 川本喜八郎人形美術館      | 5,808       | 6,510       | 10,060      | 11,902      | 12,690      |
| 合計              | 8,662       | 10,611      | 14,545      | 17,515      | 18,870      |

#### (2) 使用料等の推移

図表 人形劇関連施設使用料（入館料）の推移 (円)

|                 | R2<br>2020年 | R3<br>2021年 | R4<br>2022年 | R5<br>2023年 | R6<br>2024年 |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 竹田扇之助記念国際糸操り人形館 | 303,250     | 294,750     | 539,850     | 353,800     | 565,550     |
| 今天人形の館          | 0           | 0           | 0           | 10,950      | 0           |
| 黒田人形浄瑠璃伝承館      | 15,000      | 54,530      | 13,100      | 38,600      | 34,190      |
| 川本喜八郎人形美術館      | 1,510,850   | 1,514,671   | 2,495,400   | 2,552,050   | 2,689,550   |
| 合計              | 1,829,100   | 1,863,951   | 3,048,350   | 2,955,400   | 3,289,290   |

### 3 人形劇関連施設の老朽化状況

#### (1) 整備状況

対象施設の建築年をみると、令和7年度現在、川本喜八郎人形美術館を除く施設で築20年以上を経過し、施設の劣化状況を確認しながら計画的に整備を行います。

| 施設名             | 構造         | 延床面積     | 建築年度 |     | 築年数     | 耐震基準 |
|-----------------|------------|----------|------|-----|---------|------|
|                 |            | (㎡)      | 西暦   | 和暦  | 2025年時点 |      |
| 竹田扇之助記念国際糸操り人形館 | RC         | 594.70   | 1998 | H10 | 28      | 新耐震  |
| 今田人形の館          | W<br>一部 RC | 476.97   | 1994 | H6  | 32      | 新耐震  |
| 黒田人形浄瑠璃伝承館      | W          | 496.53   | 1999 | H11 | 27      | 新耐震  |
| 川本喜八郎人形美術館      | RC         | 1,300.00 | 2007 | H19 | 19      | 新耐震  |

#### (2) 劣化状況の現地調査結果

対象となる文化施設の劣化調査による評価結果及び健全度は次のとおりです。

図表 文化施設等劣化調査対象施設一覧

| 施設名             | 建築年度 |     | 劣化判定結果 |    |      |      |      |
|-----------------|------|-----|--------|----|------|------|------|
|                 | 西暦   | 和暦  | 屋根・屋上  | 外壁 | 内部仕上 | 電気設備 | 機械設備 |
| 竹田扇之助記念国際糸操り人形館 | 1998 | H10 | B      | B  | B    | C    | B    |
| 今田人形の館          | 1994 | H6  | B      | B  | B    | A    | C    |
| 黒田人形浄瑠璃伝承館      | 1999 | H11 | B      | B  | B    | C    | B    |
| 川本喜八郎人形美術館      | 2007 | H19 | -      | -  | -    | -    | -    |

## 4 維持、管理コスト

### (1) 維持管理コストの現状

今田人形の館と黒田人形浄瑠璃伝承館は令和6年度に空調設備工事を行い皆増しています。

図表 竹田扇之助記念国際系操り人形館の維持管理コストの推移 (円)

|          | 2020年度    | 2021年度    | 2022年度    | 2023年度    | 2024年度    |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 施設整備費    | 160,600   | 45,100    | 363,000   | 2,145,000 | 0         |
| その他施設整備費 | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 維持修繕費    | 121,000   | 105,050   | 49,500    | 11,275    | 0         |
| 光熱水費・委託料 | 3,232,314 | 3,234,042 | 3,521,811 | 3,303,328 | 3,626,360 |
| 合計       | 3,513,914 | 3,384,192 | 3,934,311 | 5,459,603 | 3,626,360 |

図表 今田人形の館の維持管理コストの推移 (円)

|          | 2020年度  | 2021年度  | 2022年度  | 2023年度    | 2024年度    |
|----------|---------|---------|---------|-----------|-----------|
| 施設整備費    | 0       | 0       | 0       | 847,000   | 8,921,000 |
| その他施設整備費 | 0       | 0       | 0       | 0         | 0         |
| 維持修繕費    | 69,300  | 0       | 0       | 82,500    | 0         |
| 光熱水費・委託料 | 380,000 | 380,000 | 380,000 | 380,000   | 484,945   |
| 合計       | 449,300 | 380,000 | 380,000 | 1,309,500 | 9,405,945 |

図表 黒田人形浄瑠璃伝承館の維持管理コストの推移 (円)

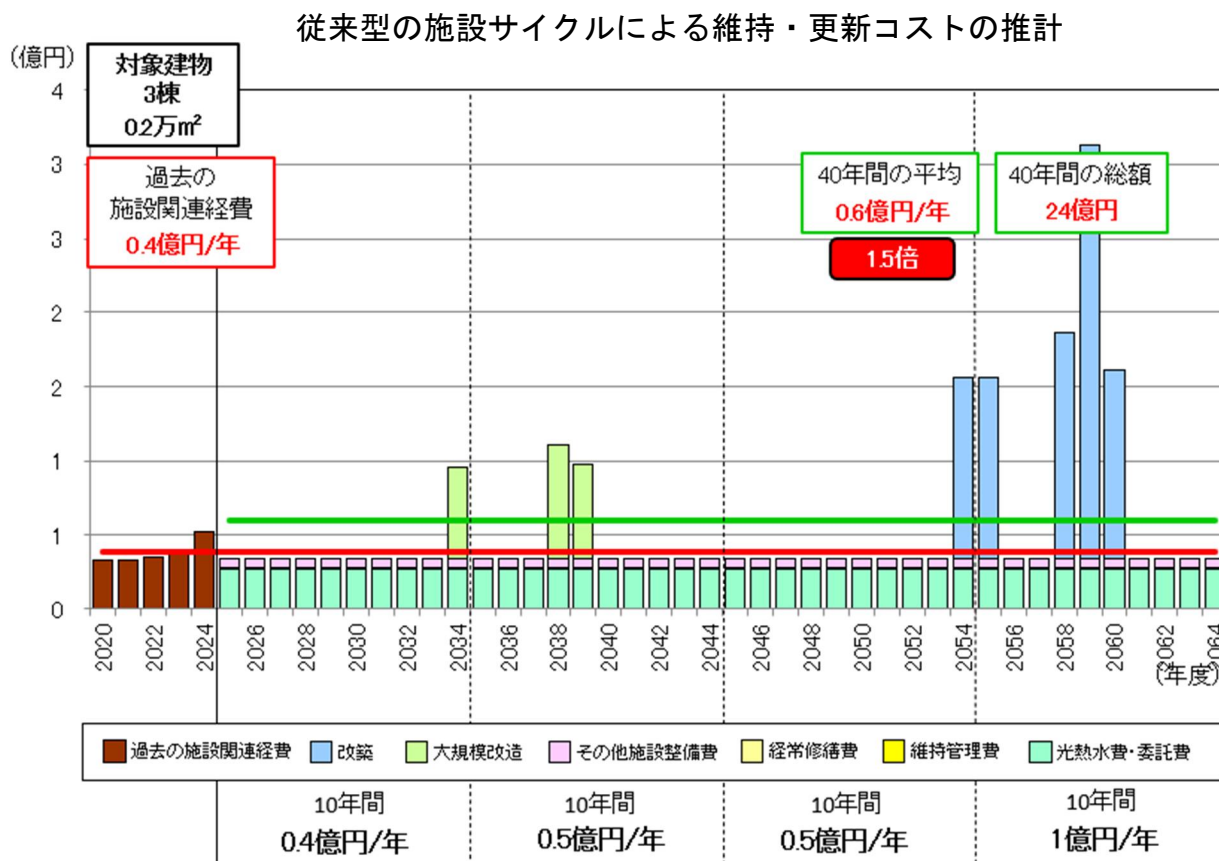
|          | 2020年度  | 2021年度  | 2022年度  | 2023年度    | 2024年度    |
|----------|---------|---------|---------|-----------|-----------|
| 施設整備費    | 0       | 0       | 0       | 550,000   | 8,063,000 |
| その他施設整備費 | 0       | 0       | 0       | 0         | 0         |
| 維持修繕費    | 41,800  | 0       | 60,500  | 143,000   | 449,900   |
| 光熱水費・委託料 | 450,000 | 450,000 | 450,000 | 450,000   | 564,650   |
| 合計       | 491,800 | 450,000 | 510,500 | 1,143,000 | 9,077,550 |

図表 川本喜八郎人形美術館の維持管理コストの推移 (円)

|          | 2020年度     | 2021年度     | 2022年度     | 2023年度     | 2024年度     |
|----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 施設整備費    | 459,525    | 115,500    | 131,450    | 131,175    | 134,420    |
| その他施設整備費 | 6,552,100  | 6,552,076  | 6,613,682  | 6,613,682  | 6,625,022  |
| 維持修繕費    | 493,680    | 0          | 165,000    | 103,950    | 3,600,190  |
| 光熱水費・委託料 | 21,388,888 | 21,388,888 | 23,580,483 | 23,450,000 | 23,131,000 |
| 合計       | 28,894,193 | 28,056,464 | 30,490,615 | 30,299,407 | 33,490,632 |

## (2) 維持管理コストの試算（文部科学省ソフトによる試算）

文部科学省提供ソフトを用いて試算される従来型の整備方法（築20年で大規模改造、築60年で改築）による今後の維持・更新コストは、今後40年間の事業費総額で約24億円です。年間平均は約6千万円が見込まれます。



|       |   |
|-------|---|
| 基準年度  | 2024年(令和6年)   |
| 試算期間  | 基準年の翌年度から40年間   |
| 改築    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○更新周期 60年</li> <li>○改築単価 51.0万円/㎡</li> <li>○工事期間 2か年</li> <li>○実施年数より古い建物改修を5年以内に実施</li> </ul> |
| 大規模改造 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○実施年数 20年周期</li> <li>○工事期間 1年</li> </ul>   |

(※改築の試算は川本喜八郎人形美術館を除く)

出典：文部科学省提供 学校施設の維持・更新コストの試算ソフト

## 5-5-3 目指すべき姿を実現するための施設整備方針等

### 1 予防保全型の改修

老朽化による劣化・破損等の不具合が生じた後に修繕等を行う事後保全型の施設管理方法から、5年に1度の定期的な劣化状況調査の結果に基づく、計画的な改修を実施する予防保全型の施設管理方法に転換を図ります。また、改修においては劣化評価におけるD評価の箇所とC評価のうち、優先度が高い箇所を優先的に実施します。

### 2 時代の変化に対応した施設環境の整備

#### (1) ユニバーサルデザインへの対応

利用者が快適に利用できる環境整備として、黒田人形浄瑠璃伝承館のトイレ洋式化を進めます。

#### (2) ゼロカーボン対応への取組

交換・改修が必要となっている照明器具について、未整備となっている川本喜八郎人形美術館の照明器具LED化整備を進めます。

### 3 法令等を踏まえた維持管理の徹底

各種点検を実施し、施設を適正な状態に維持します。なお、点検等において、新たに確認された不具合等は早期に応急修繕を実施します。

図表 人形劇関連施設における主な調査・点検等

| 調査・点検      | 内容           | 頻度                   |
|------------|--------------|----------------------|
| 建築基準法 第12条 | 施設の定期点検      | 建築設備は毎年<br>建築物は3年に1度 |
| 消防法 第17条   | 消防用設備等の点検・報告 | 年2回の点検<br>報告は毎年      |
| 水道法 第34条の2 | 貯水槽の定期清掃・点検  | 毎年1回以上               |
| 浄化槽法 第10条  | 浄化槽の定期清掃・点検  | 毎年1回以上               |

## 4 工事・修繕等の改修履歴の整備

---

施設における修繕・工事記録を個別施設ごとに施設カルテとして整理し、改修サイクルや改修方法の見直しなどに役立っています。また、図面データのCADデータ化を推進し、修繕・工事履歴と合わせてデジタル化を実施し、工事施工業者等とデータの共有をします。

## 5-5-4 人形劇関連施設における実施計画（5年間）

5-5-3で示した施設整備方針（1、2）における5カ年の実施計画は下記のとおり。

計画期間：令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)

| 施設整備項目    |          | 施設整備内容                                      |
|-----------|----------|---|
| 予防保全型改修事業 |          | 設備の更新<br>・川本喜八郎人形美術館（空調設備）<br>・今田人形の館（舞台設備） |
| 環境改善事業    | トイレ洋式化   | 黒田人形浄瑠璃伝承館                                  |
|           | 照明器具LED化 | 川本喜八郎人形美術館                                  |

※上記事業は、計画期間内の事業着手を予定していますが、施設の状況、優先度、財政状況等を踏まえ、計画を一部変更する場合も想定されます。

5—6

歷史研究所

## 5-6 目 次

|       |                            |       |
|-------|----------------------------|-------|
| 5-6-1 | 歴史研究所の目指すべき姿.....          | 5-6-2 |
| 1     | 地域の歴史を学ぶ「学習の場」.....        | 5-6-2 |
| 2     | 史料の良好な保存と活用.....           | 5-6-2 |
| 5-6-2 | 歴史研究所施設の実態.....            | 5-6-3 |
| 1     | 対象施設.....                  | 5-6-3 |
| 2     | 運営状況.....                  | 5-6-4 |
| (1)   | 利用者数の推移.....               | 5-6-4 |
| 3     | 老朽化状況.....                 | 5-6-4 |
| (1)   | 整備状況.....                  | 5-6-4 |
| 4     | 維持・管理コスト.....              | 5-6-4 |
| (1)   | 維持管理コストの現状.....            | 5-6-4 |
| 5-6-3 | 目指すべき姿を実現するための施設整備方針等..... | 5-6-5 |
| 1     | 法令等を踏まえた維持管理の徹底.....       | 5-6-5 |
| 2     | 工事・修繕等の改修履歴の整備.....        | 5-6-5 |
| 3     | 施設移転に向けた検討.....            | 5-6-5 |
| 5-6-4 | 歴史研究所における実施計画.....         | 5-6-6 |
| 1     | 予防保全型の改修.....              | 5-6-6 |
| 2     | 環境改善事業.....                | 5-6-6 |

## 5-6-1 歴史研究所の目指すべき姿

飯田市歴史研究所は、現在及び未来の市民のために、歴史的価値を有する記録を収集し、保存して、広くその利用に供するとともに、歴史、文化等を科学的に調査研究して、これを叙述し、もって市民の教育、学術及び文化の向上発展並びに活力ある地域社会の創造とその持続に寄与することを目的に設置されました。(飯田市歴史研究所条例第2条)

この設置目的のために、次の視点を踏まえて歴史研究所施設の整備を進めます。

### 1 地域の歴史を学ぶ「学習の場」

---

市民が地域の歴史を学ぶ学習の場として「安心・安全・快適」で親しまれる環境を目指します。

### 2 史料の良好な保存と活用

---

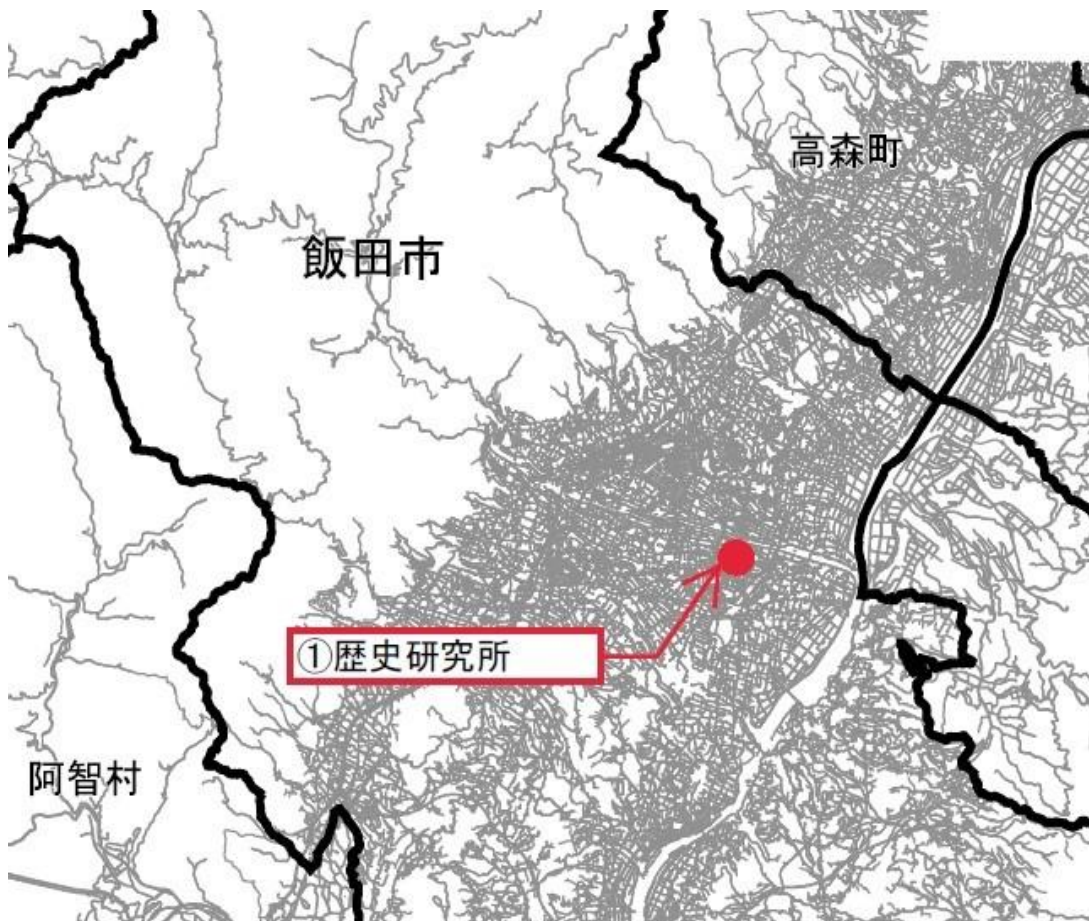
史料の保存に適した環境を目指し、施設管理を行います。

## 5-6-2 歴史研究所施設の実態

### 1 対象施設

歴史研究所 飯田市鼎下山 538 番地

|                   | 所在                | 公用開始     | 床面積                   | 構造                          |
|-------------------|-------------------|----------|-----------------------|-----------------------------|
| 歴史研究所<br>(旧鼎東保育園) | 飯田市<br>鼎下山<br>538 | H29.9.20 | 619.82 m <sup>2</sup> | 鉄筋コンクリート造、平屋建、<br>長尺カラー鉄板瓦葺 |
| 歴史研究所<br>(増築)     |                   |          | 8.31 m <sup>2</sup>   |                             |
| 倉庫                |                   |          | 26.50 m <sup>2</sup>  | 鉄骨造、平屋建、<br>長尺カラー鉄板瓦葺       |



## 2 運営状況

### (1) 利用者数の推移

令和2年度から令和6年度までの利用者数は次のとおりです。

令和4年度まではコロナ禍による影響がありますが、以降は微増しています。

|      | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 来所者数 | 266人  | 255人  | 266人  | 294人  | 342人  |

## 3 老朽化状況

### (1) 整備状況

平成29年度に歴史研究所仮移転のため、保育園施設から業務に必要な改修工事を実施しました。

|                         | 金額       | 内容                               |
|-------------------------|----------|----------------------------------|
| 移転改修工事<br>(旧鼎東保育園改修、増築) | 31,406千円 | 建築工事(増築含む)、電気設備、<br>機械設備、プール解体含む |

## 4 維持・管理コスト

### (1) 維持管理コストの現状

現在の歴史研究所の維持管理コストは次のとおりです。

物価上昇に伴うもの(委託料・使用料)とカーテン設置やWi-Fi設備設置、床面修繕等によって施設整備費は変動があります。

(単位:円)

|         | 令和元年度     | 令和2年度     | 令和3年度     | 令和4年度     | 令和5年度     |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 施設整備費   | 0         | 44,000    | 116,380   | 137,940   | 6,600     |
| 光熱水費    | 758,303   | 822,253   | 815,525   | 671,591   | 813,629   |
| 委託料・使用料 | 2,112,251 | 2,151,026 | 2,172,476 | 2,192,788 | 2,220,645 |
| 合計      | 2,870,554 | 3,017,279 | 3,104,381 | 3,002,319 | 3,040,874 |

### 5-6-3 目指すべき姿を実現するための施設整備方針等

歴史研究所は仮移転施設ですが適切な維持管理を行い、恒久的な施設への移転に向けて検討を行います。

#### 1 法令等を踏まえた維持管理の徹底

---

日常点検、定期点検、法定点検を行い施設を適正な状態に維持します。なお、点検等において、新たに確認された不具合等は早期に修繕を実施します。

#### 2 工事・修繕等の改修履歴の整備

---

恒久的な施設へ移転するまでの間、改修等のデータ管理を行います。

#### 3 施設移転に向けた検討

---

恒久的な施設への移転に向け、検討を行います。

## 5-6-4 歴史研究所における実施計画

### 1 予防保全型の改修

---

平成 29 年度の仮移転時に必要な施設改修工事済

### 2 環境改善事業

---

平成 29 年度の仮移転時に必要な施設改修工事済



# 第6章

## 6-1

# 学校給食施設

## 6-1 目次

|       |                            |        |
|-------|----------------------------|--------|
| 6-1-1 | 学校給食施設の目指すべき姿              | 6-1-2  |
| 1     | 安心・安全な学校給食の提供              | 6-1-2  |
| 6-1-2 | 学校給食施設の実態                  | 6-1-3  |
| 1     | 対象施設                       | 6-1-3  |
| 2     | 学校給食施設の配食状況                | 6-1-5  |
| 3     | 学校給食施設の劣化状況                | 6-1-6  |
| (1)   | 整備状況                       | 6-1-6  |
| (2)   | 劣化状況調査結果                   | 6-1-7  |
| 4     | 維持・更新コスト                   | 6-1-8  |
| (1)   | 維持・管理コストの現状                | 6-1-8  |
| (2)   | 今後の維持・更新コスト（文部科学省ソフトによる試算） | 6-1-9  |
| 6-1-3 | 目指すべき姿を実現するための施設整備方針等      | 6-1-9  |
| 1     | 予防保全型の改修                   | 6-1-10 |
| (1)   | 大規模改修事業（計画的改修）             | 6-1-10 |
| (2)   | 大型調理器具等の計画的更新              | 6-1-10 |
| 2     | 時代の変化に対応した施設環境の整備          | 6-1-10 |
| (1)   | 空調設備の整備                    | 6-1-10 |
| (2)   | 脱炭素社会に向けた取組（ゼロカーボン）        | 6-1-10 |
| (3)   | 配食機能・環境の質的向上               | 6-1-10 |
| 3     | 法令等を踏まえた維持管理の徹底            | 6-1-11 |
| 4     | 工事・修繕等の改修履歴の整備             | 6-1-11 |
| 5     | 施設量の最適化に向けた取組              | 6-1-11 |
| 6-1-4 | 学校給食施設における実施計画（5年間）        | 6-1-12 |

## 6-1-1 学校給食施設の目指すべき姿

学校給食は小中学校に通う児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で極めて重要な役割を担っており、安心安全でおいしい学校給食の提供が求められます。

### 1 安心・安全な学校給食の提供

---

学校給食衛生管理基準を順守しながら、学校給食施設や設備の状況を整備、維持することで、児童生徒に毎日、安心安全な学校給食を提供することができるようにします。

## 6-1-2 学校給食施設の実態

### 1 対象施設

本計画の対象施設は、共同調理場4施設、自校給食室2施設の計6施設です。なお、全ての施設において調査を実施していますが、小規模施設等は本計画からは除外しています。また、高陵中学校給食室は1棟のなかで建設年度が異なるため、給食棟1、給食棟2といった形で分割し、調査を実施しています。

図表 対象施設一覧

| 施設名          | 建物名    | 構造 | 階数 | 延床面積(m <sup>2</sup> ) | 年数 |
|--------------|--------|----|----|-----------------------|----|
| 丸山共同調理場      | 給食センター | S  | 2  | 530                   | 51 |
|              | 付属棟    | S  | 1  | 32                    | 37 |
| 竜峡共同調理場      | 給食センター | S  | 2  | 1,389                 | 10 |
| 南信濃給食センター    | 給食センター | S  | 1  | 229                   | 37 |
| 矢高共同調理場      | 給食センター | S  | 2  | 1,729                 | 29 |
| 上郷小学校<br>給食室 | 給食室    | RC | 2  | 278                   | 53 |
| 高陵中学校<br>給食室 | 給食棟1   | RC | 1  | 212                   | 52 |
|              | 給食棟2   | RC | 1  | 190                   | 41 |

図表 対象施設の配置状況



## 2 学校給食施設の配食状況

調理場ごとの配食学校及び配食数については、次のとおりです。

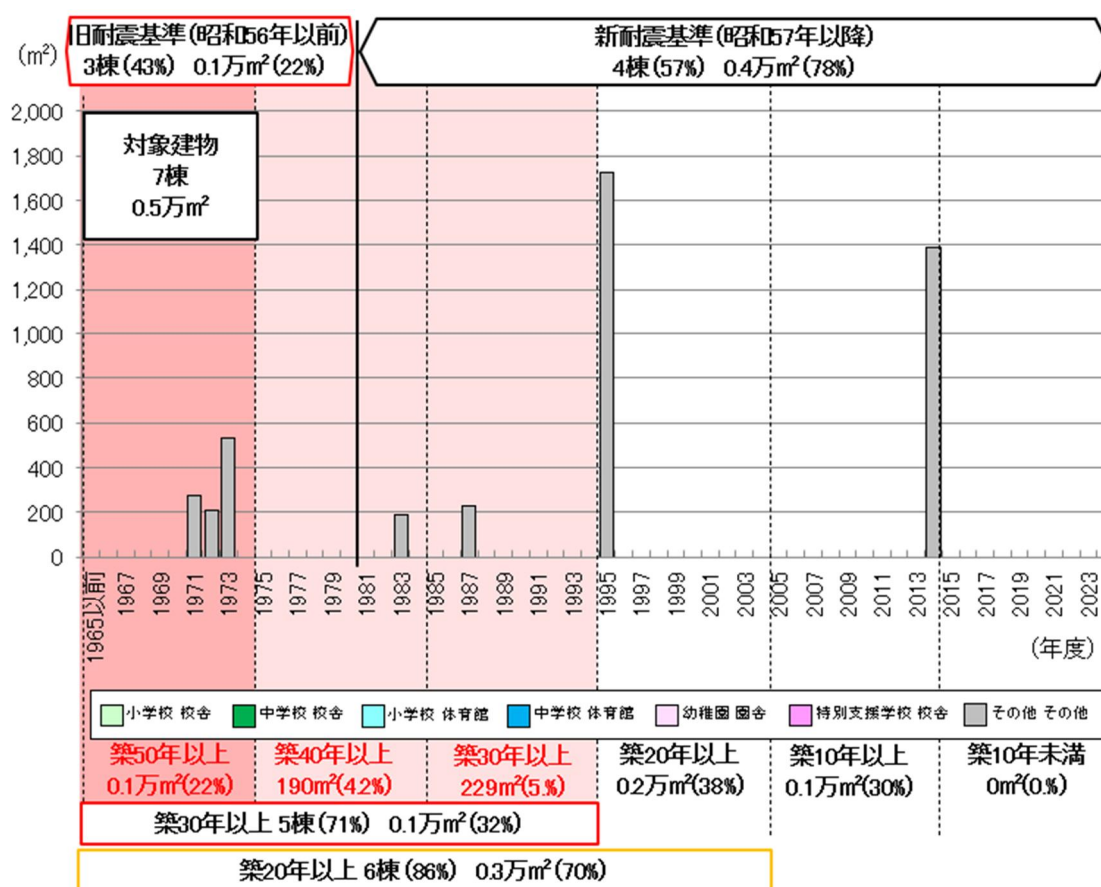
| 施設名       | 配食学校                     | 配食数<br>(R7) |
|-----------|--------------------------|-------------|
| 丸山共同調理場   | 【小学校】丸山、追手町、浜井場、座光寺      | 1,389       |
|           | 【中学校】飯田東、飯田西             |             |
| 竜峡共同調理場   | 【小学校】千代、千栄、龍江、竜丘、川路、三穂   | 1,694       |
|           | 【中学校】緑ヶ丘、竜東、竜峡           |             |
| 南信濃給食センター | 【小学校】上村、和田               | 97          |
|           | 【中学校】遠山                  |             |
| 矢高共同調理場   | 【小学校】松尾、下久堅、上久堅、山本、伊賀良、鼎 | 3,519       |
|           | 【中学校】旭ヶ丘、鼎               |             |
| 上郷小学校給食室  |                          | 647         |
| 高陵中学校給食室  |                          | 536         |
| 合 計       |                          | 7,882       |

### 3 学校給食施設の劣化状況

#### (1) 整備状況

矢高共同調理場と竜峡共同調理場を除き、学校給食施設は築30年以上となっています。なお、上郷小学校調理室、高陵中学校調理室、丸山共同調理場においては耐震診断が未実施ですが、丸山共同調理場を除く2施設は、予防保全型の改修を検討する中で今後、対応していきます。また、丸山共同調理場は、令和9年度までに「(仮称)西部共同調理場」として、旭ヶ丘学園区内に移転整備し、現共同調理場は廃止する計画です。

図表 対象施設の地区年別整備状況



## (2) 劣化状況調査結果

劣化状況調査の結果は次のとおりです。

| 施設名       | 建物名    | 劣化判定結果 |    |      |      |      |
|-----------|--------|--------|----|------|------|------|
|           |        | 屋根・屋上  | 外壁 | 内部仕上 | 電気設備 | 機械設備 |
| 丸山共同調理場   | 給食センター | -      | -  | -    | -    | -    |
| 竜峡共同調理場   | 給食センター | B      | A  | A    | C    | A    |
| 南信濃給食センター | 給食センター | C      | C  | B    | A    | B    |
| 矢高共同調理場   | 給食センター | A      | A  | C    | A    | B    |
| 上郷小学校     | 給食室    | C      | B  | C    | C    | A    |
| 高陵中学校     | 給食棟 1  | B      | B  | C    | C    | A    |
|           | 給食棟 2  | B      | B  | C    | C    | A    |

## 4 維持・更新コスト

### (1) 維持・管理コストの現状

学校給食施設関連経費は、直近5カ年のデータを見ると施設整備費の年度ごとの増減の幅が大きく、結果として年度間の維持管理コストが大きく変動しています。

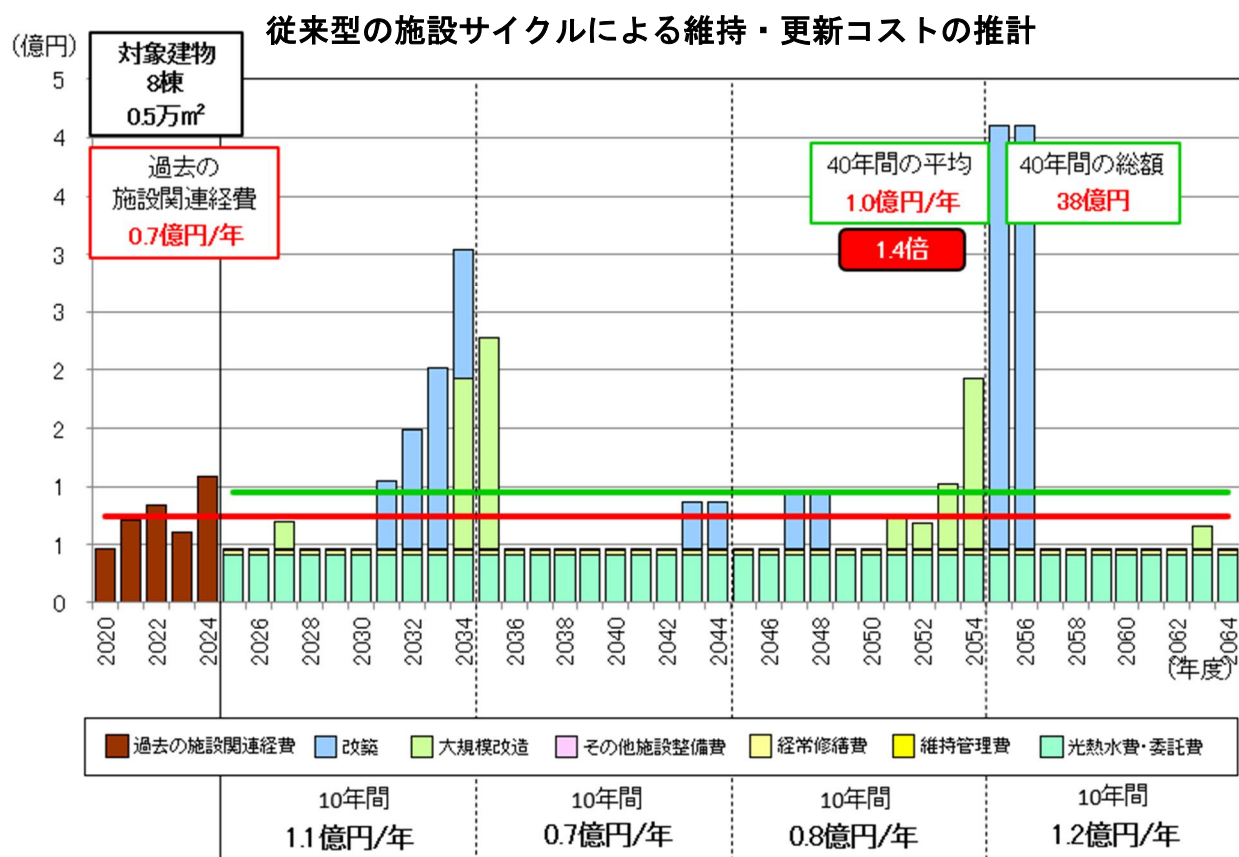
2024年度には矢高共同調理場の屋根外壁改修を実施したため、特に施設整備費が突出しています。また、光熱水費や委託料は2022年度以降、物価高騰に伴って増加しています。

図表 飯田市学校給食施設の維持管理コストの推移 (単位：円)

|          | 2020年度     | 2021年度     | 2022年度     | 2023年度     | 2024年度      |
|----------|------------|------------|------------|------------|-------------|
| 施設整備費    | 5,041,300  | 23,717,100 | 30,734,000 | 9,346,700  | 55,979,000  |
| その他施設整備費 | 849,200    | 1,643,400  | 1,238,600  | 2,283,270  | 873,290     |
| 維持修繕費    | 6,699,239  | 4,346,782  | 2,963,326  | 1,955,481  | 2,778,215   |
| 光熱水費・委託料 | 34,641,277 | 38,739,372 | 46,994,135 | 43,068,090 | 44,836,146  |
| 合計       | 47,231,016 | 68,446,654 | 81,930,061 | 56,653,541 | 104,466,651 |

## (2) 今後の維持・更新コスト（文部科学省ソフトによる試算）

文部科学省提供ソフトを用いて試算される従来型の整備方法（築20年で大規模改造、築50年で改築）による今後の維持・更新コストは、今後40年間の事業費総額で約38億円です。年間平均は約1.0億円となり、過去の年間平均0.7億円の約1.4倍になります。



### ◇コスト試算条件

|       |   |
|-------|---|
| 基準年度  | 2024年（令和6年）   |
| 試算期間  | 基準年の翌年度から40年間   |
| 改築    | <input type="checkbox"/> 更新周期 60年<br><input type="checkbox"/> 改築単価 42.0万円/㎡<br><input type="checkbox"/> 改築後面積 現在の面積<br><input type="checkbox"/> 工事期間 2カ年<br><input type="checkbox"/> 実施年数より古い建物改修を5年以内に実施 |
| 大規模改造 | <input type="checkbox"/> 実施年数 20年周期<br><input type="checkbox"/> 工事期間 1年   |

出典：文部科学省提供 学校施設の維持・更新コストの試算ソフト

## 6-1-3 目指すべき姿を実現するための施設整備方針等

### 1 予防保全型の改修

老朽化による劣化・破損等の不具合が生じた後に修繕等を行う事後保全型の施設管理方法から、定期的な劣化状況調査の結果に基づく、計画的な改修を実施する予防保全型の施設管理方法に転換を図ります。予防保全型の改修として、下記に示す施設整備を進めます。

#### (1) 大規模改修事業（計画的改修）

5年毎の劣化状況調査結果に基づく、計画的な改修を実施します。改修においては劣化評価におけるD評価の箇所とC評価のうち、優先度が高い箇所を優先的に実施します。

#### (2) 大型調理器具等の計画的更新

調理場を運営していくうえで重要な設備である大型調理器具や運搬用コンテナについて、使用年数や使用状況などから計画的な更新を実施します。

### 2 時代の変化に対応した施設環境の整備

#### (1) 空調設備の整備

調理場の職員が安全・安心・快適に働ける環境とするために、また、学校給食衛生管理基準に沿った温度管理ができるよう、空調設備の整備を進めます。

#### (2) 脱炭素社会に向けた取組（ゼロカーボン）

ゼロカーボン対応への取組として、LED照明器具の整備を進めました。また、食品ロスへの取組や生ゴミの再資源化、地域産食材の積極的活用などを継続していきます。

#### (3) 配食機能・環境の質的向上

学校給食衛生管理基準を遵守するための環境整備を進め、配食機能と環境の質的向上を図ります。

### 3 法令等を踏まえた維持管理の徹底

調理場と学校教育課がそれぞれの担当において、施設の各種点検を実施し、学校給食施設を適正な状態に維持します。なお、点検等において、新たに確認された不具合等は早期に応急修繕を実施します。

また、学校給食法、学校給食衛生管理基準等の法令等に準拠した設備の管理を徹底します。調理場は専用機器が多数設置されていますが、これらの機器が基準に沿って適正に使用でき、安全・安心な学校給食の提供に支障を及ぼすことのないよう、適時のメンテナンス、改修、更新などに対応していきます。

図表 学校給食施設における主な調査・点検等

| 調査・点検      | 内容                                      | 頻度                         |
|------------|---|----------------------------|
| 建築基準法 第12条 | 施設の定期点検                                 | 建築設備は毎年<br>建築物は3年に1度       |
| 消防法 第17条   | 消防用設備等の点検・報告                            | 年2回の点検<br>報告は毎年            |
| 学校給食衛生管理基準 | 学校給食施設状況の検査<br>学校給食設備状況の検査<br>衛生管理状況の検査 | 施設は年1回<br>設備及び衛生管理は年<br>3回 |
| 浄化槽法 第10条  | 浄化槽の定期清掃・点検                             | 毎年1回以上                     |

### 4 工事・修繕等の改修履歴の整備

学校給食施設における修繕・工事記録を個別施設ごとに施設カルテとして整理し、改修サイクルや改修方法の見直しなどに役立てます。また、図面データのCADデータ化を推進し、修繕・工事履歴と合わせてデジタル化を実施し、工事施工業者等とデータの共有をします。

### 5 施設量の最適化に向けた取組

丸山共同調理場の老朽化に伴い、三日市場地籍に新たな調理場を整備・移転し、矢高共同調理場を含めて配食校の見直しを行います。また、引き続き市全体の調理場施設のあり方を検討していきます。

## 6-1-4 学校給食施設における実施計画（5年間）

6-1-3で示した施設整備方針（1、2）における5カ年の実施計画は下記のとおり。

計画期間：令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)

| 施設整備項目    |                    | 施設整備内容と対象校   |
|-----------|--------------------|--|
| 予防保全型改修事業 | 老朽化建替事業            | ・（仮称）西部共同調理場建設   |
|           | 大規模改修事業<br>（計画的改修） | ・ 屋根外壁改修工事<br>（南信濃給食センター）<br><br>・ 内部改修工事<br>（矢高共同調理場） |
| 環境改善事業    |                    |  |

※上記事業は、計画期間内の事業着手を予定していますが、施設の状況、優先度、財政状況等を踏まえ、計画を一部変更する場合も想定されます。



6-2

児童館・児童センター  
・児童クラブ

## 6-2 目次

|       |                            |        |
|-------|----------------------------|--------|
| 6-2-1 | 児童センター・クラブの目指すべき姿          | 6-2-2  |
| 1     | 放課後の児童が安全・安心・快適に過ごせる居場所の確保 | 6-2-2  |
| 6-2-2 | 児童センター・クラブの実態              | 6-2-3  |
| 1     | 対象施設                       | 6-2-3  |
| 2     | 受入定員と登録児童数、支援員数の状況         | 6-2-4  |
| 3     | 施設の老朽化状況                   | 6-2-6  |
| (1)   | 整備状況（単独所有の施設分）             | 6-2-6  |
| (2)   | 劣化状況の現地調査結果                | 6-2-7  |
| 4     | 維持・更新コスト                   | 6-2-8  |
| (1)   | 維持管理コストの現状                 | 6-2-8  |
| (2)   | 今後の維持・更新コスト（文部科学省ソフトによる試算） | 6-2-9  |
| 6-2-3 | 目指すべき姿を実現するための施設整備方針等      | 6-2-10 |
| 1     | 予防保全型の改修                   | 6-2-10 |
| 2     | 時代の変化に対応した施設環境の整備          | 6-2-10 |
| (1)   | トイレの洋式化を推進                 | 6-2-10 |
| (2)   | ゼロカーボンへの対応                 | 6-2-10 |
| 3     | 法令等を踏まえた維持管理の徹底            | 6-2-10 |
| 4     | 工事・修繕等の改修履歴の整備             | 6-2-11 |
| 5     | 施設量の最適化への取組                | 6-2-11 |
| 6-2-4 | 児童センター・クラブの実施計画（5年間）       | 6-2-12 |

## 6-2-1 児童センター・クラブの目指すべき姿

ライフスタイルや働き方の変化、核家族化の進行により、放課後、家に帰っても保護者がいない環境で過ごさなくてはならない児童が増加しています。必要としているすべての児童に放課後、安全に安心して過ごせる場所があり、保護者が安心して就労できる環境を整えるために、次の視点を踏まえて施設の整備を進めます。

### 1 放課後の児童が安全・安心・快適に過ごせる居場所の確保

放課後、保護者が労働等により家庭にいない児童が安全・安心・快適に過ごせるよう、施設の安全性・快適性に配慮した施設整備を進めます。

## 6-2-2 児童センター・クラブの実態

### 1 対象施設

児童館・児童センター・児童クラブ（以下「児童センター・クラブ」という。）は、厚生労働省が定める放課後児童クラブ運営指針において、放課後児童健全育成事業を行う場所と謳われています。放課後児童健全育成事業は、児童福祉法で「小学生に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」と定められています。

市内の放課後児童クラブは、公立私立を合わせて 29 支援単位ありますが、この計画では公立 23 支援単位を対象としています。公立の施設については、保有しているもの 9 支援単位及び閉鎖した施設 3 施設（図表 対象施設一覧（保有分））と他部署が所管する施設を借用しているもの 14 支援単位（図表 対象施設一覧（借用分））があります。

図表 対象施設一覧（保有分）

| 館・センター・クラブ名 | 建物名             | 構造 | 階数 | 延床面積(m <sup>2</sup> ) | 建築年度 | 年数 | 備考             |
|-------------|-----------------|----|----|-----------------------|------|----|----------------|
| 竜丘児童センター    | 竜丘児童センター        | S  | 2  | 302                   | 1987 | 39 | 2階部分(1階は竜丘柔道場) |
| 丸山児童センター    | 丸山児童センター        | S  | 2  | 305                   | 1989 | 37 | 2階部分           |
| 座光寺児童センター   | 座光寺児童センター       | RC | 1  | 309                   | 1991 | 35 |                |
| 山本児童センター    | 山本児童センター        | S  | 1  | 308                   | 2000 | 26 |                |
| 鼎児童センター     | 鼎児童センター         | S  | 1  | 344                   | 2000 | 26 |                |
| 龍江児童クラブ     | 龍江児童クラブ         | W  | 1  | 79                    | 2010 | 16 |                |
|             |                 | W  | 1  | 16                    | 2023 | 3  |                |
| 松尾第3児童クラブ   | 松尾第3児童クラブ       | S  | 1  | 309                   | 1981 | 45 |                |
| 伊賀良第1児童クラブ  | 介護予防拠点施設かさまつのさと | W  | 1  | 533                   | 2004 | 22 |                |
| 伊賀良第2児童クラブ  |                 | S  | 1  | 132                   | 2011 | 15 |                |
| 高松児童館       | 旧高松児童館          | S  | 2  | 338                   | 1983 | 43 | 令和7年3月31日閉館    |
| 別府児童館       | 旧別府児童館          | W  | 2  | 266                   | 1977 | 49 | 令和7年3月31日閉館    |
| 切石児童クラブ     | 切石児童学習交流センター    | W  | 1  | 88                    | 2006 | 20 | 令和5年3月31日閉所    |

図表 対象施設一覧（借用分）

| 館・センター・クラブ名   | 建物名           | 構造 | 階数 | 借用面積(m <sup>2</sup> ) | 建築年度 | 年数 | 備考           |
|---------------|---------------|----|----|-----------------------|------|----|--------------|
| 竜丘児童センター第2    | 竜丘柔道場         | S  | 2  | 68                    | 1987 | 39 | 1階部分         |
| 丸山児童センター第2    | 丸山小学校体育館      | S  | 1  | 73                    | 1989 | 37 | 1階部分(クラブハウス) |
| 下久堅児童クラブ      | 下久堅ふれあい交流館    | W  | 1  | 114                   | 2019 | 7  | 一部使用         |
| 松尾第1・2児童クラブ   | 介護予防拠点施設松ぼっくり | W  | 1  | 548                   | 2002 | 24 |              |
|               | 旧松尾公民館講堂      | W  | 1  | 315                   | 1936 | 90 |              |
| 浜井場児童クラブ      | 浜井場小学校        | RC | 3  | 135                   | 1955 | 71 | 1階教室部分       |
| 川路児童クラブ       | 紫雲館           | S  | 1  | 300                   | 1981 | 45 |              |
| 三穂児童クラブ       | 三穂小学校体育館      | S  | 1  | 45                    | 1989 | 37 |              |
| 上久堅児童クラブ      | 風張生活改善センター    | W  | 1  | 104                   |      |    | 地区集会所を借用     |
| 上郷第1・2・3児童クラブ | 上郷小学校         | RC | 3  | 351                   | 1973 | 53 | 1階を一部使用      |
| 鼎児童クラブ        | 鼎コミュニティ防災センター | RC | 2  | 240                   | 1984 | 42 | 2階部分         |
| 橋南児童クラブ       | 橋南公民館         | RC | 3  | 166                   | 2001 | 25 | 3階を一部使用      |

## 2 受入定員と登録児童数、支援員数の状況

施設の面積は基準により、児童一人当たり 1.65 m<sup>2</sup>以上が必要とされています。また、支援単位ごとに支援員は少なくとも2名以上の配置が必要です。施設面積と支援員の配置数により、定員を決定しています。

現状では原則、小学校3年生までの児童の受入れとなっています。一部の施設では4年生以上の高学年児童の受け入れも行っています。

それぞれの放課後児童クラブの定員、登録児童数、支援員数の状況は次のとおりです。

図表 受入定員と登録児童数、支援員数の状況

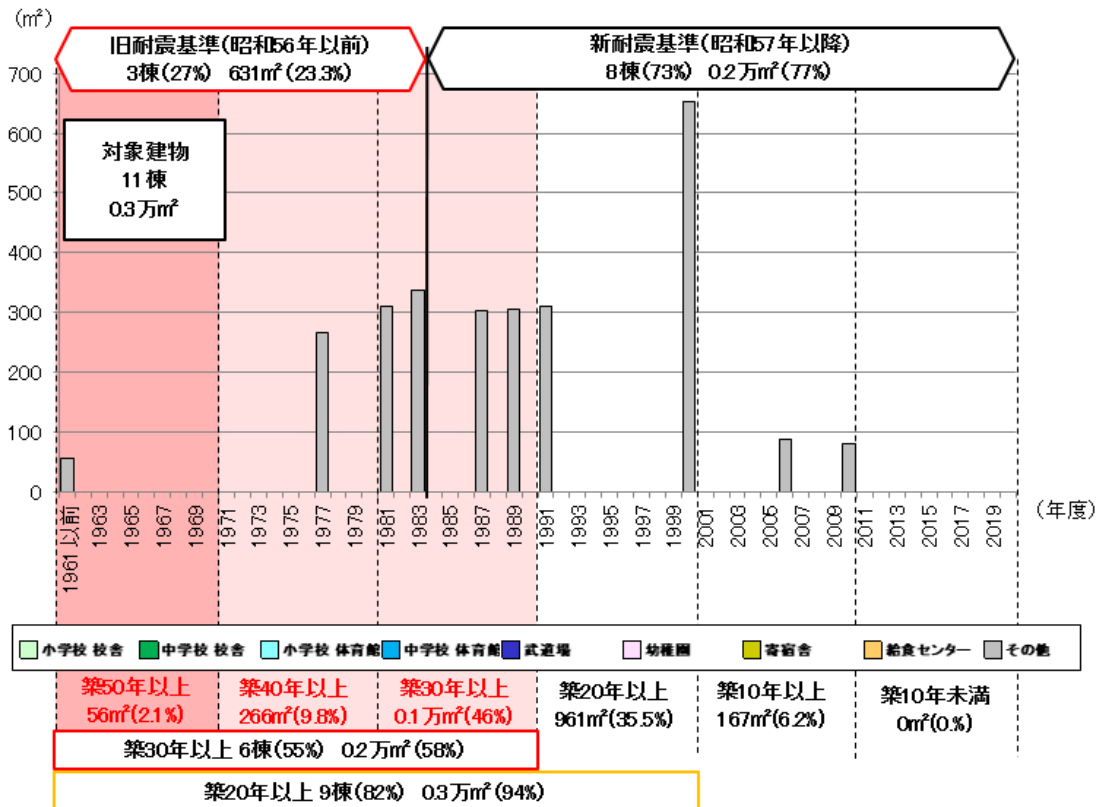
(令和7年度)

| 放課後児童クラブ名     | 定員    | 登録児童数 | 支援員数 |
|---------------|-------|-------|------|
| 丸山児童センター      | 50    | 48    | 3    |
| 丸山児童センター第2    | 30    | 29    | 3    |
| 座光寺児童センター     | 50    | 54    | 3    |
| 竜丘児童センター      | 50    | 46    | 3    |
| 竜丘児童センター第2    | 20    | 20    | 2    |
| 山本児童センター      | 50    | 43    | 3    |
| 橋南児童クラブ       | 35    | 33    | 2    |
| 浜井場児童クラブ      | 25    | 20    | 2    |
| 松尾第1児童クラブ     | 50    | 51    | 4    |
| 松尾第2児童クラブ     | 50    | 51    | 3    |
| 松尾第3児童クラブ     | 40    | 41    | 3    |
| 下久堅児童クラブ      | 30    | 19    | 2    |
| 上久堅児童クラブ      | 30    | 22    | 2    |
| 龍江児童クラブ       | 35    | 19    | 2    |
| 川路児童クラブ       | 25    | 31    | 2    |
| 三穂児童クラブ       | 20    | 18    | 2    |
| 伊賀良第1児童クラブ    | 50    | 51    | 4    |
| 伊賀良第2児童クラブ    | 50    | 49    | 3    |
| 鼎児童センター       | 50    | 44    | 3    |
| 鼎児童クラブ        | 40    | 30    | 2    |
| 上郷第1児童クラブ     | 40    | 42    | 4    |
| 上郷第2児童クラブ     | 40    | 41    | 3    |
| 上郷第3児童クラブ     | 40    | 42    | 3    |
| 計             | 900   | 844   | 63   |
| いくら児童センター     | 40    | 37    |      |
| 千代学童保育        | 20    | 26    |      |
| 鼎あかり第1・2児童クラブ | 50    | 60    |      |
| 明星児童クラブ       | 40    | 40    |      |
| 松尾あかり児童クラブ    | 50    | 11    |      |
| 計             | 200   | 174   |      |
| 総合計           | 1,100 | 1,018 |      |

### 3 施設の老朽化状況

#### (1) 整備状況（単独所有の施設分）

対象施設のうち、保有施設分を対象として建築年のデータをみると、築30年以上の建物が半数以上を占めています。



## (2) 劣化状況の現地調査結果

(1) で示す保有施設の劣化状況調査結果は次のとおりです。

| 施設名        | 建築年度 |     | 劣化判定結果 |    |      |      |      |
|------------|------|-----|--------|----|------|------|------|
|            | 西暦   | 和暦  | 屋根・屋上  | 外壁 | 内部仕上 | 電気設備 | 機械設備 |
|            |      |     |        |    |      |      |      |
| 竜丘児童センター   | 1987 | S62 | A      | A  | B    | A    | B    |
| 丸山児童センター   | 1989 | H元  | B      | C  | B    | B    | B    |
| 座光寺児童センター  | 1991 | H3  | A      | A  | B    | A    | B    |
| 山本児童センター   | 2000 | H12 | C      | C  | B    | A    | B    |
| 鼎児童センター    | 2000 | H12 | B      | B  | B    | A    | B    |
| 高松児童館      | 1983 | S58 | —      | —  | —    | —    | —    |
| 別府児童館      | 1977 | S52 | —      | —  | —    | —    | —    |
| 龍江児童クラブ    | 2010 | H22 | A      | B  | B    | A    | A    |
| 切石児童クラブ    | 2006 | H18 | B      | C  | B    | B    | B    |
| 松尾第3児童クラブ  | 1981 | S56 | A      | C  | B    | A    | B    |
| 伊賀良第1児童クラブ | 2004 | H21 | B      | B  | B    | A    | B    |
| 伊賀良第2児童クラブ | 2011 | H14 | A      | B  | B    | A    | A    |

## 4 維持・更新コスト

### (1) 維持管理コストの現状

放課後児童クラブにおける施設関連経費は、直近5カ年のデータをみると、年度ごとに幅があるものの、平均では、年に約2,200万円程度となっています。施設関連経費のうち、大規模事業費の扱いとなる施設整備費は、2022年度に龍江児童クラブ増築工事、2023年度に竜丘児童センター屋根外壁他改修工事、伊賀良児童クラブ照明器具LED化工事、2024年度に座光寺児童センター屋根外壁他改修工事、丸山児童センター他3施設の照明器具LED化工事を行いました。

図表 児童クラブ等施設の維持管理コストの推移

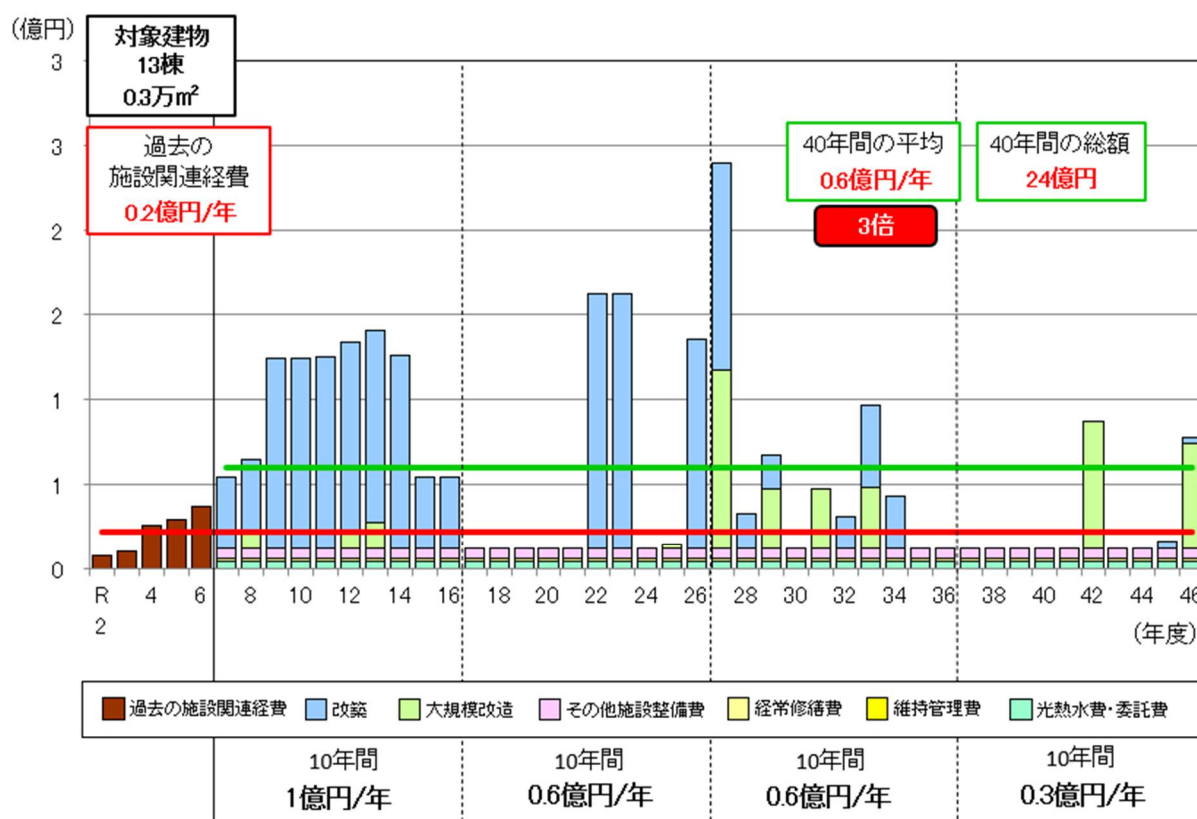
(単位：円)

|          | 令和2年度<br>2020年度 | 令和3年度<br>2021年度 | 令和4年度<br>2022年度 | 令和5年度<br>2023年度 | 令和6年度<br>2024年度 |
|----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 施設整備費    | 0               | 0               | 6,600,000       | 16,841,000      | 23,969,000      |
| その他施設整備費 | 4,833,829       | 8,153,422       | 10,499,940      | 4,362,380       | 4,690,777       |
| 維持修繕費    | 1,620,234       | 1,354,215       | 1,702,735       | 1,431,972       | 1,607,402       |
| 光熱水費・委託費 | 1,117,115       | 1,083,824       | 7,330,197       | 6,318,818       | 6,947,289       |
| 合計       | 7,571,178       | 10,591,461      | 26,132,872      | 28,954,170      | 37,214,468      |

## (2) 今後の維持・更新コスト（文部科学省ソフトによる試算）

文部科学省提供ソフトを用いて試算される従来型の整備方法（築 20 年で大規模改造、築 60 年で改築）による今後の維持・更新コストは、今後 40 年間の事業費総額で約 24 億円です。年間平均は約 6,000 万円になり、過去の年間平均 200 万円の約 3 倍になります。

図表 従来型の施設サイクルによる維持・更新コストの推計



### ◇コスト試算条件

|       |   |
|-------|---|
| 基準年度  | 2024 年（令和 6 年）  |
| 試算期間  | 基準年の翌年度から 40 年間   |
| 改 築   | ○更新周期 60 年<br>○改築単価 46.0 万円/㎡<br>○改築後面積 現在の面積<br>○工事期間 2 カ年<br>○実施年数より古い建物改修を 5 年以内実施 |
| 大規模改造 | ○実施年数 20 年周期<br>○工事期間 1 年   |

出典：文部科学省提供 学校施設の維持・更新コストの試算ソフト

## 6-2-3 目指すべき姿を実現するための施設整備方針等

### 1 予防保全型の改修

老朽化による劣化・破損等の不具合が生じた後に修繕等を行う事後保全型の施設管理方法から、定期的な劣化状況調査の結果に基づく、計画的な改修を実施する予防保全型の施設管理方法に転換を図ります。予防保全型の改修として、下記に示す施設整備を進めます。

5年毎の劣化状況調査結果に基づく、計画的な改修を実施します。改修においては劣化評価におけるD評価の箇所とC評価の内、優先度が高い箇所を優先的に実施します。

旧高松児童館、旧別府児童館は、上郷児童クラブへの施設の集約化により、建物の解体を行います。

### 2 時代の変化に対応した施設環境の整備

#### (1) トイレの洋式化を推進

洋式トイレの整備（洋式化率の上昇）を進めます。

#### (2) ゼロカーボンへの対応

ゼロカーボン対応への取組として、太陽光発電などの自然エネルギーの活用や地域新電力の活用といった取組を実施しています。今後はLED照明器具の整備も取組の一環として進めます。

### 3 法令等を踏まえた維持管理の徹底

児童センター・クラブの施設職員と学校教育課がそれぞれの担当において、各種点検を実施し、施設を適正な状態に維持します。なお、点検等において、新たに確認された不具合等は早期に応急修繕を実施します。

図表 児童クラブにおける主な調査・点検等

| 調査・点検     | 内容           | 頻度              |
|-----------|--------------|-----------------|
| 消防法 第17条  | 消防用設備等の点検・報告 | 年2回の点検<br>報告は毎年 |
| 浄化槽法 第10条 | 浄化槽の定期清掃・点検  | 毎年1回以上          |

## 4 工事・修繕等の改修履歴の整備

---

保有施設における修繕・工事記録を個別施設ごとに施設カルテとして整理し、改修サイクルや改修方法の見直しなどに役立っています。また、図面データのCADデータ化を推進し、修繕・工事履歴と合わせてデジタル化を実施し、工事施工業者等とデータの共有をします。

## 5 施設量の最適化への取組

---

高学年の児童を中心に受入れ拡大のニーズが高まっているため、施設面積の確保と支援員の確保が必要です。4年生以上の受入拡大を含め、地域に合った体制づくりと合わせて施設量の最適化についても検討します。また、少子化による児童生徒の教育環境の充実に向けた検討の中で、地域の方と一緒に検討します。

## 6-2-4 児童センター・クラブの実施計画（5年間）

6-2-3で示した施設整備方針（1、2）における5カ年の実施計画は下記のとおり。

計画期間：令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）

| 施設整備項目    |          | 施設整備内容と対象の放課後児童クラブ   |
|-----------|----------|--|
| 予防保全型改修事業 |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋根外壁改修工事<br/>（山本児童センター、鼎児童センター、龍江児童クラブ）</li> <li>・ 上郷児童クラブへの施設の集約化に伴う建物の解体<br/>（旧高松児童館、旧別府児童館）</li> </ul> |
| 環境改善事業    | トイレ洋式化改修 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洋式トイレを整備（洋式化率の上昇）<br/>（丸山児童センター、松尾児童クラブ、伊賀良児童クラブ）</li> </ul>  |

※上記事業は、計画期間内の事業着手を予定していますが、施設の状況、優先度、財政状況等を踏まえ、計画を一部変更する場合も想定されます。



6—3

教職員住宅

## 6-3 目 次

|       |                                  |       |
|-------|----------------------------------|-------|
| 6-3-1 | 教職員住宅の目指すべき姿 .....               | 6-3-2 |
| 1     | 施設整備の方針 .....                    | 6-3-2 |
| (1)   | 飯田市公共施設等総合管理計画に基づく用途変更及び廃止 ..... | 6-3-2 |
| (2)   | 教職員が居住する住戸の適正な管理 .....           | 6-3-2 |
| 6-3-2 | 教職員住宅施設の実態 .....                 | 6-3-3 |
| 1     | 教職員住宅の一覧 .....                   | 6-3-3 |
| 2     | 教職員住宅の入居率、収支の状況等 .....           | 6-3-4 |
| (1)   | 教職員住宅の入居率の推移 .....               | 6-3-4 |
| (2)   | 教職員住宅の収支 .....                   | 6-3-5 |
| (3)   | 施設の老朽化 .....                     | 6-3-5 |
| 6-3-3 | 目指すべき姿を実現するための施設整備方針等 ...        | 6-3-6 |
| 1     | 施設数の最適化に向けた取組 .....              | 6-3-6 |
| 2     | 施設における点検・修繕等 .....               | 6-3-6 |

## 6-3-1 教職員住宅の目指すべき姿

### 1 施設整備の方針

飯田市では、教職員の居住地確保を目的として教員・校長住宅を設置し、保有してきました。施設の多くが築30年以上を経過し老朽化が進み、また、民間アパートの増加や道路交通網の整備が進んだ結果、教職員住宅の需要は低下しています。こうした認識の下で、次の方針を踏まえた施設整備を進めます。

#### (1) 飯田市公共施設等総合管理計画に基づく用途変更及び廃止

飯田市公共施設等総合管理計画に基づき、利用が見込まれない教職員住宅の用途変更及び廃止・売却を積極的に進めます。

#### (2) 教職員が居住する住戸の適正な管理

教職員住宅利用者のために、入退去時や日常点検において不具合が確認された際は、速やかに修繕を実施します。

## 6-3-2 教職員住宅施設の実態

### 1 教職員住宅の一覧

| No. | 建物名                | 構造 | 階数 | 延床面積<br>(㎡) | 築年数 |
|-----|--------------------|----|----|-------------|-----|
| 1   | 丸山小学校校長住宅          | W  | 1  | 88.37       | 42  |
| 2   | 座光寺小学校校長住宅         | W  | 1  | 72.04       | 36  |
| 3   | 松尾小学校校長住宅          | W  | 1  | 69.9        | 31  |
| 4   | 山本小学校校長住宅          | W  | 1  | 69.66       | 33  |
| 5   | 川路小学校校長住宅          | W  | 1  | 81.15       | 44  |
| 6   | 千栄小学校校長住宅          | W  | 1  | 69.66       | 43  |
| 7   | 上久堅小学校校長住宅         | W  | 1  | 69.66       | 30  |
| 8   | 飯田西中学校校長住宅         | W  | 1  | 72.04       | 34  |
| 9   | 高羽町教職員住宅（1号、2号）    | CB | 1  | 72.6        | 62  |
| 10  | 旧日夏邸教職員住宅          | W  | 1  | 82.29       | 65  |
| 11  | 大瀬木教職員住宅（B-1、B-2）  | W  | 2  | 139.12      | 32  |
| 12  | 下北教職員住宅（1号、2号）     | W  | 2  | 139.12      | 39  |
| 13  | 大堤教職員住宅（1号、2号）     | W  | 1  | 139.12      | 40  |
| 14  | 別府教職員住宅（1号、2号）     | W  | 2  | 139.12      | 38  |
| 15  | 御殿山教職員住宅（1号、2号）    | W  | 2  | 139.12      | 37  |
| 16  | 御殿山教職員住宅（3号、4号）    | W  | 2  | 139.12      | 36  |
| 17  | 御殿山教職員住宅（5号、6号）    | W  | 2  | 149.56      | 35  |
| 18  | 中郷教職員住宅（B101～B203） | S  | 2  | 204         | 39  |
| 19  | 伊藤教職員住宅（101号、102号） | W  | 2  | 60          | 33  |
| 20  | 伊藤教職員住宅（201号、202号） | W  | 2  | 60          | 33  |
| 21  | 伊塚校長住宅 1号          | W  | 1  | 61.76       | 28  |
| 22  | 伊塚校長住宅 2号          | W  | 1  | 61.76       | 27  |
| 23  | 樋口団地No.1（1号、2号）    | W  | 1  | 115         | 46  |
| 24  | 愛宕団地No.1（1号、2号）    | W  | 1  | 99          | 38  |
| 25  | 愛宕団地No.2（1号、2号）    | W  | 1  | 99          | 38  |

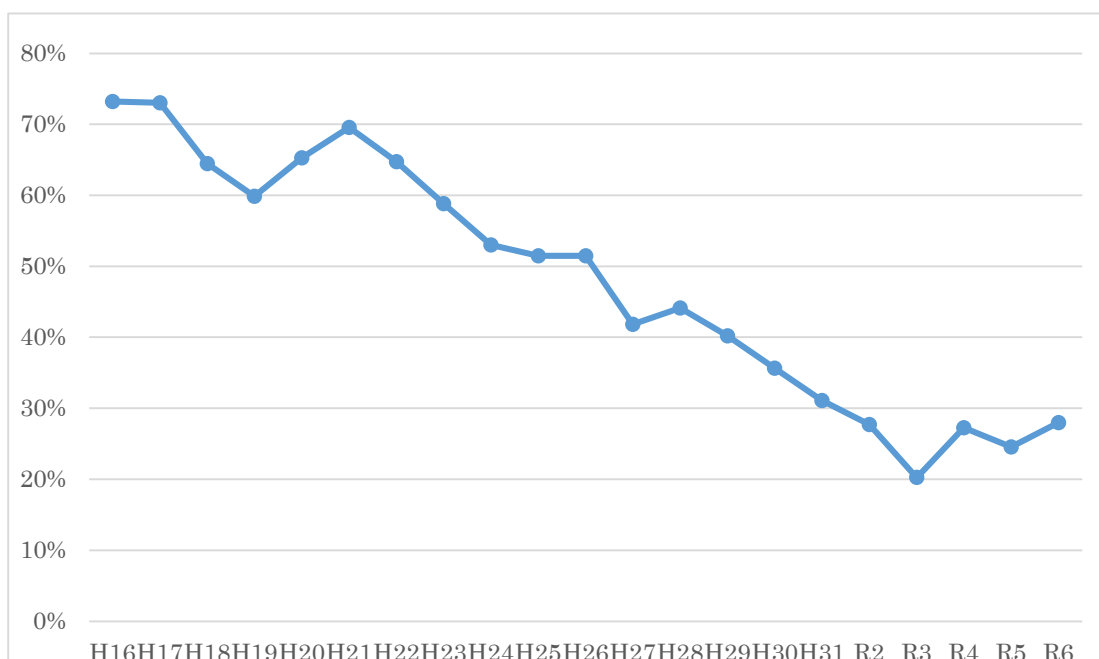
※ 合計 25棟 43戸

## 2 教職員住宅の入居率、収支の状況等

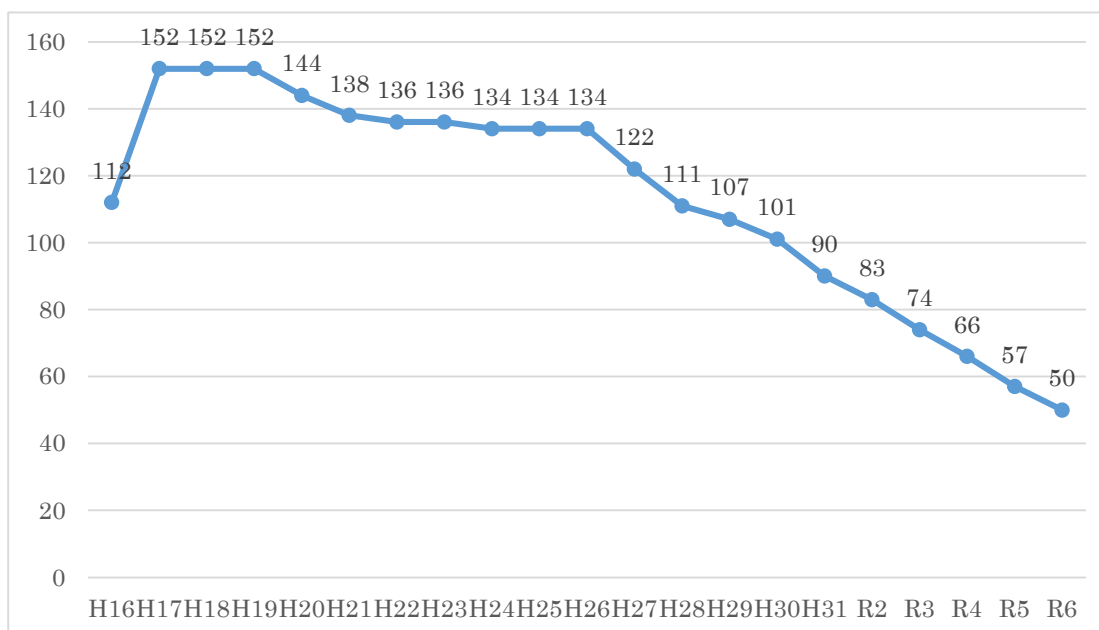
### (1) 教職員住宅の入居率の推移

道路交通網の整備や民間アパートの建設増が進み、教職員住宅の入居率は減少傾向にあります。令和4年度以降、入居率が上昇していますが、これは老朽化した教職員住宅の解体を進め保有戸数が減少しているためであり、入居者の増加によるものではありません。

図表 教職員住宅入居率の推移



図表 教職員住宅の保有戸数推移

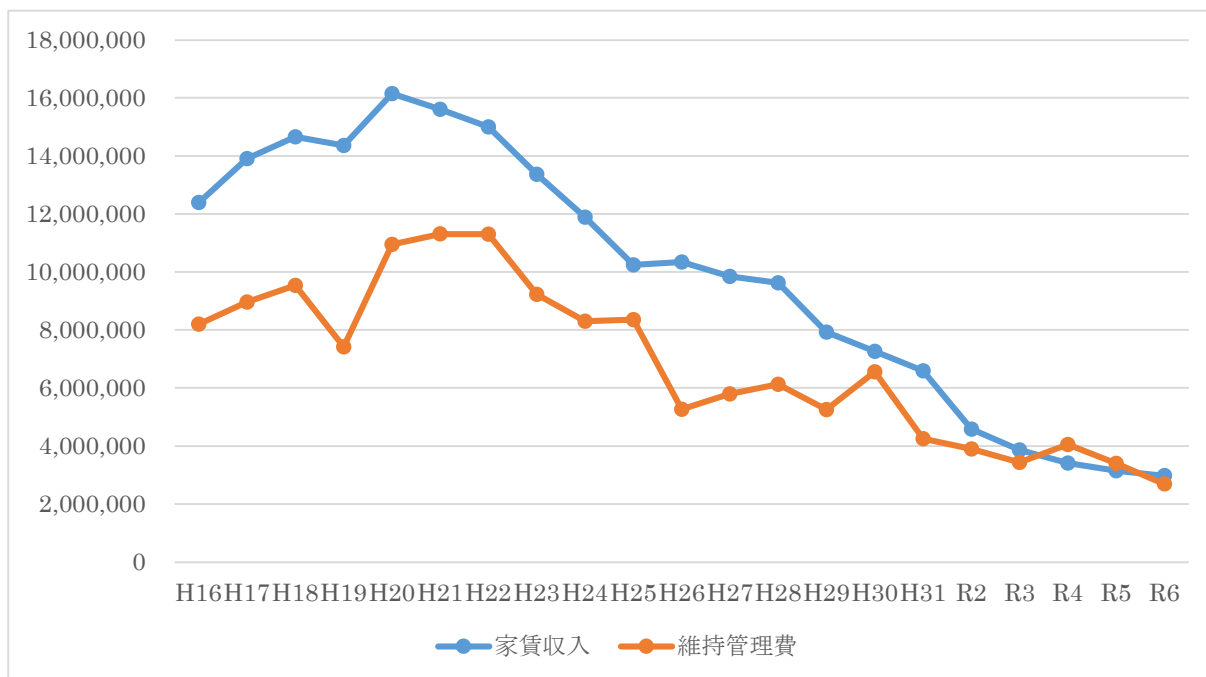


## (2) 教職員住宅の収支

入居率の減少に伴い、収入に対する維持管理コストが増大傾向にあります。

また、一部の教職員住宅は借地に建設されているため、入居していない住宅でも維持費が必要となっています。

図表 家賃収入と維持費の推移（解体関連費は含まない）



## (3) 施設の老朽化

築 30 年以上経過した老朽化住宅が多く、施設を維持するには維持費が増加していく可能性があります。また、古い施設の一部では耐震性能に課題があるため、早急に解体をする必要があります。

### 6-3-3 目指すべき姿を実現するための施設整備方針等

地域における民間アパートの有無等を考慮しつつ、老朽化した施設から順次、廃止・解体を実施していきます。

一方、比較的建設年次が新しい施設については、所管替え等を検討していきます。

なお、施設の維持に当たっては、不具合や劣化等が見られた都度対応を実施します。

#### 1 施設数の最適化に向けた取組

老朽化が進行している施設から順次、廃止・解体を実施します。また、建設年が新しい施設等は所管替え等新たな利活用を検討していきます。

なお、遠山郷学園区域においては、他校に比べて通勤時間を要することや、区域内に民間住宅が無いことを踏まえ、最低限必要となる住宅戸数を確保することとします。

#### 2 施設における点検・修繕等

入退去時や日常点検において、適宜修繕を実施し、施設を適正な状態に維持します。



# 第7章

## 社会教育関連施設

## 第7章 目 次

|     |                       |     |
|-----|-----------------------|-----|
| 7-1 | 社会教育関連施設の目指すべき姿       | 7-2 |
| 1   | 市民の社会教育活動の拠点施設の維持     | 7-2 |
| 7-2 | 社会教育関連施設の実態           | 7-3 |
| 1   | 対象施設                  | 7-3 |
| (1) | 風越山麓研修センター            | 7-3 |
| (2) | 飯田市勤労青少年ホーム           | 7-3 |
| (3) | 南信濃学習交流センター           | 7-4 |
| (4) | 愛宕蔵                   | 7-4 |
| 2   | 社会教育関連施設の運営状況、活用状況    | 7-5 |
| (1) | 社会教育関連施設の利用者数の推移      | 7-5 |
| (2) | 社会教育関連施設の使用料等の推移      | 7-5 |
| 3   | 社会教育関連施設の老朽化状況        | 7-5 |
| (1) | 社会教育関連施設の整備状況         | 7-5 |
| (2) | 劣化状況の現地調査結果           | 7-5 |
| 7-3 | 目指すべき姿を実現するための施設整備方針等 | 7-6 |
| 1   | 予防保全型の改修              | 7-6 |
| 2   | 時代の変化に対応した施設環境の整備     | 7-6 |
| (1) | トイレの洋式化を推進            | 7-6 |
| (2) | ゼロカーボン対応への取組          | 7-6 |
| 3   | 法令等を踏まえた維持管理の徹底       | 7-6 |
| 4   | 工事・修繕等の改修履歴の整備        | 7-6 |
| 5   | 施設量の最適化への取組           | 7-7 |
| 7-4 | 社会教育関連施設における実施計画（5年間） | 7-8 |

## 7-1 社会教育関連施設の目指すべき姿

### 1 市民の社会教育活動の拠点施設の維持

---

市民が快適に施設を利用できるように施設利用環境の整備に取り組みます。また、地域の防災拠点としての役割を担っているため、安全・安心な施設となるよう維持管理を徹底します。

## 7-2 社会教育関連施設の実態

### 1 対象施設

#### (1) 風越山麓研修センター

研修利用を目的とした簡易宿泊施設で、他の体育施設（押洞運動場、押洞テニスコート）と隣接しており、主に夏季の合宿などの利用が多い施設です。平成25年度には屋根の改修を行いました。



■ 風越山麓研修センター

| 施設名           | 休館日           | 建設年月  | 所在地             | 規模  |            |
|---------------|---------------|-------|-----------------|-----|------------|
|               |               |       |                 | 面積㎡ | フロア・競技種目   |
| 飯田市風越山麓研修センター | 12/1～<br>3/31 | S59.4 | 飯田市丸山町4丁目5515-5 | 516 | 研修施設 宿泊60名 |

#### (2) 飯田市勤労青少年ホーム

1階が事務室、小会議室、音楽室、料理教室、講習室、軽運動室で2階が日本間、図書室、集会室となっており平成30年4月から指定管理制度を導入し、隣接する勤労者体育センターと飯田市総合運動場と併せ公益財団法人飯田市スポーツ協会が指定管理を行っています。1年間を通して貸館を行っており、様々なサークル活動が行われています。



■ 飯田市勤労青少年ホーム

| 施設名         | 休館日           | 建設年月   | 所在地            | 規模                           |   |
|-------------|---------------|--------|----------------|------------------------------|---|
|             |               |        |                | 面積㎡                          | フロア・競技種目  |
| 飯田市勤労青少年ホーム | 12/29～<br>1/3 | S53.11 | 飯田市松尾明 7443 番地 | 1階<br>536.57<br>2階<br>238.55 | 1階<br>事務室、小会議室、音楽室、料理教室、講習室、軽運動室<br>2階<br>日本間、図書室、集会室 |

### (3) 南信濃学習交流センター

会議室や作業室に加え、図書分館を併設しており、南信濃地区住民の学習交流の拠点として機能し、こどもから高齢者まで幅広い年齢層に利用されている施設です。



■ 南信濃学習交流センター

| 施設名         | 休館日       | 建設年月  | 所在地             | 規模     |                  |
|-------------|-----------|-------|-----------------|--------|------------------|
|             |           |       |                 | 面積㎡    | フロア・競技種目         |
| 南信濃学習交流センター | 12/29～1/3 | H13.7 | 南信濃和田 1099 番地 2 | 555.16 | 1階 展示室<br>2階 交流室 |

### (4) 愛宕蔵

平成 16 年に建物の寄贈を受けた後、歴史研究所資料や、文化会館の資材などの倉庫として使用している施設です。



■ 愛宕蔵

| 施設名 | 建設年月 | 所在地         | 規模      |          |
|-----|------|-------------|---------|----------|
|     |      |             | 面積㎡     | フロア・競技種目 |
| 愛宕蔵 | T6   | 愛宕蔵 2851 番地 | 1395.38 | 倉庫として使用  |

## 2 社会教育関連施設の運営状況、活用状況

### (1) 社会教育関連施設の利用者数の推移

図表 各社会体育施設年度別利用者数の推移

(単位：人)

| No. | 施設名         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 5年間平均利用者数 |
|-----|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-----------|
| 1   | 風越山麓研修センター  | 49    | 103   | 36    | 263   | 206   | 131       |
| 2   | 飯田市勤労青少年ホーム | 8,589 | 5,592 | 2,457 | 2,772 | 3,168 | 4,516     |
| 3   | 南信濃学習交流センター | 5,233 | 4,323 | 3,768 | 4,316 | 5,014 | 4,531     |

### (2) 社会教育関連施設の使用料等の推移

図表 使用料収入額の推移

(単位：円)

| 施設名         | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   | 令和6年度   |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 風越山麓研修センター  | 17,220  | 0       | 5,940   | 24,190  | 33,520  |
| 飯田市勤労青少年ホーム | 244,650 | 303,025 | 270,425 | 229,825 | 304,675 |
| 南信濃学習交流センター | 2,950   | 4,750   | 8,450   | 5,925   | 3,500   |

※指定管理制度導入施設の使用料は含まれていません。

## 3 社会教育関連施設の老朽化状況

### (1) 社会教育関連施設の整備状況

#### ア 対象施設の築年別整備状況

大正時代に整備された施設もあり、屋外、屋内施設とも経年経過による老朽化が進んでいます。

緊急性、安全性を優先して改修整備を進めていますが、施設機能の維持をはじめ利用者の快適性や時代の変化に対応した改修整備を進めていく必要があります。

### (2) 劣化状況の現地調査結果

社会教育関連施設における劣化状況調査結果は次のとおりです。なお、小規模屋内体育施設や屋外の社会教育関連施設は本調査から除外しています。

図表 社会体育施設等劣化調査対象施設一覧

| 施設名         | 建築年度 |     | 劣化判定結果 |    |      |      |      |
|-------------|------|-----|--------|----|------|------|------|
|             | 西暦   | 和暦  | 屋根・屋上  | 外壁 | 内部仕上 | 電気設備 | 機械設備 |
| 風越山麓研修センター  | 1984 | S59 | B      | C  | C    | D    | A    |
| 飯田市勤労青少年ホーム | 1978 | S53 | C      | C  | D    | C    | C    |
| 南信濃学習交流センター | 2001 | H13 | B      | B  | B    | D    | C    |
| 愛宕蔵         | 1917 | T6  | —      | —  | —    | —    | —    |

## 7-3 目指すべき姿を実現するための施設整備方針等

### 1 予防保全型の改修

老朽化による劣化・破損等の不具合が生じた後に修繕等を行う事後保全型の施設管理方法から、5年に1度の定期的な劣化状況調査の結果に基づき、計画的な改修を実施する予防保全型の施設管理方法に転換を図ります。また、改修においては劣化評価におけるD評価の箇所とC評価のうち、優先度が高い箇所を優先的に実施します。

### 2 時代の変化に対応した施設環境の整備

#### (1) トイレの洋式化を推進

こどもから高齢者まで、衛生的で快適に利用できるよう整備します。

#### (2) ゼロカーボン対応への取組

ゼロカーボン対応への取組として、LED照明器具の整備を進めます。

### 3 法令等を踏まえた維持管理の徹底

各種点検を実施し、社会教育関連施設を適正な状態に維持します。なお、点検等において、新たに確認された不具合等は早期に応急修繕を実施します。

図表 社会教育関連施設における主な調査・点検等

| 調査・点検      | 内 容           | 頻 度                  |
|------------|---------------|----------------------|
| 建築基準法 第12条 | 施設の定期点検       | 建築設備は毎年<br>建築物は3年に1度 |
| 消防法 第17条   | 消防用設備等の点検・報告  | 年2回の点検<br>報告は毎年      |
| 電気事業法 第42条 | 自家用電気工作物の定期点検 | 受電容量による              |
| 水道法 第34条   | 貯水槽の定期清掃・点検   | 毎年1回以上               |
| 浄化槽法 第10条  | 浄化槽の定期清掃・点検   | 毎年1回以上               |

### 4 工事・修繕等の改修履歴の整備

社会教育関連施設における修繕・工事記録を個別施設ごとに整理し、改修サイクルや改修方法の見直しなどに役立てます。また、図面データのCADデータ化を推進し、修繕・工事履歴と合わせてデジタル化を実施し、工事施工業者等とデータの共有をします。

## 5 施設量の最適化への取組

---

飯田市勤労青少年ホームについては耐震診断結果を踏まえ、飯田勤労者体育センター管理棟を含めて今後の施設のあり方について指定管理者等と検討を進めます。

風越山麓研修センターについては老朽化が進んでいることや利用者数が減少してきていることから、今後のあり方を検討していく必要があります。

## 7-4 社会教育関連施設における実施計画（5年間）

7-3で示した施設整備方針（2）における5カ年の実施計画は下記のとおり。

計画期間：令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)

| 施設整備項目    |                    | 施設整備内容と対象施設                                     |
|-----------|--------------------|---|
| 予防保全型改修事業 | 大規模改修事業<br>(計画的改修) | ・屋根改修工事（愛宕蔵）                                    |
| 環境改善事業    | 照明器具LED化           | ・照明器具のLED照明化を実施<br>(風越山麓研修センター、南信濃学習交流センター、愛宕蔵) |
|           | トイレ洋式化改修           | ・南信濃学習交流センター                                    |

※上記事業は、計画期間内の事業着手を予定していますが、施設の状況、優先度、財政状況等を踏まえ、計画を一部変更する場合も想定されます。



# 第8章

## 計画の継続的運用方針

## 第 8 章 目 次

|                        |     |
|------------------------|-----|
| 第 8 章 計画の継続的運用方針 ..... | 8-2 |
| 1 計画の進行管理等 .....       | 8-2 |
| (1) 計画の進行管理 .....      | 8-2 |
| (2) 施設カルテの整備・活用 .....  | 8-2 |
| (3) 推進体制等の整備 .....     | 8-2 |
| 2 前期計画の振り返り .....      | 8-2 |

## 第8章 計画の継続的運用方針

### 1 計画の進行管理等

#### (1) 計画の進行管理

施設の効率的かつ効果的な整備を進めていくために、教育委員会事務局教育政策課教育施設係が主体となり、各施設担当・施設管理者・専門業者と連携し、次の点において重点的に取り組みます。また、市民ニーズを的確に把握するため、施設利用者の意向の把握に努めます。

ア 5年毎の劣化状況調査結果に基づく大規模改修などは毎年度、予算状況等と合わせ、進捗状況の確認をします。

イ 法定点検・日常点検における不備等は早期に修繕を行えるように情報の集積・共有をします。

ウ 施設利用者からの意見等を踏まえ、市民ニーズに対応した施設整備を進めます。

#### (2) 施設カルテの整備・活用

個別施設ごと工事・修繕等の改修履歴や施設の点検記録等を施設カルテとして整備します。なお、施設カルテは統一フォーマットで一元管理が可能となるように作成した後に公開し、施設管理者・専門業者・施工業者等と共有することで効率的かつ効果的な施設維持に役立てます。

#### (3) 推進体制等の整備

施設の老朽化や求められる機能の変化を的確に把握し、本計画を継続的に運用していくため、教育委員会事務局が中心となり、関連部局等と連携し、推進体制の構築を図ります。

### 2 前期計画の振り返り

学校施設では計画事業に対する実施済み事業（継続事業は含まない）は88.4%、公民館施設は79.5%、社会体育施設（学校開放体育施設含む）は91.0%、ホール施設は100.0%、図書館施設は100.0%、博物館施設は76.5%、文化財関連施設は100.0%、人形劇関連施設は100.0%、学校関連施設（調理場、児童クラブ）は90.0%、社会教育関連施設は60.0%となった。全体では着手率が90%以上、完了率は80%以上となった。

計画した事業に対し、未着手となった事業は施設のあり方に関する課題や予算的な課題など様々な原因があるため、事業実施については後期計画の中で引き続き検討を進めます。

市全体の予算が限られている中、教育委員会の施設に対しては多大な予算措置がなされ、ほぼ計画通りに事業を進められた結果となっています。

策定・改訂履歴

|    |   |   |    |   |    |
|----|---|---|----|---|----|
| 令和 | 3 | 年 | 3  | 月 | 策定 |
| 令和 | 4 | 年 | 5  | 月 | 改訂 |
| 令和 | 5 | 年 | 3  | 月 | 改訂 |
| 令和 | 5 | 年 | 10 | 月 | 改訂 |
| 令和 | 6 | 年 | 3  | 月 | 改訂 |
| 令和 | 7 | 年 | 10 | 月 | 改訂 |
| 令和 | 8 | 年 | 3  | 月 | 改訂 |
| 令和 | 8 | 年 | 5  | 月 | 改訂 |